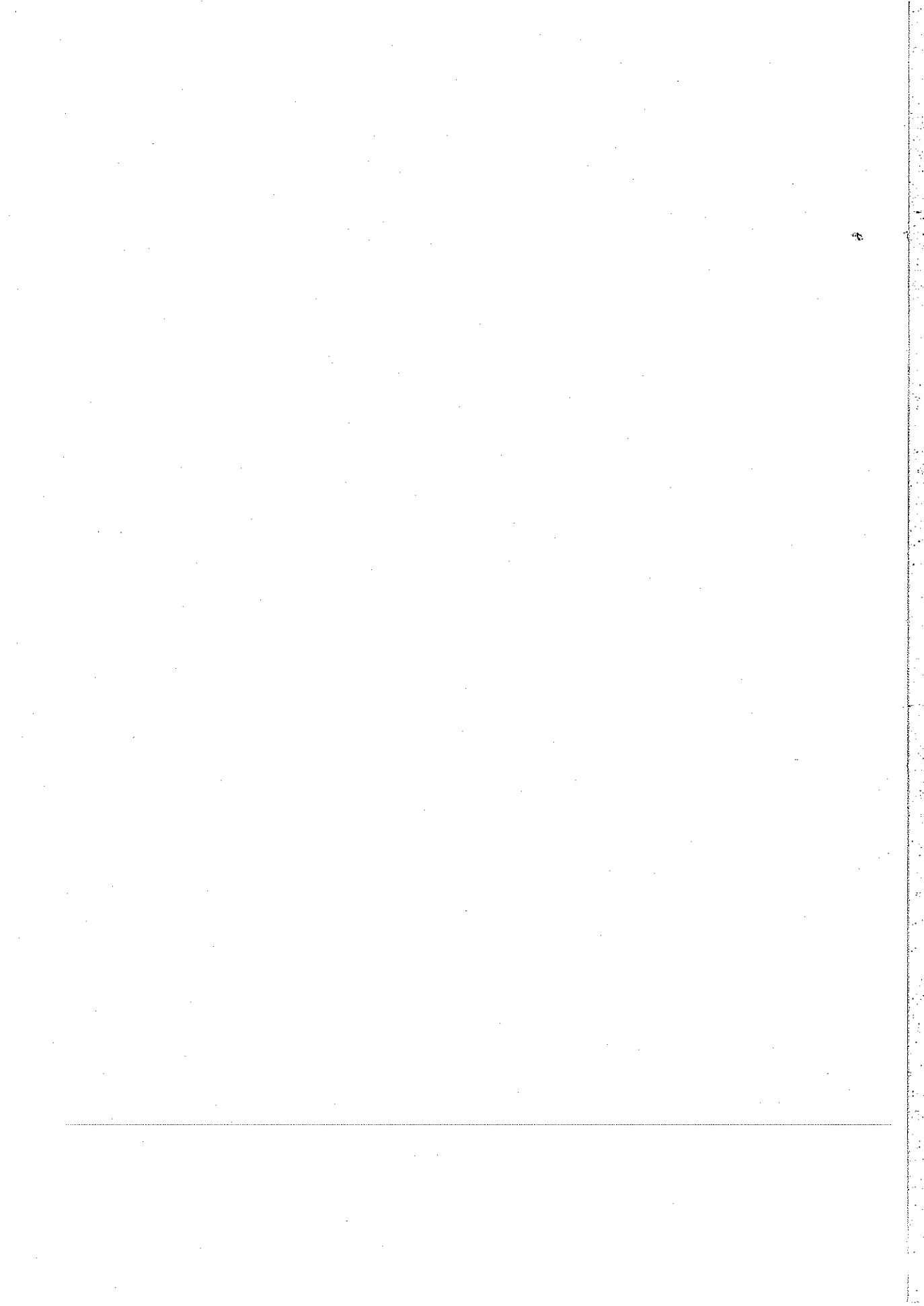


平成 7 年 3 月 3 日開会  
平成 7 年 3 月 28 日閉会

# 和泉市議会第 1 回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第1回定例会会議録目次

平成7年3月3日（金曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1 "
○ 議事日程	3 "
○ 開会宣告（午前10時04分）	3 "
○ 市長開会挨拶	4 "
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について（讃岐一太郎議員・天堀 博議員）	5 "
○ 日程第2 会期の決定について（3月3日～3月29日・27日間）	5 "
○ 日程第3 (議案第8号) 和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定について	— 括 上 程 26頁
○ 日程第4 (議案第9号) 和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定 について	
○ 日程第5 (議案第1号) 平成7年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第6 (議案第2号) 平成7年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第7 (議案第3号) 平成7年度和泉市老人保健事業特別会計予算	
○ 日程第8 (議案第4号) 平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ 日程第9 (議案第5号) 平成7年度和泉市公共地下水道事業特別会計予算	
○ 日程第10 (議案第6号) 平成7年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第11 (議案第7号) 平成7年度和泉市病院事業会計予算	

- 日程第12 (議員提出議案第1号) 予算審査特別委員会設置について 55頁
- 日程第13 予算審査特別委員会委員の選任について 56〃
- 散会宣告 (午前11時34分) 56〃

平成7年3月8日(水曜日)第2日目

- 出席議員・欠席議員 57〃
- 議事説明員、その他 57〃
- 議事日程 59〃
- 開会宣告 (午前10時00分) 64〃
- 日程第1 一般質問について
  - 1 番に 20番 並河道雄 議員 64〃
  - 2 番に 3番 若浜記久男 議員 85〃
  - 3 番に 27番 早乙女 実 議員 102〃
  - 4 番に 15番 木村静雄 議員 121〃
- 散会宣告 (午後4時33分) 134〃

平成7年3月9日(木曜日)第3日目

- 出席議員・欠席議員 135〃
- 議事説明員、その他 135〃
- 議事日程 137〃
- 開会宣告 (午後10時00分) 137〃
- 日程第1 一般質問について
  - 1 番に 26番 原 重樹 議員 137〃
  - 2 番に 6番 田代一男 議員 150〃
  - 3 番に 18番 赤阪和見 議員 160〃

4 番に 25 番 天 堀 博 議員	175 頁
○ 散会宣告 (午後 3 時 25 分)	191 頁

平成 7 年 3 月 10 日 (金曜日) 第 4 日 目

○ 出席議員・欠席議員	193 頁	
○ 議事説明員、その他	193 頁	
○ 議事日程	195 頁	
○ 開会宣告 (午前 10 時 03 分)	196 頁	
○ 日程第 1 (監査報告第 1 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 6 年 9 月分)	一 括 上 程	
○ 日程第 2 (監査報告第 2 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 6 年 9 月分)		
○ 日程第 3 (監査報告第 3 号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 6 年 9 月分)		
○ 日程第 4 (監査報告第 4 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 6 年 10 月分)		
○ 日程第 5 (監査報告第 5 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 6 年 10 月分)		
○ 日程第 6 (監査報告第 6 号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 6 年 10 月分)		
○ 日程第 7 (監査報告第 7 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 6 年 11 月分)		
○ 日程第 8 (監査報告第 8 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 6 年 11 月分)		197 頁
○ 日程第 9 (監査報告第 9 号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 6 年 11 月分)		
○ 日程第 10 (監査報告第 10 号) 定期監査 (平成 6 年度第二次分) 結果報告		
○ 日程第 11 (報告第 1 号) 専決処分の承認を求めることについて (住居表示の実施に伴う関係 条例の整理に関する条例)	197 頁	

○ 日程第12	(議案第10号) 財産取得について (和泉市立いぶき野小学校校舎及び体育館)	200頁
○ 日程第13	(議案第11号) 市道路線の廃止及び認定について (和泉市環境改善整備事業地区内路線)	207''
○ 日程第14	(議案第12号) 市道路線の認定について (唐国町側道1号線ほか1路線)	216''
○ 日程第15	(議案第13号) 市道路線の認定について (小野田町1号線)	220''
○ 日程第16	(議案第14号) 和泉市中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する市道唐国久井線の 街路事業の直接施行同意について	221''
○ 日程第17	(議案第15号) 二級河川の指定に関し意見を述べることについて (芦田川分水路)	226''
○ 日程第18	(議案第16号) 和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について	228''
○ 日程第19	(議案第17号) 和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例制定について	237''
○ 日程第20	(議案第18号) 平成6年度和泉市一般会計補正予算 (第4号)	242''
○ 日程第21	(議案第19号) 平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算 (第2号)	246''
○ 日程第22	(議案第20号) 平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第1号)	248''
○ 日程第23	(議案第21号) 平成6年度和泉市公共地下水道事業特別会計補正予算 (第4号)	252''
○ 日程第24	(議案第22号) 平成6年度和泉市水道事業会計補正予算 (第3号)	254''
○ 日程第25	(議案第23号) 平成6年度和泉市病院事業会計補正予算 (第3号)	256''
○ 散会宣告	(午後1時35分)	258''

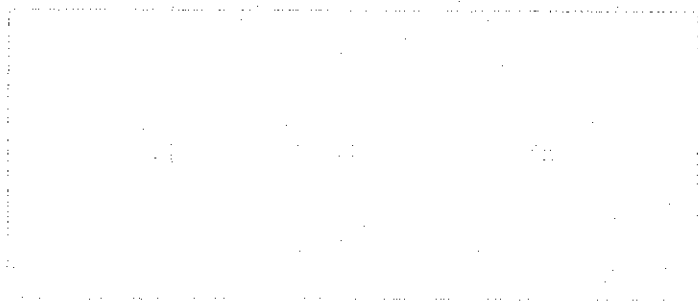
平成7年3月28日（火曜日）最終日

○ 出席議員・欠席議員	259頁	
○ 議事説明員、その他	259〃	
○ 議事日程	261〃	
○ 開会宣告（午前10時00分）	262〃	
○ 日程第1 (平成6年請願第1号) 教育条件の改善を求める請願（産業文教委員長報告）	262〃	
○ 日程第2 (議案第8号) 和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定について （予算審査特別委員長報告）	} 括 上 程 264頁	
○ 日程第3 (議案第9号) 和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定 について（予算審査特別委員長報告）		
○ 日程第4 (議案第1号) 平成7年度和泉市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）		
○ 日程第5 (議案第2号) 平成7年度和泉市国民健康保健事業特別会計予算 （予算審査特別委員長報告）		
○ 日程第6 (議案第3号) 平成7年度和泉市老人保健事業特別会計予算 （予算審査特別委員長報告）		
○ 日程第7 (議案第4号) 平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 （予算審査特別委員長報告）		
○ 日程第8 (議案第5号) 平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 （予算審査特別委員長報告）		
○ 日程第9 (議案第6号) 平成7年度和泉市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）		
○ 日程第10 (議案第7号) 平成7年度和泉市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）		
○ 日程第11 (報告第2号) 和泉市土地開発公社平成7年度事業計画書類の提出について		269〃

○ 日程第12	(議員提出議案第2号) いじめ問題に関する意見書	275頁
○ 日程第13	(議員提出議案第3号) 阪神・淡路大震災からの復興と防災対策に関する意見書	277''
○ 日程第14	(議員提出議案第4号) 老健法に基づく成人歯科健診の早期実施を求める意見書	278''
○ 日程第15	(議員提出議案第5号) 福祉の拡充と自治体への抜本的な財源保障、権限委譲を求める意見書	280''
○ 日程第16	(議員提出議案第6号) 地方分権の推進に関する意見書	282''
○ 日程第17	(議員提出議案第7号) 核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書	283''
○ 市長閉会挨拶		284''
○ 議長閉会挨拶		285''
○ 閉会宣告(午前11時03分)		285''



第 1 日



平成7年3月3日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讃岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和对策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同次長兼人事課長	戸口泰明	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同人権啓発室長	明坂文嘉	市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
企画調整部長	逢野博之	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	福祉事務所長	中川鉄也
同企画室長	今村堅太郎	同理事	坂田平之
同施策推進室長	石本博信	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介
同理事兼財政課長	阪豊光	同理事	白樫通有

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
参与兼都市整備部長	富田宏之	同理事	谷上徹
同理事(再開発担当)	盛尾久和	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長(再開発担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	高宮武男
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事	一ノ瀬喜広
同次長兼公園課長	山下喬三	同次長兼消防署副署長	池野透
コスモポリス推進部長	中屋正彦	土地開発公社事務局長	北野喜平
同理事	田中拓夫	教育委員長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教育長	杉本弘文
建設部長	奥村富彦	教育次長兼管理部長	生田稔
同理事(道路担当)	谷俊雄	同次長兼学事課長	着本直幸
同次長兼住宅課長	西岡政徳	指導部長	西川義徳
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	社会教育部長	大塚孝之
下水道部長	藤原清司	同次長	田丸勝之
同次長	中野英二	同副理事兼久保惣記念美術館長	中野徹
同副理事(ふるさと急激開発担当)	岸本孝二	収入役室長	藤木意継
改良事業部長	中辻寿夫	選挙管理委員会委員長	松井一雄
同次長兼用地課長	帛田嗣夫	同事務局長	着本善夫
水道事業管理者	田中稔	監査委員	庄司清
水道部長	仲田博文	同事務局長	吉田陽三
同次長	西尾浩	農業委員会会長	森口義忠
同次長兼総務課長	池野文一	同事務局長	農端小一
同次長兼営業課長	城前伊佐雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○  
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆  
 次長 井阪和充  
 参事 西垣宏高  
 議事係長 田中康弘  
 議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月3日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第8号	和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定について	P. 1
4	議案第9号	和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 12
5	議案第1号	平成7年度和泉市一般会計予算	別冊
6	議案第2号	平成7年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
7	議案第3号	平成7年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別冊
8	議案第4号	平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
9	議案第5号	平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別冊
10	議案第6号	平成7年度和泉市水道事業会計予算	別冊
11	議案第7号	平成7年度和泉市病院事業会計予算	別冊
12	議員提案 議案第1号	予算審査特別委員会設置について	別紙
13		予算審査特別委員会委員の選任について	別紙

(午前10時04分開議)

- 議長(松尾孝明君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議に入る前に、去る1月17日早朝に発生した阪神大震災は戦後最大の大惨事となり、5,000

名を超える尊い人命が失われました。その亡くなられた方に対し心から哀悼の意を表し、御冥福を祈るため、ここで1分間の黙禱を捧げたいと存じますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

(全員起立、黙禱)

- 議長(松尾孝明君) 御協力ありがとうございました。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

- 議長(松尾孝明君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成7年第1回定例会を開会いたします。

○

- 議長(松尾孝明君) 本定例会に出席報告のあった者の氏名並びに本日の議事日程は、お手元に配付いたしてあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

なお、ここで広報広聴課より「広報いずみ」の作成に当たり議場内の写真撮影と、「声の広報いずみ」作成のため議会の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、開会あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。平成7年和泉市議会第1回定例会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中にもかかわらず御出席を賜りまして、ただいま議会が成立いたしましたことを心から厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

また、さきの阪神・淡路大震災における被災者救援のための義援金、義援物資等の取り組みに関しましては、多大の御支援と御協力を相賜っておりまして、この席上、心から厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

阪神・淡路大震災は、神戸市を初めとする近隣市町におきまして5,400人を超える死者や建造物の損壊などで、避難住民も一時は30万人に上るなど大惨事をもたらしました。お亡くなりになりました方々に慎んで哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げる次第であります。今後、被災地の1日も早い復興を願うとともに、市といたしましても可能な限りの御支援を大阪府と協議の中で実施をしまいたいと存じますので、議

員皆様方の一層の御支援、御協力をお願いを申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成7年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これらに関連をいたします条例制定等でございます。議案の内容につきましては後ほど、市政方針を申し上げ、別途御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を相賜りまして、御可決、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

まことに簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願い申し上げます。

---

○ 議長（松尾孝明君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

署名議員は、9番・讃岐一太郎議員、25番・天堀博議員。

以上、2名の方を指名いたします。

---

○ 議長（松尾孝明君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月29日までの27日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月29日までの27日間と決定いたします。

---

議案第8号

和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定について

和泉市特別職の職員の給与に関する条例を次のように制定する。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市特別職の職員の給与に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与について定めることを目的とする。

- (1) 市長
- (2) 助役
- (3) 収入役
- (4) 水道事業管理者

（給与）

第2条 特別職の職員には、給料、調整手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（給料）

第3条 特別職の職員の給料月額、別表のとおりとする。

（調整手当）

第4条 特別職の職員の調整手当の額は、給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第5条 特別職の職員の通勤手当の額は、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）第2条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（期末手当）

第6条 特別職の職員の期末手当の額は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び調整手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の250を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、和泉市職員の給与に関する条例第25条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

（退職手当）

第7条 特別職の職員の退職手当の額は、一般職の職員の例により計算した額に、次の各号に掲げる特別職の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 市長 在職した期間1月につき、退職時における給料月額の100分の45に相当する額
- (2) 助役 在職した期間1月につき、退職時における給料月額の100分の25に相当する額
- (3) 収入役 在職した期間1月につき、退職時における給料月額の100分の15に相当する額



(4) 水道事業管理者 在職した期間1月につき、退職時における給料月額 $\frac{100}{15}$ に相当する額

2 退職手当の支給は、特別職の職員の任期ごとに行う。

(支給方法)

第8条 特別職の職員の給与の支給方法等については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。  
第28条を削る。

別表第3を削る。

(和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

3 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(諸手当)

第3条 教育長には、給料のほか、調整手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 前項の手当の額は、和泉市特別職の職員の給与に関する条例(平成 年和泉市条例第 号。以下「特別職の給与条例」という。)の例による。ただし、退職手当については、特別職の給与条例第7条第2項における収入役に関する規定の例による。

(和泉市職員旅費条例の一部改正)

4 和泉市職員旅費条例(昭和31年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条」を「第2条及び和泉市特別職の職員の給与に関する条例(平成 年和泉市条例第 号)第1条」に改める。

(和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

5 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第28条の規定により給与を受ける特別職の職員」を削る。

別表（第3条関係）

区 分	給 料 月 額
市 長	900,000円
助 役	790,000円
収 入 役	710,000円
水道事業管理者	710,000円

理 由

府下各市の条例制定状況を勘案し、一般職の職員の給与条例とは別に規定することとし、また、諸手当については、府下各市及び国の支給状況を考慮し、一定の削減措置を講ずるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第9条第1項及び第2項並びに附則第5条第2項」を「並びに第9条第1項及び第2項」に改める。

附則中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、第8項を第5項とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

国家公務員等共済組合制度において、育児休業期間中の掛金が免除されることとなり、これに伴い、地方公務員等共済組合制度も同様の措置が講じられることから、現在支給している育児休業給を廃止しようとするものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 議案第1号

#### 平成7年度 和泉市一般会計予算

平成7年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

##### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,830,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

##### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

##### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

##### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000,000千円と定める。

##### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1. 市 税		18,343,607 円
	1. 市 民 税	8,534,031
	2. 固 定 資 産 税	7,201,448
	3. 軽 自 動 車 税	139,582
	4. 市 た ば こ 税	641,000
	5. 特 別 土 地 保 有 税	69,300
	6. 都 市 計 画 税	1,758,246
2. 地 方 譲 与 税		760,000
	1. 消 費 譲 与 税	520,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	150,000
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	90,000
3. 利 子 割 交 付 金		630,000
	1. 利 子 割 交 付 金	630,000
4. 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金		500
	1. 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	500
5. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		360,000
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	360,000
6. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		269,271
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	269,271
7. 地 方 交 付 税		5,550,000
	1. 地 方 交 付 税	5,550,000
8. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		26,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	26,000
9. 分 担 金 及 び 負 担 金		815,992
	1. 分 担 金	30,671
	2. 負 担 金	785,321

10. 使用料及び手数料		557,586
	1. 使用料	504,153
	2. 手数料	53,433
11. 国庫支出金		5,043,756
	1. 国庫負担金	3,121,243
	2. 国庫補助金	1,835,691
	3. 国庫委託金	86,822
12. 府支出金		3,717,125
	1. 府負担金	375,103
	2. 府補助金	2,454,129
	3. 府委託金	872,281
	4. 府交付金	15,612
13. 財産収入		246,197
	1. 財産運用収入	246,197
14. 寄附金		637,000
	1. 寄附金	637,000
15. 繰入金		3,242,229
	1. 特別会計繰入金	51,229
	2. 基金繰入金	3,191,000
16. 諸収入		3,707,799
	1. 延滞金及び加算金	20,000
	2. 市預金利子	13,525
	3. 貸付金元利収入	1,533,800
	4. 受託事業収入	22,979
	5. 雑収入	2,117,495
17. 市債		2,922,938
	1. 市債	2,922,938
歳入合計		46,830,000

## 2 歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		410,005 円
	1. 議 会 費	410,005
2. 総 務 費		5,049,186
	1. 総 務 管 理 費	3,242,131
	2. 徴 税 費	665,456
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	339,666
	4. 選 挙 費	155,360
	5. 統 計 調 査 費	84,036
	6. 監 査 委 員 費	43,992
	7. 同 和 対 策 費	518,545
3. 民 生 費		13,741,848
	1. 社 会 福 祉 費	6,402,837
	2. 児 童 福 祉 費	4,522,884
	3. 生 活 保 護 費	2,802,998
	4. 災 害 救 助 費	13,129
4. 衛 生 費		5,178,915
	1. 予 防 衛 生 費	2,417,361
	2. 環 境 衛 生 費	2,559,656
	3. 基 地 管 理 費	188,238
	4. 上 水 道 費	13,660
5. 農 林 水 産 業 費		441,231
	1. 農 業 費	433,624
	2. 林 業 費	7,607
6. 商 工 費		275,479
	1. 商 工 費	275,479
7. 土 木 費		10,388,791
	1. 土 木 管 理 費	1,510,903
	2. 道 路 橋 梁 費	2,941,346

	3. 河 川 水 路 費	541,795
	4. 都 市 計 画 費	3,924,726
	5. 住 宅 費	1,470,021
8. 消 防 費		1,322,796
	1. 消 防 費	1,322,796
9. 教 育 費		4,864,219
	1. 教 育 総 務 費	575,353
	2. 小 学 校 費	1,634,823
	3. 中 学 校 費	876,826
	4. 幼 稚 園 費	459,027
	5. 社 会 教 育 費	895,206
	6. 保 健 体 育 費	422,984
10. 公 債 費		4,412,630
	1. 公 債 費	4,412,630
11. 諸 支 出 費		694,900
	1. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	7,000
	2. 基 金 費	687,900
12. 予 備 費		50,000
	1. 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		46,830,000

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
坊 城 川 住 宅 整 備 事 業	平成7年度 } 平成8年度	457,800 千円
い ぶ き 野 小 学 校 増 築 事 業	平成7年度 } 平成37年度	499,334
北 池 田 中 学 校 増 築 事 業	平成7年度 } 平成37年度	215,388

(仮称) 余熱利用温水プール整備事業	平成7年度 } 平成8年度	832,640
都市計画事業等用地取得事業	平成7年度 } 平成11年度	2,134,200
環境改善整備事業用地取得等事業	平成7年度 } 平成8年度	357,860
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記 用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成7年度 } 平成11年度	元金 1,292,060 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の 元金及びその利子(債務保証)	平成7年度 } 平成8年度	元金 200,000 及びその利子
計		4,697,222

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
国民年金 保健事業	千円 1,238	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	大阪府	6年以内(内据置3年以内) ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
保育所整備事業	69,000	同上	同上	政 府 銀 行 その他	20年以内(内据置3年以内) ただし、 同 上
災害援護資金 貸付事業	7,000	同上	同上	同上	同 上
墓地整備事業	15,100	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内) ただし、 同 上
道路整備事業	616,900	同上	同上	同上	30年以内(内据置5年以内) ただし、 同 上
環境改善道路 整備事業	70,900	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内) ただし、 同 上



河川整備事業	24,700	同 上	同 上	同 上	同 上
都市計画 整備事業	115,100	同 上	同 上	同 上	30年以内（内据置5年以内） ただし、 同 上
公営住宅 整備事業	183,000	同 上	同 上	同 上	25年以内（内据置5年以内） ただし、 同 上
消防施設 整備事業	55,700	同 上	同 上	同 上	同 上
義務教育施設 整備事業	252,800	同 上	同 上	同 上	同 上
（仮称）余熱利 用温水プール 整備事業	108,500	同 上	同 上	同 上	20年以内（内据置3年以内） ただし、 同 上
借 換 債	53,000	同 上	同 上	同 上	25年以内（内据置5年以内） ただし、 同 上
住民税等減税 補てん債	1,350,000	同 上	同 上	同 上	19年以内（内据置9年以内） ただし、 同 上
計	2,922,938				

議案第2号

平成7年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

平成7年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,059,020千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用

することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

1 歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		3,284,300 円
	1. 国民健康保険料	3,284,300
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		800
	1. 手数料	800
4. 国庫支出金		2,740,714
	1. 国庫負担金	2,360,880
	2. 国庫補助金	379,834
5. 療養給付費交付金		1,007,589
	1. 療養給付費交付金	1,007,589
6. 府支出金		77,354
	1. 府補助金	77,354
7. 共同事業交付金		81,443
	1. 共同事業交付金	81,443
8. 繰入金		842,190
	1. 一般会計繰入金	649,825
	2. 基金繰入金	192,365

9. 諸 収 入		24,610
	1. 延滞金及び過料	1,010
	2. 預 金 利 子	1,500
	3. 雑 入	22,100
歳 入 合 計		8,059,020

2 歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		215,728 円
	1. 総 務 管 理 費	69,428
	2. 徴 収 費	144,627
	3. 運 営 協 議 会 費	1,573
	4. 趣 旨 普 及 費	100
2. 保 健 給 付 費		5,545,142
	1. 療 養 諸 費	4,996,308
	2. 高 額 療 養 費	440,334
	3. 移 送 費	20
	4. 出 産 育 児 諸 費	95,940
	5. 葬 祭 費	12,540
3. 老 人 保 健 拠 出 金		2,173,961
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	2,173,961
4. 共 同 事 業 拠 出 金		68,393
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	68,393
5. 保 健 事 業 費		19,243
	1. 保 健 事 業 費	19,243
6. 公 債 費		3,250
	2. 一 般 公 債 費	3,250
7. 諸 支 出 金		3,303
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,303

8. 予備費		30,000
	1. 予備費	30,000
歳入合計		8,059,020

議案第3号

平成7年度 和泉市老人保健事業特別会計予算

平成7年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,933,096千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1. 支払基金交付金		5,898,949 円
	1. 支払基金交付金	5,898,949
2. 国庫支出金		2,011,325
	1. 国庫負担金	2,011,325
3. 府支出金		504,539
	1. 府負担金	502,725
	2. 府補助金	1,814
4. 繰入金		515,783
	1. 一般会計繰入金	515,783
5. 諸収入		2,500
	1. 雑収入	2,500
歳入合計		8,933,096

2 歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		15,295 千円
	1. 総 務 管 理 費	15,295
2. 医 療 諸 費		8,917,801
	1. 医 療 諸 費	8,917,801
歳 出 合 計		8,933,096

議案第4号

平成7年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成7年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,565千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
1. 財 産 収 入		51,229 千円
	1. 財 産 売 払 収 入	51,229
2. 繰 入 金		104,336
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	104,336
歳 入 合 計		155,565

2 歳 出

款	項	金 額
1. 公 債 費		104,336 千円

	1. 公 債 費	104,336
2. 諸 支 出 金		51,229
	1. 一 般 会 計 繰 出 金	51,229
歳 出 合 計		155,565

議案第5号

平成7年度 和泉市公共下水道事業特別会計予算

平成7年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,803,495千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		33,018 千円

	1. 負 担 金	33,018
2. 使用料及び手数料		248,986
	1. 使 用 料	248,806
	2. 手 数 料	180
3. 国 庫 支 出 金		733,500
	1. 国 庫 補 助 金	733,500
4. 府 支 出 金		42,000
	1. 府 補 助 金	42,000
5. 繰 入 金		1,991,691
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,991,691
6. 諸 収 入		24,000
	1. 雑 入	24,000
7. 市 債		1,730,300
	1. 市 債	1,730,300
歳 入 合 計		4,803,495

2 歳 出

款	項	金 額
1. 下 水 道 事 業 費		4,039,560 円
	1. 下 水 道 総 務 費	699,807
	2. 下 水 道 整 備 費	3,339,753
2. 公 債 費		762,935
	1. 公 債 費	762,935
3. 予 備 費		1,000
	1. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		4,803,495

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資 に対する損失補償	平成7年度 ） 平成11年度	和泉市水洗便所改造資金融資制度に基づき金融機関 が当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合の 元金及び利息の損失補償

第3表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
公共下水道 整備事業	千円 1,730,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	30年以内（内据置5年以内）た だし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換えするこ とができる。

議案第6号

平成7年度 和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成7年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                          |           |  |
|---------------|--------------------------|-----------|--|
| (1) 給 水 戸 数   | 50,386戸                  |           |  |
| (2) 年間総給水量    | 16,776,000m <sup>3</sup> |           |  |
| (3) 一日平均給水量   | 45,962m <sup>3</sup>     |           |  |
| (4) 主要な建設改良事業 | (イ) 配水管更生事業              | 19,600千円  |  |
|               | (ロ) 拡 張 事 業              | 590,000千円 |  |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- |            |             |
|------------|-------------|
| 第1款 水道事業収益 | 3,410,548千円 |
| 第1項 営業収益   | 3,117,666千円 |



第2項	営業外収益	292,872千円
第3項	特別利益	10千円

支 出

第1款	水道事業費用	3,287,186千円
第1項	営業費用	2,910,982千円
第2項	営業外費用	374,004千円
第3項	特別損失	1,200千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額132,307千円は、過年度分損益勘定留保資金円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	1,455,010千円
第1項	企業債	470,000千円
第2項	工事負担金	961,000千円
第3項	負担金	24,000千円
第4項	固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款	資本的支出	1,587,317千円
第1項	建設改良費	1,389,308千円
第2項	企業債償還金	198,009千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管更生事業	15,000 <small>千円</small>	証書借入	8.0%以内	政 府 公 庫	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。
拡張事業	455,000 <small>千円</small>				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項 目 金 額

1. 営業費用	原水及び浄水費	1,277,930千円
2. 営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	342,312千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	706,516千円
2. 交際費	800千円

(他会計からの補助金)

第8条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、512,162千円と定める。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

議案第7号

平成7年度 和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成7年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	327床
(2) 年間患者数	入院 104,310人 外来 278,185人
(3) 一日平均患者数	入院 285人 外来 943人
(4) 主要な建設改良事業	器械備品購入費 65,000千円
	施設整備費 50,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【 収 入 】

第1款 病院事業収益	6,179,554千円
第1項 医業収益	5,646,176千円
第2項 医業外収益	533,378千円

【 支 出 】

第1款	病院事業費用	6,244,298千円
第1項	医業費用	6,084,232千円
第2項	医業外費用	158,066千円
第3項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額87,317千円は、過年度分損益勘定留保資金87,210千円、当年度分消費税資本的収支調整額107千円で補てんするものとする。)

【 収 入 】

第1款	資本的収入	1,282,135千円
第1項	企業債	110,000千円
第2項	出資金	172,135千円
第3項	他会計長期借入金	1,000,000千円

【 支 出 】

第1款	資本的支出	1,369,452千円
第1項	建設改良費	115,000千円
第2項	企業債償還金	254,452千円
第3項	他会計長期借入金返還金	1,000,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
医療機器 整備事業	¥ 60,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	5年以内(内据置1年以内)ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
本館スプリ ンクラー施 設整備事業	¥ 50,000	同 上	同 上	同 上	30年以内(内据置5年以内)  同 上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医 業 費 用

(2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

3,321,273千円

(2) 交 際 費

1,000千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、508,865千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,049,074千円と定める。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(松尾孝明君) 日程第3「和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定について」から日程第11「平成7年度和泉市病院事業会計予算」までの9議案は、いずれも平成7年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案については、議案名のみ朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

○ 議長(松尾孝明君) それでは、ここで市長から平成7年度市政運営方針についての披瀝をお願いいたします。

(市長登壇、市政運営方針表明)

○ 市長(池田忠雄君) 本日、ここに平成7年和泉市議会第1回定例会の開会に当たり、平成7年度の各会計予算(案)を初め関連する諸議案の御審議をお願いするに際し、市政運営の基本方針と主要施策の大綱について私の所信の一端を申し述べ、議員各位の御賛同と市民皆様方の御理解、御協力を賜りたく存じます。

新春が明けて間もない1月17日早朝、淡路島から阪神地方にかけての大震災により5,000

人を超える尊い人命が奪われるという大惨事に見舞われ、いまだに多くの方々が避難生活を余儀なくされています。

改めて亡くなられた方々の御冥福を慎んでお祈り申し上げるとともに、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、今回の阪神・淡路大震災を教訓として、本市においても災害に強いまちづくりに取り組んでまいらねばならないと痛感している次第であります。

さて、本年は、市制施行40周年という意義深い年であり、私にとりましても市長就任20年という区切りの年でもあります。

私は、常に「市政にロマン」をモットーに議員各位の絶大なる御支援と御協力をいただき、広範な市民の御理解と御指示、さらに、職員の英知と情熱に支えられ、今日まで市政の発展のために裨益できましたことは、この上ない喜びであり、衷心より感謝申し上げる次第であります。

昨年9月、「世界都市・関西」の希望を担って関西国際空港が開港し、南大阪泉州は今、新しい時代を迎えたと言えます。

本市においても節目の年、平成7年を目途に進めてまいりました副都心づくり（トリヴェール和泉）が所期の目的どおり進展し、本年4月、泉北高速鉄道「和泉中央駅」の開設や「桃山学院大学」の開校と合わせて、都心・副都心を結ぶ和泉中央線の開通並びに駅前交通広場等の整備など、新たな時代に向けての都市形成の骨格が、おかげをもちまして一同に実を結ぶ年となりました。

このように「和泉市の第2期創生期への幕開けの年」を迎え、本年は、光明池春木線、唐国久井線等の道路網整備や市街化区域での下水道の普及促進、高齢・少子社会を見据えた在宅福祉サービスの充実、また、ゆとりや豊かさの時代への対応として池上曽根遺跡の「古代ロマン再生事業」、ごみ焼却場の余熱利用による温水プール並びに市営住宅の建て替え等、地域のまち並みとの一体感や憩いの空間を創出する施策等を講じました。

さらには、「和泉新時代」を築くべく取り組んでまいりました第3次総合計画については、本年、計画の原案を議会に御提案し、基本構想の御審議をいただいてまいりたいと存じます。

一方、本市の財政環境は長引く不況のあおりを受け、昨年度に引き続き基金と地方債に大きく依拠した、政策選択の幅が狭まる厳しい状況下にあります。

こうした現状を踏まえ、将来への展望を明るいものにするためにも、行財政改革の推進を重要課題に掲げ、単に効率性の追求のみにとどまるのではなく、市民主体の効率的、効果的な行財政運営の実現を目指し取り組んでまいります。

このことは、次の世代へより素晴らしい社会を引き継ぐためにどうしても踏み越えなければならない試練であり、市民の皆様とともに確かな手応えとして豊かさが感じられる明日に向かって、しっかりと第一歩を踏み出してまいり所存であります。

以上の諸点に立ち、平成7年度の予算を編成した次第であります。

それでは、平成7年度の市政の基本指標とその内容について御説明をいたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかにくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本指標とし、編成いたしました平成7年度予算(案)は、

一般会計	46,830,000千円
特別会計(4会計)	21,951,176千円
企業会計(2会計)	12,488,253千円
計	81,269,429千円

と相なった次第で、

これを前年度と比較いたしますと、

一般会計	△ 670,000千円 (△1.4%)
特別会計(4会計)	869,549千円 ( 4.1%)
企業会計(2会計)	△ 896,210千円 (△6.7%)
計	△ 696,661千円 (△0.8%)

となります。

次に、基本指標に従い順次、その概要を御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

#### <公園・緑地の整備>

公園・緑地の緑と広場は市民に安らぎを与え、身近で憩いくつろげる広場として、また、災害時の避難や火災の類焼を防ぐ場所としても重要なオープンスペースであります。

本年は、引き続き黒烏山公園、宮ノ上公園の施設整備を図るほか、市制40周年記念事業の一

環として、黒烏山公園に「バラ広場」の整備を行います。

次に、松尾川の水辺環境整備事業（和気・小田地区）につきましては、本年、3カ年事業の最終年度として、地域住民に親まれる憩いと潤いのある緑道が完成いたします。

また、松尾川の改修に伴う「ふるさとの川・モデル河川」事業（内田地区）では、久保惣記念美術館周辺の河川敷を水辺の散策や市民の多様な文化活動の場として利用できるよう実施設計に取り組みます。

さらに、緑化啓発については、都市に潤いや美しさをもたらす花と緑の都市緑化を推進するため、「みどりの週間」には市内各所で啓発事業を行い、10月の都市緑化月間には、「商工まつり&都市緑化フェア」を実施するなど、市民とともに緑化の推進に努めます。

#### <和泉中央丘陵整備事業>

トリヴェール和泉は、本市の副都心づくりを目指し、良好な居住環境と調和を図りながら、快適な生活空間を育む複合都市として3つのブロックを有機的に結合し、活力ある都市として機能を確保していく必要があります。

北部ブロックにおいては、本年4月に泉北高速鉄道「和泉中央駅」の開設及び駅前交通広場のオープン、さらに、駅北商業ビル等が開業され、和泉中央線を初めとする関連アクセス道路も開通いたします。

今後、さらに商業施設、宿泊施設、公共公益施設等の整備について調査研究を進めるとともに、住宅建設や道路網整備等を図り都市形成に努めてまいります。

東部ブロックにおいては、平成8年の宅地供給を目的に和泉中央線の延伸と宅地造成が進められています。

学園ゾーンでは本年4月、「桃山学院大学」が開校となり、7,500余人の学生が集うとともに、宮ノ上公園の整備促進により緑豊かな開かれた学園ゾーンが形成されます。

西部ブロックの特定業務施設ゾーンでは、コスモポリス先端技術産業支援の核となる府立産業技術総合研究所が、平成8年春の開所を目指し整備が進められておりますが、合わせて研究所・研修所・情報関連等の企業誘致に積極的に取り組みます。

#### <道路網の整備>

車社会の今日、市民の足となる道路網整備は、生活基盤及びまちづくりに重要な役割を果たしています。

和泉中央駅を中心とした交通網は、和泉中央線を初め泉州山手線等の主要幹線について一定

の整備がなされ、市民生活の利便性の向上が図られたところでありますが、本年は、主要幹線の新たな道路整備を推進すべく、光明池春木線、唐国久井線の事業促進を図るとともに、国道・府道についても大阪府と協力し、事業推進に積極的に取り組んでまいります。

本市の準幹線では、伯太放光池丸笠線・阪和東側2号線等の整備、上代伏屋線の完成、(仮称)内田町8号線の着手等、なお一層の道路網整備に努めます。

#### <市街地の整備等>

市街化区域内においては、約108.5haの農地が保全する農地として生産緑地の指定を受け、一方、宅地化する農地については、円滑な土地利用転換及び良好な市街地形成への誘導が課題となっています。

このため昨年実施した宅地化する農地の市街地整備の基本となる計画づくり調査の検討結果を踏まえ、本年は、抽出された重点地区について、事業化に向けての啓発活動等に取り組まします。

また、都市計画法の改正による新用途地域の指定については、昨年、作成した和泉市案に基づき、本年、大阪府で都市計画決定が行われます。

次に、和泉府中駅前再開発事業については、和泉府中駅前を本市の都心にふさわしい基盤整備や都市機能を持った活力あるまちとして再生する必要があります。

本年は、依然厳しい社会経済情勢ではありますが、準備組合とも十分連携を図りながら事業推進に向け取り組んでまいります。

本市の市営住宅については、住環境の整備と居住水準の向上を図るため既設住宅の改善を行うとともに、計画修繕等により良好な保全に努めます。

また、市営住宅建替事業では、本年から坊城川住宅の第1期工事に着手し、周辺のまち並みとも調和した安心で快適な住宅を建設してまいります。

## 2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

#### <上水道事業>

本年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の被災地域における飲料水不足等ライフラインの崩壊は、直ちに被災者の生命にかかわる問題として、また、衛生管理の面など避難生活に大きな不安と焦りを与えたことは周知のとおりであります。

本市においてもこの教訓を生かし、水源の確保はもとより、災害に対する備えについても今



後、より一層の努力をいたしてまいります。

また、事業面においては、中央受配水場の稼働を初め拡張事業を積極的に推進し、市政の発展に合わせた水道施設の拡充を図っていく中で、耐震性の強化及び応急給水体制の整備、加えて良好な水質の維持確保に努めるなど、ゆとりと信頼性の高い水道の構築を目指してまいります。

一方、事業運営については、業務の電算化をさらに推進し、効率経営に徹し、財政の健全化と市民サービスの向上に努めます。

#### <交通安全の確保と環境保全>

歩行者等の交通安全対策としては、上川橋歩道橋の整備、伏屋唐国線の交差点改良等を進めるほか、道路反射鏡、防護柵等を市内適所に設置してまいります。

また、駅周辺等の放置自転車防止のため、民営自転車等駐車場の建設助成を含め自転車駐車場の整備を図り、さらに、和泉市自転車等の放置防止に関する条例に基づき放置自転車等の防止に努め、環境保全並びに歩行者等の安全を確保してまいります。

環境保全対策については、市内一円を対象に行っている調査・監視に加え、近畿自動車道・松原すさみ線の道路沿道監視として設置した常時監視局により大気汚染、騒音等の測定調査に努めます。

また、河川等の水質保全を図るため「生活排水対策推進計画」の策定を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及拡大並びに下水道整備事業を推進してまいります。

#### <下水道・河川・水路・急傾斜地の整備>

公共下水道については、快適で潤いのある住環境の創出、河川等公共用水の水質保全並びに浸水防止など、アメニティー確保の上でなくてはならない都市基盤施設であります。

特に汚水管整備については、市街化区域を中心に積極的に面整備を進め一層の水洗化を図るとともに、雨水管についても市街地での整備を推進し、浸水解消に努めてまいります。

河川改修事業は、勝江川並びに羽床川の整備を進めるとともに、排水路整備及び浸水対策事業により地域の浸水解消に努めます。

次に、崖崩れ災害の防止のため、引き続き「ふるさと急傾斜地整備事業」を実施し、地域住民の安全と快適な生活基盤づくりに努めます。

#### <環境衛生の向上>

大量生産、大量消費という風潮に乗って廃棄物は多種多様化し、量も増大する一方で、今や廃棄物の減量化、再生利用の推進は、国民的な課題であると言えます。

これに対処していくには、行政を初め市民、事業者がそれぞれの立場でごみ減量化等の努力を重ねていくことが重要であります。

本市では、事業系ごみの減量やリサイクルについての啓発と指導の充実を図るとともに、市民団体が行う古紙等の集団回収活動に対する支援、生ごみのコンポスト化容器の普及など、リサイクル及びごみの減量化の推進に努めます。

なお、本年も「いずみクリーンキャンペーン」の積極的な市民参加を呼び掛けごみ問題に対する意識の高揚を図り、環境保全に努めてまいります。

#### <消防・救急体制の充実>

安全な地域社会を築き、安心できる市民生活を確保するため、消火栓・防火水槽の増設、消防ポンプ自動車及び救助工作車の更新等により消防力の充実に努めます。

また、救急業務の高度化対策としては、本年2月に配置した高規格救急車による高度な応急処置を実施してまいります。

さらに、引き続き救急救命士の養成を初め救急隊員の育成や市民に対する応急手当の普及啓発を積極的に推進し、傷病者の救命率の向上に努めてまいります。

一方、消防団においては、老朽消防器具庫の建て替え、小型動力ポンプ積載車の更新など施設、装備の充実を図ってまいります。

#### <防災体制の充実>

本市の災害対策は、市民の命と財産を災害から守るため災害の予防、応急処置等について、市の役割や関係機関との連携等を網羅した総合的な計画である「和泉市地域防災計画」に基づいております。

しかしながら、このたびの阪神・淡路大震災を踏まえ、改めて“危機管理は行政の基本である”という認識を深めるとともに、災害対策の成否は、職員の防災知識と的確な行動が何よりも重要な要素となることから、既に幹部職員を中心に職員への防災教育の充実や防災体制の強化等の検討を進めています。

今後においては、あらゆる災害を想定し、防災計画の見直しを初め避難所の点検や物資の備蓄、関係機関との円滑な連携の確保など、効果的な災害対策の確立を図るため鋭意研鑽してまいります。

また、市民の皆様にも災害時における心得やとるべき行動等防災についての知識を深めていただくため「防災パンフレット」を全世帯に配布し、啓発に取り組んでまいります。

### 3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

教育行政の充実、市政運営の重要課題の1つであります。

わが国が科学技術の進歩や経済の発展を遂げる中で、教育環境も情報化・国際化・高齢化等様々な面で大きく変わってまいりました。

学校週5日制も月2回実施の段階を迎え、21世紀に生きる子供たちがこの激しい社会の情勢に主体的に対応していくためにも、生涯学習体系の観点から家庭教育・学校教育・社会教育の充実を図ってまいらねばなりません。

#### <学校(園)教育の充実>

新しい教育課程の実施も3年目を迎え、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を目指した指導の充実が求められています。

特に個に応じた学習指導の充実、体験的学習の推進を図ってまいります。

また、子供の内面に迫る生徒指導や人権教育の推進、進路指導の充実に取り組むとともに、教職員の資質と指導技術向上のため研修の充実を図ることが重要であります。

本年もこのような視点を踏まえ、教育各般を通じ子供たちの健全育成を目指すとともに、今日的課題であるいじめ・不登校問題にも積極的に取り組んでまいります。

#### <学校教育環境の充実>

学校教育に活力を与え、人間性豊かな児童・生徒の育成を期するためには、その施設の整備と改善を図ることが肝要であります。

本年も学校施設の質的整備として芦部小学校、幸小学校、鶴山台南小学校、信太中学校の大規模改造及び南池田中学校のクラブ室の建設、また、いぶき野小学校及び北池田中学校の増築を行い、学校施設の整備を図ります。

#### <社会教育と生涯学習>

近年、目覚ましい生活水準の向上と急速な長寿社会を迎える中、人々はますます充実した生活や生きがいのある人生を求める傾向にあり、市民の文化活動への関心とニーズも年々高まっ

ています。

芸術文化では、市民劇場の開催や成人教室の充実、さらには、伝統文化との触れ合いや継承に努めるとともに、文化協会の幅広い活動を支援し、文化意識の高揚を図ります。

また、図書館では、「本との出会い」、「人とのふれあい」をテーマに各事業を推進していますが、さらに蔵書内容の充実を図るため、点字、録音図書、音声にも努め、より豊かな情報や資料を広く提供できるよう取り組みを強めてまいります。

文化財保護については、池上曾根遺跡整備計画に基づき公有化を推進するほか、本年より新規事業「古代ロマン再生事業」に取り組み、先人の創造的な知恵や文化の原点を楽しく体験的に学べる場とし、弥生時代を思い浮かべ、憩える史跡公園としての整備を始めてまいります。

さらに、市政40周年の記念すべき年に「和泉市史」統編として明治以降の近・現代史の編纂に着手いたします。

青少年対策では、青少年の健全育成を図るため青少年指導員、子ども会育成指導員等との連携を密にし、非行の未然防止に努めるとともに、青少年の家等の施設の活用を図り、仲間集団の育成や体験学習を進め、青少年の連帯性・自主性・創造性の育成に努めてまいります。

体育・スポーツについては、体力の増強と健康保持を図るべく開催しているスポーツ教室及びスポーツイベント等が生涯体育として市民の間に定着しつつあり、今後は、さらに体育指導員の増員を図るとともに、市体連の協力を得て地域における生涯スポーツ活動を推進してまいります。

また、懸案でありましたごみ焼却炉の余熱利用温水プールにつきましては、泉大津市・高石市の協力のもとに子供から高齢者の方々まで気軽に利用できる施設として平成9年のオープンを目指し、本年より建設工事に着手いたします。

美術館は、美の極限を求めてつくられた名品の展示・情報発信の場として、また、文化創造の機会を提供する場としてその役割を果たしています。

本年秋には、詩や歌を取り込んだ絵画を展示する秋の特別展「歌絵」の開催を予定しており、より内容の充実と文化の香り漂う親しみのある美術館となるよう運営してまいります。

#### <いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想>

恵まれた自然の中で自由に遊び、快適でゆったりくつろぐことのできる大都市圏域型リゾートを松尾寺公園を含む本市中央丘陵部に実現することを目指し、この構想を策定いたしました。

その後、松尾寺公園を第1期計画区域として既の実施した地権者の意向調査を尊重し、これ

をもとに地権者の理解と協力を得られるよう努力し、また、事業実施に向けて建設省・大阪府とも事業計画について協議を進め、事業推進を図るべく努力をしております。

#### 4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

##### <農林業の振興>

農業を取り巻く状況は、食糧自給率の低下、農業従事者の兼業化、労働力の高齢化、特に農業経営の担い手の確保等が深刻な問題になっております。これらの現状に対処し、都市近郊の立地を生かし、需要の動向に即した農業経営を確立するとともに、本年、農業経営基盤強化促進基本構想により農業経営支援センターを設置し、農業経営者に対し経営管理の合理化等の支援を行います。

また、農業基盤整備については、農道・ため池等の土地改良事業を実施するとともに、ため池の持つ貴重な自然環境資源の保全・管理等の重要性を広く市民に呼び掛けるため、11月のため池愛護月間に「'95オアシス・クリーン・キャンペーン」を開催いたします。

さらに、泉州東部地区農用地総合整備事業に係る基幹農道の実施設計地区としての採択並びに面的整備構想の策定を図られる観点からこれらを促進いたします。

森林整備については、森林整備計画に基づき森林の保育を促進するため、森林整備促進事業（間伐・造林・枝打ち）を推進し、林業振興に努めます。

##### <商工業の振興>

年々盛況を見ています「商工まつり&緑化フェア」を開催し、地場産業の振興を図るほか、産地組合等と連携を保ちつつ支援事業を引き続き積極的に推進してまいります。

商工業対策として、市内商工業の発展・育成を、また、将来的な産業の方向の確立を願う立場から商工会議所に対し所要の措置を講じるほか、市内商工業者の事業経営を円滑にするため、経営指導・経営相談などに取り組んでまいります。

合わせて、市融資制度に係る利子補給制度の利用を促進し、引き続き事業主負担の軽減を図ってまいります。

また、複雑多様化する消費生活の諸問題の解決と、本年7月から施行されるPL法（製造物責任法）に伴う製造物の欠陥による消費者被害の救済に対応すべく消費者相談を拡充し、市民生活の安全と向上に努めます。

さらに、労働・雇用対策として、事業所や労働者への適切な情報を提供するとともに、労働

施策に活用するため近隣市町との共同事業として「3市1町労働事情調査」を実施します。

#### <和泉コスモポリス>

先端技術産業団地の形成を目指す和泉コスモポリス計画については、昨年12月、「和泉市和泉コスモポリス土地区画整理組合」の設立認可を経て第1回総会を開催し、事業推進の新たな段階へ進むことになりました。

本年は、早期に造成工事の着手が図れるよう精力的に努めるとともに、企業誘致の準備等にも取り組んでまいります。

### 5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

#### <社会福祉の充実>

わが国は、急速な高齢化、少子化の進展により21世紀前半には世界もいまだ経験したことのない本格的な高齢・少子社会を迎えます。

この来るべき社会に的確に対応すべく本市としては、昨年策定しました「和泉市老人保健福祉計画」の実現に向け着実に実施を図ってまいります。

まず、高齢者の在宅福祉サービスでは、その中心でもあるホームヘルプサービスの1週間の派遣上限回数を週4日から5日に拡大するとともに、派遣回数も大幅に増やしてまいります。

また、デイサービスの供給体制を充実すべく新たにD型デイサービス施設の新設に助成するとともに、ショートステイについても、市民の十分な利用にこたえられるよう所要の措置を講じるほか、寝たきり老人等に自宅で入浴していただける移動入浴サービスについても、1カ月当たりの入浴回数を2回から4回に倍増いたします。

一方、入所施設では、入所しながら在宅福祉サービスも受けられる新しいタイプの軽費老人ホーム「ケアハウス」が市内で初めて設置されます。

さらに、老人数や各種保健福祉ニーズなどが老人保健福祉計画の策定当初から変化していることも推定されることから、本年10月実施の国勢調査との時期とも合わせて、その見直しのための基礎調査にも着手いたします。

次に、障害者福祉では、障害者の社会参加を促進する施策の充実に意を配したところでございます。

具体的には、視覚障害者が気軽に社会参加できるよう、盲人ガイドヘルパーの派遣要件を大幅に緩和するとともに、派遣日数及び派遣時間帯の弾力化を図ります。

また、障害者福祉タクシー助成については、対象者を1級の身体障害者及び療育手帳Aの所持者としていましたが、新たに2級の身体障害者も対象といたします。

さらに、知的障害者の通所授産施設の新設にも助成してまいります。

このような老人・障害者福祉施策を進めていく上で人材養成も重要で、昨年より実施しているホームヘルパー養成講座に合わせ、本年は、全身性障害者ガイドヘルパー養成講座も実施してまいります。

一方、児童福祉については、本年7月に和泉保育園が装いも新たに総合園としてスタートすると同時に、近年の女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等による緊急・一時的な保育需要にこたえるため、本市で初の一時的保育事業を実施します。

さらに、少子化傾向の中にあって保育所が地域における子育て支援の中心的な機能を果たし、多様な保育ニーズに対応できるよう、児童福祉施策の充実を目指し努力してまいります。

また、傷病その他の事情により生活が著しく困難になった場合の一時的な生活つなぎ資金として市生活福祉資金の貸し付けを行っており、この貸し付け上限額を5万円から10万円に引き上げるなど生活福祉の向上に努めてまいります。

これら社会福祉施策の推進に当たっては、社会福祉協議会、シルバー人材センター、福祉公社、民間社会福祉施設等関係諸団体の果たすべき役割も重要であります。

今後、これらの諸機関・諸団体との連携を一層密にし、地域福祉活動の充実を図り、市民福祉の向上に邁進してまいります。

#### <健康の保持・増進>

少子時代と相まって人生80年の長寿社会を迎え、健康で生き生きと過ごせることが市民の願いであります。

このようなことから乳幼児等を対象とした予防接種の年齢の拡大を図り、各種疾病に対処いたします。

また、壮年期の基本健康診査、各種がん検診後の生活改善指導、健康相談・健康教育の実施を図るとともに、在宅の要援護高齢者に対する訪問診査・訪問指導・機能訓練の保健サービスの充実に加え、本年より新たに脳卒中地域ケア推進事業に取り組みます。

次に、病院事業につきましては、今日の疾病構造の変化等により市民の医療ニーズも多種多様化しております。

これらにこたえるため厳しい経営環境下ではありますが、総合病院としての機能の充実を図り、地域の基幹病院としての責務を果たしてまいります。

### <国民健康保険事業>

国民健康保険事業は、地域医療の確保と住民の健康保持増進に大きく貢献し、わが国の医療保険制度の中核として重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年の高齢化社会の急速な進展に伴い老人医療費を中心とする医療費の増高は依然として厳しい状況にあり、保険財政安定化に向け制度改正が毎年講じられていますが、いまだ抜本的な改革には至っていないところであります。

このような状況下であります。本年は、医療費及び適用の適正化等の内部努力を一層図り、健全な運営と市民の健康の保持増進に努めてまいります。

### <人権・同和対策の推進>

人権啓発は、部落差別を初めあらゆる差別を解消するために、市民1人ひとりが今生きている生活の場に問い掛け、地域でともに生き、ともに学び、ともに変わることによってともに生きる社会の実現を目指すものであります。

そのために和泉市人権啓発基本方針に基づき、「人権を考える市民の集い」や校区別研修会の開催、人権講座や人権啓発リーダー育成講座の開講、交流会やフィールドワークといった体験活動等の啓発事業を引き続き実施し、人権意識のさらなる高揚と総合的な啓発活動に努めてまいります。

次に、同和対策事業については、特別措置法施行後20余年を経過し、大きく進展させることができました。

今後、道路・下水道・不良住宅の買収等の環境改善整備事業の残事業については、早期完遂を目指して努力してまいります。

一方、個人給付的事業については、一定、見直しを行ってまいりましたが、なお引き続き精査検討してまいります。

さらに、今後の同和行政のあり方についても検討してまいります。

### <女性の社会参加>

本年9月、アジアで初めての第4回世界女性会議が北京で開催されます。国際婦人年以降こうした国際的な潮流の中で、21世紀に向けての課題として、「男女共同参画型社会の実現」が大きくクローズアップされています。

本市では昨年、女性の視点、立場から地域社会を考え、女性の自立や社会参加等の目標を定めた「和泉女性プラン」を策定いたしました。



今後は、これを女性施策の指針とし、年次計画に沿って施策を推進してまいります。

また、市の行政委員会や各種審議会等への女性の登用を進めるとともに、女性フォーラムや新聞、冊子の発行、研修助成等の啓発事業に取り組むほか、女性問題の地域リーダー育成を目指し、女性問題アドバイザー養成講座を開催するなど、女性の社会参加を促進してまいります。

#### <連帯と信頼のコミュニティづくり>

市民相互の連帯感と郷土愛に支えられた豊かなふるさとづくりを推進することを目的にした「市民まつり盆おどり大会」も本年で第13回目を迎えます。

これひとえに多くの市民の参加と町会連合会・連合婦人会を初め各種団体の皆様方の御協力のたまものと厚く御礼申し上げます。

また、地域の町会・自治会の自治活動を支援するため本年も町会連合会への活動助成を行うほか、地域住民のコミュニティ活動の促進を図るため、町会・自治会が行う町会館の建設等に対し引き続き助成いたします。

かつらぎ町との交流活動では、行政が支援するコミュニティの場を広く隣接県まで広げ、地域住民の交流を初め町会連合会・連合婦人会・文化協会・子ども会などの交流を通じ、相互の市民と町民の文化の向上並びに郷土愛の育成を図るため、互いに手を取り合って取り組んでまいります。

#### [その他の施策]

##### <非核・平和>

人権を尊び、核兵器も戦争もない平和な世界を願い、「非核・平和展」、「平和はがき展」、「ピースツアー」などを引き続き実施してまいります。また、本年は戦後50周年を迎えることから、より多くの市民の方々に平和の尊さや被爆体験を実感として受け止めていただくため、「平和バス」を1台から2台に増車するとともに、悲惨な戦争を体験された「語り部」の講演会などの記念事業を実施します。

##### <国際交流>

21世紀の国際情報化時代を目前にし、関西国際空港の開港などにより市民の国際交流に関する理解や関心が大きく高められてきました。

本年も中国南通市及び米国ブルーミントン市との友好姉妹都市提携を核として、教育・文化・スポーツ・経済など各分野での市民交流を積極的に推進するとともに、国際的な友好親善、相互理解を深め、世界平和の達成に資してまいります。

また、本市の対外交流の窓口である市国際交流協会については、引き続き市民英会話講座や中国語講座の開講、小中学生の国際児童絵画書道展の開催等の学校間交流を実施するとともに、本年は、ブルーミントン市から交換学生の受け入れなど、市民レベルでの草の根交流を支援してまいります。

#### <なみはや国体>

「なみはや国体」については、その開催日程が夏季大会は平成9年9月13日から16日、秋季大会は同年10月25日から30日と決定され、本市においては馬術競技が秋季大会期間中に、また、デモンストレーションスポーツとして少年少女サッカー及びレディースバレーボールが夏季大会期間中に開催されます。本年は、馬術競技会場の整備に着手するとともに、市民参加の大会として成功を期するため、市民の御理解を深めるべく啓発等を積極的に推進してまいります。

また、国体関連事業として位置付けられています富田林泉大津線の拡幅事業並びに下水道整備についても促進してまいります。

#### <市庁舎建設等>

市庁舎建設につきましては、和泉市庁舎建設基金条例を制定し、基金の積み立てを図ってまいりましたが、近年の社会経済情勢の変化等により基金の積み立てが大変厳しくなっています。

しかしながら、人口増加に伴い増大する行政需要に対応していくため、その行政拠点となる庁舎整備は21世紀に向けての課題であります。

したがって、当初の予定よりおくれますものの、引き続き庁舎建設に係る調査・研究を進めてまいります。

#### <行政事務改善等>

行政事務の改善は、事務の機械化、とりわけコンピューターの高度利用とOA機器の活用を図ることにあります。

本年は、より一層事務の効率化を推進するとともに、新たな段階における情報システム構築

等の検討に取り組んでまいります。

また、本市の副都心としての機能、役割が期待されている和泉中央駅前エリアにおいて、本年4月に市民サービスの窓口として「和泉中央丘陵出張所」を開設いたします。

一方、職員については、社会経済情勢の変革と多様化する住民ニーズに適切に対応できる人材の育成が緊要な課題であります。

そのため本年は、本市の直面する政策課題を解決し得る行政能力を高めるため、職員自身が自ら考え、認識し、議論し、自己研鑽できる研修を実施し、人材の育成に取り組んでまいります。

以上が、今回、御提案申し上げました平成7年度の予算(案)の概要と市政運営の基本方針であります。

本予算(案)は、限られた財源の効率的配分に意を配し、市民福祉の向上を目指し最大の努力をいたしました。

社会経済情勢が大きく変遷する転換期とも言うべき今、21世紀を見据え、今日の時代の要請を的確に受け止め、創意と工夫を凝らし、「調和と活力ある人間都市・和泉」を実現すべく、私を初め職員一同、まさに力を尽くし、一丸となって邁進してまいる決意であります。

何とぞ職員並びに市民各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

長時間、御清聴をいただき、まことにありがとうございました。



- 議長(松尾孝明君) ありがとうございました。平成7年度市政運営方針の要旨の説明は終わりました。

先ほど、一括上程いたしました議案の説明を順次、お願いいたします。

まず、関連議案の説明を日程表第3番から4番の順に願います。

- 市長公室理事(鹿島賢昌君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第8号「和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

提案の理由並びにその内容でございますが、現在、特別職職員の給与につきましては、和泉市職員の給与に関する条例の中で一般職の職員とともに規定を設けておりますが、府下各市の条例制定状況を勘案し、一般職の職員とは別建てで規定しようとするものでございます。議案書2ページでございます。

主な制定内容につきましては、現行支給と同じものでございますが、扶養手当、住居手当及び勤勉手当につきましては、職務給的な性格が強い特別職の給与に鑑み、国の指導通知、府下各

市の動向及び国の支給状況を考慮して扶養手当及び住居手当については支給しないこととし、勤勉手当については、期末手当に一本化して支給しようとするものでございます。

また、教育長についても、特別職の職員と同様の措置を講じるものでございます。

本条例案は、平成7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第8号につきまして提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第9号「和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

提案の理由並びにその内容でございますが、国家公務員等共済制度の整備に伴い、国家公務員が育児休業を取得している期間の掛け金が免除されることとなり、地方公務員についても、地方公務員等共済組合法の一部改正により同様の措置が講じられることから、現在、育児休業中の職員に対して共済組合及び健康保険組合への掛け金を育児休業給として支給しているのを廃止しようとするものでございます。

議案書13ページの第1条の一部改正及び附則第3項から第5項までの削除は、育児休業給の規定を削除しようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴うものでございますので、同法の施行期日に合わせる必要があることから、同法の改正を待って規則で定めることとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第9号につきまして提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

14ページに記載いたしております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 引き続き、予算説明に入ります。

まず、一般会計、特別会計の順に説明願います。

- 総務部長（神藤恒治君） 総務部長神藤でございます。それでは、ただいま御上程いただきました議案第1号「平成7年度和泉市一般会計予算（案）」につきまして、その概要の御説明を申し上げます。

まず、予算編成につきましては、先ほど、市長が表明いたしました市政運営方針に基づき、極めて厳しい財政環境でございますが財源の効率的配分に意を用い、重点施策の推進と市民福祉の向上に努めるべく編成いたしましたものでございます。

次に、平成7年度の一般会計予算(案)は総額468億3,000万円で、前年度当初予算額と比較いたしますと△6億7,000万円、1.4%の減でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書の1ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ468億3,000万円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。それぞれの内容につきましては後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございまして、債務を負担することのできる事項及び限度額等を定めるものでございます。

内容につきましては、坊城川住宅整備事業等の建設事業と都市計画事業等の用地取得事業並びに和泉土地開発公社に対する債務保証等46億9,722万2,000円の計上でございます。期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」のとおりでございます。

第3条の地方債でございますが、起債の目的、借入限度額等を定めるものでございまして、29億2,293万8,000円を計上いたしました。

起債の方法、利率、借入先、償還の方法は、「第3表地方債」のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を70億円と定めるものでございます。

第5条につきましては、各項の経費を流用できるよう定めるもので、職員の給与費を対象としたしてございます。

以上が、一般会計予算(案)でございます。

引き続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。事項別明細書38ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位並びに事務局職員の人件費を含め議会運営費、議会事務局費等4億1,000万5,000円を計上いたしてございます。

次に、総務費でございますが、50億4,918万6,000円を計上いたしました。40ページでございます。

総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費等おおむね経常的な経費と、女性施策推進経費、和泉中央丘陵出張所経費、なみはや国民体育大会経費、国際交流経費、市制40周年記念式典経費、自転車放置防止対策経費、第3次総合計画策定経費等を合わせて計上いたしました。

次に、民生費でございますが、137億4,184万8,000円を計上いたしました。79ページでございます。

障害者福祉、老人福祉、児童福祉、生活保護費等に係る経常的な経費と合わせ、在宅福祉の充実に伴う経費、乳幼児医療助成に係る経費、民間デイサービス施設等に対する建設助成、和泉保育園整備事業に係る経費等と新たに一時的保育に係る経費を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、51億7,891万5,000円を計上いたしました。104ページでございます。

老人保健法に基づく各種保健事業、予防接種等に要する経費、和泉診療所、市立病院に対する補助金、伝染病の予防対策費を初め泉北環境整備施設組合分担金、し尿及びごみ収集に要する経費等とともにクリーンキャンペーンに要する経費、再資源化事業推進奨励金等ごみの減量化、再資源化に要する経費等を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、4億4,123万1,000円を計上いたしました。117ページでございます。

農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め農業振興対策経費、土地改良事業に要する経費、また、林業振興経費と林道整備助成に係る経費、また、農業経営管理の支援に要する経費、オアシスクリーンキャンペーンに要する経費等を計上いたしてございます。

次に、商工費でございますが、2億7,547万9,000円を計上いたしました。125ページでございます。

中小企業に対する振興対策経費を初め商工まつり等に対する補助金、中高年齢労働者福祉センター並びに勤労青少年ホームの運営経費等、小規模企業に対する利子補給に要する経費等を計上いたしました。

次に、土木費でございますが、103億8,879万1,000円を計上いたしました。131ページでございます。

市内一円の道路維持費を初め和泉市土地開発公社に対する光明池春木線用地先行取得資金貸付金、光明池春木線整備事業外6線の道路改良事業、交通安全施設整備事業、環境改善整備事業等、また、河川改修事業費、一般河川、水路の維持管理経費、水辺環境整備事業等。都市計画費では、公園の維持管理経費並びに黒烏山公園外4公園の整備事業。阪和東側2号線外1線の街路事業。公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計への繰出金。住宅費では、市営住宅の管理経費、改良住宅整備事業、既設公営住宅改善事業費、公営住宅整備事業費を計上いたしましたのでございます。

次に、消防費につきましては、13億2,279万6,000円を計上いたしました。154ページで

ございます。

消防署及び消防団の運営経費でございまして、消防ポンプ自動車、救助工作車、小型動力ポンプ積載車等の購入経費、救急救命の向上を図る高規格救急車の運営経費等も合わせて計上いたしました。

次に、教育費でございますが、48億6,421万9,000円を計上いたしました。159ページでございます。

教育委員会事務局の運営経費を初め小中学校、幼稚園の教育指導等に要する経費、大規模改造事業等の学校整備に要する経費等を計上いたしました。社会教育費では、生涯学習、婦人対策、芸術文化、青少年対策等に要する経費並びに青少年の家、美術館、図書館等の各公共施設、市民体育館等の運動施設の運営経費等とともに史跡池上首根遺跡整備事業、和泉市史統編編纂経費、(仮称)余熱利用温水プール整備事業費等を計上いたしました。

次に、公債費でございますが、200ページでございます。

市債の元利償還金及び一時借入金の利子等44億1,263円を計上いたしました。

次に、諸支出金では、6億9,490万円を計上いたしました。

内容といたしましては、災害援護資金貸付金並びに公共施設整備基金等の積立金を計上いたしました。

最後に、緊急及び不測の経費に充当いたすべく予備費として5,000万円を計上いたしました。

以上が、歳出予算の事項でございまして、歳出総額468億3,000万円と相なる次第でございます。引き続きまして、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算につきまして御説明申し上げます。事項別明細書の3ページでございます。

まず、市税でございますが、183億4,360万7,000円を計上いたしました。前年度当初と比較いたしますと8.6%の増でございます。

次に、5ページでございますが、地方譲与税は7億6,000万円を計上いたしました。

続きまして、利子割交付金6億3,000万円、特別地方消費税交付金50万円、自動車取得税交付金3億6,000万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億6,927万1,000円、地方交付税55億5,000万円、交通安全対策特別交付金2,600万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、8億1,599万2,000円を計上いたしました。

分担金につきましては、ため池、農道等の事業分担金として、また、負担金につきましては、老人、児童等の施設入所者負担金並びに道路等の事業負担金等でございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、5億5,758万6,000円を計上いたしました。8ペー

ジでございます。

使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもの。また、手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の各種手数料をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、国庫支出金50億4,375万6,000円、府支出金37億1,712万5,000円を計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の経費に充当する特定財源でございます。

次に、財産収入でございますが、31ページでございます。

公共施設整備基金等の各基金の運用収入等2億4,619万7,000円を計上いたしましたものでございます。

寄附金につきましては、一般寄附金及び開発指導要綱に基づく寄附金並びに福祉基金積立指定寄附金6億3,700万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、公共用地先行取得事業特別会計からの繰入金並びに公共施設整備基金及び減債基金からの繰入金等32億4,222万9,000円を計上いたしました。

諸収入につきましては、37億779万9,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、病院事業貸付金元金収入及び国民年金印紙売捌収入、土地開発公社への貸付金元金収入等でございます。

最後に、市債でございますが、29億2,293万8,000円計上いたしております。これは歳出予算と相関連する適債事業に対しそれぞれ計上し、合わせて住民税減税に対応する減税補填債を計上いたしました。

以上が、歳入予算でございますが、総額468億3,000万円と相なるものでございます。

以上をもちまして平成7年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第2号「平成7年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算（案）」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険として市民の健康と生命を守るための重要な制度でございますが、国保財政の基盤が脆弱なことから、国においても保険財政安定化に向け制度改正が毎年のように講じられておりますが、抜本的な改正には至っておりません。平成7年度においても財政調整基金より1億9,236万5,000円の繰り入れを行って収支均衡を図り、事業運営を行ってまいります。

それでは、予算書に基づきまして、御説明を申し上げます。予算書12ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億5,902万円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおり



でございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を定めるものでございまして、給与費並びに保険給付費を対象といたしてございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。事項別明細書235ページでございます。

まず、総務費でございますが、総務管理費、徴収費、運営協議会費等に係る経費として2億1,572万8,000円を計上いたしました。

続きまして、保険給付費では、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費等55億4,514万2,000円を計上いたしました。

次に、老人保健拠出金では、老人保健医療費拠出金等と新たに老人保健事業費拠出金合わせ21億7,396万1,000円を計上いたしました。

次に、共同事業拠出金では、6,839万3,000円を計上いたしましたものでございます。

保健施設費は、新たに名称を保健事業費として人間ドック助成事業等1,924万3,000円を計上いたしましたものでございます。

公債費につきましては、一時借入金利子として325万円を計上いたしました。

次に、諸支出金では、保険料過誤納還付金等330万3,000円を計上いたしました。

また、予備費として3,000万円を計上いたしましたものでございます。

以上、歳出予算総額80億5,902万円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算につきまして御説明申し上げます。事項別明細書231ページでございます。

まず、国民健康保険料では32億8,430万円。一部負担金では2万円。使用料及び手数料では80万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金では、療養給付費等負担金、財政調整交付金等27億4,071万4,000円を計上いたしました。

療養給付費交付金として10億758万9,000円を計上いたしました。

また、府支出金では、国民健康保険費補助金等7,735万4,000円を計上いたしました。共同事業交付金では、8,144万3,000円を計上いたしました。

次に、繰入金でございますが、一般会計繰入金、財政調整基金繰入金として8億4,219万円を計上いたしましたものでございます。

最後に、諸収入では、2,461万円を計上いたしました。

以上をもちまして平成7年度国民健康保険事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第3号「平成7年度和泉市老人保健事業特別会計予算(案)」につきましてその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、本制度は、70歳以上の老人と65歳以上の障害老人を対象としたもので、健康の保持及び福祉の増進に期することを目的としたものでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。予算書15ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億3,309万6,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

次に、事項別明細書に基づき、歳出予算から内容の御説明を申し上げます。事項別明細書255ページでございます。

まず、総務費でございますが、総務管理費の一般管理費といたしまして1,529万5,000円を計上いたしました。

次に、医療諸費でございますが、これは平成7年度で見込まれる受給対象者1万275人に係る医療費並びに医療費審査支払手数料といたしまして89億1,780万1,000円を計上いたしましたものでございます。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳出予算に充当する歳入予算について御説明申し上げます。253ページでございます。

まず、支払基金交付金58億9,894万9,000円、国庫支出金20億1,132万5,000円、府支金5億53万9,000円は、いずれも歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

次に、繰入金につきましては、当該事務に係る経費等5億1,578万3,000円を一般会計から繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、これは第三者行為等による医療費返納額として250万円を計上いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成7年度老人保健事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第4号「平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算(案)」

につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本会計は、公共用地の先行取得を図るためのものでございまして、主に黒烏山公園の用地取得でございます。

それでは、予算書に基づきまして、御説明申し上げます。予算書17ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を1億5,556万5,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明申し上げます。事項別明細書260ページでございます。

公債費といたしまして、起債の元利償還金1億433万6,000円を計上いたしました。

また、諸支出金では、一般会計への繰出金として黒烏山公園事業用地の売払収入相当額5,122万9,000円を計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。259ページでございます。

財産売払収入では5,122万9,000円、一般会計からの繰入金では1億433万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、公共用地先行取得事業特別会計予算について内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第5号「平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計予算（案）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

公共下水道の整備につきましては、事業認可区域内での事業量の拡大を図りながら、流域下水道和泉忠岡幹線及び和泉大津幹線を中心とした面整備並びに各幹線道路内の雨汚水管の布設工事等が主なものでございます。

それでは、予算書に基づきまして、御説明申し上げます。予算書19ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を48億349万5,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務を負担する事項等を定めるものでございまして、水洗便所改造資金融資にお

ける金融機関に対する損失補償でございます。

内容につきましては、「第2表債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容につきましては、「第3表地方債」のとおりでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めたものでございまして、職員の給与費を対象としたものでございます。

次に、事項別明細書によりまして歳出予算から御説明申し上げます。事項別明細書267ページでございます。

まず、下水道事業費として40億3,956万円を計上いたしました。

内容といたしましては、職員の給与費を初め下水処理経費、泉北環境整備施設組合分担金等下水道総務費で6億9,980万7,000円でございます。

また、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金、公共下水道整備に伴う雨汚水管の布設工事費等下水道整備事業費として33億3,975万3,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、公債費でございますが、市債の元利償還金等7億6,293万5,000円を計上いたしました。後に、予備費として100万円を計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。265ページでございます。

まず、分担金及び負担金でございますが、受益者負担金3,301万8,000円を計上いたしました。

次に、使用料及び手数料といたしまして、下水道使用料等2億4,898万6,000円を計上いたしました。

次に、国庫支出金7億3,350万円、府支出金4,200万円、市債17億3,030万円を計上いたしました。これらは歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

次に、繰入金でございますが、19億9,169万1,000円を一般会計から繰り入れすべく措置いたしました。

最後に、諸収入2,400万円は、消費税還付金を計上いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが、公共下水道事業特別会計予算について内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次に、水道事業会計の説明を願います。

○ 水道部長（仲田博文君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきまし

た議案第6号「平成7年度和泉市水道事業会計予算」につきまして、水道部仲田より提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

初めに、事業経営についてでございますが、昨年の全国的な渇水に伴い今なお、節水による影響を受ける中、給水収益は確実な伸びを見込むとともに、加入金や受託工事収益等収入増の確保に努めてまいります。さらに、各般の業務改善を積極的に推進し、人員抑制等経費の軽減を図り、計画どおりの累積欠損金解消に努めてまいりたいと存じます。

また、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、ライフラインの確保など災害時における備えを計画的に進め、本年度は、給水タンクローリー車の購入を初め給水袋、ポリタンク等を補充いたします。その他サービス面においても、前年に引き続き重度心身障害者世帯へのワンタッチ蛇口の無料取り付けの実施など、市民サービス向上に一層努力してまいりたいと存じます。

一方、事業面では、引き続き第4回拡張事業を推進するとともに、中央丘陵開発地区の施設整備を初め既存施設の改良事業にも意欲的に取り組み、将来に向けての生活用水供給に万全を期してまいり所存であります。

次に、その内容について御説明申し上げます。別冊予算書1ページをお願いいたします。

まず、第2条は、本年度の業務予定量を定めたものであります。

給水戸数を5万386戸、年間総給水量1,677万6,000 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量4万5,962 $\text{m}^3$ と定め、主な建設改良事業として配水管更生事業1,960万円、拡張事業5億9,000万円をそれぞれ予定いたしましたものであります。

次に、第3条収益的収入及び支出でございます。

第1款 水道事業収益34億1,054万8,000円を予定いたしました。

その主な内容といたしまして、第1項給水収益等の営業収益31億1,766万6,000円。第2項は、加入金等の営業外収益として2億9,287万2,000円その他を予定いたしております。

また、支出では、第1款 水道事業費用32億8,718万6,000円でございます。

主な内容といたしまして、第1項は、職員給与費のほか受水費等の営業費用として29億1,098万2,000円。第2項は、企業債借り入れに伴う支払利息等の営業外費用として3億7,400万4,000円その他220万円を予定いたしております。

次に、第4条 資本的収入及び支出でございます。

第1款 資本的収入として14億5,501万円を予定計上いたしました。

その主な内容は、第1項 企業債発行予定額として4億7,000万円。第2項は、住宅・都市整備公団を初め宅地開発などによる配水管布設工事等原因者負担金として9億6,100万円。第3項は、水質検査機器購入及び消火栓新設に伴う負担金として2,400万円その他をそれぞれ

れ予定いたしております。

支出では、第1款 資本的支出15億8,731万7,000円でございます。

その内訳といたしましては、第1項 水道施設拡充強化に伴います配水管布設工事等の建設改良費用に13億8,930万8,000円。第2項は、企業債の償還元金に充てるため1億9,800万9,000円をそれぞれ予定いたしておるものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額1億3,230万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

次に、第5条でございますが、本条は、起債の目的及び限度額を定めるもので、本年度は、配水管更生事業に1,500万円、拡張事業に4億5,500万円をそれぞれ発行予定いたしておるものであります。

第6条及び第7条につきましては、いずれも諸経費の流用限度額を定めたものであります。

第8条では、一般会計から受ける補助金を1,000万円と定め、最後に、第9条では、建設用資材等のたな卸資産購入限度額を5億1,216万2,000円と定めるものであります。

以上の結果、損益収支では1億2,336万2,000円の純利益が生じる見込みであり、累積欠損金の解消に向け一層経営努力を行ってまいり所存であります。

以上が、今回、上程させていただきました平成7年度水道事業会計予算案の概要でございます。これらの詳細につきましては5ページ以下に記載いたしておりますので御参照賜り、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 最後に、病院事業会計の説明を願います。

○ 病院事務局理事（谷上 徹君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第7号「平成7年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、市立病院事務局谷上から提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本年は、診療報酬の改定も予定されておらず、病院事業にとりましては、依然として厳しい経営環境下にあります。地域医療の基幹病院として市民の方々の期待にこたえるべく医療器械の整備を行うほか、懸案であります適時適温給食の早期実現を目指し、より一層の患者サービスに努めてまいりたいと存じております。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書の1ページでございます。

第2条は、本年度の業務の予定量を定めたものでございまして、病床数は327床。患者数は、入院で1日平均285人、年間で10万4,310人。外来で1日平均943人、年間で27万8,185人を予定いたしております。

また、本年度で行う主な建設改良事業であります。市民の多様なニーズにこたえるための医療器械の購入費として6,500万円。消防法施行令の改正に伴い本館にスプリンクラーの設置が義務付けられ、本年度が最終の期限となっております。そのための費用として5,000万円を予定いたしましたものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定でございます。まず、収入から御説明を申し上げます。

第1款 病院事業収益として61億7,955万4,000円を計上いたしました。

その内容でございますが、第1項の医業収益は、入院、外来等の医業活動から生じる収益でございます。56億4,617万6,000円。第2項の医業外収益は、一般会計からの補助金等の医業外の収益でございます。5億3,337万8,000円をそれぞれ予定いたしておるものでございます。

次に、支出でございます。第1款 病院事業費用として62億4,429万8,000円を計上いたしました。

その内容でございますが、第1項の医業費用は、職員給与費、診療材料費等の医業に要する費用でございます。60億8,423万2,000円。第2項の医業外費用は、企業債の利息や一時借入金の利息等の医業外費用でございます。1億5,806万6,000円。第3項は、予備費として200万円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

以上の結果、医業収支では4億3,805万6,000円の損失が、医業外収支では3億7,531万2,000円の利益が生じ、予備費を含めた当年度の損益収支は、6,474万4,000円の欠損金が生じる見込みでございます。

なお、この不足額につきましては、内部留保資金を充当する予定でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定でございます。まず、収入でございます。

第1款 資本的収入12億8,213万5,000円でございます。

この内訳でございますが、第1項は、本年度で発行を予定いたしております企業債1億1,000円。第2項は、一般会計から本会計へ支出される出資金1億7,213万5,000円。第3項は、一般会計から本会計が借り入れる長期借入金10億円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、支出でございます。

第1款 資本的支出13億6,945万2,000円でございます。

この内容でございますが、第1項の建設改良費は、医療器械等の購入やスプリンクラーを設置するための費用として1億1,500万円。第2項 企業債償還金は、企業債の償還元金でございます。2億5,445万2,000円。第3項の他会計長期借入金返還金は、一般会計から借り入れ

ております長期借入金の返還金でございまして10億円をそれぞれ予定計上いたしたものでございます。

この結果、資本的収支におきまして資本的収入額が資本的支出額に対し8,731万7,000円が不足することとなりますが、この不足する額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金8,721万円と当年度の消費税資本的収支調整額10万7,000円をもって補填いたすことといたしております。

次に、第5条でございます。本条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、本年度は、医療機器整備事業として6,000万円。本館スプリンクラー施設整備事業として5,000万円の起債の発行を予定いたしておるものでございます。

次に、第6条でございます。本条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、7億円といたしてございます。

次の第7条は、予定支出の各項の金額を流用することができる場合の規定を、第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定を、第9条は、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、第10条は、たな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めたものでございます。

なお、5ページ以下に予算に関する説明書を、28ページ以下に予算参考資料を添付してございますのでよろしく御高覧賜り、御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については十分審議をお願いしたいと思いますので、次の日程で特別委員会を設置願い、付託の上、休会中の御審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

平成7年3月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員 友田博文

同 若浜記久男

同 田代一男



同	池田秀夫
同	柏 富久蔵
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀 博

予算審査特別委員会の設置について

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第1号

予算審査特別委員会設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、予算審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、平成7年度各会計予算並びに関連する諸議案について、調査審査することを目的とする。
3. 本委員会は、委員13名をもって構成する。
4. 本委員会は、平成7年和泉市議会第1回定例会会期中に調査審査するものとする。

○ 議長（松尾孝明君） 次に、日程第12「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

本件は、友田博文議員外8人から先ほど上程されました日程第3「和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定について」から日程第11「平成7年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案を慎重に審査するため、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置されたいというものであります。

本件については、提案理由の説明、質疑を省略し、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決いたしました。



予算審査特別委員会委員名簿

友田博文	須藤洋之進
上田育子	赤阪和見
田代一男	辻正治
中塚新治	西口秀光
原重樹	猪尾伸子
大谷昌幸	勝部津喜枝
井坂善行	

○ 議長（松尾孝明君） 日程第13「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定によりお手元に配付しております名簿のとおり選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本件は、名簿のとおり選任することに決しました。委員の皆さんには、大変御苦労ではございますが、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありません。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

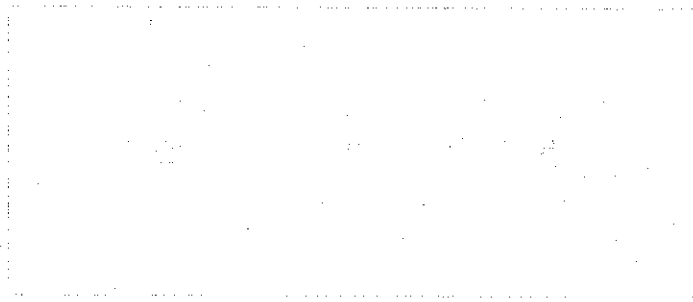
御異議ないものと認めます。

なお、明日4日から7日までを休会とし、8日から一般質問を行いたいと思いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午前11時34分散会）

第 2 日



平成7年3月8日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和对策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同次長兼人事課長	戸口泰明	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同人権啓発室長	明坂文嘉	市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
企画調整部長	逢野博之	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	福祉事務所長	中川鉄也
同企画室長	今村堅太郎	同理事	坂田平之
同施策推進室長	石本博信	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介
同理事兼財政課長	阪豊光	同理事	白樫通有

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
参与兼都市整備部長	富田宏之	同理事	谷上徹
同理事(再開発担当)	盛尾久和	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長(再開発担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	高宮武男
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事	一ノ瀬喜広
同次長兼公園課長	山下喬三	同次長兼消防署副署長	池野透
コスモポリス推進部長	中屋正彦	土地開発公社事務局長	北野喜平
同理事	田中拓夫	教育委員長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教育長	杉本弘文
建設部長	奥村富彦	教育次長兼管理部長	生田稔
同理事(道路担当)	谷俊雄	同次長兼学事課長	着本直幸
同次長兼住宅課長	西岡政徳	指導部長	西川義徳
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	社会教育部長	大塚孝之
下水道部長	藤原清司	同次長	田丸勝之
同次長	中野英二	同副理事兼久保徳記念美術館長	中野徹
同副理事(ふるさと急激開発担当)	岸本孝二	収入役室長	藤木意継
改良事業部長	中辻寿夫	選挙管理委員会委員長	松井一雄
同次長兼用地課長	梶田嗣夫	同事務局長	着本善夫
水道事業管理者	田中稔	監査委員	庄司清
水道部長	仲田博文	同事務局長	吉田陽三
同次長	西尾浩	農業委員会会長	森口義忠
同次長兼総務課長	池野文一	同事務局長	農端小一
同次長兼営業課長	城前伊佐雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○  
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆  
 次長 井阪和充  
 参事 西垣宏高  
 議事係長 田中康弘  
 議事係員 田村隆宏

---

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月8日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成7年第1回定例会)

発言順	1	発言者	並河道雄議員
発言の要旨	1. 防災問題について 2. 経費節減対策について 3. 青少年育成対策について 4. 福祉行政について		

発言順	2	発言者	若浜記久男議員
発言の要旨	1. 市政方針について ○ 運営について 2. 予算関連について ○ 福祉について ○ 市住建替えについて ○ 温水プールについて 3. 総合計画について ○ 防災体制について		



発言順	3	発言者	早乙女 実 議員
発言の要旨	<p>○ 市政運営方針について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり －ビッグプロジェクトの再検討を－</li> <li>2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり －災害に強いまちづくり－</li> <li>3. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり －子育て支援システムの充実を－</li> </ol>		

発言順	4	発言者	木村 静 雄 議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 和泉中央丘陵東部地区開発推進計画について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東部全体造成での仕上がり高低差はどのようになるのか</li> <li>(2) 梨本池との境界に里道があるが、里道はどのようになるのか、又、境界線の整備はどのようにするのか</li> </ol> </li> <li>2. 上水道施設について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 既設の松尾配水池の移設計画はどのようになっているのか</li> </ol> </li> <li>3. 道路施設について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 光明池春木線と、浦田松尾寺線との交差方法はどのようになるのか</li> <li>(2) 青葉台中央線延伸整備計画はどのようになっているのか</li> </ol> </li> <li>4. 天井坊池埋立計画について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業水として利用されていたが問題はないのか</li> <li>(2) 開発地の下水対策はどのような計画になっているのか</li> <li>(3) 天井坊池は、梨本池の余水放流受口となっている、埋め立て後の排水計画はどのようになるのか</li> <li>(4) 青葉台水路並びに調整池はどのようになるのか</li> </ol> </li> </ol>		

発言順	5	発言者	原 重 樹 議員
発言の要旨	<p>1. 同和問題について</p> <p>○ 個人給付的事業見直しと今後について</p>		

発言順	6	発言者	田 代 一 男 議員
発言の要旨	<p>1. 集会所の建設について</p> <p>2. 光明台二丁目北の開発関連について</p> <p>(1) 公団空き地の工事開始について</p> <p>(2) 梅美木多の開発について</p>		

発言順	7	発言者	赤 阪 和 見 議 員
発 言 の 要 旨	1. 公職選挙法並びに政治資金規正法改正について		
	2. 和泉市ボランティア組織の実態と活動について		

発言順	8	発言者	天 堀 博 議 員
発 言 の 要 旨	1. 市長の市政運営方針について		
	(1) 市長の言う「市政にロマン」をモットーには		
	(2) 戦後50周年、被爆50周年の年としてのとらえ方について		
	(3) 新庁舎建設取り組みと財源問題について		
	(4) 副都心への行政機能について		

(午前10時00分開議)

- 議長(松尾孝明君) おはようございます。議員の皆様には多数御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。  
ただいま御出席されている議員さんは25名でございます。欠席届の出ている議員さんはいません。赤阪議員さんから遅刻の届け出がございます。現在、25名でございます。
- 議長(松尾孝明君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(松尾孝明君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますのでよろしく御了承願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、20番・並河道雄議員。

(20番・並河道雄議員登壇)

- 20番(並河道雄君) 20番・並河道雄です。通告順に従って、質問の要旨を述べさせていただきます。

1点目に防災問題について。一瞬のうちに多くの人々の命を奪い、関西各地の都市機能や経済活動を麻痺させた阪神大震災は、直下型地震の恐ろしさをまざまざと見せ付け、現代都市のもろさを浮き彫りにするとともに、わが国でこれまで積み重ねられてきた地震対策を根底から揺さぶりました。私たち市民1人ひとりに対しても、災害への備えを今一度再点検する必要性を突き付けたと言えるでしょう。各府県市町村でも一斉に防災関係の見直しが検討されておりますが、阪神大震災を1つの教訓として、提言も含め何点かをお尋ねいたします。

まず最初に、本市の被害は軽微であったと聞き及んでおりますが、人的被害、建物被害の状況はどうであったのか、お伺いをいたします。

2点目に、防災安全対策は、従来のままで果たして十分なのかどうか。抜本的な見直し点検をすべきと思うが、この点はどうか。

3点目に、本市には液化化しやすい地域、可能性のある地域はないのかどうか。

4点目に、国や府の調査指導を待つのも大切ですが、本市独自で公共物の耐震性調査に取り

組むべきと思うが、可能かどうか。また、その気があるのかどうか。

特に神戸市の被害状況を見れば、マンションもさることながら、木造住宅の密集地域に集中しております。本市においても木造市営住宅、市民病院の旧館等が危険ではないかと思われます。

5点目に、初動体制についてお伺いをいたします。今回の震災では、政府の危機管理能力、情報収集能力のお粗末さについては、厳しい非難の声が上がっておりますが、本市における緊急事態が発生した場合の災害本部の設置手順はどうなっているのか。

また、自衛隊派遣についてお尋ねをいたします。自衛隊法第83条2項、3項には、状況判断によって自衛隊が自主的に派遣できることを明記しておりますが、市長の権限範囲との関係はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。普段から自衛隊との協力関係や状況把握の仕方について、計画を準備させておくよう提言しておきたいと思っております。

6点目に、ライフラインの安全性確保についてはどのようにお考えか。

7点目には、交通の分断、混乱を考え、公共施設に赤バイクの設置を提言したいと思います。いかががお考えか。

8点目に、避難場所の設定基準、1日1人水を例にとっても3ℓが必要と言われておりますが、備蓄の問題についてはいかががお考えか、お聞きをいたします。

9点目に、消防関係についてお尋ねいたします。西宮市では、ドクターカーが人命救助に活躍した旨テレビ報道されておりましたが、本市もドクターカーには及びませんが、本年2月から救急救命士を乗せた高規格車が稼動することになりましたが、今後の年次計画、運用についてはどのようにお考えか、ご所見をお尋ねいたします。

また、本市の防火水槽の分布状況、整備計画をお示し願いたい。

10点目に、防災ボランティアについてお伺いをいたします。今回の震災で特に目に付いたのは、甚大な被害に見舞われたにもかかわらず、パニックにも陥らず冷静に生活を送る被災者と、寝食を忘れて走り回っている多くのボランティアの姿であります。今回の大震災ほどボランティアの必要性を痛感させられたことはありません。もし、これだけの奮闘がなければ、被災者の生活はもっと不便で不安になっていたのではないかと思います。

そこで、本市においても防災ボランティアを平時に登録してはどうかと思っておりますが、この点はいかががお考えか。

次に、経費節減対策について。わが党は、かねてより「生活者の政治」をスローガンとし、常に市民本位、市民と直結した市政実施のため取り組んできているところであり、市政推進に全力を投じてきたところでもあります。本市における財政状況は依然として脆弱であるが、市民

負担への転嫁はこれ以上許されるものではありません。減量と節減、創意と工夫を持った執行姿勢を確立すべきであると考えます。本市の財政状況把握のため、次の点をお答え願いたい。

平成3年度より平成6年度までの各年度の経常収支比率及び人件費、公債費、扶助費の義務的経費の比率をお答え願いたい。

なお、平成6年度については見込みでお答えを願いたい。

次に、本市の単独事業の実施に当たって、行政需要が拡大するにつれて組織が肥大化してきましたが、そこには、民間で当然に消化し、やれるものまで引き受け、民間の活力を利用する等の意識がなかったのではないかとも思われます。

民間委託をめぐってその功罪について大いに議論すべきであると考えます。本市も身軽になってこれで浮いた職員を他の必要な部門に配置しようというのが民間委託の趣旨と理解しております。このことは、とりもなおさず税金が無駄なく使われることを願っております納税者の期待に沿うことにもなるわけですが、民間委託に対する市長の御所見をお伺いをいたします。

また市長は、よく「財政が苦しい、カネがない」と苦情を並べておりますが、例えば人件費問題を考えると、職員を採用すると給与費が義務費となり、次年度以降定年まで財政の弾力性を失う大きな問題が潜在しておりますが、これからは国・府に対する依存体質から、自分たちの抱えている問題は自分たちで解決する発想の転換こそが重要ではないかと考えます。その最たるものは、職員の定数問題ではないかと思いますが、その点について関係部局の御見解をお聞きをしたいと思います。

次に、事務処理に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければなりません。このことから常に組織機構及び運営の合理化を図って規模の適正化に努めなければなりません。課数が人口規模に比して多くないか。平均年齢、平均給料、また、ラスパイレス指数、役職数など、類似団体と比較してどうか。また、“ワタリ”についてはどのようにお考えか、お聞きをいたします。

次に、審議会についてお伺いをいたします。施策を効果的に展開し、促進するため、それぞれの分野で専門的に討議しようと各種審議会、委員会を設置してそれなりに成果を上げているが、その審議会、委員会の名称、延べ委員数、年間報酬額、年間活動日数の状況を報告願いたい。

3点目に青少年の育成対策について。最近、児童・生徒のいじめや非行が取り沙汰されるたびに、学校教師の指導や家庭教育のあり方が問われております。確かに子供を取り巻く環境が昔と変わっており、親と子が接する時間が、以前とは比較にならないくらい減少しております。

す。

ここで、K新聞に載ったある教育者の記事を紹介したいと思います。

私の主宰する主婦の投稿誌「わいふ」には「幼い子を育てる」というコラムがあってしばしば若いお母さんの悩みが寄せられる。他愛のない悩みから深刻なものまで様々だけれど、繰り返し繰り返し出現するのが「幾ら自分の子をきちんとしつけようと思っても、他の子がそうでなければどうにもならない。かと言って、自分の身を守るためにあなたも乱暴になりなさいよ、とも言えないし」という悩みである。

大河内君の自殺が私たちにショックを与えるまでいじめられる子にも問題があるのだからと、本市も学校の対応は必ずしも良いとは言えませんでした。しかし、大河内君への「いじめ」は、むしろ「犯罪」に近い恐るべきものであります。もっと日常的なところで「いじめはいじめる方が悪い」という本当の意味は、なかなか理解されにくいのではないのでしょうか。本市もいつ大河内君のような事件が起こらんとは限りません。今こそ、あらゆることを基本的に洗い直してやる必要があると思いますが、いじめ対策について関係部局の御答弁をいただきたい。

次に、「家庭の日」の設定について提言をしたい。この点は、何回もわが党から議会で要望もしてきましたが、いまだに実現を見ない。何か特別に難しい問題があるのかどうか。非行化は、親子の対話不足から始まると言われているので、具体的な内容も盛り込みぜひ実現していただきたいが、御所見を伺いたい。

最後に、福祉行政について。高齢者の大部分は、社会福祉施設や病院ではなく地域社会で生活しております。現在の住環境は、高齢者にとって不十分であります。高齢者向けの住宅対策としては、今、府下でも吹田市を初め枚方市などは、複合施設として府とタイアップして高齢者向け住宅の確保をしております。本市でも府営住宅の建て替え時期こそがそのチャンスと思うが、御所見を伺いたい。

今回は、福祉については1点だけにとどめたいと思います。

以上、自席よりの再質問の権利を留保して私の一般質問の趣旨説明を終わります。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 企画調整課長（油谷 巧君） ただいまの並河議員さんからの御質問のうち1点目の防災問題の中の10点中9点につきまして、企画調整課油谷の方から御答弁申し上げたいと思います。まず、1点目の本市の人的被害、建物被害の状況についてでございます。人的被害につきましては、2月20日現在重傷が1名、軽傷が6名、計7名となっております。

次に、建物被害でございますが、屋根瓦等の破損家屋が30件、壁面、ブロック塀等の破損が

62件、その他灯籠などの倒壊等が6件、合わせて98件と相なっております。

2点目の防災安全対策について抜本的な見直し点検でございますが、今回の兵庫県南部地震において指摘された初期活動のおくれなどを教訓としまして、緊急時における災害応急対策活動を円滑に行うための体制の確立が急務となっておりますことから、御指摘のとおり、これらの体制も含めた見直しが必要であると認識しているところでございます。したがって、まずは、災害応急対策活動の実効性を確保するための方策を早急に検討してまいりまして、大阪府の地域防災計画とも整合性を図りながら修正してまいる考えでございます。

次に、3点目の本市には液状化しやすい地域あるいは可能性のある地域はないのか、というお尋ねでございますが、具体的にきっちりとは把握してございませんが、本市におきましては、堺、高石などのような大規模な埋め立てによる臨海地域を有しておるわけでございませぬので、液状化現象が生じにくい地域ではないかと認識いたしておるところでございます。

4点目の公共物の耐震性調査の問題でございますが、公共施設の耐震性調査の必要性は認識してございますが、クリアすべき問題もあろうかと存じますので、今後は、その対応につきまして関係部局との協議を進めてまいりたいと考えてございます。

5点目でございますが、緊急事態が発生した場合の災害対策本部の設置手順に絡む関係でございますが、風水害によります場合につきましては、大規模な災害の発生が予想され、その対策が必要と認められるときなどといったように、状況によりまして設置するところでございますが、地震災害によります場合につきましては、大阪府下に震度5以上の大地震が発生した場合には、即座に設置することといたしておるところでございます。

同じく5点目の中で自衛隊法第83条第2項、3項と市長の権限範囲との関係ということでの御質問でございますが、法の規定では、災害派遣に係る市長の権限は及ばないわけでございます。通常の場合、83条第1項に示されておりますように知事から派遣要請が行われることとなりますが、83条第2項ただし書きの規定は、特に急を要し派遣要請のいとまがないときに自衛隊における災害派遣命令者、これは部隊等の長となろうかと思いますが、その者の判断による、とするものでございます。

なお、第3項の規定による派遣につきましては、小規模な災害が想定されているところでございます。

6点目のライフラインの安全性確保の問題でございますが、各関係機関の災害対策計画などにつきましては、本市の地域防災計画にも明記されているところでございまして、今後も各関係機関との連携に努めまして、災害予防及び災害発生時におきます速やかな対応を要請してまいりたいと考えてございます。



7点目でございますが、交通網の分断、混乱を考慮して公共施設に赤バイクの設置を検討してはどうか、という御提言でございます。御提言の趣旨は、災害発生時における情報収集伝達手段についてのことかと存じますが、情報収集伝達手段につきましては、兵庫県南部地震を教訓としまして現在、関係課ともども無線の活用につきまして検討しているところでございまして、災害発生時には、迅速な被害状況の把握などに努めてまいりたいと考えてございます。

8点目のうちの避難所の設置基準の問題でございますけれども、避難所につきましては、風水害や地震災害などの各種災害に対応できる施設選定が必要でございます。特に地震災害につきましては、第1次避難場所としての空地が近くにあり、かつ収容能力の高い施設を選定する必要がございますことから、現在の避難場所について今、一定の見直しを行いつつあるというところでございます。

同じく8点目の備蓄の問題でございますが、特に地震災害におきましては一定の被災者が予想されますことから、今後は備蓄の充実に努めまして、また、長期避難生活に対する備えとしましては、業者との協定などにより円滑な物資調達体制の確立に向けた取り組みを進めますとともに、一方、災害に対する意識の向上を図るため、住民に対する自己備蓄の啓発についても合わせて取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、10点目の御質問の防災ボランティアを平時に登録してはどうか、というお尋ねでございます。ボランティアの活用の検討につきましては、企画調整課を事務局として設置しておりますボランティア検討委員会において取り組んでいるところでございます。御提言の防災ボランティアにつきましても、同委員会の今後の検討課題としてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 警防第1課長（小野林操君） 消防本部警備課長の小野林でございます。去る2月10日の高規格救急車の配車式には多数御臨席をいただき、厚く御礼を申し上げます。その高規格救急車の運用と今後の整備計画についてお答えいたします。

現在、和泉市では3台の救急車を稼働いたしており、本署に2台、池田分署に1台を配置しております。そして今回、出動件数等を勘案し、本署の1台を高規格救急車に切り替えたわけでございます。119番での救急車要請段階では、傷病者の緊急度や重傷度が判別できないため、出動につきましては、本署第1車出動といたしております。

また、救急業務の高度化は傷病者の救命率の向上であり、それには傷病者が等しく救急救命士が乗務した高規格救急車で高度な応急処置が受けられる体制をつくることにあります。

救急救命士の養成につきましては、本年度末で6名完了することになりますが、平成7年度

以降につきましても、大阪府の救急救命士養成割当表に基づき養成してまいりたく考えております。

したがいまして、残り2台の高規格救急車への切り替え時期につきましては、1台運用するにつき救急救命士を4名必要としますので、8名養成できた時点で池田分署、12名養成できた時点で本署の2台目を高規格救急車へ切り替えを計画しておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 警防第2課長（坂倉良文君） 引き続きまして、防火水槽の整備状況について、消防本部警備課長坂倉からお答えさせていただきます。

このたびの阪神・淡路大震災では同時多発的に火災が発生し、水道配管の破壊により消火栓からの取水ができず、大火に至った経過を嚴重に受け止め、消火栓依存の消火体制を改め、防火水槽の増設及びプール、ため池、河川等自然水利の活用も含めた消火体制の充実を図らなければならないと痛感いたしております。

和泉市には現在、40トン以上の防火水槽が375基あります。その適性配置につきましては、地震対策強化地域の東海地方では500mメッシュ当たりの防火水槽の設置基準を1基として整備拡充を図っております。これを参考に現在、本市の防火水槽等の水利分布図を作成いたしました結果、防火水槽を必要とする区画数は211区画となります。既に防火水槽が設置されております区画数は159区画で、充足率は75.4%となっております。したがいまして、この水利分布図をもとに今後、年次計画的に整備していかなければならないと考えております。

以上です。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 財政課参事（林 和男君） 次に、財政課林から経費節減対策についての御質問の中の1点目の平成3年度から平成6年度までの各年度の経常収支比率、人件費、公債費、扶助費等の義務的経費の比率をお答え申し上げます。

まず、経常収支比率でございますが、平成3年度は94.0、平成4年度は93.5、平成5年度は99.9、平成6年度（見込み）は105.4%と年々厳しい状況になってきております。

次に、人件費の比率でございますが、平成3年度は47.7、平成4年度は45.9、平成5年度は48.9、平成6年度は50.9%の見込みでございます。

次に、公債費でございますが、平成3年度は16.9、平成4年度は16.1、平成5年度は16.1、平成6年度は15.8の見込みでございます。

次に、扶助費でございますが、平成3年度は6.3、平成4年度は6.5、平成5年度は7.4

平成6年度は8.6。

以上、3つの義務的経費の合計でございますが、平成3年度が70.9、平成4年度では68.5、平成5年度は72.4、平成6年度は75.3となる見込みでございます。年々厳しい状況になってきていると認識しております。よろしくお願いいたします。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 企画調整部次長（今村堅太郎君） 次に、経費節減対策の企画関係の御質問につきまして、企画室今村から答弁をさせていただきます。

まず、民間委託についての考え方でございますが、御案内のとおり、民間委託とは、自治体が行政責任を果たす上で必要な監督権を留保し、行政事務を民間企業、外部の団体及び個人などに委託することを申すわけでございます。

本市では、かねてから調査研究面における専門的な知識、技術を活用するための委託や、あるいはコミュニティセンターを初めとする公共施設の管理運営面を委託するなど、これまでも一定の成果をおさめてきてはおりますが、まだまだ改善の余地を残しているのも御指摘のとおりかと存じます。

こうしたことから昨年2月に市長から命令がありまして、市長公室人事課、企画調整部企画調整課、総務部財政課の3部3課によりまして行財政検討会が設置をされました。以来、事務事業の見直しということで種々協議を重ねてきたところであります。特にその中でも御指摘の委託の問題を大きな問題として取り上げてまいったところでございます。

今後におきましては、これまでの協議を踏まえまして既存の委託内容を再検討するとともに、配置基準の見直し等によりまして職員1人ひとりの業務処理能力の拡大に努めながら民間技術や能力を活用し、公共サービスを提供できる事務事業の検討、また、全市的に利用されている施設につきましては種類や規模等を勘案し、管理公社方式も含めた検討などを基本としながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、組織機構及び運営の合理化につきましては、本市では業務量の増大等に円滑に対応するためということで、これまでも適宜組織機構の改革を行ってまいったところでございます。組織の再構築が叫ばれている今日、改めて人口規模、財政力等が同規模程度の類似団体の組織内容や組織改正の動向等を把握し、多様化する行政需要に対応し得る行政機能の確立に向け鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、審議会及び委員会についてのお尋ねの点について御報告申し上げたいと存じます。まず、法令等に基づく審議会、委員会等につきましては、27の審議会や委員会がございます。その中には、財産評価審査委員会とか都市計画審議会等が含まれております。

また、延べ委員数につきましては、若干名となっております一部の審議会等を除きまして、所定の委員数が定められております24の審議会並びに委員会等の延べ人数は376名となっております。

年間報酬額につきましては、平成6年度の現時点における審議会等開催済みである15の審議会並びに委員会の総合計で申し上げますと、15の委員総数233名、開催日数の合計33日、年間報酬額の合計は306万8,000円となっております。ちなみに総合計を平均いたしますと、委員数平均は約15.5人、開催日数の平均では約2.2日、年間報酬額1人当たりの平均で1万3,167円となっております。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 市長公室次長（戸口泰明君） 経費節減のうち職員の定数管理及び給与の適正化につきまして、人事課戸口よりお答え申し上げます。

今日の地方行政を取り巻く環境は極めて厳しいものであり、常にその減量化、効率化を念頭に置き、コストの原則である最小の行政経費で最大の行政効果を上げなければなりません。とりわけ先生の御質問の中にあります自分たちが抱えている問題は自分たちで解決する、という発想はいわゆる地方分権につながっていくものと考えられ、地方分権が大きな流れとなっている今日、市自ら分権にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、自主的な行政運営に努めていくことが急務であります。

このことを踏まえ昨年10月、自治省より行政改革指針が示され、その重点課題として先生が御指摘のとおり、定員管理及び給与の適正化の推進に取り組むよう通知されているところでございます。

さて、本市における職員定数は現行1,800人。実数は平成6年4月1日現在、1,783人であり、その職員数は、府下類似団体である守口市や門真市に比べて多くなく、とりわけ当市は、病院経営や消防、数多くの公立保育園を設置しているものの、病院や消防を持たない守口市や門真市に比べて少ない職員で行政運営に当たっていると言えます。

また、本年度の採用のうち、一般職員につきましては退職者の2分の1を採用し、保母職、現業職については採用を控えたこともあり、平成7年度につきましては、職員数約20数名の減員になることが確定しております。今後とも、一定数の退職者不補充を方針として堅持してまいりたいと考えております。

一方、御指摘の給与につきましては、国家公務員を100とするラスパイレス指数は平成5年4月1日現在、109.2であり、府下32市中12位と中ほどに位置するもので、給与是正の結

果年を追うごとに下がってきております。

また、給与水準といたしましては、先に申しあげました類似団体に比べ平均年齢40歳11カ月、また、平均給与月額が33万8,100円、役職比率は40.7%で府下平均を下回るものとなっております。しかし、本市も高給与自治体の1つとして国から注意を受けていることも事実でございます。引き続き今後とも、その適正化を図っていかなければなりません。

また、ワタリは職員給の原則、職員の士気高揚にも大きな支障となることから、過去昭和61年度に一定の是正を行い、適正化を図ってまいったところでございますが、昇給制度の整備も勘案しながらその適正化の努力を行ってまいりたく存じます。今後とも、健全な財政運営に向け人事費、人件費の総額を抑制すべく、定員管理と給与適正化を図りながら住民福祉の向上に努めてまいりたく存じます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 指導課長（堀川不可止君） 先生の御質問の3点目、いじめ対策につきまして、指導課堀川よりお答えいたします。

すべての大人も子供も、いじめは個人の人格の尊厳を否定する行為であることをはっきりと自覚することが大切であり、先生の御指摘のように大河内君の事件につきましては、私ども教育に携わる者としてまことに残念なことと受け止めております。

本市におきましてもかかることのなきよう、市教育委員会として昨年12月6日、本市小中学校に対していじめ問題に関する指導の徹底について通達し、また、冬季休業中における児童・生徒の指導の中でいじめの未然防止に努めるべく、学校において緊急に取り組むべき課題として通知したところでございます。

さらに、校園長会議において指導の徹底について指示するとともに、平素から指導主事の学校訪問をさせると同時に、調査の実施等を通じて各学校の実態の的確な把握に努めているところでございます。

また、府教育委員会より登校拒否ゼロを目指してリーフレット「笑顔に会える学校、心をつなぐ学校」を教職員用に配布し、指導に活用いたしております。

さらに、いじめに関するカード、リーフレットで児童・生徒に安心して何でも相談できる仲間づくりを進め、いじめのない学校をつくるよう呼びかけるとともに、子供シグナルキャッチシートを保護者に配布し、相談機関の紹介と家庭での子供の接し方や子供の思いをキャッチするよう啓発活動を行っております。

その他情報交換の場、研修の場として和泉市生徒指導担当者会を開催し、指導にあり方等について各校の情報を交換し、研修いたしております。

以上、いじめの問題について教育委員会の対策をお答えさせていただきましたが、いじめ対策の重点としては、すべての子供1人ひとりがかけがえのない人格の主体として尊重されるという人権教育の徹底であると認識し、学校教育においては、日常の教育活動を通じ教師と児童・生徒、児童・生徒間の好ましい人間関係の育成に努めると同時に、子供が心を開いて教師や保護者に対してありのままを言える人間関係を常日ごろからつくっていくよう、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 社会教育課長（柳川良太郎君） 「家庭の日」の設定についての御質問でございます。社会教育課柳川より御答弁させていただきます。

近年、鎮静化しているとはいえ校内暴力、家庭内暴力、陰湿ないじめ、また今日、増えつつあるシンナー問題等、青少年の問題行動が大きく報じられております。

言うまでもなく、青少年の健全育成は、家庭、地域、学校が一体となり、真剣に取り組まなければなりません。とりわけ今日の都市化、生活の合理化、個人主義など、人と人との触れ合いが失われつつあります。

以上のような観点から議員さんが「家庭の日」の設定については何度も御質問され、教育委員会としても検討を重ねてまいったところでございます。

平成3年5月、和泉市青少年問題協議会委員会において、その原点とも言うべき家庭での教育、しつけ、親子の対話の大切さが叫ばれている折、今一度家庭を見直す意味からも「家庭の日」を設定し、広く市民に啓発をしてはどうか、と提案があり、市青問協においてこの提案が受理されました。会長である市長から青問協専門部会において審議、取りまとめるよう指示があり、依頼を受けて専門部委員会は6月に会議を開催し、「家庭の日」について審議をしたわけでございます。

各委員よりいろんな意見が出たわけですが、主な意見は次のとおりでございます。

1. 家庭を忘れない日を1週間に1日だけでも啓発してはどうか。

1. 青少年を非行から守る市民大会の趣旨において既に市民を啓発している。あえて設定しなくてもいい。

1. 施設等に入所している子供たちをかえって悲しませるのではないか。

等の意見が出され、当日は取りまとめまではいかず、それぞれの団体でこの件についてのあり方を考え、次回の会議の審議で取りまとめたい、ということで閉会したわけでございます。

次に、専門委員会を12月、11名の委員全員出席のもと再度、「家庭の日」の設定について審議に入ったわけでございます。前回の会議内容を各団体、機関に持ち帰り、そこで協議された結果が報告、審議され、専門部会として次のように取りまとめられたわけであります。

1. 「家庭の日」の名称は別として家庭を大切にすることは重要であり、市民に啓発の機会をつくることは必要である。

1. 毎月5日は少年を守る日としての啓発活動をより一層充実させ、合わせて家庭の大切さを啓発していく。

1. 活動の主となる団体は青少年指導員が当たり、各校区青少年問題協議会が一体となり活動に取り組んでいく。

以上のように青問協専門部会で「家庭の日」の設定についての取りまとめをされました。

平成4年5月、和泉市青少年問題協議会委員会において青問協専門部部長より報告され、採決されたわけであります。これを受けて市青少年指導員協議会で協議の結果、第2土曜日は「親と子のきずなを強める日」。サブテーマ「話し合う明るい家庭に非行なし」と定め、毎月5日は少年を守る日の啓発活動用傷テープに、第2土曜日は「親と子のきずなを強める日」、「話し合う明るい家庭に非行なし」を印刷し、毎月5日、各4駅頭で啓発に取り組んでいるところであります。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 4点目の福祉行政につきまして、福祉事務所金谷からお答え申し上げます。

住宅問題が高齢化社会対策の1つとして重要であり、また、府営住宅の建て替え時期こそがそのチャンスである、という先生の御見識は、御指摘のとおりかと存じます。私どもといたしましても府営住宅の建て替えの際、例えば最近行われております上町の府営北信太住宅の建て替えを例に挙げさせていただきますと、高齢者向け住宅などを設置するよう、また、その戸数については市と協議するように府に申し入れを行いまして、府の確約を得ております。今後とも、高齢者向け住宅の確保に向け努力してまいりたいと存じます。

なお、枚方市、吹田市等では、府とのタイアップで複合施設として高齢者住宅を確保した、ということですが、私どもは承知いたしておりませんでした。勉強不足でまことに申しわけございません。今後、研究してまいりたいと存じます。よろしく申し上げます。

○ 20番（並河道雄君） 質問の量が多いので、端的にお答えを願いたいと思います。

防災問題についてですが、1点目の人的被害あるいは建物被害の御説明がございました。重傷者もある、ということですが、こういった人たちに対する補償は全くないのかどうか、それ

が1点。

それから、2点目の防災の安全体制も含めての対策の見直しが必要だ、という答弁がありました。具体的なことは、どのようなことを見直そうとされているのか、お答えを願いたいと思います。

それから、液状化については本市は問題ない、ということですが、近隣市の高石とか泉大津が余り距離的に差がないにもかかわらずかなりの被害を受けているのは、やはり地盤の問題があるのではないかということで心配があるので質問をさせていただきました。そういう液状化の心配はない、ということですので、この点は、それで結構です。

それから、耐震性の調査ですが、非常に難しいと思いますけれども、これから協議をしていく、ということですので、早急の実現できるようにもって行っていただきたい。例えばボランティアの専門家の人が入っていただけののであればその人たちの手も借りてやらなくては、われわれだけでは到底、人的な数の問題やエキスパートでないといけない難しい問題もありますので、その点は意見として言っておきます。

それから、災害本部の設置手順ですが、今までは、恐らく地震の話も出てましたが、風水害中心に考えておられたと思います。地震のことなんかは、和泉市でそんな大きな地震が発生するなんて予測されてないと思います。これからの問題ですが、答弁によりますと、大阪府下で震度5以上の地震があった場合に関してはすぐ設置する、ということ。公共物についての耐震性の質問もいたしましたが、そうしたら本市で震度5以下の場合、一応、公共物については大丈夫である、という見解を持っておられるのかどうか、再度、質問したいと思います。

それから、自衛隊出動についての市長の権限範囲でございます。今回、自衛隊の初期活動について国の方で問題になりましたが、本市は幸い、近くに自衛隊の基地がありわけですし、かなりの交流もあると思います。この自衛隊の出動については、市長が直接要請することはできるのかできないのか。また、それに応じてもらえるのかどうか、再度、質問したいと思います。

それから、ライフラインについては速やかに対応するよう、という抽象的な答弁です。これは民間的なものもありますので、本市だけではできませんが、今後、このライフラインの確保が大きな災害の場合の基本になりますので、その点は早急に対応していくよう検討していただきたいと思います。

それから、避難場所については一定の見直しを考えている、ということです。せんだって、広報で配布されましたが、例えば鶴山台に限って言いますと、8割から9割が鶴山台南小学校



の校区ですが、その南小学校が避難場所に入っていなかったり、それから、飛び地が葛の葉町の第2阪和の海側、南側などにあります。ここは同じ和泉市ですが、信太小学校が避難場所になっているのですが、距離的に問題もあります。その点も含めてもう一度再検討していただきたい。これは意見として言うておきます。

それから、備蓄の問題ですが、いろいろ意見があると思います。その避難場所にそういうものを備蓄していただきたい。これは要望ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

防災ボランティアについては、うちの赤阪議員も質問しますが、1点だけ言うておきたいのは、登録制にするというのは、例えば名簿等を登録しておいていざというときにはお願ひをしてやっていく。その名簿の吸い上げということで提言をした次第です。

それから、消防の方の防火水槽の件ですが、その耐震性については大丈夫かどうか1点。

また、耐震性のある飲料水兼用の貯水槽についても検討中だ、と聞いてますが、飲料水兼用についての貯水槽について考えておられるのでしたら、1人1日3ℓぐらいが最低限必要だと言われますが、その点もお答えを願ひたいと思います。

以上、意見、提言も含めて申し上げましたが、再質問いたします。

- 企画調整課長（油谷 巧君） 企画調整課油谷でございます。4点にわたる再質問でございます。他課にまたがる問題もありますが、私の方から一括してお答え申し上げます。

まず、1点目の重傷者への補償はあるのか、というお尋ねでございますが、市の見舞金制度がございまして、入院された場合は、30日を限度として一定の見舞金が支給されます。たしか1日1,000円の割りでございますので、3万円が限度となっております。

2点目の防災対策の見直しの内容ですが、先ほども申し上げましたように今回の兵庫県南部地震において指摘されました初期活動のおくれを教訓にし、主に災害応急対策活動の成否を左右します初動体制の確立と情報収集及び伝達体制の確立に向けての見直しでございます。その他被災者の受け皿としての避難所の見直しあるいは備蓄物資についても検討してまいる予定でございます。また、住民に対しても災害発生時に備えての心得とか初期行動についての周知を図ってまいりたいと考えてございます。

3点目の震度4以下で公共施設は大丈夫か、というお尋ねでございます。これも専門的な分野で私の方からお答えしていかどうかわかりませんが、新しい建物については、現在の建築基準法で守られている状況もありますことから多分大丈夫。ただ、公共施設の中には古いものもございまして関係上、早急に関係課が寄りましてどういう形にするかを協議してまいりたいと思ひます。

4点目の自衛隊の出動について市長が直接要請することができないのか、というお尋ねでござ

ざいます。現在の法上では、市長から直接派遣要請はできませんが、実態上としては、直接自衛隊に対して通報による協力依頼はあり得ます。常日ごろから連携を図りまして、大規模な災害が発生した場合には、速やかな対応を依頼していく考え方でございます。

以上でございます。

- 消防本部長（池野 透君） 続きまして、防火水槽に係る再質問につきまして、消防本部池野よりお答え申し上げます。

現有防火水槽には耐震性があるのか、との御質問でございます。長田区における大火は、消火栓は無論のこと、防火水槽までが地震により破壊されたように受け止められがちですが、長田区内には、92基の防火水槽が設置されているようでございますが、そのうちの2基が損壊しただけという報告を聞いております。その2基についても、設置年度は戦前というように報告を聞いております。

また、地震発生後、本市において早速全防火水槽を対象に被害状況を調査いたしました。その結果、減水したものや表面亀裂したものは一切ございませんでした。このようなことから2次製品を除く現場内防火水槽の規格仕様には耐震性水槽がうたわれてございませんけれども、先生お尋ねの現有防火水槽については、十分地震に耐え得るものと認識してございます。

また、飲料水兼用の防火水槽の設置についてはどうか、ということでございますが、耐震性飲料水貯水槽があることは十分了知してございます。このことについては、水道部と現在、協議を進めさせていただいてございます。現有の防火水槽については、あくまでも消火用として貯水しておるものでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 市長（池田忠雄君） 自衛隊に関する市長の権限はいかがか、という御質問でございましたので、私から一定の見解を申し上げたいと存じます。

自衛隊法83条では、シビリアンコントロールという意味合いで自衛隊が勝手に動いたらいかん、都道府県の知事の要請に基づいて動くというのが通常の1項でございます。2項その他では、甚大な被害があって緊急を要する場合は、その部隊の長の判断によることが示されております。

その意味合いから市長と自衛隊の関連は、直接の法的な権限はございませんが、少なくとも地域をあずかっている者として、甚大な被害があると判断した場合は私から通報をし、体制をとっておいてくれ、後から指示を回します、という連絡調整を取らせていただいているのが実態でございます。

阪神大震災というような大きな災害になりますと、今、内閣総理大臣に私たちが要請をして

おりますのは、地元市長の権限をもっと認めるように、知事が回すのではなく、地元の市長からも要請があれば自衛隊が動くというようにしておいてくれ、と陳情をしているのが実態でございます。

ただ、現状の形式的には知事が回すということですが、今まで風水害で大きな被害があったときなどは、府の方から回すが、事前にそちらで体制をとってすぐ出動していただきたい、ということもしております。これは権限ではございませんが、連絡調整という意味合いでは、密に連携をとらせていただいているのが現状でございます。

○ 20番（並河道雄君） 今、市長から答弁をいただきましたが、基本的には知事経由であり、現有自衛隊法では市長からの直接要請では動けない、というシビリアンコントロールの問題があるということです。ただ、近傍災害の派遣については、指揮官の判断でいけるということですので。最悪、当市で震度7や5以上の激震や大きな風水害が起こった場合には、迷うことなく即電話をして派遣していただく。日ごろから市長や議員の方もかなり交流をされ、名前も顔もよく知っておられますので、その点はよろしく願いしておきます。

次に、水道の答弁をお願いします。

○ 工務課長（中島 孜君） 飲料水の備蓄の面で水道工務課中島より御答弁させていただきます。

災害時の応急給水用の水源確保につきましては、水道部では和田、父鬼浄水場を初め市内の各配水池を応急給水拠点として給水する計画でございます。これによりまして災害時の貯水量としての生命維持に必要な水1人1日3ℓの備蓄が可能と考えます。

ただ、これらの施設が崩壊した場合に備えて耐震貯水槽が必要となってまいります。水道部では、既に以前から中央丘陵東部地区かぐらぎ公園内に1基設置すべく、関係機関との協議も基本的に合意を得ているところでございます。

計画規模としては容量200㎡、大口径のダクタイル鋳鉄管を馬蹄型に配管し、流入流出口部にそれぞれ緊急遮断弁を設置し、平常時には管路の一部として機能し、地震時には管路自体が緊急貯水槽となるものでございます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 20番（並河道雄君） 防災については大体答弁をいただいたので、終わりたいと思います。

ここで、ある記事を紹介したいと思いますので、読ませていただきます。

「JR神戸駅から明石駅へ向かう。被害の大きかった神戸市長田区、須磨区の倒壊した家屋や焼け跡の生々しい現実が車窓から飛び込んでくる。鷹取駅で数人の高校生風の女学生が乗車してきた。有名歌手の話題に熱中し、にぎやかだ。女学生の楽しそうな話と車窓外の焼け跡。

その落差の大きさが奇妙にも思える。女学生たちの明るさは、大震災をたくましく乗り越えてまいりこうとする“神戸の若き力”なのかもしれない。そう思える余裕が記者にも出てきた。

神戸市内で震災取材を始めた日、その被害の大きさに声が出なかった。不通となったままのJR三ノ宮駅から青木駅までレンタルした自転車で走りに走った。鉄筋のビルがいとも簡単に壊れ、痛々しい火災跡に涙が止まらなかった。ハンカチで拭うのも忘れ、自転車のハンドルを握り締め続けた。夕方になると街は真っ暗。“死の街”とも形容したい状況に、体の震えが止まらなかった。地震災害の恐ろしさと同時に、「なぜ初動段階で十分な手が打てなかったのか」とやり場のない怒りが込み上げてきた。

取材開始から約2週間。被害現場を毎日歩き、被災した方々からいろいろな話を聞く中で、当初感じた衝撃が、なぜか、日を追って微妙に変化してきた。もっとはっきり言えば、自分の感覚がマヒしていくのだ。被災現場の状況は、取材初日とほとんど変わらないというのに、涙や怒りが少しずつ薄れていく。そんな自分に怖い気がしてならぬ。

こういう記事です。要するに災害は忘れたころにやってくるという形容も含めて言っていると、思います。この記事の後の方にもそういう意味の言葉が出てきますが、だんだんとその災害の恐怖に対する認識が薄れていく。その意味では、今が一番大事だと思います。本市は財政状況も厳しい。これは提案ですが、1人に1,000円なり100円なりの災害基金をすとか、これは何年かかってもいいわけです。

今回の災害の大きな特徴は、5,000人を超える死者を出しましたが、半数以上が60歳以上の高齢者です。さらに、避難生活の長期化に伴って心労やインフルエンザ、肺炎などにかかって死んでいく方も出てきております。市長の市政方針でも「マニュアルを出される」ということですが、そういう高齢者や障害者という弱者こそがそういうときに最悪の事態に見舞われます。マニュアルは、そういうことも含めてつくっていただくことを要望し、防災についての質問は終わっておきたいと思います。

それから、経費節減の件ですが、民間委託の件から再質問をさせていただきたいと思います。

企画室長から数点の民間委託についての考え方が示されました。基本的な考え方として理解はしますが、一体、どのような内容のものをどのように検討されていくのか、具体的な取り組み方も含めてお考えをお答え願いたいと思います。

○ 企画調整部次長（今村堅太郎君） 企画室今村から再度、お答え申し上げます。

具体的にどう取り組むのか、ということでございます。市の事務事業等を委託することになりますと、申し上げるまでもなく関係法令との適合、公共性や行政責任、市民サービスの確保

の上で経済性を求めるというのが基本原則でございます。その事務事業が目標とするサービスの質的な水準を維持しながら事務経費が少なくて済むのが、委託か直営なのかということを見極めて判断することになろうかと存じます。

御指摘の中にもありましたが、最小の経費で最大の効果を上げるためには、いかに効率的な事務を執行し、市民サービスの向上に努めるかに終始されます。そのためには事務事業の見直し、市民サービスの向上に努めるかに終始され、そのためには組織機構の改革、OA化を初めとする事務の簡素化、職員の適正配置や事務処理能力の向上、そして、民間に任せの方が市民サービスの向上につながるような外部委託の問題等について鋭意研鑽してまいる必要がございます。

つまり、一口に言いますと、行財政改革の推進となろうかと思えます。このことにつきましては、市政運営方針の中でも市長より「行財政改革の推進を重要課題に掲げて取り組んでいく」と強い方針が示されたことに基づきまして、平成7年度には、新たに行財政改革推進担当というのが設置されてより一層市民福祉の向上を目指し、鋭意取り組んでいくことが決定をされているところでございます。今後におきましては、御指摘の点を旨といたしまして効率的、効果的な行財政運営の構築に向けて努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○ 20番（並河道雄君） 今、検討委員会をつくってこれから考える、という一歩前進ということですが、経費の節減について財政、企画、人事の各当局からいろいろ答弁をいただきました。財政の脆弱な体質からの脱皮については、民間委託の推進や職員定数、組織機構の問題など趣旨説明で言いましたが、どれを取りましても、行財政を根本から見直していく努力なくしてはできないわけです。

この民間委託は非常に難しい面があると思えます。職員さんの処遇の問題とかお叱りを受けた苦い経験もありますが、職員組合との絡み、あるいはそれぞれの議員さん個人でも考えが違う人もあると思いますが、ここまで来た以上は一考を要するのではないかと思います。一番大事なことは、市長トップの考え方で決まると思えますので、市長の民間委託に対する御所見をお伺いをし、次の質問に移りたいと思えます。

○ 市長（池田忠雄君） 行財政改革というのは基本ではないかなと思っております。府下で担税能力がワースト1という本市の脆弱な財政基盤の中で市民サービスをどう行っていくか。減税によるいろいろなしわ寄せもでございます。現在の市税収入では何のサービスもしにくいような現状の中で、創意と工夫を凝らし、少しでも小さな政府で大きな市民サービスをしていきたいという考え方に立っております。

その意味合いでは、大きなしわ寄せを受けている自治体行政の中でやれることと言えば、行財政を根本的に見直して改革をしていくという山を越していかない限り、健全で豊かな和泉市はあり得ないと考えております。昨年来、人事、財政、企画に命じまして、行財政改革につきまして1年かけていろいろと検討させてきました。人件費を総枠としてどう抑制していくかという課題もあり、また、スリムな体質を機構改革等を通じてどう実現していくかという課題もあります。

何でも行政という時代は過ぎました。行政責任を果たしながらも民間が持つ英知とエネルギーを活用させていただき、官民合わせて市民サービスに徹していく、これは時代の要請だと考えております。その意味では、行政責任を果たしながらどう民間活力を導入していくかという民間委託の問題も大きな課題であります。しかし、言うは易くしてどれ1つを取りましても大きな隘路があります。それをどう克服していくかが理論ではなく、実際的なこれからの努力にかかっているのではないかと、このように考えております。

その意味合いでは、検討委員会を通じまして行財政改革の推進担当を4月から発足させ、その担当を中心にあらゆる行財政の改革を力強く推進していくよう、庁内挙げてその体制を取るという考え方でおります。難しい課題が山積しておりますが、この山を越えない限り、和泉市の明日の発展はないと考えております。御協力をいただいて英知を集め、スリムな体質で市民サービスを少しでも向上させていきたい。そして、「住んで良かった」と言える和泉市をつくるため、何とかこの山を越させていただきたいと考えておりますので、御理解と一層の御協力をいただきたい、このような存じております。

○ 20番（並河道雄君） 前の総務部長のときから決算委員会の総括質問の席上でずっと経常収支のことを言い続けてきました。先ほどの御答弁では、平成6年度の見込みで経常収支比率が105.4、人件費の比率が50.9です。扶助費や公債費を入れますと、義務的経費が75.3という状況です。非常に厳しいというよりは、民間企業であれば破産宣告をしなければいけません。以前の総括質問でも年次計画を立て、経常収支比率が少しでも低くなるようにしなさいよ、と言い続けてきました。市長から行財政改革をやっていくとか努力していく、というようないろんな答弁をいただきましたが、なかなか改善されておられません。これからの大きな和泉市の課題です。

平成6年度は減税の影響もあると思いますが、今年も多分減税があるので、そういう状況は続くわけです。その点も含めて抜本的な改革をしていかなければいけない。例えばここで5%低くすると、11億5,200万円ぐらいのおカネが浮きます。これに補助金とか交付税を入れると30億円近いおカネが浮くようになります。わずか数%低くする努力をすれば、それだけのお

カネが投資的な経費に回せるわけです。平成5年を例に取りますと、一般経常財源で投資的な経費は2,600万円しかない。それでは何も事業はできません。これから財政問題について真剣に考えていただくことを意見として言っておきます。

次に、人事の問題ですが、少し反論をさせていただきたいと思います。おっしゃることはよくわかります。一時に比べると、確かに努力をされて職員数も少なくなってきたと思います。類似都市の守口、門真と比較すれば職員数は少ない。まして、消防も病院も持ってない、とおっしゃいます。しかし、他の類似都市の松原を例に取りますと、職員1人当たりの人口は、一般の行政部門で186人。全部門で100人。本市の一般行政部門で161人、全部門で84人と松原よりもデータの的に職員数は多い。人件費ですが、他市より安いとおっしゃいました。確かに守口、門真より1~2万円、松原で平均が34万2,000円、和泉市で33万8,000円と若干平均給与は安いです。そこで、財政に聞きますが、松原の人件費の割合は何ほか、教えてください。

○ 財政課参事(林 和男君) 平成6年度の数字がまだ出てませんが、平成5年度は38.0%でございます。

○ 20番(並河道雄君) その例を見てもわかるように、和泉市の人件費の比率は、平成5年度で41.5%です。だから、これも私の考えですが、人口だけを見て給料が高いとか安いというのは1つの問題があります。給料は生活給みたいなものですから。泉大津は、和泉市よりは人口は少ないが、給料は半分でもいいかなと、そんなもんでもない。

議員の歳費もそうです。逆に人口が少ない市の方が議員の歳費が高いところもあります。泉佐野、高石も50余万円、ほとんど変わらない。人口少ないから安くていいというのは問題です。その地域の経済活動とか地場産業などいろんな事情が絡んでの給与水準だと思います。松原にしても病院はありますよ。そういう答弁だけで考えていると、真剣に行財政を考える中では問題があると思います。市長を先頭に早急に行財政改革について検討していただきたいと思っています。

関連してわれわれ議会もしっかりせなあかんと思いますのは、給与改定が総務部長から提案されます。これは職員組合との話し合いで決めたことやし、議会は賛成せざるを得ない。これまで全部賛成してきました。これからは、賛成、反対は別として、府下の状況や類似都市との比較、こういう理由で給与を上げたい、という堂々たる明確な資料を議会に示してから提案してほしい。今までは、条例提案だけすれば、議会が「異議なし」で終わりましたが、これからは、しっかりした理由とか類似都市などとの比較資料も添付してほしい。議会もしっかり見極めていかなければいかんと思います。その点を要望しておきます。

それから、いじめの問題ですが、わが党で非常に力を入れておりました、今回も意見書として出しております。うちは府本部でも対策委員会をつくり、徹底的に取り組んでいきたいと思っています。

例を挙げますと、今のいじめは知的障害者を対象にするなど中身が陰湿化してきています。それから、他人との違いを排除する風潮がある。また、勉強ができる、体育が得意というような目立つ子供が社会のルール違反として対象になったりしています。また、個人差や個性を押え付ける管理教育がいじめを助長しているのではないかと、いろいろ言われています。これから議員に対しても議会活動を通して個性を重視する教育を促してほしい、という要望も出ておりますので、われわれもしっかり勉強してやっていきたいと思っております。

それと、「家庭の日」ですが、御答弁の内容とわれわれの考え方にちょっと温度差があります。以前、穴瀬議員が先進都市の例を挙げ、尻揚げを一緒にやるとか、力を入れて言われました。日を決めて学校とタイアップする。どこそこで講演会をしているから聞きに行け、では「家庭の日」にはなりません。具体的な行事を決め、保護者と子供と一緒に活動し、触れ合いの機会ができるような日を設定してほしいと言う内容でございます。私も言ったことがあります、そのときの議事録も読んでいただいて検討していただきたいと思っております。

最後に、福祉住宅ですが、先ほど、北信太でも高齢者の住宅について考えている、ということ。それは結構ですが、今回、新ゴールドプランというのが出まして、それに連動して今回も1年ほど早くやったということ。ホームヘルパーやショーステイの数を増やしたり予算も付いています。特養などもゴールドプランでは24万床であったのが新ゴールドプランでは30万床に、ケアハウスも10万人に、デイサービスも1万カ所から2万カ所に、というようにいろんなサービス強化の提案が出てます。

ただ、これは最終的に地方自治体がやらなくてはしょうがない、地方に負担がかかってくる。政府は机上論を出す、そこに学者のおばちゃんなどが「こんなもんで足るかいな」「1万カ所ではあかん、2万カ所にせよ」と言うて新ゴールドプランでは倍になった。それをどこがかぶるか、各市町村です。地方分権が叫ばれていますが、予算が要るわけです。市長が言うように「うちはおカネがない」。

枚方や吹田では府営住宅の新築や建て替えの場合、例えば3階から6階まではお年寄りの住宅、下には特養とかデイサービスがあるという、これには国・府から補助金をくれます。そういう時代に入ってきました。自分のところで特養のホームをつくらうとしてもおカネがないので無理ですので、そういう制度に乗ってやる時代に入ってます。先ほど、勉強不足と言われてますが、福祉の金谷さんですからしっかり勉強していただき、その制度に乗って進めていただ



きたい。これは要望しておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○ 議長（松尾孝明君） 次に、3番・若浜記久男議員。

（3番・若浜記久男議員登壇）

○ 3番（若浜記久男君） 3番・若浜です。通告に基づき、一般質問の要旨を申し述べます。まず初めに、市長さんの政治姿勢についてお尋ねをいたします。

先日、所信表明をお聞かせいただきました。その中で市長就任20年の区切り、政策の結実を強調をされておられる半面、「和泉市の第2創世期への幕開け」とも表明をされております。これについてどのように理解をすべきか判断に迷っているところでございますが、国政への転身がささやかれております。これは既に一部のマスコミ報道、市民のうわさ、議会内においても公然となっているところでございます。さらに、市長さんにおかれましてもあらゆる機会に「考慮中」あるいは「熟慮中」、最近では「前向きに検討している」と発言もされております。今回の私の質問は、次年度の予算に多々かかわってくることもありますので、その点の明快なる御答弁をお願いいたします。

次に、政治姿勢の2点目といたしまして、現在、助役が1名でございます。これについての補充は考えておられるのかどうか、お示しを願いたいと思います。

次に、新ゴールドプランと老人保健福祉計画の具体化についてであります。

市長さんは常に福祉のまちづくりを提唱されておりますし、私たちももろ手を上げて賛成するものであり、評価をするものであります。私たちが12月議会で新ゴールドプランの閣議決定を求めて意見書を上げてまいりました。多くの人々の注視の中で12月18日、自治、大蔵、厚生 の3大臣により新ゴールドプランが合意をされました。同時にエンジェルプランも合意をされたところでございます。この新ゴールドプランについては、いわゆる老人保健福祉計画を基礎にしたものでありますし、完全実施の体制が整えられたということになりましょう。そこで、本市においてはどのように認識をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、予算関連に入っておりますが、まず、労働者福祉の観点からお尋ねをいたします。昨年からは和泉市労働実態調査が行われたと思いますが、その集計結果、内容について御報告をいただきたいと思っております。

まず、1点目は、市内事業所の労働時間短縮の進捗状況はどうなっているのか。

2点目に、有給休暇制度はどうなっているか。

3点目に、正社員とパート労働者の格差はどうなっているか。

次に、労働組合の組織率はどうか。正社員とパート別に、また、他市との比較はどうなっているかも合わせて御答弁をいただきたいと思います。

次に、大きな2点目として、これらの内容について市の対策はどうなっているかをお尋ねをいたします。

次に、福祉の2点目、知的障害者の通所授産施設についてお尋ねをいたします。福祉のまちづくりビジョンに異議を申し上げる気は毛頭ありません。逆に積極的に推進、提言をしてみましたし、これからも成熟した福祉社会の実現に取り組む決意の立場であることは当然であります。

そこで、今回、新たに通所授産施設の予算が計上されておりますが、これまでに至った経過と設置場所、概要、管理運営、国・府の補助金額と、この法律の定義についても御答弁をお願いいたします。

次に、市営住宅の建て替えの件についてお尋ねをいたします。この件については、私も以前、質問しております。また、他の議員さんからも種々御指摘がありましたが、その都度、基本設計の途中であり、実施設計に至った段階で説明する、との御答弁をいただいていたのですが、何ら説明を聞いていませんので、あえて質問をさせていただきたいと思います。

その第1点として、規模、内容についてお示しを願います。

次に、ケア付き、エレベーター設置はどうなっているのか。また、福祉住宅の位置付けはどうなっているのか。

3点目として、家賃はどれぐらいになるか、積算されておれば御答弁をいただきたいと思っております。

次に、福祉の4点目、余熱利用の温水プールの件についてですが、長年の市長さんのロマンでありました温水プールがいよいよ着工され、平成9年にはオープンと聞き及んでいます。当然、従前より説明をいただいております3市の応分の負担の合意がなされたことも知っております。

そこで、改めてお聞きをいたしますが、その後、施設面での変更、総工費について変わりはないか。また、この事業について、地域住民の皆さん方に御説明をされたか。さらに、管理運営について年間どれぐらいを見込んでいるのか。加えて、弱者に対しての十分な配慮がなされているのか、合わせて御答弁をお願いいたします。

最後に、先ほどからも質問がございました和泉市防災計画についてお尋ねをいたします。

兵庫県南部地震の教訓から地域防災計画見直しが急ぎの課題となっております。和泉市の防災計画も、ほとんどの自治体の防災計画と類似した風雨災害が主体となっております。当然の

ことながら、本市においても活断層やプレート及び地質状況等を想定した上での震度の適否、緊急災害用の備蓄物資の確認、高齢者や障害を持つ人々への対策、ライフラインや災害の対応、情報収集と伝達の整備、ボランティア等市民協力体制等の検討は取り急ぎ確認する必要があるという観点からお尋ねをいたします。

既に地域防災計画に係る緊急提言の実施について、ということで2月6日、消防庁次長通知が都道府県知事へ出されていることと思いますが、これに基づいての関連機関との協議もなされていることと思います。この通達の9項目の中から関連する次の2点について、先ほどの並河議員の質問と重複する部分を抜きまして、1つは、東大地震予知研究所から出されている活断層についての文献資料を市においても入手されているようです。また、私の資料でも、本市域に4本の活断層が通っていることがわかっております。その資料を市民に公表するお考えはないか。

次に、今回の地震のような激甚災害が発生し、通信回線が普通になり、道路網が分断された場合、被害状況、救援対策等の情報収集伝達体制などについてどのように考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、大災害が発生すれば電話等も不通となる事態が予想されることから、職員への連絡等については、休日、夜間を問わず適切に対応できる体制が必要と思うが、いかがでしょうか。

以上をもって質問の骨子といたします。再質問の権利を自席から留保させていただきます。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 若浜議員さんの市政方針について、その1番目の市長の政治姿勢について御質問をいただいておりますので、私よりお答えをさせていただきたい、このように存じます。

御案内のように私自身の市長としての任期は、本年12月2日までと相なっているわけでございまして、現在、首長として、山積する諸問題につきまして一生懸命に取り組んでまいらなければならないと存じている次第であります。

また、従来例を申し上げますと、いつの場合でも選挙の前の9月議会等で態度の表明を行ってまいった過去数回の経過もあるわけでございます。その意味合いで来年度の予算につきましては、任期が12月初めでございますので、通常の予算計上を行わせていただいております点、御理解をお願いを申し上げたい、このように存じます。

したがって、取り沙汰されている国政への私の転身の問題等いろいろ言われているわけでございますが、現状、前にも申し上げましたように「熟慮中」という考え方でございます。

まだ、態度表明の時期ではないと考えておりますので御理解を相賜ればありがたい、このよう  
にお答えを申し上げたいと存じます。

2点目の助役の問題につきましては、現行、坂口助役が昨年末で退任をいたしましたので、  
田中助役1人でございます。できることならば、2人制ということも考えておるわけござい  
ますが、現状の「熟慮中」という立場からいたしまして、助役は1名で対応させていただき  
たい、このように思っております点、ひとつ御理解をいただきますればありがたい、このよう  
に存じております。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 総括的な御質問の中で新ゴールドプランについての本市の認  
識について、という御質問をいただいております。本件につきましては昨年3月、今世紀中の  
1999年までの一定の目標を定めた和泉市老人保健福祉計画を策定させていただいたところご  
ざいます。平成6年度は、その実施第1年度といたしまして一定の整備を進めているところで  
ございます。

若浜議員さんが御指摘のとおり、新ゴールドプランということで、それをさらに充実する方  
向での国の方で一定の提言、方向も出されているのも事実でございます。平成7年度におきま  
しては、6年に策定いたしました老人保健福祉計画の実施について、国勢調査の実施の時期と  
も合わせましてそれを充実、見直しの方向で今後、検討してまいりたいと考えているところ  
でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 商工課長（山本茂樹君） 2番のうち労働関係に係ります数点の御質問につきまして、商工  
課山本からお答えいたします。

昨年、実施をいたしまして現在、精査整理を行っております和泉市労働事情調査の中間報告  
的な内容になりますが、この調査に基づきましてお答えいたします。

まず、1点目の労働時間短縮に係ります市内事業所の進捗状況でございますが、昨年4月に  
施行されました改正労働基準法では、1週間の法定労働時間が原則40時間に短縮されること  
となっております。ただし、猶予措置の対象となる事業所につきましては、平成9年4月から全  
面的に週40時間に移行がされます。

このような中、本市における調査対象事業所では、1週間の平均労働時間が週42時間余とい  
うことで法定時間を若干上回っておりますが、猶予対象事業所が市内には多くを占める状況の  
ためではないかと考えられます。

2点目の有給休暇制度の状況につきましては、70%の事業所におきまして実施をされている

状況でございます。

3点目のパート労働者と正社員の格差についてでございますが、時間当たりの平均賃金で見ますと、男子では64%ぐらい、女子では73%ぐらいという内容であり、その他の労働条件におきましても、全般的にやや格差があるように見受けられます。

4点目の労働組合の組織率に関しましては、正社員では16%、パート労働者では1.1%という状況でございます。合わせまして他市との比較では、高石市と貝塚市の正社員だけの資料でございますが、高石市は32.1%、貝塚市は15%という状況でございます。

次に、これらの内容に対します市の対策でございますが、事業主への意識の向上、勤労者への知識の普及という立場から、法の周知あるいは指導につきまして市政だより等への掲載、また、リーフレット等の配布によります啓発を図るとともに、商工会議所並びに労働基準監督署等とも連携を図りましてその周知徹底に努めてまいりたいと存じます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 福祉事務所次長（金谷宗守君） それでは、精神薄弱者通所授産施設関係につきまして、福祉事務所金谷からお答えを申し上げます。

まず、第1点目の本施設設置に至る経過でございます。数年前にこの施設の設置運営主体となる予定の社会福祉法人（仮称）「いずみさつき会」設立代表者で市内の池田下町にお住まいの藤原土木株式会社代表取締役社長の藤原安雄氏から、御兄弟に障害者がいらっしゃることから通所の障害者施設を設置したい、との申し出がございました。

ちょうど本施設と同種の施設であります友愛作業所を箕形町に設置いたすべく取り組んでいるところでございました。友愛作業所が開所（平成4年4月）しても、なお、将来ニーズの高まりが予想されておりましたことから、その数年後に精神薄弱者通所授産施設を設置していただくようお願いをいたしました。その後、授産施設への通所を希望される知的障害者が養護学校高等部の卒業生を中心に増加してまいりましたので、平成8年4月開設に向けて新設事業を実施していただくことになったものでございます。

次に、施設の概要でございます。名称としては「やよい園」を予定しております。定員は、50人でございます。所在は、池田下町872番地。いわゆる山深地区の槇尾川寄りのところでございます。敷地は、藤原氏が寄贈されるものでございまして、面積1,100㎡余でございます。建物は、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積約800㎡の予定でございます。

3点目の管理運営体制でございますが、（仮称）「やよい園」の設置、管理運営は、先ほど申し上げました社会福祉法人（仮称）「いずみさつき会」が行うこととなってございます。同

社会福祉法人は、理事会で基本的な運営を決定するわけでございますが、その理事会の構成員であります理事の状況でございますが、まず、設立代表者の藤原氏、その奥さん、地元関係者としては山深の町会長さん、それに地元にお住まいで大阪府精神薄弱者相談員の方、同じ山深地区で青少年指導員をされている方、福祉関係では元養護学校の校長さん、元社会福祉施設の指導員の方のお2人、そのほかに藤原氏の知人の方お2人の合計8名でございます。

なお、元養護学校の校長さんは「やよい園」の園長さんに就任予定だと伺っております。したがって、その理事会8名の構成員のうち、直接的に社会福祉に携わった経験のあるのは3名、さらに、御兄弟で障害者がおられる設立代表者の藤原氏御夫妻ということで、8名中5名でございます。

次に、4点目の財源関係でございます。建物の総工費は、約2億8,800万円でございます。このうち国庫補助金は約9,200万円、府補助金約1億1,100万円、その他に市補助金2,000万円、残りの6,300万円は藤原氏が寄付したり、藤原氏が借り受を行って、後日、数年をかけて藤原氏個人から返済をする予定になっております。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 建設部次長（西岡政徳君） 市営住宅の建て替えにつきまして、住宅課西岡からお答えいたします。

たしか平成5年3月でしたか、若浜議員さんから一般質問をお受けいたしました。特に福祉関係、家賃関係の御質問があったかのように存じております。その平成5年度は、私どもの取り組みとして市営住宅建て替え促進計画を策定し、和泉市の建て替えの基本的な考え方を決定した時点でございます。それに基づきましてその後、事業を進めてきたわけでございます。

昨年11月、住宅運営審議会を開催いたしまして坊城川住宅建て替えの基本設計を報告申し上げ、さらに、11月30日の建設水道委員会におきましても、同じく基本設計の内容について御報告申し上げたところでございます。そして、12月議会で実施設計の補正予算をお願いいたしまして、現在、その実施設計を策定中という経過でございます。

続きまして、坊城川住宅の建て替えの規模概要ということでございますが、坊城川住宅は敷地面積が5,400㎡ございまして、今回、われわれが計画したのは、3階建て45戸の住宅を建てていきたいという形でございます。付随して集会所、自転車置き場、児童遊園、共用広場、ごみ置き場その他駐車場の施設等を設置していきたいということでございます。第1期工事は、平成7年と8年の2カ年にわたりまして3棟24戸、第2期としては、8年と9年の2カ年にわたりまして21戸を建設、合計45戸を建設していきたいという計画を立ててございます。

2点目のケア付き、エレベーター等の福祉住宅でございます。私どもは、今回の坊城川住宅の建て替え事業を進めるにつきましては、高齢者や身体障害者を持つ方々に対する配慮等について、入居者の意向の把握に留意いたしました。高齢者への対応といたしましては、現入居高齢者の実態を調査し、安心して暮らせる住宅構造や仕様、緊急時の問題等について検討いたしました。また、入居者からも要望書が出されまして、数回にわたって地元協議を行ってまいりました。

その中では、高齢者の方々は1階への入居を強く希望されているという実態が明らかにされました。そのことから高齢者の方々を優先的に1階に入居してもらおうという考え方のもとに接地住宅、すなわち1階部分をできるだけ多く確保することを基本的な考えとして設計に取り組んだわけでございます。この考えに基づきまして坊城川の敷地の形態や建築基準法、それから、われわれには公営住宅建設基準というのがございまして、それらを種々検討を重ねた結果、3階建てが1階部分を一番多く確保でき、また、周辺との環境にもマッチすることが判明いたしましたので、坊城川住宅は3階建てとし、エレベーターについては設置しないという考え方になったわけでございます。

建て替え事業の中で福祉的対応としては今、申し上げた形でございますが、これが建て替えの第一歩でございますので、これからの福祉対応については、関係課とも協議をしていかなければならない存じております。ただ、ケア付き住宅云々ということも以前からお聞きをしておりますが、その必要性や管理面等を含めいろいろ難しい問題があると聞いております。これらについても今後、福祉担当課とも十分協議をしていかなければならないと思っております。また、大阪府営とか大阪市営住宅でも建設されていると聞いておりますので、建設に至るまでの経過とか現状の問題点も含めまして今後、調査研究していきたいと思っております。

3点目の家賃でございますが、地元協議の中でいろいろ意見が出てきました。われわれとしても、大阪府営並びに最近建て替えられた近隣市の市営住宅の家賃等を参考に状況報告はしております。市としての一定の考え方は、現時点では出しておりません。しかし、近隣市の状況等から一定の考え方はまとめました。それにつきましては、昨年11月の住宅運営審議会に考え方として報告はしております。それを受けまして現在、最終的な詰め段階に入っております。一定の家賃の額が算定できました時点で地元へ降ろし、議会の方へも報告していきたいと存じている次第でございます。

以上です。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 市長公室次長（石本博信君） 温水プールの御質問につきまして、施策推進室の石本よりお

答へいたします。

まず、1点目の施設事業費に変わりはないが、ということでございます。設計費を除く3市合意の建設事業費は8億5,000万円でございます。25m 6コースのプールと幼児プールを基本としたものでございます。しかし、本施設は和泉市区域内に設置されるもので、完成後の施設は、和泉市の財産ともなります。折角つくる施設でございまして、でき上がった施設は和泉市のものとなるため、より多くの方に利用していただくことが必要でございます。したがって、当初プランを見直し、子供からお年寄りまで水に親しんでいただけるよう、機能的、グランドレベル的、また、福祉のまちづくり条例に配慮した施設として充実を図るべく予算計上をさせさせていただきました。よろしく御理解をお願いいたします。

続いて、地元説明ですが、このプール計画は、泉北環境整備施設組合の新炉の建設に当たり、地元鶴山台北小学校校区自治会から温水プール等の設置要望が出されたものであります。その要望を受けまして3市協議の結果、建設費に対し2市の協力をいただき、和泉市が事業主体になって事業を進めることになったものでございます。

建設につきましては、府営北信太住宅の一部を借地し、府営住宅との合築により建設するものでありまして、一定、面積や高さ等に制約はありますけれども、その施設の内容は、地元要望の温水プールを中心に据えましてプール機能が十分発揮できる社会体育施設として、幅広い年齢層の方に御利用いただけるようにと考えておりまして、現在、実施設計に入っているところでございます。地元への説明につきましては、実施設計が上り次第その中身について御説明をさせていただきます、御理解を賜ってまいりたいと考えております。

次に、管理運営費ですが、管理費につきましては、施設の規模、機能、施設の形態、施設としてソフト事業をやるかやらないか、また、ソフト事業の内容によって収入支出も大きく変わってまいると考えます。今までに調査した他市の状況によりますと、単なる貸し館的な利用形態とソフト事業を充実した場合とではかなりの差がございます。例で申し上げますと、収入の場合で1,000万円から約4,000万円、支出の場合で6,000万円から1億5,000万円となっております。今のところ、どのような管理の仕方をするか結論は出てませんが、完成は、平成9年3月を目指して取り組んでおりまして、それまでの間、実際に管理運営を行っている施設の事例を調査研究し、十分検討してまいりたいと存じます。

最後に、障害者に対する配慮につきましては、大阪府の福祉のまちづくり条例や和泉市福祉計画の精神を尊重し、施設整備において高齢者や障害者の方も利用しやすいよう、一定の配慮を施してまいりたいと考えてございます。例えば障害者用の更衣室や便所、プールへの入水スロープ、手すり、エレベーター、段差の解消など対応を考えてまいりたいと存じます。よろし



くお願いいたします。

- 議長（松尾孝明君） 若浜議員の一般質問の途中でありますので、ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

（午後12時03分休憩）

○

（午後1時00分再開）

- 議長（松尾孝明君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

若浜議員の質問に対し、答弁を願います。

- 企画調整課長（油谷 巧君） 防災問題についての3点にわたる御質問につきまして、企画調整課油谷よりお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目の東大の出版会から発行されてます活断層の文献資料につきまして、本市から市民に公表すべきではないか、というお尋ねでございますが、企画調整課におきましても議員さんが御指摘のとおり、本市にかかわる部分についての資料は入手してございます。しかしながら、当該資料につきましては、国あるいは大阪府から送付されてきた正式な資料ではございません。言わば任意で入手したものでございます。したがって、市民への本資料の公表につきましては、慎重を期してまいりたいと考えてございます。

2点目の今回のような激しい地震に本市が襲われた場合どのような情報の収集伝達体制を取るのが、という御質問であろうかと思えます。直下型の激しい地震に見舞われ、その結果電話回線が不通、道路も分断された場合どのような方法が取れるかにつきまして、防災事務局である私ども企画調整課と消防本部との間で事務協議を行ってきたところでございますが、消防無線の活用を行って情報の収集伝達を行ってまいりたいと考えております。

つまり、市内各所に配置されております消防分団は非常に機動性がございまして、各地域の情報収集も堪能なことから、防災事務局の企画調整課の方に消防無線の子器を配置することによりまして消防団からの被害状況についての報告を即座にキャッチすることができ、逆に事務局からの情報伝達も場合によっては消防本部を通じて可能となりますことから、通常の通信手段が途絶えた条件下での有力な手立てになるものと考えてございます。

3点目の職員への連絡体制の問題でございますが、今までの風水害の場合でございましたら事前に気象情報が得られますことから、災害対策実施要領に基づきまして、災害の予想あるいは発生状況に対応する職員配備を適直行うことが可能でございます。

しかしながら、地震対応につきましては、風水害の場合とは全く異なりまして予知ができません。例えば勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合などにつきましては、すべての職

員は可及的速やかに所定の場所に参加、災害対策活動を実施すること、と防災計画書に定められております。このことにつきましては先般、2月3日付で助役名で各部課長宛に文書を配布し、全職員への周知徹底を図ったところであります。

また、全職員のうち約7割が市内在住者でございまして、比較的市役所に至近距離であることから、大地震発生時にも参加しやすい地域性にあると言えようかと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 3番(若浜記久男君) 先に市長さんの政治姿勢についてお尋ねをいたしました。その中で市長さんの今後の方向につきましては、私たちは、既に公然の秘密だという形でとらえております。これから新年度の予算を審議していく中、12月まで任期があるので通常の予算の計上をした、ということですが、これはおかしいと思います。

いわゆる次期市長選に出る、出ないは別として、あるいは市長選の年の予算については、いわゆる経常経費だけを組んだ予算編成でなければならないのではないかと。政策的な予算については、補正予算で処理すべきではないかという考え方を持っております。市長が出る、出ないということが、この予算審議の中で大きくかかわってくるのではないかと見ております。あえて市長に出る、出ないかとお聞きをしたのはそこにあるからですが、いまだに態度表明をされない。非常に残念であるし、この予算を上げていくのかどうかとなりますと、市長がもう1回やっていくということであれば、別の角度での質疑となります。

市長さんがやるともやらなくても言わない中で、あるいは市長がぼっとやめられた場合、その間、いわゆる助役さんが使用者、経営者になります。そうすると、助役さんが市長の後を受けてやっていくなればこの予算はいいですよ。しかし、恐らくどなたがなられるのかわかりませんが、その中で助役さんでもない、新しい人が市長になった場合、この予算の執行はできないのではないかと。その辺の見解は、予算をつくった方からでも結構ですので、答弁をいただきたいと思っております。

それからもう1点、助役の方の補充については辛抱してくれ、ということですが。実際問題、条例の中で助役2名体制がはっきりうたわれておりますので、今の執行体制の中で欠員の助役は選任しなければならないと思っております。この助役2名体制の条例に抵触しないのかどうか。また、条例では、開発とか総務など事務分掌をされているわけですので、条例のすべてを改正しなければいカンのではないかと。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) 重ねてのお尋ねでございますので、私からお答えをさせていただきたいと存じます。

先ほど、お答えをいたしましたように任期が12月初めまでである関係でございまして、首長と

して山積する都市問題に対し一生懸命に取り組んでまいっておるわけでございます。特に来年度予算につきましては、任期が12月初めまでということでございますので、通常の予算計上をさせていただきます。過去、第1回は別にして、4回の市長選挙でお世話になってまいりましたが、予算については、すべて通常の計上をさせていただきましたので御理解を相賜りたい、このように存じている次第でございます。

また、過去4回の態度表明は、9月議会でさせていただいてまいったというのが従来のパターンでございます。そういう経過もございますので、その辺、ひとつ御理解を相賜りたい、このように存ずる次第であります。

なお、助役問題につきましては、数年前に2名体制にさせていただきました。坂口助役の退任に伴いまして現在、田中助役1人という体制でございます。いろんな権限、所管が分かれておりましたものは1人に統括をさせていただき、現在、田中助役1名ですべての行政処理について私を助けてやっていただいております。2名体制が1人になったので条例改正が必要ではないか、というお尋ねでございますが、かつて2名体制でありましたが、その後、ずっと1名でやってきたという経過もありますので、その辺、条例上の齟齬はないものと存じておりますので、御理解を相賜りたいと存じます。

- 3番(若浜記久男君) この問題で時間は取りたくないんですが、過去、予算編成の段階ではそれでよかったんです。というのは、今回は全然違うんですね。市長がやるのか、やらののか、マスコミでもう国政に転身することが公然と報道されてます。議会の中でも皆さんがそう認識しているわけです。だから、今回の予算はこれから審議するわけですが、市長さんがその進退を明らかにすることによってスムーズにいくのかどうか、となってくるんですよ。もうこの問題は結構です。

それから、助役問題でもしかりです。坂口助役がやめられたのは昨年12月。それからこの議会まで相当の日数がありました。「条例に抵触しない」と言われますが、そうでしょうか。ちゃんと坂口助役の名前が事務分掌で出ているんですよ。時間的にも余裕があったので、当然、その辺の改正が出てくるべきだと認識しています。

その意味では、市長さんの進退問題について、審議の段階で難しい部分も出てくると思います。市長さんが進退をはっきりさせなかったのは残念です。私どもが聞いているうわさでは6月にやめるとか言われていますが、この政策を含めた予算よりも骨格予算であってしかるべきという気持ちがありますので、あえて姿勢を聞かせていただきました。これは結構です。

それから、新ゴールドプランについて所長さんの御答弁をいただきました。いわゆる老人保健福祉計画に上積みされた5カ年計画が合意されたと思います。内容は多岐にわたってます。

また、先取りされた部分もあります。ホームヘルプステーション、在宅訪問看護ステーション、介護、看護職員などの設置確保は、私どもは12月に意見書を上げ、12月18日に新ゴールドプランが合意された。全国の老人福祉計画の中で上がってきたものを上積みした形ですが、これは95年度が初年度になりますよね。一定、予算化された部分もありますが、そういう在宅看護支援センターや在宅訪問看護ステーション、高齢者サービス調整チーム等の活動支援体制を整備をしていかなければなりません。総合的には地域ケアシステムなど、それを推進する機関ですね。

あえて申し上げたいのは、この老人保健福祉計画に携わった関係者や現場の人の意見を反映をされる場がなければいけないと思います。高齢者の代表あるいは介護や看護の人たちを推進機関をつくる中で入れてほしい。これはいかがでしょうか。初年度にこういう機関を設けていられるのか、そういう人たちをメンバーに入れていられるのかどうか、この点の答弁をお願いします。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 福祉事務所の金谷からお答えを申し上げます。

平成7年度におきましては、現在の老人保健福祉計画の見直しには着手いたしますが、主として資料の収集になります。そのことからまだそういう方々の御参加をいただくかどうか、策定段階で御参加をいただくかどうかについては、今後、検討していかなければならないと考えてございます。その時点でございますので、御了承をいただきたいと思っております。

○ 3番（若浜記久男君） 当然、そうだと思います。これからは地方分権という流れができつつある中では、先取りをしていく部分もあると思います。ぜひ私が今、申し上げたようなことを含めそういう機関の設置の中では対応していただきたいと要望して、この件については終わらせていただきます。

それから、労働問題の調査の内容を聞かせていただきました。和泉市で働く労働者の人権を守り、適正な労働条件を確保するためお聞かせ願いました。再質問の形になりますが、意見を含めて述べたいと思います。

1つには、現在、商工業経営者の利益のための施策と労働者に対する施策が同じ課で行われております。経営者の団体は、商工会から商工会議所に昇格をしましたが、労働者側は、今なお時短等の関係でも実現をされておられない。労働基準法違反と言えは言えるんでしょうが、有給休暇制度についても30%は違反をしているという結果が報告されております。27日間働いて2日の有給を取得するという例もあります。

そこで、労働者の適正な労働条件を守り、労働者福祉の向上に努めることを目的とした労働福祉課のような窓口をつくってもらえたら、という要望であります。

また、事業主へのPRも必要でしょう。しかし、事業主は、労働者の要求がなければ出費がかさむことはやりたがらない。労働組合が憲法で保障された権利について、もっとPRしていただくための労働センター等をつくっていく。その中で労働者が学び、働き、語り合うことによって労働者福祉や労働者の人権の向上につながっていくと思います。

また、本市の中に女性政策課がありますので、女性政策の方では、男女共生社会の実現も言われております。正規の職員とパート労働者の時間当たり賃金格差も非常に大きいという経済的な側面もありますが、女性の自立、男女共生社会が実現していない状況の中では、パート労働者の団結権があることもPRしてほしいという考え方がございます。これは答弁は要りませんが、こういう要望があることはぜひお聞き届けをいただきたいと存じます。

それから、予算関連で福祉の知的障害者の授産施設については、反対の意見で私が言っているわけではありませんが、非常に大きな金額ですね。和泉市が2,000万円の補助金、府が1億1,000万円、国が9,200万円、本人が6,800万円、総額で約2億9,000万円とおっしゃいました。規模も50名ぐらいと大きい。

私は、この経過をちょっと御説明をしてほしいと思います。初めは、どちらの方に御相談に来られたのでしょうか、この点、先に御答弁を願います

- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 先ほども申し上げましたように、われわれ福祉サイドに「障害者の施設をつくりたい」と藤原氏の方からお話がありました。
- 3番（若浜記久男君） ということは、理事長である藤原さんが、金谷さんの方に直接お見えになったということですか。それとも、どなたかの紹介あるいは従前から面識があったということになるのでしょうか。
- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 福祉サイドへ直接お見えになりました。
- 3番（若浜記久男君） ということは、従前から知り合いであったということですか。
- 福祉事務所次長（金谷宗守君） そういうことではございません。市の方には何かと出入りをされている方でいらっしゃいます。
- 3番（若浜記久男君） この問題については、ちょっと御迷惑でしょうが、少し時間を割きたいと思います。納得できない部分がありますよね。直接本人がお見えになったということですが、今も仮称の社会福祉法人「いずみさつき会」という名前でのるんな手続的なことはされているのですか。
- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 社会福祉法人「いずみさつき会」の設立準備総会は開いたということをお聞きしております。ただ、まだ正式に設立登記をされたところまでは至っていないということでございまして、（仮称）「いずみさつき会」が管理運営をすることで

書類を大阪府等に提出をしているものでございます。

- 3番(若浜記久男君) この手続の御相談にお見えになったときは、この設立総会ができた段階でしょうか。
- 福祉事務所次長(金谷宗守君) 最初にお見えになったのは数年前でございまして、全く法人はございませんでした。いよいよ来年度に補助事業を行おうとするに当たり、国庫補助などの取り付けに当たって関係書類を提出するに際して社会福祉法人を設立する必要があるので、このような社会福祉法人をつくりたい、ということで、2、3か月前に法人の設立準備会をされたということでございます。
- 3番(若浜記久男君) ここは調整区域で農業振興の指定地域になっておりますので、それを解除しなければできないと思います。いわゆる公共施設であれば、開発にもかかわらず進めていくことになると思いますが、農林課で答えてくれますか。
- 産業部次長(松林 保君) 農用地指定につきまして、農林課松林より御説明申し上げます。

農業振興地域の整備に関する法律第8条2項に基づきまして、本市の農業振興地域に農用地区域を指定いたしております。御質問の池田下町の物件については農用地指定内になっておりますので、農用地指定を除外していただかないとぐあい悪いということでございます。

- 3番(若浜記久男君) これは開発にかけずにできるわけですが、それはそれでいいのですが、私が見た範囲では、消防行政の方でも進入路等に若干問題があるのではないかと思います。社会福祉法人「いずみつき会」というものが設立されているということであれば、消防の立場からのお考えは持っておられるのか、その辺をお聞かせ願えますか。
- 消防本部次長(池野 透君) 消防の立場ということでございますので、消防本部池野よりお答え申し上げます。  
開発にかからない物件でございますので、当然、建築確認申請がまいります時点で、必要な建物に対する消防設備の点で進入路等の問題も協議をしてみたいと思います。
- 3番(若浜記久男君) ということは、消防の方でも何ら問題はない、と認識されておりますか。
- 消防本部次長(池野 透君) 問題があるかないかという面での御質問でございますが、現在の段階では、正式に消防の方への協議はまいっておりません。問題があるという答えも、ないという答えもできません。
- 3番(若浜記久男君) 例えば地域での問題意識もあります。それから、法的にもまだクリアされておらない。この中で2,000万円の予算が計上されるということはどのように理解す

ればよろしいか、答弁していただけますか。

- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 今、お話になっている知的障害者の通所授産施設の設置につきましては、地元の山深の町会、水利組合、農業実行組合の3団体の御同意は既にかなり早い時期にいただいております。

ただ、一部の方につきましては、その施設を建てれば、周囲の営農に差し支えが出るのではないか。例えば農薬散布によってその施設に迷惑がかかるので農薬散布をするな、と言われるのではないかというお話もございまして、一部懸念をされている状況がございます。われわれとしては、できるだけ早くその方々に御理解をいたどうかと、私どもも含め町会の役員の方々が努めてまいりました。おおむねこれで了解が得られるものと確信を得まして、この予算を計上させていただきました。しかしながら、結果的に今なお、その一部の方々とは未調整になってございます。今後、さらに御理解をいただけるよう努力をしてまいりたいと考えております。

- 3番（若浜記久男君） そういう条件整備が整わない中でこれだけの大金を計上するのは問題があると思います。大阪府が1億1,000万円、国も9,200万円も出しているわけですから、相当立派なホテルみたいな建物ができるのではないかと。あるいは道路を整備する、水を引くとか、いろんなことも考えておられると思います。しかし、法律的なものも整備されていない、ごく周辺の人たちの同意はいただいているということですが、この中で仕事をされる知的障害者の作業の内容によっていろんなところに制約があるわけです。

1つは、養鶏ということも聞いてますが、養鶏となると悪臭公害問題なども出てきますので、地域周辺というよりは、全体的な合意が絶対必要だと認識します。例えば府中団地の西側に養鶏場がありますが、あの悪臭が今、大きなネックになってます。売ってまた新たに、という問題まで起きてます。そういう観点から見ますと、一部の合意はいただいたので、周辺の多くの市民の意見は聞く必要がない、ということにはなはだ認識不足であり、大きな問題だと思います。

福祉施設というのは次から次にすべて受け入れる、あるいは重度障害者も受け入れてもらえる施設であれば、一定、涙を呑まなければいけない、と住民の皆さんに言いますが、ただ何となくおかしい。いろんな条件もクリアされてない。一部の人たちの話だけ聞いてほかの人たちの話は聞かず、そして、ゴーサインを出すのはいけないと思います。消防の進入路などいろんな問題が出てくるが、まだこれからや。防火管理者にしても当然消防の範疇であり、消防法の中に規定されてますよ。そんな問題が一杯ありますが、何もクリアされず2,000万円の予算が計上されている。

また、そこで働いた人たちが1日何千円になるのか、1カ月幾らになるのか。本人が6,800万円の現金を持ってきて出すんやったらいいですよ。しかし、この社会福祉法人の中で借金をして運営をしていくんでしょ。赤字になれば、赤字になったで障害者の方がどれぐらいもらうのか、非常に厳しいと思います。労働の対価とか重度障害者の方も受け入れてくれるのか、いろんな問題がたくさんあります。どれぐらいの施設が必要かどうか、予算委員会でうちの上田君から細かい部分を質問をさせてもらいたいと思います。

本日も何人かの傍聴者の方が来ていらっしゃいますが、非常に福祉事務所の答弁の1つ1つが納得できないと迷惑をされている部分もありますので、そういう人たちの声を十分反映していただくよう、また、予算委員会で十分審議をしてもらうということで、この問題については終わります。

それから、プール問題について若干、再質問をさせていただきます。

「当初より変更はない」ということです。それは、それでいいんですが、地元の説明をされてないと思います。この出発点が地元要望であったので、地元説明はする必要がない、という答弁ではなかったかと思います。私は、なぜ地元の声を聞かないのか、非常に疑問に思います。

最近、道路の問題で舞町の住民さん方に呼ばれて行きました。その中では、「私はあんな施設は要りません」という声もありました。賛成の人も反対の人もあって当然ですが、あなたたちがなぜ説明をするのをいやがっているのか。説明をすればもっと素晴らしいグレードの高いもの、極端に言えば図書室を設けてください、などという要望が出てくるので、地元説明会をするのをいやがっているのではないか。その点だけちょっと御答弁をいただけますか。

○ 市長公室次長（石本博信君） プールについての御認識の中で変更はない、ということですが、若干、当初より予算は見直して計上させていただいておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

それから、地元要望でこれをつくるようになったわけですが、新築建設時にいろいろ地元とも折衝をしております。その中でプールと合わせまして集会機能もつくってくれ、という要望も出ております。それ以後、地元の方が直接市の方に見えられて、おっしゃっております図書室などもつくってほしい、という要望も聞いてます。実際には、地元に出かけてやってませんが、限られた面積の中でそういう御要望を全部取り入れることはできませんが、現在、実現に向けて取り組んでおります。ただ、基本的なものは別として、中身については、実施設計が上がった段階で地元にはこういうプールをつくらせていただきたい、と御理解を求めています。



○ 3番(若浜記久男君) 管理運営は委託方式になるのか、市の職員さんを採用してやっていくのか、これからのことでしょうか、私が1億円もかかりまっせ、と言うと、そんな1億円もいるんやったら要らへんぜ、なぜ賛成したのか、わしらに税金が掛かってくるんやぜ、ということ。その1億円の管理費が毎年出ていく。ばらまきみたいなのです。だから、反対がないように地元にきちんと説明をされたかと聞いているんです。こういう考え方の人がたくさんおられます。計画して実施まで漕ぎ付けた長い年月があるわけですからあえて申しませんが、今、良いのが一杯あるんですね。そういうところに行きますよ、とも言ってます。

また、弱者にいろんな面で配慮をする、ということですが、ハードな面よりも、例えば指導員なりソフト面の充実した施設であってほしいと申し上げています。その辺もこれからの検討課題ということですので、十分私の意見も参考にさせていただき、地元の皆さんの声も聞きながら進めていただきたいと強く要望して終わります。

順番が逆になりましたが、簡単に市営住宅の問題に触れておきます。

以前、私が聞いた中でケア付き、エレベーター等は難しいという問題があります。いわゆる入居者の7割以上の高齢者、年金生活者という低所得者が入居されますが、十数万円の年金の中から家賃を払っていけるのかどうか。私があえて市営住宅問題を福祉の中で取り上げたのは、福祉の面での住宅問題と位置付けておるからです。家賃の計算の仕方も知ってます。建設費から経費を引いて算出するのですが、公団なり最近できた繁和住宅の家賃もわかっています。本来ならば、それぐらいの金額になるでしょう。だけど、なかなか払えない。やはり生活するのが大事ですからね。今、入居されている方の所得は全部把握しているでしょうから、今後、減免の面で十分対応していただきたい。

福祉住宅は、既に実施しているところがあります。これから2004年までに莫大な国の公共事業費も組まれてますが、だんだん国家予算と地方自治体の予算が逆転してきてます。いわゆる地方の時代になってきています。国の補助金を見ながら、ということではなく、市が福祉施策を先取りする、早い者勝ちでやっていく観点で進めていただかなければなりません。次の機会には、地方分権問題にも触れていきたいと思えます。これはすべての問題に絡んできます。その中で福祉住宅、ケアの問題もぜひ考えていただきたいことを意見として申し上げ、この件は終わっておきたいと思えます。

最後に、総合計画ということで通告しておりますが、先ほどから並河議員にも御答弁をいただいておりますので、重複する部分は避けていきたいと思えます。

まず、今回の大災害が突発的で状況が全く把握できない、何が何やらわからんということでした。そこで、1つだけどうしても聞いておきたいのは、企画の考え方と私の考え方が少し違

うと思います。和泉市の中心を走っている阪本断層とか春木、別所などいろんな活断層が走っていることがマスコミでも報道されております。和泉市でも予備知識あるいは防災の意識の向上の意味からも知らせてもいいのではないかと思います。この問題で市民に動揺を与えんとかは確かにあるでしょうがね。これが公式の文書ではないという認識ですが、東大といえば国立の大学でしょう。ということは、公式なものだと認識しています。今一度、私と噛み合わない部分での答弁ができるのでしたらお願いしたい。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 再度のお尋ねでございます。企画調整課油谷でございます。先ほどもお答え申し上げましたが、確かに公的機関であります東京大学の出版会から出された文献資料でございますが、国・府を通じて送付された公式資料ではございませんし、また、仮に市が資料を公表しますと、市民に不安を与えかねませんことから、資料の公表については差し控えてまいりたいと考えております。

○ 3番（若浜記久男君） 時間もまいりましたので、私の意見だけ少し申し上げておきます。この問題について議論しても噛み合いませんが、これからの問題として、そういう時期もくるのではないかと思います。民間の人たちも非常に懸念されております。知るのがいいのか、知らんのがいいのかという議論にもなりますが、私の意見としては、やはり公表すべきだろうという気持ちもあります。

これで、私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

---

○

○ 議長（松尾孝明君） 次に、27番・早乙女実議員。

（27番・早乙女実議員登壇）

○ 27番（早乙女実君） 27番日本共産党の早乙女実です。発言通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、第1回の定例会ということで市長の市政方針も示されておりますので、関連してお聞きをしたいと思います。

まず最初に、市長の市政方針で「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」という中でビッグプロジェクトの再検討を、ということについてお聞きをいたします。

バブル経済が崩壊し、巨大プロジェクトが大きく破綻をしている、という見出しも含めマスコミ報道がされたのは、記憶に新しいことであります。昨年9月に関西新空港が開港いたしました。例えばりんくうタウンの状況は、当初の予想と大きく食い違っています。できたのは遊園地と借金の山だと言われ、超高層ビルは1本もオープンしていません。

同じようにバブル経済の時期に泉州地域で様々なプロジェクトが各市で打ち上げられました。その中で泉大津駅前再開発、泉佐野駅前再開発、泉佐野コスモポリス、泉佐野フィッシャ

ーマンズワールドなどは、私がつかんでいる範囲では、必ずしもうまくいっているとは思えません。これらの他市のプロジェクトの現状をどの程度つかみ、どう認識しておられるのか、お聞きをしたいと思います。

また、そうした状況変化がある中でも、市政方針では4大プロジェクトを現状のまままで推進する、としています。それでいいのでしょうか。私は、それぞれ再検討、見直しを行うべきだと思いますが、どうでしょうか。4大プロジェクトを推進しているそれぞれの担当課からお答えをいただきたいと思います。ただ、トリヴェール和泉については広域でありますので、駅前問題と西部地域についての考えをお示してください。

次に、「安全で快適な生活環境を整えるまちづくり」に関連してであります。私は、災害に強いまちづくりの問題としてお聞きをしたいと思います。並河議員、若浜議員も質問をされましたので、重複はできるだけ避けてお聞きをしたいと思います。

市政方針の中では、「災害に強いまちづくりに取り組んでまいらなければならない」と述べていますが、それでは、阪神大震災から何をどう学び、教訓とされて来年度の具体策とされているのでしょうか。市のすべての分野にかかわりますけれども、企画、消防、水道関係についてお答えをいただきたいと思います。

また、震災問題にいわゆる危機管理の問題が提起されています。今回の震災に当たって自衛隊の出動のおくれだけを問題にし、有事立法の促進を主張する議論も行われていますけれども、これは震災対策の実情にも合わないし、政治的な危険性をはらんだ動きだと思っています。震災への対応措置として、情勢に応じて自衛隊の災害派遣が必要になります。しかし、自衛隊という組織は、もともと消防や災害救助の専門的能力を持った組織ではありません。震災対策の焦点をここだけに求めるのは、その点から言っても筋違いの議論であります。むしろ、歴代の政府が、大規模災害には自衛隊の出動がすべてであるという態度で震災への根本的な備えを怠ってきたことにこそ、今、検討し、反省を迫っていかねばいけないと思っております。

そうした観点からお聞きをしたいと思います。和泉市の消防力の現状はどのようなものなのでしょうか。いわゆる国で言う消防力の基準に照らした到達状況はどのようになっているのでしょうか。今回、神戸市で消火活動をしようにも水がないと大変問題になりました貯水槽の現状はどうなっていますか。先ほどの質問とだぶりますけれども、数字だけもう一度確認の意味で現状と、そのうち耐震性のものは幾つあるのか。耐震飲料水兼用の貯水槽は和泉市にどれだけあるのか、お答えをください。

また、水道の耐震構造の実施状況はどのようになっているのでしょうか。

地域防災計画の見直しが言われておりますが、これも先ほどの質問とだぶりますので、ポイントを簡単にお教えいただきたいと思います。

3番目に「生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり」については、私は、子育て支援システムの充実という観点で質問をさせていただきます。

市政方針の中で「少子化傾向の中にあって、保育所が地域における子育て支援の中心的な機能を果たし、多様な保育ニーズに対応できるよう、児童福祉施策の充実を目指し、努力していく」とありますが、来年度に何か具体的施策を考えておられるのか、あればお答えをください。また、関連をいたしまして、お隣の高石市で地域支援事業というものが行われていると聞いています。どのようなものか紹介していただくとともに、和泉市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

また、以前にも御質問をしましたが、枚方市の病児保育についても、その内容と和泉市当局の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

また、市政運営方針では、女性の社会参加ということを高らかにうたっていらっしゃいますが、学童保育については、一言も触れられていませんのでお聞きをいたします。来年度の定員等の見通しについてと、2クラスあるいは指導員の正職員化など、内容の充実を図る点についてどのように御検討されているのか、お考えをお聞かせください。

以上でございます。答弁によりまして自席から再質問をさせていただきます。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 再開発課長（橋本通弘君） 泉州地域のプロジェクト関係の中で再開発関連事業につきまして、再開発課の橋本から現状と認識について御答弁申し上げます。

泉大津駅前再開発事業につきましては平成6年9月、また、泉佐野駅前上西地区の再開発事業につきましては平成4年4月にそれぞれ組合施行で再開発事業が完成されております。ただ、事業計画作成がバブル経済時期であったことから処分価格が比較的高くなったこと。また、バブル経済崩壊によって社会経済情勢が一変したことにより、施設建築物の保留床処分に努力されていると聞いております。

また、それについての認識でございますが、両地区の再開発事業につきましては、道路等の公共事業の整備と合わせ、細分化された土地を高度化利用することによりまして都市空間の創造と市街地住宅等の整備が図られ、防災上からも素晴らしいまちづくりがなされているものと考えております。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。

- 工務課長（藪内 信孝君） バブル経済崩壊後の泉州地区の変化、プロジェクトの現状をどの程度つかみ、どう認識しているか、という御質問について、コスモポリス推進部工務課藪内より御説明させていただきます。

泉佐野コスモポリスの現状ですが、当初95haの開発区域に研究所や研修施設を計画していましたが、事業採算上から極めて厳しい内容とのことで、スケジュールや内容の再検討を行っていると聞いております。また、土地利用計画において、計画区域内に近郊緑地保全区域が約84%占めていることから処分可能面積がおおむね30%となり、建蔽率、容積率がそれぞれ20%、60%と聞いており、極めて厳しい状況であるものと認識しております。

和泉コスモポリスは泉佐野コスモポリスと比較して見ますと、処分可能面積が泉佐野の約2倍に当たる60.5%で、建蔽率、容積率がそれぞれ60%、200%であります。また、分譲価格につきましては、妥当と思える価格になるよう努力しております。

このようなことから和泉コスモポリスにつきましては、年内の工事着手に向け関係者と協力して推進してまいり所存でございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 企画調整部副理事（吉祇利朗君） 施策推進室の吉祇でございます。先生がお尋ねの1番目の和泉ラーバンライフリゾートにつきましてお答え申し上げます。

和泉ラーバンライフリゾートの構想は、週休2日制時代に対応する大都市圏域型リゾートとして、ゆったりとした自然環境と容易に自然に触れることができるアメニティーの高いレクリエーション施設、質の高い都市的サービスの提供を目的としております。したがって、これからの時代に相応した施設の整備を行い、和泉市はもとより、近郊都市の住民の方々にも利用できる広域的な憩いの場として、必要性の高い事業であると考えております。

長引く社会経済情勢の低迷の中、近郊の都市においてリゾート事業の衰退が言われております。先生が御指摘のフィッシャーマンズワールド建設事業につきまして調査いたしましたところ、昭和62年に計画がなされ、泉佐野漁港の再開発を含め漁業組合も参画したリゾートとして市独自に調査検討しております。事業内容としては、マリーナ、レストラン、マーケット、クラブハウス、ホテル、駐車場等数々の施設であります。平成3年、大阪府、市、企業と協議会を設けて検討を行い、バブル崩壊後は全体を一挙に事業化せず事業を二分化し、まずは、マリーナとマーケット、ホテルとその他の施設に分け、マリーナとマーケットについては昨年末、第三セクターによる会社を設立、大阪府、市、企業15社の出資をもって事業を進めているものでございます。

本市のラーバンライフリゾートにつきましては、当初の計画よりも現在は約5分の1に縮

小、構想を進めておりますが、さきの地権者に対するアンケート調査の結果から早期実現を望む意見が多く、事業に対して協力的な回答を得ており、今後は、アンケート調査結果資料に基づきその内容を詳細に分析し、より一層の事業に対する協力を得るため、地元地権者個々に事業内容を説明し、理解を得られるよう努力してまいりたいと考えております。

また、長引く不況を配慮し、事業の実施については、可能な限り公的機関の資金援助を得るため大阪府、建設省とも事業内容についても協議を行い、この事業に対して協力を要望してまいり、事業の採算性を見極めながら、今後とも事業推進に努力してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 施策推進室参事（武田健司君） 続きまして、トリヴェール和泉のセンター計画と西部地域の特定業務施設の件につきまして、施策推進室武田の方からお答えしたいと思います。

センター計画につきましては、大阪都心と関西国際空港の中継点に位置するトリヴェール和泉は、良好な住環境の定住化はもちろん、和泉中央駅を中心に昨年度、作成いたしましたシビックセンター計画に沿った商業、業務、娯楽、文化、行政及び広域的施設を適正に配置するとともに、歩行者道路、広場を有機的に連動させ、南大阪の新しい都市核として賑いのある快適な空間を創出することを考えております。

次に、西部の特定業務施設でございますが、西部ブロックの特定業務ゾーンは、関西国際空港と大阪都心をつなぐ阪和自動車道の中間的な位置にあり、地区内にはインターチェンジが設置され、関空まで約20km、大阪都心までも約20kmとアクセスしております。また、周辺は泉州山手線を初めとした広域幹線道路が配置され、交通の利便性に大変恵まれた位置にあります。こうした利便性に恵まれた立地条件を生かし、最先端技術産業を初め各種企業の研究所や研修所の誘致を目指しております。

現況は、西部ブロック全体は宅地造成中でございますが、特定業務施設用地として道路、上下水道、電気、ガス等いわゆるインフラ整備に向け工事中でございます。現在、研究所の立地第1号といたしまして、その中核となり、また、コスモポリス産業の支援の核ともなる府立産業技術総合研究所が、平成8年春の開業に向け建設中でございます。同時に、この研究所のオープンに向けたインフラ整備が並行して行われているところでございます。

企業誘致につきましては、府立産業技術総合研究所の立地を契機といたしまして、また、インフラ整備が徐々に整いつつある状況を踏まえ、開発者である住宅・都市整備公団といたしましても、企業に対しPR活動を昨年度から開始したところであり、今後も継続して行うことと

なっております。しかしながら、大変厳しい経済状況の中でございますので、引き続き公団並びに府、市が相協力して企業誘致に努めてまいりたく存じます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 2点目の災害に強いまちづくりの中の地域防災計画の見直しの内容、ポイントにつきまして、企画調整課油谷の方からお答えさせていただきます。

今回の阪神・淡路大震災を教訓といたしまして、本市におきましても、災害対策への取り組みの重要性といったものを今さらながら深く肝に銘じている次第であります。

御質問の和泉市地域防災計画につきましては、災害に強い安全なまちづくりや、発生時の迅速かつ適切な応急対策の実施に当たっての総合的な災害対策の基本といたしまして、本市の防災行政上極めて重要な役割を果たすものであります。また、本計画は、災害対策基本法に基づく市町村計画といたしまして、国や大阪府の防災計画との整合性を法で義務付けられておりますことから、大阪府並びに関係機関とも十分な協議のもとに策定しているところでございます。

このような中で国においては、さきの阪神・淡路大震災において甚大な被害が生じたことに鑑みまして、大規模直下型地震においても万全の対策が取られますよう、国及び各地方自治体の防災計画をさらに具体的かつ実践的なものにする必要性を示してきているところでございまして、今後、本市におきましても、国・府の防災計画の見直しの動きと合わせまして、和泉市地域防災計画の見直しを行ってまいらなければならない必要性が生じてくることが確実となってきております。

一方、このような国・府・市を通じた言わば大括りでの防災計画の見直しにつきましては、国・府の動向を見極めていくといった時間的な配慮を要するところから、本市におきましては、これとは別に今回の大震災を教訓に本市防災計画上早急に見直しを図っていくべき部分につきましては、これらの動きを待たず、次に申し上げます4点につきまして、独自の見直しをかけていくことを考えております。

まず、1点目は、大規模地震発生時の初動体制の確保のためのマニュアル整備でございます。2点目は、食料、毛布等の備蓄物資の確保についてでございます。3点目は、情報収集及び伝達方法の確保でございます。4点目は、避難所の見直しについてございまして、新年度早々から本格的に着手してまいりたいと存じている次第であります。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 総務課長（平松好弘君） 消防本部総務課長の平松でございます。消防関係についてお答え

いたします。

震度7という直下型地震により5,400余命の命が失われ、また、地震の2次的災害である火災により約7,400棟、焼失面積65.8haという大火に至った経緯を厳粛に受け止め、消防力の充実強化の必要性を痛感しております。

第1点目の来年度の具体策でございますが、人的充足につきましては、4月1日付で5名の職員を採用、動員する予定になっております。

また、施設整備といたしましては、常備消防では救助工作車1台、消防ポンプ自動車1台並びに40トン防火水槽1台。

また、非常備消防施設として小型動力ポンプ積載車10台、小型動力ポンプ2台、消防器具庫建築1カ所等9,950万円を予算計上いたしております。

なお、本年度の緊急対策としては、消防庁舎が崩壊し、通信室が破壊され、消防無線が使えなくなった場合のバックアップシステムの整備、地震発生時の情報収集伝達のための携帯無線機の整備及び消防団用人命救助資機材、スコップ、パール、つるはし、のこぎり等の購入整備をいたしております。

第2点目の消防力の基準と充足率でございますが、消防ポンプ自動車の基準数は19台、現有数16台、充足率84%となっております。さらに、消防団には、小型動力ポンプ付き積載車が26台配置しております。はしご自動車の基準数は3台、現有数2台、充足率67%。化学消防車の基準数1台、現有数1台、充足率100%。救急車の基準数5台、現有数5台、充足率100%。救助工作車であります、基準数1台、現有数1台、充足率100%となっております。

第3点目の和泉市の防火水槽の現況でございますが、40トン防火水槽が375基あり、このうち耐震性防火水槽が66基となっております。また、耐震飲料水兼用貯水槽はありません。

以上のとおりでありますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 工務課長（中島 孜君） 水道関係の御質問につきまして、工務課中島から阪神第震災の教訓と来年度の具体策及び水道の耐震構造の実施状況についてお答えいたします。

まず、今回の阪神大震災では、水道部からも応援給水、修理についても応援を行っております。その中で被害状況を見ますと、給配水管の破損が甚大であり、施設のより一層の耐震化を痛切に感じております。この教訓を生かし、現在の防災計画の見直しに合わせ、水道独自の防災計画を関係課と調整の上、早急に作成してまいりたいと存じます。

具体策といたしましては、平成7年度に給水用2トンタンクローリー1台、10入りポリ容器300個、同10入りポリ袋1万個を購入し、飲料水の確保に努めようとするものであります。



また、水道の耐震構造の実施状況につきましては、現在、稼働しております既設水道施設は、築造に際し土木学会の基準での震度6の耐震設計を行っておりますが、震度7以上では、ある程度の損傷は免れないものと思われます。しかし、完全崩壊にまでは至らないものと想定いたします。このことは、神戸においても実証されております。

したがって、配水池などの構造物につきましては、一部設計会社で構築物の強度計算を再チェックいたしましたが、神戸市などに比べ施設の築造年数も浅いということも含め、まず大丈夫だろうと判断しております。

なお、配水管につきましては、現在、管種及び継ぎ手材に一定の耐震性があるものを使用することにより、万一、被災時でも被害が最小限にとどまるよう施策を講じているところでございます。

具体的には、小口径では地盤沈下に対応可能なA型、中口径については離脱防止性能を持ったK型、そして、500mm以上の大口径配水管線につきましては、可撓性が大きく、かつ離脱防止性能を有したS型というように管径及び布設状況により使い分け、耐震性を高めようとしているものであります。

以上でございます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 子育て支援システムに対します御質問につきまして、児童福祉課橋本よりお答え申し上げます。

まず、1点目の来年度の具体的施策のお尋ねでございますが、子育て支援事業につきましては、国や地方公共団体を初め地域社会をも含めた社会全体で取り組むべき課題であります。本市といたしましても、子育て支援事業の1つとして本年7月より一時的保育事業を実施予定いたしております。

さらに、保育所が持っているノウハウを生かし、地域における子育て支援事業の中心的な機能を果たせるよう園長会等でいろいろ議論し、とりわけ園に入所していない就学前児童に対する支援策として、園庭の開放や運動会等への行事の参加を呼びかけながら、一方、育児相談等の事業も検討しているところでございます。

次に、高石市の地域支援事業の状況でございますが、育児教室は5園、異年齢児交流は2園、世代間交流2園、ちびっ子園庭教室は1園で実施してございます。園の空き部屋の利用や集会所等に保母、栄養士、看護婦等を派遣して実施してございます。

次に、枚方市の病児保育の状況でございますが、対象児童につきましては、保育所に措置されている児童であって、病気の回復期であることから集団保育が困難であると医師が認めた者

で、公立園で1園、民間園1園の実施で、委託先につきましては、枚方市立病院と民間の診療所に委託を行ってございます。職員の体制は、看護婦1名、保母2名の体制でございます。

なお、当市の病児保育の実施につきましては、現時点においては難しいものであると考えてございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 社会教育課長（柳川良太郎君） 学童保育についての来年度の定員の見通し及び2クラス指導員の正職員化などの御質問でございますが、社会教育課の柳川より御答弁申し上げます。

まず、定員でございますが、平成7年度留守家庭児童会の申し込みについては、現在、各学校において受け付けを行ってございまして、申し込みの締め切りは、3月10日（金）午後5時までとなっております。7年度の申し込み人数については、現在のところ把握できておりませんので、よろしく願いたします。

また、2クラス、指導員の正職員化の御質問でございますが、定員超過クラスについては2クラスで運営、との御質問かと思われま。御存じのとおり、定員超過校は、生徒数の増加等により空き教室の確保は非常に困難であり、かつ府の補助金が受けられない等の問題もありますので、現運営方法で対処してまいりたいと思っております。

また、指導員の身分につきましては、非常勤嘱託員に準ずる身分と位置付けしてございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 大変無理な御質問をさせていただき、関係課の皆さんには御礼申し上げます。ただ、他の行政区で行われているいろんなプロジェクトを真摯に研究をされ、和泉市の施策にぜひ生かしていただきたいと思ひ、今回、こういう質問をさせていただきました。ただ、御紹介になった中で議論を噛み合わせるため抜けているというか、皆さん方は事業推進の立場ですので、余り決定的なところはおっしゃらないという感じを受けます。

りんくうタウンは最初に紹介し、質問はしませんでした。総事業費が5,500億円でした。北の地域が契約されて219億円、代金の2割しか入っていない。これは大阪府の資料です。南の地区は白紙になって2,000億円入るはずが全く入らない。これがつまりの始まり92年度から借金返済が始まっています。入ってこないものですから、新たに借金をして返済に充てるということで、92年が380億円、93年が480億円、94年700億円と重ね1,560億円になり、この利子だけで10年返済で629億円という試算になっています。大阪府の職員労働組合が試算したら、94年度段階で5,140億円の返済額が必要、南地区が予定どおり売れても破綻するという端的な結論を出しています。現状は、推して知るべしというところ。これが一番端的な例

です。

あとは、皆さん方で検討されてそれぞれの施策でどうか、とお聞きをしました。御紹介した泉大津や泉佐野の再開発とコスモポリスの例ですが、ポイントは、民間企業と第三セクターでしていましたが、一緒に仲間としてやっていたところがどれだけ責任を取ったかです。もう1つは、すべての事業が市場原理の導入で、大体、保留床が全部売れたら採算が合うということになってます。

特に泉大津がはっきり答えが出ております。先ほど、ある程度御紹介いただきましたが、若干、経過的にお話しますと、バブルの崩壊とクロスして面白いです。最初、皆さんも御存じのように商業施設は西友が来るといってました。最終的にダイエーに変わるので、弱腰になるので売り付けることができない。組合は、保留床の部分をダイエーに買ってもらい、そのおカネで事業計画の予算に回すということができなかつた。逆にダイエーの方は強気ですので、買わずに賃貸で入りたい。

さらに、駐車場が足りないので増築せよ、ということで、最終的に泉大津の駅前には1,000台の駐車場になりまして、ビル内に400台、駅前広場の地下に200台、ダイエーの要望で市が頑張らして外側に購入して400台つくることになってます。

同じくフロア的に文化施設が入ることになっていたところも売ることができず、ダイエーに貸す形になってます。スポーツ施設は最初、全日空ビルと覚書を締結しましたが、92年に撤退。94年に大日本インキ出資の企業と再契約しましたが、これも売却ができず、賃貸契約をする。

ホテルは、進出企業が決められないままにつくってしまったので、仕方がなく泉大津が組合から買って新たに第三セクターをつくり、そこが経営体に貸すという大変ややこしいことをしました。そこで、できたのが泉大津都市開発株式会社として資本金8億円、うち2億円が泉大津市の出資です。

泉大津の例は、売って事業計画に回すプランが見事に崩れ、全部賃貸に変わってます。しかも、全国でホテル経営に乗り出したのはここぐらいだと思いますが、大変危なっかしい計画で進んでいるということです。それぞれが全部賃貸契約なので、いつでも解約、撤退できるわけです。スポーツ施設、文化施設等にしても、採算ベースに乗らなかつたら民間企業は引き揚げますよ。そんなに甘くはありません。そうするとホテルと同じことで、都市開発株式会社がそのフロアを買い取って面倒を見ることになります。そうすると、2億円出している泉大津市がまたまた責任を取らなければいけないというジレンマに陥る恐れがあります。

泉佐野も中心となっているセンタービルはほとんど入ってない。表から見れば1つのようで

すが、ツインビルのような二重構造みたいで、16階と17階になってます。貸しビルもあります  
が、大半が売れてません。問題は、あれぐらいの規模が9つ建つという。そのうち20階建てが  
半分以上の5棟。今でも余ってるのに残り9棟建てられるかどうか。全体の床面積が44万㎡、  
既にできているビルの12倍。これだけのキャパシティーをこなすだけの需要があるのしょう  
か。それが売れるぐらいなら、りんくうタウンに大きなタワーができたはずですからね。

もう1つは、直接的には今、和泉市で一番考えなければいけないのはコスモポリスだと思  
います。泉佐野のコスモポリスについては、先ほどの答弁では検討中、ということですが、僕らが  
つかんだところでは、市長が昨年6月議会で計画の破綻を認め、事業の凍結、見直しを発表し  
た、と聞いてます。この辺りの認識のずれがあります。

少し御紹介しますと、当初の設定価格が研究施設用で坪89万円、業務施設用で坪197万  
円。さらに、研究施設が年5%、業務施設が7%の地価上昇を見込んで事業計画を組み、96  
年、97年の分譲価格にしているわけです。地価が高騰しなければ、もともと泉佐野のコスモ  
ポリス計画は破綻するようになっています。それでやっこさ、買収価格を含めて採算ベー  
スに乗るといことです。

しかし、これではどうしても売れないということで分譲価格の引き下げをする計算を出しま  
した。緑地部分を取り込んでみたり、かなり無茶なことを考えるのですが、それでも研究施設  
が68万円、業務施設用が145万円までしか下げられない。下げた上でも、なお年5%の地価  
上昇を見込んでプランニングをするという厳しい財政収支計算しか出てこなかったのです。昨  
年6月、企業の研究機関を誘致するというコンセプトが破綻し、採算性が全く見込めない、と  
いう答弁を市長が議会でしているわけです。これがお隣の泉佐野市です。

これから和泉市はブルドーザーが入り、組合を設立してやっていくという時期です。どれほ  
ど厳しいか。皆さん、厳しい経済状況とおっしゃるが、全く甘くないと思います。一步間違え  
ば、泉佐野と同じように市長自ら計画の破綻を認めて凍結という事態にならざるを得ないかも  
しれません。この辺りを真剣に考えるのが今の時期だろうと思います。

もう1つ例に出したフィッシャーマンズワールドもお話にならない。担当者に悪いのです  
が、和泉市のラーバンとよく似てます。マーケットとかグルメレストランなど横文字ばかり出  
てきます。先ほど、第三セクターでやっていきそうなイメージをおっしゃいましたが、実際には、  
三セク方式を予定してますが、出資企業が見当たらない。臨空タウンの北端16.5ha、「海  
と魚と船のわかるまち」というコンセプトです。泉佐野の市場は繁盛してますが、それを見越  
してリゾート構想をぶち上げたのですが、いかに泡のごとく消えたか、皆さんもよくわかり  
かと思いますが。

こういうすべての後始末については、最終的には民間が責任を取ってないことをよく見ていただきたい。泉大津ははっきりしてます。間接的に言えば、市民が負担をかぶるわけです。泉大津市の場合は2億円も税金を入れるのです。住民投票をすれば、恐らく賛成する市民はいなかったのではないのでしょうか。その点では、立場を越えて真剣に凍結を含めた見直しをいろいろな事業について考える必要があると思います。特に一番問題となっているコスモポリスについてはどう考えておられるか。それだけ再質問をお願いいたします。

- 工務課長(藪内 信孝君) 売れなかったらどうするのか、という点について、コスモポリス推進部藪内からお答えいたします。

2月28日現在、「株式会社いずみコスモポリス」では、既に20数社の企業が進出の意向を示していると聞いております。処分予定面積約19万坪に対して、約7割に相当する面積の引き合いがあるとのことであります。また、団地開発協会においても府下での企業誘致の実績を生かし、一定の問い合わせがあるとも聞いております。厳しい経済情勢の中、先生が御指摘の点については、今後、企業誘致促進策等の検討も含め大阪府ともども全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

- 27番(早乙女実君) 「すぐ凍結する」とは言えませんが、勇気が要るんですね。ただ、そのときには、先ほども言いましたように民間企業の責任問題については、かなり真剣に考えるべきです。今、楽観的というか、引き合い問題も含めて御答弁されましたがね。

最近、「検証 大阪のプロジェクト」という本を手に入れて読みました。西部の特定業務施設の分で府立の産技研の立地と合わせ、その周辺の一部について、公団が、こういうところがありますかどうか、とパンフレットに出して引き合いの募集をしたんです。その坪単価が約40万円ということがその本に紹介しています。質問の刷り合わせの中で聞いたら「そうです」ということで、そのパンフレットもお見せいただきました。大阪府下の企業団地的な中の一角にトリヴェール和泉西部地域の府立産技研のお隣、先ほど述べられたインフラ整備がされている近く、場所はそれほど広くはありませんがね。この本の中では、その引き合いに対しては、結局40万円でも売れなかった、と書いてます。

本日、円が90円を割ったということで円高が進んでますが、その中では、先ほど御答弁されたように7割の引き合いがあるとか、この辺りについては、非常に甘い見通しと言うか、幸せという気がしてなりません。ただ、推進している原課の担当者は、自分の仕事ですから頑張るしかないと思いますが、内容面では、きちんと考えてほしいと思います。

それともう1点は、和泉コスモポリスが泉佐野と明確に違うのは、筆頭株主は大林組と大成

建設です。泉佐野は大阪府と泉佐野市ですね。これが破綻すると、プロジェクトを組んだゼネコン関係はさっさと撤退してしまう。泉大津の議員さんや関係者にお聞きをしますと、当初、売れなかったらどうするか、という企業責任の問題も明確に覚書を交わしていますが、どんどん煮詰まっていく中で市の態度が民間企業の責任問題についてはホゴにし、何も口にしなくなっているんです。その辺、最終的に弱腰で2億円も出すような姿勢になってしまっています。

こういういろんな状況を真剣に考えるならば、とても市長が市政方針で掲げた現状をそのまま進めるといような答えが出てくるとは考えられない。この辺の責任ある御答弁をもう一度お願いいたします。

- 企画調整部長（逢野博之君） 総合計画を所管しております立場から、企画調整部逢野より総括してお答え申し上げます。

「調和と活力ある人間都市和泉」を基本テーマといたしまして、第2次総合計画に基づきまして、安全で快適に住み、働き、学び、憩う活力と定住魅力ある都市づくりを目指し、各種施策の推進を図っているところでございます。そうした中、昨年9月には待望の関西国際空港が開港いたしまして、泉州は今、ヒト、モノ、情報の受発信基地として国内外より熱い視線が注がれておりまして、地元各市町におきましては、この空港と共存共栄するまちづくりを目指し、お互いに努力を重ねている現状でございます。

特に本市におきましては、かねてより広大な市域と豊かな自然を恵みとして、積極的な都市行政を推進しているところでございまして、昭和61年より工事を進めてまいりましたトリヴェール和泉は、本年4月、泉北高速鉄道泉中央駅や桃山学院大学の開設、開校等、まさに第2のまち開きとも言うべき都市形成がなされようとしております。

また、ハイテクリサーチパークの形成を目指すコスモポリス計画につきましては、土地地区画整理組合が昨年12月に設立をされ、いよいよ事業推進に向け新たな段階を迎えつつあるものの、バブル経済崩壊による今日の不安定な経済情勢の中、今後の取り組みには、これまでとはまた違った厳しい現実と、それに対処していく覚悟を必要とすることは御指摘のとおりかと存じるところでございます。

こうした現実、本市のビッグプロジェクトでもあるラーバンライフリゾート構想や和泉府中駅前再開発事業につきましても同様のことが言えまして、目下、地元関係者と一体となったまちづくりに向け懸命の取り組みをいたしているところでございます。

今後におきましては、綿密な地元調整等に努める一方、激しく変化する社会経済情勢の動向を十分見極めまして、調和と活力あるまちづくりの理念を踏まえ、慎重かつ積極的にこれらプロジェクトを推進してまいりたいと存じているところであります。よろしく御理解を賜ります

ようお願いを申し上げます。

- 27番（早乙女実君）　そういう御答弁ですが、先ほどの若浜議員の御質問でやめるやめな  
い。出る出ない、という話がありました。市長さんがかわられるかどうかわかりませんが、万  
が一、かわられたとき、新しい市長さんが、なぜこんな事業を引っ張ってきたんだ、というこ  
とがないよう真剣な御検討をされることを要望し、この件は終わらせていただきます。

次に、安全なまちづくりの地震災害対策の問題に移りますが、多少だぶる面についても数字  
の確認をさせていただきました。消防力の施設面で自動車の台数、充足率等お聞きをしました  
が、国の基準台数に対する人員の基準もあると思います。その辺がどうなっているか。

- それから、貯水槽の問題ですが、ある新聞かテレビか忘れましたが、40㎡（トン）で家1軒  
分を消火できる量だという話もありましたが、それは、それでいいのかという確認と、その点  
からしても、40トンの量と場所の位置関係は大変重要になると思います。先ほどの御答弁でも  
500メッシュで1カ所の基準でやってみると、満たされているのが75%ということが出てま  
す。その辺では、単純に1平方kmで4基という基準でいいのかどうか。東京の水準と比較する  
ために聞いておきたいと思います。

- それから、耐震貯水槽の関係ですが、40トンの話しか出てこないですが、100、60という  
ことが今回、マスコミなどでも言われています。ちょっと調べますと、お隣の堺市では耐震で  
100トンが10基、高石では100トンが5基、それに対して和泉市がゼロというのは納得でき  
ないのです。この点についてのお考えをお示ください。

- それから、新聞報道ですが、95年度の4月からの予算で宝塚市は小中学校の校庭の下に飲料  
水として利用できる100トンの耐震性地下貯水槽を毎年2基ずつ4年がかりで8基設置する、と  
いうことです。この辺は、どなたか議員さんからも備蓄問題を含めて御報告がありましたが、  
学校施設を含めて公共施設の地下を使って100トンクラスのを布設していくという量的  
な問題と埋めていく問題について、水道部からお考えをお聞かせいただきたい。

- それから、企画課の防災計画の見直しです。これは聞くのが少し酷ですが、計画でなぜ直下  
型地震で震度6あるいは7としなかったか、という素朴な質問です。

それから、被害の概要で「家屋倒壊多数」というあいまいな形でしか、和泉市の防災計画で  
は書かれてませんが、現実に被害想定はされたのかどうか。

- それから、避難所については見直しをしていくが、基準はない、ということです。それはい  
いとして、避難所の表示あるいは避難路については防災計画に出ていませんが、どのような御  
認識をされているのか。それから、その避難路にかかわって落下物調査がうたわれるわけ  
です。その点も書かれてませんが、それについて行ったことがあるのかどうか。

応急仮設住宅は「建てる」とは書いてますが、どこに建てるか、までは書いてません。その辺りはどうなっているのか。

もう1点は、若浜議員の御質問で活断層がある、という御指摘が出ていますが、そういったことを前提としながら和泉市のまちづくりに広げてどのように考えておられるのか。

以上、教えてください。

○ 消防本部次長（池野 透君） 早乙女先生の消防関係の再質問に対し、消防本部池野よりお答え申し上げます。答弁の先に御了解だけ得たいのですが、立米という形で御質問をいただいた部分がございますが、トンという形で御了解いただきたいと思っております。

消防力の基準に基づく人員の充足率についてのお尋ねでございます。本年4月の採用者5名を加え実員125名となり、42%でございます。

なお、本市には、ただいまお答えいたしました業務組織に加え、広大な行政区域の防災業務を円滑に推進するため、非常備組織として9個分団、団員数357名、機械台数37台を有する地域と密着したふるさとの担い手消防団を有しております。

次に、水槽の40トンで家1軒分の消火基準についてですが、要は、延焼限界というものを割り出しまして、1分間1の放水量を有するポンプ車が40分間放水し得る能力によって延焼を防ぐ、ということから40トンという数値が出ております。

次に、耐震性貯水槽の関係ですが、確かに堺市、高石市につきましては、100トンの水槽15基を設置していることは、私どもも情報交換の中で承知してございます。ただ、私どもでは、60トン、100トン容量の防火水槽につきましては事業費が高く、その上補助対象は、地震対策強化地域を重点にしていることで、一般の補助枠が少ないことによる経済性効果の点、加えて消防力の基準でもお答え申し上げましたが、堺や高石市には消防団がございません。本市には36個班、37台のポンプ自動車を所有する消防団を市内隈なく配置してございます。そういう地域の特性等から容量的には40トンと劣ってはおりますが、均一な配置分布が消防活動上有利かと考えております。

それから、1平米kmの水槽の数は4基でいいのか、ということでございますが、これは基本数値が関東圏の東海沖地震対策強化地域の各市町村が割り出しております基本形が、大体、500mメッシュに1基が一番いいという地震対策用の配置基準でございます。それを基準にしますと、当然1平方kmに4基ということが出てきますが、本市における1平方kmの防火水槽の数値は、学校プール等を加えますと15基に及びます。

ただ、先ほど、並河先生の質問で担当課長から区画数に対する充足率は75%、とお答えさせていただきましたが、密になった部分と粗になった部分がございますので、均一に区画に割っ



ていくと空きの部分があるということでございます。今後、その空きを充足するため、40トン  
を基本ベースにしながら設置を進めてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解賜り  
たいと存じます。

- 工務課長（中島 孜君） 耐震貯水槽に関しまして、水道部工務課中島からお答えいたしま  
す。

耐震化貯水槽の設置につきましては、水道部といたしましては、午前中の並河議員さんの質  
問にお答えいたしましたように、応急給水用水源確保のための耐震貯水槽を中央丘陵東部地区  
に貯水容量200を1基設置を予定してございます。将来に向けては1基では足りませんので、第  
4回拡張事業の中で増設について検討してまいりたいと考えております。

また、設置場所といたしましては、使用時の利便性を考えまして、公園や学校等での設置を  
考えてございます。

以上でございます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 企画調整課長（油谷 巧君） 再度のお尋ねの5点につきまして、企画調整課油谷からお答  
え申し上げます。

本市防災計画で設定しております地震の規模の根拠でございますが、災害対策基本法では、  
市町村が策定する防災計画の内容は、都道府県が策定する地域防災計画との整合性が求められ  
ております。このことから本市の防災計画が想定する震度5～6、震源地の紀伊半島沖につ  
きましても、大阪府との協議の上、大阪府の地域防災計画における地震の規模、震源地と同様の  
設定を行っているところでございます。

次に、被害につきましては、本市地域防災計画では、建造物、公共施設等の損壊多数、木造  
建物の全壊等多数、多発的、広域的火災発生、被災者多数発生といったような想定をしており  
まして、一定のバックデータをもとにしての具体的な数値を持つての被害想定は行ってござ  
いませぬ。

また、避難所についての表示、避難路の設定、落下物調査につきましても特に行ってはござ  
いませぬが、現在、市内に29カ所指定してございます避難所につきましては、収容能力や施設  
の安全性等の観点から早急に一定の見直しを図ってまいりたいと存じているところでござ  
います。

応急仮設住宅につきましても、建設場所の一定の選定基準は示しているところでござ  
います、具体的な場所については明記してございません。

次に、和泉市の活断層はつかんでいるのか、まちづくりとの関係は、とのお尋ねでござ  
います。活断層の存在につきましては、国なり府なりから本市への公的な資料の提供といったもの

は、これまで一切ございません。

しかしながら、このような公式的なものではございませんが、当課におきましては、先ほど、若浜議員から御質問がございましたように、東京大学出版会が発行しております冊子のコピーの一部を入手してございます。この資料の信頼度は別といたしまして、これによりますと、和泉市域においても所在位置の完全な特定は困難ではございますが、活断層の存在を確認することができるところでございます。

なお、このような活断層とまちづくりの関係につきましては、建築基準法の改正その他今後の国・府の動向を見極めてまいりたいと考えておるところでございます。

- 27番（早乙女実君） 最初に、消防力の問題でございますが、大変御努力をいただいているということです。ただ、消防力の国の基準そのものが、ある面で言えば不十分だという点もありますので、それを充足しているからいいということでは決してないという、その辺は、よく御理解されていると思います。その点で到達していない部分の充足は特に要望しておきます。

ただ、人員に関しては、消防団の存在ということではありますが、現実的に国の基準も含めての40%台ということです。これは先ほどの行政改革の問題と若干、逆行するような形かもしれませんが、しかし、今回の震災で問題になっているのは、災害に備えることができるのは、公的行政機関でしかあり得ないと思います。その辺りでの人的配置については、一層の御努力をお願いをしておきたいと思います。

それから、貯水槽ですが、消防の方から500mメッシュの話も聞きました。基準等を見ましたら、東京都が昭和52年から250㎡メッシュという基準でやっているということを見かけました。大規模な市街化のところですから、そのぐらいの規模で組んでおかないとだめだということでしょう。山間部を含んだ和泉市では、500という東海沖の対応でいいとは思いますが、午前中の論議を含め老朽家屋が密集している地域は、逆に250の基準を考えてもいいかと思います。この辺りは、現場実情に合わせてより一層対応ができるよう、この点も合わせて要望しておきます。

それと、地域の防災計画の関係ですが、先ほど、お聞きするのが苦しいと言いましたのは、大阪府の上位計画の問題は大変責任が重いだらうと思います。ただ、その中で指摘をしたのは、私が考えた指摘ではないわけです。例えば応急仮設住宅をどこに建てるのか、という無茶な質問みたいに見えますが、総務庁の行政監察局が編集した「震災対策の現状と問題点、総務庁の都市防災に関する調査結果から見て」という冊子を大阪市内のシンポジウムで資料としていただきました。これが平成4年11月に出ています。その分の中で先ほど、御紹介したようなことをいろいろ載せているわけです。

ちなみにある部分を読みますと、「これら避難地の中には、当該避難地に係る避難圏域が設定されていないもの、避難圏域内の人口から見て避難地の面積が十分確保されていないもの、避難圏域から避難地までの距離が遠いもの、避難地に隣接して企業用のガソリンスタンドがあり安全性に欠けているもの、広域的な避難地に貯水槽、備蓄倉庫等が設置されていないものなどがある。避難地の指定等が必ずしも適切に行われていない」など総務庁の勧告が載っているわけです。

ある面では、平成4年段階でこういう指摘をされていたということは、大変重いものがあると思います。今回、改めて計画を見直すということです。その際、これは多分、総務庁監察局は主に都道府県宛にやったのではないかという気がします。その中で指摘をされ対象とされている分も10市町村ありまして、随分細かく書かれていますので、その点も踏まえて研究され、見直されるよう要望したいと思います。

それから、御意見だけ言っておきますが、今回の新聞報道や知り合い等がいるため知った事実ですが、大被害が起きた長田区真野地区は、別の意味で60年代、70年代を通じてまちづくりで有名になった町です。神戸の中でコミュニティーの見本みたいな形で全国に紹介されました。小学校区ぐらい、約5,000人という小さいところですが、今回の避難に際して住民の団結で類焼を防ぎ、避難所の開設、お年寄りの介護などきめ細かな対応をした、ということで朝日新聞も報道しました。僕自身も参加している研究会のメンバーもその支援に入ったと聞いてます。つまり、住民主人公の防災コミュニティーづくりを常日ごろからまちづくりの中にきちんと位置付けてやっているかどうか、大きな被害の中で明暗を分けたと朝日も評価をしています。この観点もぜひ今後の和泉市のまちづくりに取り入れてほしいと御指摘をしておきます。

これも物の本で読みましたが、日本には、全地球の地震エネルギーの15%が集中しているそうです。日本列島は、周辺海域を合わせて全地球の地表面積のわずか0.2%、地震が起きて当然だということは、このデータからも明らかだと載ってました。地震は防げないかもしれませんが、震災は防ぐことはできると思います。この言葉の重みを皆さん方も受け止めていただき、万全の体制をとっていただくよう要望して、この件は終わります。

最後に、子育て支援事業についてですが、児童課としては検討しているが、病児保育は実施困難という、以前の回答のままです。そうしますと、既に実施している高石や枚方は、財政的にどうしてやっているのだろうかという気がします。国や府の補助の関係も含めて教えてください。

それから、学童保育ですが、これもなかなか改善する、という御回答はいただけません。よ

く学童保育の府補助が出てきますが、これがここ十年、二十年にどう変わってきたのか、大変気になるところで知りたいと思います。数字的な御質問をしますが、市の学童保育の運営経費の大阪府の補助率について、当然、府が見てくれる分は少ないので、新たに開設して事業を増やしていくと、全体の府の補助率が下がっていきます。その変化について、8年ほどさかのぼって教えていただきますようお願いします。

○ 児童福祉課長（橋本敏雄君） 再度の質問でございます。児童福祉課橋本よりお答え申し上げます。

まず、高石市の地域支援事業の補助の状況でございますが、育児教室、異年齢交流、世代間交流につきましては、府補助がございます。補助率につきましては、3分の2となっております。また、ちびっ子園庭教室につきましては、市単費となっております。

次に、枚方市の病児保育の補助の状況でございますが、病児保育の補助制度が平成6年度より国で制度化されたところでございます。補助をいただいているかどうか、現時点では定かではございません。

当市の地域支援事業の実施につきましては、職員体制も含め財政問題も考慮しながら現在、検討の段階であるため、補助はいただいけません。今後、実施に当たっては、府とも協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 社会教育課長（柳川良太郎君） 学童保育の府補助の状況は、また、運営経費に占める補助率はどうなっているか、という御質問でございます。社会教育課柳川よりお答え申し上げます。

補助金の状況につきましては、昭和47年度より府の補助制度が実現し、その補助金でございますが、47年、48年度は1クラスにつき40万円、49年度は60万円、そして、50年度より80万円となり、現在に至っております。

また、補助率の変化でございますが、昭和63年度より御報告申し上げます。昭和63年度は、運営経費2,438万6,000円に対しまして補助金が1,059万6,000円、約43%。平成元年度、2年度につきましては同額でございまして、2,385万9,000円に対し補助金が1,040万円、43%でございます。3年度は、2,780万7,000円に対し補助金が1,140万円、41%でございます。4年度は、2,732万7,000円に対し補助金が1,120万円、41%。5年度は、2,732万7,000円に対し補助金が1,120万円、41%でございます。6年度は、3,177万8,000円に対し補助金1,237万9,000円、38%。7年度は予定でございまして、3,988万9,000円に対し補助金1,218万1,000円、約30%で

ざいます。

以上でございます。

- 27番（早乙女実君） 細かい数字も出してもらったんですが、保育園での未満児、赤ちゃんなどの措置数から言えば、当然、在宅という言葉は使いませんが、お母さん方が家でみている子供の方が圧倒的に多いわけです。お母さん方への地域支援事業が、新しいニーズとしてかなり強まっていると思います。育児ノイローゼなどの話もときどきマスコミで報道されています。その中で財政面の話でも、補助対象になっているものとそうでないものがあるということです。高石の例では、育児教室が対象となっていないけれども、地域に根ざした公立保育所を目指すということで頑張っているわけです。

学童保育の先進市の取り組みも、先ほど、2クラスの話をしましたら補助対象でない、ということがありました。和泉市の教えていただきました補助率は43%から7年度で30%ということですが、吹田市の先進的に2クラスでやっているところは、93年度段階で6.7%です。つまり、圧倒的に市の持ち出しが多い中で学童保育を支えています。大変頑張っている数字があらわれております。

病児保育も大変厳しい中ですが、国の方も一定の補助が必要だということで、厚生省がパイロット事業的に取り組みをやり始めております。その中で枚方や寝屋川は頑張っているわけですし、その努力も素晴らしいものがあると思います。

ここで、最後に言っておきたいのは、市長は、市政運営方針で児童福祉施策の充実を掲げているわけですが、文字どおり先進他市にならって頑張ってくださいことを要望したいと思います。

また、合わせて今、御答弁をいただきましたように学童保育の大阪府の補助が昭和50年度から、つまり20年近く全く増えていないという、さぼっているような現実もあります。この点についても、ぜひ市としても大阪府へ姿勢を改めるよう要望し、和泉市民の働く御両親や子育てで頑張っている方々への支援の充実を要望して終わります。

- 議長（松尾孝明君） ここで、3時30分まで休憩いたします。

（午後3時12分休憩）

（午後3時33分再開）

- 議長（松尾孝明君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、15番・木村静雄議員。

（15番・木村静雄議員登壇）

○ 15番(木村静雄君) 15番・木村静雄です。通告に従いまして、質問の要旨を述べさせていただきます。

和泉中央丘陵開発事業は、昭和59年10月の都市計画決定に始まり地権者、地域住民の協力を得ながら進められてまいりました。この間、各関係部局の方々においては、大変な御苦勞があったことと存じます。その中で北部地区より造成工事が進められてきました。泉北鉄道の延伸、和泉中央駅周辺シビックセンターの計画、和泉中央線の整備等々北部地区の都市基盤にかかわる主体的な工事は、ほぼ計画に沿って進められたてまいりました。

平成6年度より一部東部地区の開発が進められました。桃山学院大学の建設、歩道橋の設置、調整池の整備、高圧線の移設等がございます。平成7年度からは、東部地区は全面的に山を動かし、水の流れを変える本格的な開発事業が行われようとしております。

東部地区は、北部地区との開発条件が異なると思います。東部地区には、既存の住宅団地が4カ所、旧集落が1カ所あります。したがって、開発環境条件の違いが十分認識、理解されなければなりません。地域住民が安心して参画できるまちづくりを推進していくためにも、東部地区のこれから取り組んでいく計画を明らかにしていただきたいと存じますので、次の事項について質問をいたします。

質問の1番目としては、和泉中央丘陵東部地区開発推進計画についてであります。

(1) 今日まで公団の方から示されております土地利用計画図等では、平面の形での図であり、具体的には非常にわかりにくい。東部全体造成での高低差(ロケーション)についてはどのようなになるのか、お伺いをしたいと思います。

(2) 梨本池との境界に里道がありますが、この里道はどのようなになるのか、また、境界線の整備はどのようにするのか、お尋ねしたいと思います。と申しますのは、私たちが見る限り、東部地区の浦田松尾寺線から東方向にあります地区においては、埋め立て土砂の不足があるのではないか、こういう感じを持っております。

2番目に、上水道施設についてでございます。既存の松尾配水池の移設計画はどのようになされているのか、その工程、推進計画をお尋ねいたします。

3番目に、道路施設についてでございます。

(1) 光明池春木線と浦田松尾寺線との交差方法はどのように考えておられるのか、明らかであれば御報告願います。

(2) 青葉台中央線の延伸整備計画はどのようなになっているのか。現在、既設の青葉台中央線がありますが、それから新しく延伸してきます和泉中央線との関係でございます。

4番目に、天上坊池埋め立て計画についてであります。

(1) 公団から示されております土地利用計画の中では、天上坊池を埋め立てて跡地を住宅用地として利用していきたい、となっておりますが、その点についてお伺いをいたします。まず、天上坊池の今日までの役割としては、農業用水として利用されてきたわけですが、もし、その池の埋め立てを行うと後に問題はないのか、この点についてお伺いをいたします。

(2) 開発地の下水対策はどのような計画になっているのか。

(3) 天上坊池は、梨本池の余水放流受け口となっておりますが、埋め立て後の排水計画はどのようにになっているのか、お伺いをいたします。

(4) 青葉台水路並びに調整池は、この池の埋め立てとの関係においてどのようになるのか。

以上の点についてお伺いをしたいと思います。答弁によりましては、自席よりの再質問を留保して終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 施策推進室参事（辻井正昭君） 木村議員さんの和泉中央丘陵東部地区開発推進計画について、1点目の東部全体造成での仕上り高低差（ロケーション）はどのようになるのか、という点と、2点目の梨本池との境界に里道があるが、その里道はどのようになるのか、また、境界線の整備はどのようになるのか、の2点につきまして、施策推進室参事辻井より御答弁させていただきます。

東部地区の造成計画については、和泉中央線と青葉台中央線交差点より南に向かって都市計画道路光明池春木線までの間、中央線東西にかけては平成7年から13年まで、光明池春木線の南部では、新配水場周辺では平成7年から9年に、その他宅地造成は、平成7年から11年にかけての宅地造成計画の予定でございます。

御質問の東部ブロックの造成後の仕上がりロケーションはどのようになるのか、とのことですが、東部地区は、緑ヶ丘、青葉台並びに松尾寺町の既存住宅地に囲まれた地域にありまして、宅地造成、下水道、中央線の延伸工事も一定、進んでいる状況の中でありまして、

造成後のロケーションを想定いたしますと、青葉台住宅地より北を眺めれば若干高く、西側の中央線から緑ヶ丘方向を眺めればほぼ同程度の高さに、南側の光明池春木線より松尾寺町方向を眺めれば、南側へ徐々に緩やかなスロープで宅地地盤高が広がっていく計画でございます。

東部地区全体については、北部に比べ地形起伏の複雑な中で造成工事における土量の不足のように思えますが、東部地区では、切土、盛土による土量の移動がありますが、北部より若干土量搬入があるものの、ほとんど東部地区内でバランス処理できる計画でございます。

2点目につきましては、梨本池の西側に雑木林等の緑地林がありまして、この緑地屋根筋の西側に沿って南北に幅員1m～1m20程度の里道が縦走しておりまして、この里道が、新住事業区域と梨本池水利組合及び民有地との境界となっております。里道は区域外であります。

現況地形では、新住事業地へ緩やかに下っている状況であります。新住事業では、この里道と宅地造成地との間約1.8haを緑地緑道と土地利用計画で位置付けしておりまして、宅地造成後は現状自然緑地、いわゆる地山として残す計画と住都公団より聞いております。このため造成後の緑地沿いの宅地地盤高は全体的に低くなる計画でございます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 工務課長（中島 孜君） 上水道施設についての既設松尾寺配水池の移転計画はどのようになっているのか、につきまして、水道部工務課中島よりお答えいたします。

御質問の松尾寺配水池は、青葉台、緑ヶ丘を含む和泉市の中区を配水区域とする重要な施設の1つであります。御指摘のとおり和泉中央丘陵東部地区の開発が進む中、支障移転の必要が生じてまいります。

現在、住宅・都市整備公団と協議を進めています代替の東部配水池築造計画としましては、平成8年度末ごろに着手、平成9年度末に竣工、平成10年度より給水開始を行い、安定給水のめどがつけば、おおむね平成11年度初めごろ、松尾寺配水池は撤去する予定でございます。

以上でございます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 3点目の道路施設につきまして、道路課関より御答弁申し上げます。

まず、1点目の光明池春木線と浦田松尾寺線との交差点はどのようになるか、ということでございます。都市計画道路の光明池春木線につきましては、既に既存の青葉台の一部に道路整備がなされている関係から高さが既に決定しております。当然、浦田松尾寺線との交差点部分には、約10m程度の高低差が生じることとなります。このことから現在、浦田松尾寺線を光明池春木線に平面で取り付けるためには、約150m区間でのすり付けが必要となり、周辺権利者の土地を含めて盛土をすることが一番の方法と思われれます。今後、トリヴェール和泉東部の開発造成に合わせて整備をするよう、住宅・都市整備公団に働きかけてまいります。

2点目の青葉台中央線についてであります。青葉台中央線のトリヴェール区間内の整備は、近接いたしますトリヴェール区域外の造成を考慮し、現在、大阪府と調整を図っており、平成9年度と聞いているところであります。



また、本区域の造成に必要な切土の土砂の搬出につきましては、トリヴェール内の調整池と  
なっているところにその切土をした土砂を盛土をすることになっているところから、調整池の  
機能がなくなるための河川改修時期が平成8年度であります。その結果、それ以降の道路整備  
となるように聞いております。

なお、本年4月に開通いたします和泉中央線は、(仮称)E3号線、これは住宅・都市整備  
公団が桃山大学へのルートとして現在、整備をしているところでございますが、この交差点  
までの暫定供用となります。これに合わせまして青葉台から浦田松尾寺線の一部を利用し、暫  
定的に仮設道路で和泉中央線に接続を図ることとなっております。

以上でございます。

- 議長(松尾孝明君) 次。
- 産業部次長(松林 保君) 4番目の天上坊池埋め立て計画うち、(1)農業用水として利  
用されていたが、問題はないのか、につきまして、農林課松林よりお答えいたします。

本天上坊池は財産区財産であったため、昭和58年1月に地元の松尾寺町会より公用廃止の手  
続の申し出がありました。その時点から農業水利権等が廃止になっております。また、現実  
に農用地もなく、農業用水としての利用はないと存じておりますので、よろしく願いいたし  
ます。

- 議長(松尾孝明君) 次。
- 下水道工務課長(浦 一夫君) 4番目の(2)(3)(4)の3点について、下水道工務  
課浦からお答えさせていただきます。

まず、1点目の開発地の下水対策でございますが、当地区内の下水道計画は、雨水、汚水と  
も計画道路光明池春木線に集積し、雨水は、和泉中央線に布設されます丘陵南部幹線に接続  
し、松尾川へ放流。また、汚水は、丘陵第4幹線に接続し、流域下水道へ放流する計画となっ  
ております。

次に、2点目の天上坊池は梨本池の余水放流受け口となっている。埋め立て後の排水計画は  
どのようになるか、とのお尋ねでございます。天上坊池埋め立てに伴う梨本池の余水の排水に  
つきましては、埋立地内の道路に排水管を布設し、青葉台水路へ接続する計画となっております。

最後に、青葉台水路並びに調整池はどのようになるのか、とのお尋ねでございます。青葉台  
水路につきましては、梨本池余水吐けの排水並びに青葉台地区の排水を処理する幹線水路とな  
っております。また、青葉台の調整池は、当開発地内の流出係数の差を調整するものであり、  
天上坊池の埋め立てとは関係せず、下流河川松尾川の改修の実態に合わせ、調整池管理者と河

川管理者の大阪府により協議して必要か否かを決めていくものでございます。

以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 15番（木村静雄君） ただいまいろいろと説明を受けましたが、まず、造成のロケーションに関する問題です。ただいまの説明によりますと、将来の和泉中央線の仮設道路というか工事用道路というような形ができておりますが、その高さをもって一応、見ていいかどうかは1点。

2番目に、切土、盛土の土の関係ですが、十分足りる、あるいは若干不足、という感じの説明がありました。一応、開発条件としては、あくまでも土に関しましては地区内で処理をする、外部からは一切搬入をしないという1つの大前提があるわけですが、その点でもう少し詳しくお聞きをしたいと思えます。

次に、当地区内には、植物として山桃の木、山桜の木がたくさんございます。和泉市全体を眺めても、この地区にまとまっているのではないかという感じもいたします。この土地にある樹木を生かし、開発中の緑樹帯に利用するとかは考えておられないのか、お聞きをいたします。

もう1点は、既存の緑ヶ丘小学校、幼稚園、保育園等がございます。ちょうどその付近が地区内の境界線になってまいります、教育環境の保全の立場から、こういう点をどのように整備しようとしているのか、わかればお聞かせ願いたいと思えます。

もう1つは、ラーバンライフリゾート構想がございます。これと光明池春木線、地区内との関係についての考え方があればお聞かせ願いたいと思えます。議長、1点ずつお願いいたします。

- 議長（松尾孝明君） 簡単、明瞭にお願いいたします。
- 施策推進室参事（辻井正昭君） 中央線と延伸している中央線についてのロケーションは同じか、というお尋ねでございますが、ほぼ同様の高さを考えております。

2点目の切土、盛土の土量が東部地区でおさまるかどうか、という点でございます。これについては、東部地区全体で400万㎡の土量の移動がありますけれども、現在、眺めてみますと、東部地区は北部に比べて若干低いので、全体的には、北部から東部地区に約40万㎡搬入しなければいけない計画であります、既に30万㎡を移動しております、あと10万㎡ぐらいの一部移動が必要ではないかということでございます。

3点目の植生の山桃、山桜について今後、この地域に植樹する考えはどうか、ということです。緑地については、里道等でそのまま地山として残しておく計画です。今後、この樹木については公団と協議をし、山桃等は亜熱帯植物でありますので、できるだけ生かすように申し入

れをしたいと思います。

4点目の東部にある小学校、幼稚園、保育園等の教育環境の保全等については、現在、教育施設については、都市計画によって住宅地に決定しております。先生の御質問は難しい問題がありますが、今後、公団と協議を重ねたいと思っております。

- 企画調整部副理事（吉祇利朗君） ラーバンのことですので、施策の吉祇からお答えさせていただきます。

先生の御質問は、恐らくラーバンに対するアプローチ道路をどのように考えているか、ということだと思います。これにつきましては、松尾寺公園の進入道路の確保も考えておりまして、そこらの関係で現在、関係機関等において協議検討中でございますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

- 15番（木村静雄君） ただいま土の問題については、外部から持ち込まないよう努力することですので、一応、了解いたします。

次に、自然樹木として山桃や山桜の樹木等がたくさんございます。横浜の港北ニュータウンでは、素晴らしい雑木がもともとあるという意味合いから、大きい開発に生かしている姿を見てまいりました。また、公団さんも非常に神経を使ってやっているという実績もございました。したがって、その点については一層の協議、申し入れもし、その形が残るよう進めたいと要望をしておきます。

それから、学校施設の教育環境の問題ですが、現在、既設の教育施設を指しているばかりでなく、両面あるかと思えます。例えば周辺に新しいまちができてまいりますと、学校の間にも何も遮蔽物がない形からいくと、住環境で問題が出てくる。その両方の意味合いからここにグリーンベルトというような形で一考が急がれるのではないかと。その点から公団との折衝を十分していただき、何らかの対策を取り計らっていただきたいということで、この件は終わります。

次に、水道関係ですが、新配水池の築造工事のためにはどのような仮設道路を考えておられるのかが1点。

それから、受水配水管の布設ルートはどのようになっているのか。

3点目に、光明池春木線、和泉中央線の完成との関係で、既設の青葉台の中を通ることになるのではなかろうか、こういう感じがいたしますが、その点を明らかにしていただきたい。

- 水道部次長（西尾 浩君） 水道部西尾より配水池築造に際しての仮設道路の位置並びに配水池に係る幹線配水管の埋設ルートはいかがか、という御質問についてお答え申し上げます。

配水池築造に際しましては、当然、資材等の搬入で仮設道路を予定しております。現在、公

団との打ち合わせの中では、全体計画の中での街路計画のうちの配水池に直近のルートを確認する、という説明をいただいております。現状、どのルートになるかはまだ確定しておりませんが、建設までに整備されると伺っております。

なお、配水池築造に伴います幹線配水管等の埋設位置でございますが、現在、考えておりますのは、間もなく完成する中央受配水場からおおむね和泉中央線を南に進み、光明池春木線へ突き当たった後東へ200mぐらい移動、東部地区の外周幹線道路へ埋設していくようなルートになろうかと思っております。

以上でございます。

- 15番(木村静雄君) 青葉台地区内に将来の光明池春木線が一部できておりますが、その中を通過するかどうか、その辺はわかりませんか。
- 水道部次長(西尾 浩君) 現在、公団との打ち合わせの中では、光明池春木線の一部完成区間にルートとしては、現在、片幅員が整備されてますが、その部分の道路の中へは入っていくと思います。ただ、既設の片幅員の部分へいくか新設部分へいくかは、他の埋設物との調整の中で位置が決まってこようかと思っております。一応、先生が御指摘の部分については、埋設を予定いたしております。
- 15番(木村静雄君) 水道はそういうことでお聞きをしておきます。

次に、道路関係ですが、ただいまのお話でいきますと、浦田松尾寺線とこれからできていく光明池春木線の接続が平面交差になる、というお説でございます。

この平面交差になった場合、現在、浦田松尾寺線上に新しく住宅が建ち始めております。そうなりますと、浦田松尾寺線の北の方から南に向かって随分勾配を取って上らなければならぬ形になると思っております。同時にその地区が、谷底になってしまう感じもいたします。そういう点を都市整備部の方でもどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、この工事の着工時期、完成時期がわかればお知らせ願いたいと思っております。

ちょっと外れますが、現在、唐国から桃山大学前、青葉台の間に従来の水路を変更し、ボックス型水路の形に置き換えてございます。下には、下水の役割を果たす水路、上は、緑道として計画されておりますが、その場合の所管部局はどうなるのか、この点もお願いいたします。

それから、青葉台の中央線の延伸問題です。事情は理解できるわけですが、住民の期待は、本開発に対して道路網の整備、近くに駅ができたということから、交通アクセスとしてバス路線が重要な問題になってまいります。

ただいま説明された理由についてはわかりますが、この問題については、もうひとつ頭を使っていたらいろいろな工法があるのではないかと。例えば青葉台中央線の造成に当たっては、

その土の持って行き場所、それは調整池を埋めるなどいろいろあると思いますが、それはいつでもできることです。現在、北部でやっているように仮置き制度、つまり1カ所に仮に集めて置き、必要な時期にそれを使っていく方法もできるのではないかと思います。

その点については、和泉中央線ができたが、青葉台中央線のわずか150mぐらいの距離ができ得ないことでは、地域の住民感情としても、また、防災、消防、救急車の通過等いろんな問題が起こってまいります。その点ではもう一考願ひまして、早期に青葉台中央線が和泉中央線と接続するよう御努力をお願いしたい。これは要望しておきます。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。ただいまの松尾寺浦田線が新住事業によりまして、原道の高さから約10mほどすり上げていく形になりますと、それに接します新住区域の外の青葉台部分が相対的に低くなってしまふことが生じます。先ほど、道路課長が御答弁申し上げておりましたように、でき得れば、道路課の方でいろいろ御苦労いただいた上、公団のお力をいただき、青葉台区域については、道路と同レベル以上に造成事業をおやりいただきたい。と申しますのは、建築基準法等では、建築物の敷地は道路よりも高いレベルになればならない、ということですので、これは排水等衛生上の問題もございます。例えば側道をつくることも考えられますが、われわれとしましては、その協議の段階でいろいろ要望申し上げていきたいと存じます。

○ 道路課長（関 和直君） 先ほど御答弁申し上げ、今も開発課長からお話ございましたが、工事の着工時期、完成等につきましては、周辺の地主さんの合意形成が必要かと思ひます。その辺は、住宅・都市整備公団が整備をする時期に合わせまして、公団さんにとっては、浦田松尾寺線については区域外ということですので、市の方から積極的に整備をしていただけるよう要望してまいりたいと存じます。

時期につきましては、そのような関係から少し不確定要素が高いと思ひます。

それともう1点、桃山大学からボックスで管を埋めております区間につきましては、現在のところは、住宅・都市整備公団が整備をしております、完成をしましたら、歩行者専用道路という形で道路管理者が引き継ぎを受けることとなろうかと思ひます。

以上でございます。

○ 15番（木村静雄君） ただいま要望しておきました青葉台中央線の事業促進につきましては、市長によくお願いをしておきたいと思ひます。

次に、水道部関係でございますが、ただいま天上坊池の埋め立て計画についてお尋ねをいたしました。農林課の方では、この池はつぶしても耕作田がないので全く関係がない、というお説がございました。私も現地を調査しておりますが、本来の天上坊池が持っておりました水の

問題については、灌漑用水としては必要はないと考えます。

しかしながら、梨本池の余水吐が天上坊池に向けてございます。梨本池の改修は50年から57年に完成、道路も何もない中で青葉台の私道を利用し、周辺の協力の中でできたのが現在の堤防でございます。その中でどういう事情があったのか、梨本池の水利の方で水をためるため、いったん余水として落としていた水を天上坊池から電動機、そして、再び梨本池に返すということが続けてまいりました。これは十分な水の確保ということではないかと思いますが、そういう問題もあったということです。

それから、去年は非常に水に苦しんだ年でございました。鍛冶屋の大池が工事の影響もございまして水をためてなかったということから、この天上坊池から夜通しディーゼルで水を取り入れ、急場をしのいできたということもあるわけです。その辺では、無論、水利との関係もございしますが、あれは要らのや、と農林が言い切れるのかどうか。そういう事実の問題に対して、農林行政の立場から見て、両水利の問題も含めその辺の話ができていいのかどうか、もう一度お聞きをしたいと思います。

○ 産業部次長（松林 保君） 再質問につきまして、農林課松林よりお答えいたします。

御質問の梨本池の水不足のときポンプにより逆利用をされている、という御指摘でございます。天上坊池の逆利用につきましては、過去に1、2回の利用があったとのことですが、その都度、両水利組合の間で話し合いされたと聞き及んでおります。また、鍛冶屋の大池につきましては、水利組合の役員代表者が住宅・都市整備公団に対して水の利用についてお願いに上がり、了承をいただいたと伺っております。

今後の天上坊池の水の利用につきましては、現在、水田転作事業等農業に対する社会情勢の変化による減水、また、異常気象等もあり、本天上坊池の水利用について確定するのは難しいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

○ 15番（木村静雄君） この問題は、現実に作業に入っていこうかという段階の中では、農林が受け持っているため池の問題でございますので、2つの池の水利と十分に話をしておかないと、後から「われらは聞いてない」とかの問題が出てくると非常に困ります。農林行政としては、十分な心配りをしていく必要があるのではないかと思います。

それから、農林課にもう一度お聞きをしますが、実は、今回の震災の中でたしか19日だったと思いますが、梨本池の堤防に約5mと、もう少し小さい3mぐらいのクラックが入っていました。これを申し上げておいたのですが、その後点検をされ、補修対策をされたかどうか、その点をお伺いをいたします。

○ 産業部次長（松林 保君） 御指摘の点、即現地へまいりまして調査いたしました結果、旧

の山と堤防との取り付け部分でのり面の崩壊があったようでして、今回の地震には関係がないという判断でございます。

- 15番（木村静雄君） 実は、今日の朝日新聞の朝刊にもございますが、西宮市では、水道局の所管の3つのため池が並んでいるわけです。今回、上の2つの池の堤防が破壊されたが、一番下の池は空にしておいたので、2つの池の堤防の崩壊が下の池で止まり、大きな災害に至らなかった、ということが載ってました。13年前に大雨で貯水池の崩壊騒ぎがあったことを教訓として下池を空けておくという対策がとられ、非常に役に立ったということです。

ちょうど私のところにあります梨本池は、全くこれとよく似た三段池でございます。どの池の堤防1つ切れても一番下の堤防が持つか持たないかという、私たち近くの住民は、この池の問題に神経をとがらせているところでございます。

その点からしても、今回の災害の中で特に和泉市はため池が多いわけですから、防災上、ため池の問題についても考えておかないと、池をなめると、大変な惨事もあり得るということで提言をしておきます。

次に、市道の松尾寺浦田線沿いに家が建ち始めてございます。先ほど、開発区域内の問題については理解いたしましたが、区域外になります松尾寺浦田線に対する下水道の関係はどのように考えておられるのか、その点をお聞きをしたいと思います。

もう1つは、松風台についても、御承知のような地形の中で下水道問題についても苦慮している場所でございます。将来、この周辺の開発の問題でどのようなことを考えておられるのか。

3番目に、青葉台の公共下水道への接続時期についてです。青葉台は一応、自主的な排水処理をしておりますが、その公共下水道への接続時期についてわかればお知らせしたいと思います。

もう1点、確認をしておきますが、緑ヶ丘から山手に向かっての開発地区内の水対策は、全部中央線に引き入れて放流処理をするのだという理解でよいのかどうか。

以上です。

- 下水道工務課長（浦 一夫君） 3点の再質問について、下水道工務課浦からお答えさせていただきます。

1点目の市道浦田松尾寺沿いの下水対策についてでございますが、下水道整備につきましては、道路整備と整合を図りながら進めてまいります。

2点目に、松風台の下水対策でございますが、当地区は、公団地区の反対側、西側に10m以上の高低差がございます。下水は自然流下が基本でありますので、当松風台地区の排水は、市

道松尾寺内田線に布設されます公共下水道幹線に接続する計画となっております。したがって、公団地区への流入は、物理的に不可能かと思われます。

3点目の青葉台の公共下水道への接続時期についてであります。当地区に接続する汚水幹線は、松尾川支川に布設しております丘陵第3幹線であります。現在、下流の流域下水道から市道緑ヶ丘本線付近まで完成しております。平成7年から8年の2カ年かけて青葉台地区まで上がってまいります。

したがって、公共下水道への接続は、平成8年度末を予定しております。

もう1点の緑ヶ丘へ排水が流れていかないか、という件でございますが、中央線で集積し、全部南部幹線に集めて川へ放流します。

以上、よろしく願いたします。

○ 15番(木村静雄君) 一応、いろいろ聞きまして、下水対策、水道、道路関係についてはほぼわかってきたわけです。そこで、1つ検討をお願いしたいんですが、天上坊池の埋め立てについての計画が出されました、地元としては、この池は、いろんな役割があるのでつぶすことは問題があるのではないかという見解です。ということは、防災上の意味からして、あそこに1つの水の力関係のクッションの場所として置いておく方が将来、安全性がいいのではないかという考え方でございますので、ひとつ池を残していただきたい。

その代わりに現在、公団さんが距離にして150mぐらいの位置にくすのき公園が計画されてございます。このくすのき公園の面積分をこの天上坊池に持ってくるならば、要するに水と景観を生かしながら防災上安全ではないだろうかと感じております。地元として要望書を出し、今まで経過も聞いてはおりますが、防災という大きな問題の時点にまいっておりますので、その点でひとつ再考ができないものか、この辺で御意見があればお聞きをしたいと思っております。

それから、この公園にかかわりますが、春木光明池線の道路設置等について、既存の児童公園等がこの道路計画にかかってきます。この場合、その補填をどのようにするか。また、天上坊池のへりに同じくうなぎの寝床のような公園がございます。その辺も含め公園整備という立場から、公園課の方で何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○ 都市整備部次長(山下喬三君) 公園課山下からただいまの御質問についてお答え申し上げます。

天上坊池を埋め立てるに当たりまして、この池を埋め立てずして公園として残してはどうか、その代わりにこのくすのき公園を、という御意見でございます。当初、新住区域の計画決定をするに当たりまして、このくすのき公園は近隣公園という位置付けをしておりますので、



住宅地の配置計画に見合ったエリアで配置しております。

また、天上坊池に隣接している青葉台の公園でございますが、6号公園と7号公園がございます。これの中間にちょうど光明池春木線が通っているわけです。これはもともと計画決定されたものでございますので公園の区域となっておらないのですが、現状は、公園として一体的な利用を図っております。

このたびの道路計画によりまして、この公園が6号と7号に分断されるわけですが、6号公園につきましては約1,000㎡でございます。今回、東部地域の開発に伴いまして一体的な2,500㎡程度の公園に整備し直すということで、住宅公団との中で協議ができております。そのときには、街区公園、要するに児童公園として整備のし直しを行います。

それから、現在の7号公園でございますが、これにつきましても2,500㎡程度ございまして、今、地域の住民の方がゲートボール場として利用されているわけです。ここも今回の天上坊池の埋め立てに当たりまして隣接しておりますので、ある程度一体的な整備も住宅公団と協議してまいりたい、このように考えてございます。

以上です。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 15番（木村静雄君） 天上坊池の埋め立て計画の変更は非常に難しいということで一応、了解はしておきますが、それでいいという意味ではございません。

最後に、東部地区にかかわる問題でいろいろ聞いてまいりました。和泉中央丘陵開発というのは、将来に向けてこれ以上の開発行為はないのではないかという意味の開発でございます。全市民挙げて公団の力も借りながら悔いのないまちづくりをしていかなければならないと思います。

そこで、朝からもありましたが、市長に強く要望しておきたい気持ちは一杯ありますが、今の政治情勢からいきますと、何か半分腰が立たないという面もあって苦しいのですが、一言、言っておきます。

本市の都市軸である丘陵部から平野部まで縦走する和泉中央線については、和泉中央丘陵開発事業の進捗と深く連携を保ち、積極的に整備促進を図り、和泉市の背骨として都市機能の役割を果たす観点からも重要であります。今後、和泉中央線を170号線まで延伸することが最も重要なテーマだと認識されますので、第3次総合計画策定に当たりましては十分な精査検討を加えていただき、その完成と整備に向けて御努力を強くお願いをし、提言をいたしておきます。

以上で終わります。

○

○ 議長（松尾孝明君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

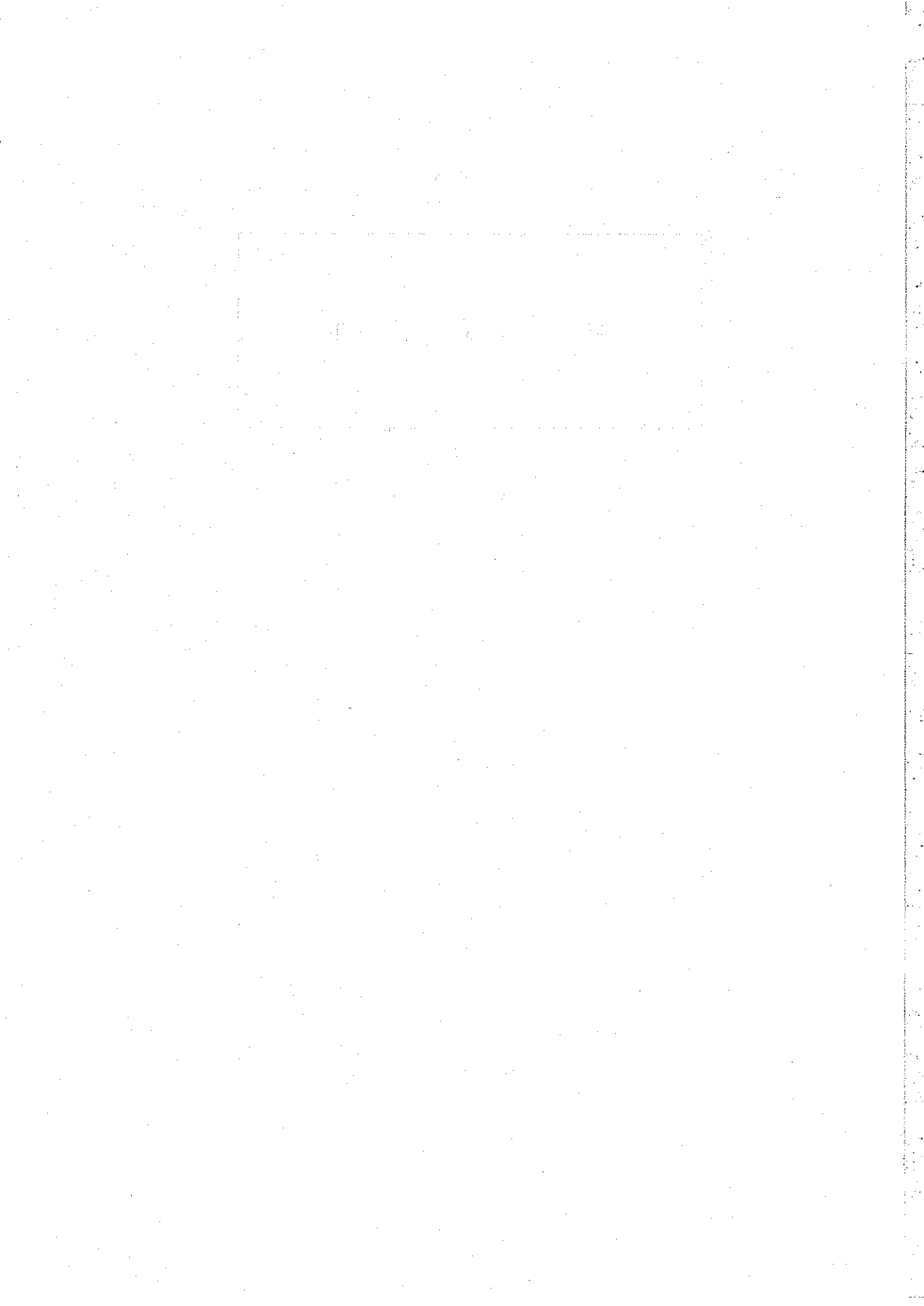
なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後 4 時 33 分散会）



第 3 日



平成7年3月9日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番 友田博文  
2番 森悦造  
3番 若浜記久男  
5番 上田育子  
6番 田代一男  
7番 松尾孝明  
8番 中塚新治  
9番 讚岐一太郎  
10番 池田秀夫  
11番 井坂善行  
12番 大谷昌幸  
13番 柏富久蔵  
15番 木村静雄

16番 竹下義章  
17番 須藤洋之進  
18番 赤阪和見  
19番 穴瀬克己  
20番 並河道雄  
21番 辻正治  
22番 西口秀光  
23番 柳瀬美樹  
25番 天堀博  
26番 原重樹  
27番 早乙女実  
28番 猪尾伸子  
29番 勝部津喜枝

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和対策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同次長兼人事課長	戸口泰明	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同人権啓発室長	明坂文嘉	市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
企画調整部長	逢野博之	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	福祉事務所長	中川鉄也
同企画室長	今村堅太郎	同理事	坂田平之
同施策推進室長	石本博信	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介
同理事兼財政課長	阪豊光	同理事	白樫通有

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
参与兼都市整備部長	富田宏之	同理事	谷上徹
同理事(再開発担当)	盛尾久和	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長(再開発担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	高宮武男
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事	一ノ瀬喜広
同次長兼公園課長	山下喬三	同次長兼消防署副署長	池野透
コスモポリス推進部長	中屋正彦	土地開発公社事務局長	北野喜平
同理事	田中拓夫	教育委員長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教育長	杉本弘文
建設部長	奥村富彦	教育次長兼管理部長	生田稔
同理事(道路担当)	谷俊雄	同次長兼学事課長	着本直幸
同次長兼住宅課長	西岡政徳	指導部長	西川義徳
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	社会教育部長	大塚孝之
下水道部長	藤原清司	同次長	田丸勝之
同次長	中野英二	同副理事兼久保惣記念美術館長	中野徹
同副理事(ふるさと情報センター担当)	岸本孝二	収入役室長	藤木意継
改良事業部長	中辻寿夫	選挙管理委員会委員長	松井一雄
同次長兼用地課長	糸田嗣夫	同事務局長	着本善夫
水道事業管理者	田中稔	監査委員	庄司清
水道部長	仲田博文	同事務局長	吉田陽三
同次長	西尾浩	農業委員会会長	森口義忠
同次長兼総務課長	池野文一	同事務局長	農端小一
同次長兼営業課長	城前伊佐雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	河原茂隆
次長	井阪和充
参事	西垣宏高
議事係長	田中康弘
議事係員	田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長(松尾孝明君) おはようございます。議員の皆さんには、連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、25名でございます。

- 議長(松尾孝明君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(松尾孝明君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(松尾孝明君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、26番・原 重樹議員。

(26番・原 重樹議員登壇)

- 26番(原 重樹君) 26番・原です。通告に従いまして、一般質問を行います。
- 同和問題について、個人給付的事業の見直しと今後、ということです。2月20日に開かれまして同和对策特別委員会に初めて個人給付的事業の見直しが提出をされました。大阪府段階が見直し方針を示したのが平成6年2月ですから、丸1年かかったわけでありまして。

私は、本会議でも委員会でも1日も早く市の案を議会に提出し、意見を聞くべきだ、と主張してきましたが、これが全く無視をされて、提出をされたのが2月20日、既に平成7年度予算が印刷をされている時期でありました。これでは特別委員会に提出されても意見を聞くのでなく、見直しはこう決まりました、ということで報告をしたにすぎません。

今回の個人給付的事業の見直し問題だけでなく、事同和行政に関しては、解放同盟あるいは地区協などと合意されるまで何回も協議し、合意の得られないものは実行しないという態度ですが、議会や市民には意見を聞こうともせず、結果を押し付けるだけという市の姿勢をまず最初に強く批判をするものであります。

次に、提出されました個人給付的事業の見直しについてですが、丸1年かかって検討した割には、ほとんどが府が示した方針と同様のものであります。今回、廃止した事業や所得制限を導入した事業もあり、これ自体は、府民や市民の批判を一定、受け入れざるを得ない状況になっているものと思います。共産党議員団もかつては所得制限の導入を主張してきましたが、現在は、同和地域全体の状況も変化しており、今は、基本的には、個人給付的事業は1日も早く一般対策に移すべきだと考えております。

1990年の地区の実態調査を見ましても、82年の調査と比べ収入面でも大きく改善されておりますし、住居にいたしましても、市民1人当たりの畳の比較でも市全体が8.64畳に対し、同和地域は12.9畳と一般を大きく上回っております。さらに、多いと言われている生活保護率につきましても、実際には、同和地区内での同和関係者と一般との比較は、一般の方が同和関係者の2倍の率にもなっていることが総務庁に提出した資料でも明らかになっており、差別の結果などという理屈は、もう通用しなくなっております。

また、意識の問題でも、一番難しいと言われてきた結婚問題でも確実に改善されております。戦前は、同地区内同士の結婚が7～8割台であったものが、1970年以降は3割台になっております。逆に地区内と地区外の結婚は、1950年代14.9%だったものが60年代に入り32.3%に、70年代には40.9%に、80年代には54.7%へと大きく改善をされていっております。

こうした状況の変化を考えれば、同和行政の終結をするときだと思いますし、これ以上の同和事業は逆格差を生み、地域住民の自立を妨げるだけのものとなることは明白です。個人給付的事業についても、基本的に一般対策に移行させることが当然の時期がきていると思うわけがあります。

今回、提出された見直しについては、今後も精査検討する、と述べているわけですが、基本を間違えれば検討する内容も、あるいはまた出てくる結果も違うことになります。市長や解放同盟がいつも言っているように差別は拡大陰湿化しているとか、差別がある限り同和行政が必



要、という立場では、幾ら精査検討したところで府民や市民の同和行政への批判をかわすために一定の見直しをしたとしても、また、装いを新たにした計画を立て、より一層強力で同和行政を推進することにしかならないのではないのでしょうか。

本来、一般との格差が是正されている今、必要なことは、同和という特別対策を一般対策に1日も早く移行させ、同和行政そのものを終結させ、特別対策という垣根を1日も早く取り払うことが、真の部落開放に向け必要なことだと私は考えております。

こうした基本的な点での違いから、市長が「今後のあり方を検討する」と言っている問題も、その内容には大いに疑問を持っているところでありますので、以下の具体的な内容につきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目には、市政方針に「今後の同和行政のあり方を検討」とありますけれども、これは一体、何を基本にして検討しようとしてされているのか。

2番目は、「個人給付的事業の引き続き検討」というのは、何をどう検討しようとしているのか、明らかにしていただきたいと思います。

3つ目には、今回、所得制限を導入する事業は、法期限後は一般対策に移行するという基本的な考え方があるのかどうか、明確にお答えをお願いします。

4番目は、今回、所得制限導入のために申請者が提出をすべき書類というものがありますが、これはどこに提出するのか、明らかにしていただきたい。

次に5番目は、書類の中には、委任状の提出もありますが、この委任状の内容と提出させる理由を明らかにしていただきたい。

以上ですが、聞かれた質問の中身につきましては明確、簡潔にお答え願いたいと思います。自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 総合調整課長（藤原包正君） 個人給付的事業見直しと今後についての御質問に対しまして、総合調整課藤原より御答弁させていただきます。

まず、第1点目の市政運営方針の中で「今後の同和行政のあり方について検討してまいります」となっていますが、何を基本として行うのか、ということでございます。同和対策事業特別措置法が制定されて20数年経過した今日、本市におきましては、物的事業については相当の成果を上げることができました。それに伴って社会生活環境が大きく進展してまいりました。なお、残された事業については、法期限内完遂に向けて努力しているところであります。

一方、啓発等のソフト面については、なお多くの課題が残されており、法期限があと2年となった中で、今後の同和行政のあり方について検討する必要があると考えております。また、

大阪府においても、同和行政推進大綱を現在、策定されていると聞いております。本市といたしましても、大阪府の策定内容を参考としながら今後、検討してまいりたいと考えております。

第2点目の「個人給付的事業等の見直しを引き続き検討する」となっておりますが、どのように検討していくのか、ということと、第3点目の所得制限を導入する事業については、今後、一般対策移行が前提か、について合わせて御答弁させていただきます。

個人給付的事業の見直しについては、大阪府の指導を受けながら、また、大阪府市長会とも連携を取りながら、市単独事業も含めてそのあり方について庁内で検討委員会を設置し、見直し方針を作成し検討してまいりました。その結果、平成6年度に一部見直しを行い、平成7年度については、廃止する事業は10事業、また、所得制限を導入する事業については8事業その他見直しを行っております。今後は、個人給付的事業等の見直しについては、見直しに関する方針に沿って法期限内をめどに精査検討してまいりたいと考えております。

また、お尋ねの所得制限の導入事業については、精査検討してまいりたいと考えております。

それから、第4点目の個人給付的事業の受給者について、申請書はどこに提出するのか。また、第5点目の申請書の委任状はなぜ出すのか、について合わせて御答弁させていただきます。

個人給付的事業の推薦業務は地区協議会で行っており、申請書の取り扱いについては、従来どおり、地区協議会を通じての申請と考えております。

また、申請書の委任状をなぜ取るのか、という御質問ですが、所得把握のために必要な書類と考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 26番（原 重樹君） まず、1、2、3点を先にお願したいと思いますが、私の質問は、今後の同和行政のあり方について検討する、とありますので、検討する基本が違えば出てくる結果も違う、と言いました。今の答弁からすれば、府の進めている推進大綱を基本にする、という聞き方でいいのかどうか、その辺をお答えを願いたい。

もう1点は、今回、所得制限を付けた事業につきまして精査検討していく、と書かれてますが、私が聞きましたのは、いわゆる府の見直しの指針などにも、いわゆる激変を緩和するために所得制限を入れるという場合もある、と書かれてますが、そういうものに当たるか、と聞いてます。7年度は、とりあえず所得制限を入れるが、将来は、一般対策に移行する事業だという基本的な考えがあるのか、と聞いてます。その辺をもう一度明確に答弁をお願いいたしま

す。

- 総合調整課長（藤原包正君） 総合調整課藤原より原議員さんの2点の再質問に対してお答えさせていただきます。

まず、大阪府方で同和行政推進大綱が出されると聞いております。府の動向を見ながらするのか、ということですが、そうではなく、市として今後の同和行政のあり方について、府の動向を参考にしながら検討してまいりたいということです。

2番目の所得制限の導入については、激変緩和に該当するのか、ということですが、これについても今後、精査検討していきたい、ということでございます。

以上です。

- 26番（原 重樹君） 後先になりますが、激変緩和の中身についてはこれから精査検討、とされています。一言、言うときですが、先ほど、府が示してから1年間検討してきたはず、と言いました。何を基本に所得制限を入れたのか、となりますね。そういういろんなことを検討した上で7年度に所得制限を入れるというのが普通なんですよ。それをこれから検討する、ということです。とりあえず、府が示したものをばっばと真似ただけと受け取られても仕方がないですね、今回、皆さんが示された7年度の見直しというのはね。本来の基本があってやったのではなく、とりあえずしておいて、これから検討するという中身ではないか。これは批判だけしておきます。

問題は、府の推進大綱を参考にしてこれも今後、検討する、ということですが、これは一言で言えば、新同和行政プランということですか。

- 同和対策部次長（門林良治君） ただいまの原議員さんの御質問に対しまして、同対部門林よりお答え申し上げます。

先ほど、課長から答弁させていただきましたが、名称としては、今後の同和行政のあり方という形でございます。

- 26番（原 重樹君） もう新同和行政プランやと思って言いますわ。今後ということですが、法期限後を想定したものということでもいいんですね。

- 同和対策部次長（門林良治君） 再答弁をさせていただきます。

法期限後も含めまして今後、検討してしていきたいということでございます。

- 26番（原 重樹君） それが私が言う新同和行政プランとしておきます。皆さん、隠しておられますが、既に市長が市同促の会議で言うてるんですよ、この名前をね。これにつきましては、結局、部落解放同盟は事業法最終後に対応し得る新同和行政プランが求められている、と言われております。

先ほどの個人給付の見直しにつきましても、今のうちに改革をしなければ、法期限後は完全打ち切りに道を開くだけだ、これは解放同盟の文書なんですよ。逆を言えば、今、少し手直しして法期限後もいろいろやっ払いこうという発想であり、同和行政を終結させていく立場に全然立ってない。法期限後もずっと同和行政を続けるため、今後のことも含めた新同和行政プランを立てていこう、第3次総合計画にきちんと位置付けていこうということです。

それでは、その中身は何だ、と聞いたら、今後の検討課題だ、という答えなので、私の方から言いますと、内容的には、人権問題は行政を基本として位置付けなくてはいけない、と言うてます。基本とは何か、一生懸命に調べましたら、総計には「緑豊かな活力あふれる……」というやつから始まりまして6つの章がありまして、6つ目に「人権を尊び……」というスローガンの章になってますが、6つの章よりも上をいかなあかんというような位置付けをさせる、それが基本中の基本や、というのが新同和行政プランです。これは地区協が言うてるんです。同和行政の理念、目標も明らかにしなければいけない、とも言うてます。

具体的には、行政内の組織の変更まで言うてます。例えば今の同和対策部を人権文化部同和対策室にする、市同促の組織を改める、あるいは地区協の整備育成をするなどという中身です。これからも続けるため、とにかく今までの6つの章の1つでなくトップに基本として上げる、そういうものを検討するのではないですか。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 先ほども答弁させていただいておりますようにわれわれとしましては、府の同和行政推進大綱などを参考としながら一定の考え方をまとめていかなければならない。先生から御指摘の総計の中でどういう形で人権を位置付けていくのが重要な課題であろうと考えます。ただ、具体的な中身は今後の検討という形になります。

○ 26番（原 重樹君） 私も今後の検討の中に入れてもらうため意見を言うときます。1つは、今回の見直しにつきまして、地区協の学習会だと思いますが、その中の文書では「平均値比較による部落外との格差検証という方式では、今日の多様化した実態に隠された差別を見抜くことは困難になってきている」と言うてます。実質上、格差は是正されていると認めているんですよ。差別の結果格差が出ている、とは言えなくなっているんです。

それで、格差が是正されたので終結に向かおうか、という話になればいいんですが、そうではないんです。だめだから、もっと違う方法を考えましょう、というのが新同和行政プランなんです。結局、やろうとしているのは、法期限が過ぎても多少の見直しをし、あるいは組織的にも多少体制を変え、装いを新たにして同和事業を続けていけるものをつくろうというのが本音なんです。

皆さんは、これから検討、とおっしゃっているので、私の意見を言うときますが、それは絶

対必要ない。本来すべき格差が是正された。見解の違うところですが、意識の問題も改善されてきている。ハード面の事業もほとんど終わってきている中では、同和行政そのものを終結させていくことが重要な課題であり、必要だ。それをしなければ部落解放にならないわけでしょう。今やその時期がきているんだ、ということを今後の検討の中にきちんと入れることをお願いをしておきます。

次に、4番目と5番目の具体的な申請問題です。腑に落ちないところがありましたので聞きました。申請者は書類をどこに提出するのか、地区協ということですか。それでいいとは言いませんが、私の想像したとおりです。

もう1つは、委任状のことです。所得を把握するために取る、というお答えですが、中身としては、何をどこに委任するか、ということがあるはずですが、まず、その点からお願いします。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 何をどこに委任するのか、ということですが、私どもが考えているのは、課長が答弁いたしましたように、あくまでも今回の所得制限が導入されたことによりまして所得を調査する必要があると考えております。一定、所得証明書を添付させる方法が1つ。それ以外の類する確認できる書類、例えば申告書の写しとかを提出させる方法。それが無い部分については、現在、書類的には検討中ですが、所得を調査してもいいという形でございます。内容的には、申請書の中で「私の所得を調査していただいてもかまいません」という文言を1行入れるとかなども考えております。

以上です。

○ 26番（原 重樹君） それで、どこに委任するの。

○ 同和対策部次長（門林良治君） ということになれば、当然、市長になります。

○ 26番（原 重樹君） 市長でいいんですね。市長が調査をするということでもいいんですね。申請者が書類を持ってくる。所得を把握せないかんが、ある人は市の発行する所得証明書を添付している。この人は委任状は要らない。添付していない人は、市長に調べてもらってもいいという委任状を添付する。その書類は、全部市の各担当課にくる、それでいいんですか。

○ 同和対策部次長（門林良治君） そのとおりでございます。

○ 26番（原 重樹君） それでは、所得を把握し、判断する人も市長になるわけですね。それだけ先に。

○ 同和対策部次長（門林良治君） そうです。

○ 26番（原 重樹君） それなら、わざわざ地区協を通すということをするの。市が把握すればいいんでしょう。なぜいちいち添付させた書類を地区協に渡さなければあかんの。

- 同和対策部次長（門林良治君） あくまでも地区協で推薦業務を行っておりますので、その形の中で地区協を通じる。ただ、委任状につきましては、あくまでも所得証明でございます。税の関係、プライバシーの保護等の関係が出てきますので、調査するのが各事業原課という形になってまいります。その中であくまでも申請は地区協にするわけですし、調査は市の内部でするわけですが、そのための委任状という形でございます。
- 26番（原 重樹君） あなた今、プライバシーの問題がある、と言いましたね。私もそこを問題にしているんですよ。なぜか、所得を証明する書類を公務員でもない地区協に渡すんでしょう。ましてや、委任状まで渡すんでしょう。プライバシーを言うのなら、今までどおり書類を回してもらえばいいじゃないですか。それをいいとは言いません。窓口一本化政策については、今までいろいろ言うてますからね。しかし、その議論は置いといたとして、今回の所得制限の問題で言えば、回ってきた書類について各課が調べればいいんでしょう。守秘義務も持っていない地区協にわざわざ書類を付ける必要はないでしょう。どうせ市がやるのですからね。いかがですか。
- 同和対策部次長（門林良治君） プライバシーは、大変難しい問題がございます。その中におきまして、個人給付的事業の性格などから申し上げまして、受給資格があるかどうか、その形の中で地区協を経由しているわけです。地区協の設置目的、趣旨等につきましては、先生も既に御案内のとおりですが、いわゆる市といたしましても、受給資格の判定等も含めて経由しているわけです。あくまでも委任状という形になるかどうか、その申請書の中の1行として「所得を調査されてもかまわない」という文言も含めて検討しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 26番（原 重樹君） 申請書の中に「所得を調査されてもかまいません」という1行を入れるの。どうしようとされているのか、よくわかりません。プライバシーを重んじるのなら、所得を把握できる書類は市が直接やりなさいよ。そんなところへ回しなさんな、と言うてるんですよ。そういうふうにはできませんか。これは簡単な話だと思いますよ。地区協には、今までどおりさせておけばいいんでしょう。だけど、市が調査した結果、所得をオーバーしてあかん人も出てくるでしょう。それができないのですか。それが検討しなければあかんような問題ですか。
- 同和対策部次長（門林良治君） 当然、所得調査等は、地区協というよりも市の方でやるわけです。
- 26番（原 重樹君） これは書類の流れの話です。
- 同和対策部長（森 利治君） 所得証明の話でございますが、地区協を通じて個人給付的

業の申請を経由しているのが実態でございます。あくまでも地区協を通じることにつきましては、それぞれの個人給付的事業の資格要件に合致しているかどうかが必要でございます。その他いろいろな条件もあるわけですが、その中の1つに今回、所得制限で資格が満たされているかどうか。その位置付けの中では、所得証明についても、地区協へ提出される申請書の1つの添付書類として経由をさせていきたいと考えております。

その他所得を証明できない方については、直接所得証明を取りに行ってくださいとか煩わしいことがありますので、本人の委任状と言うか同意書をいただいて市の方で所得を調査する、そういう手続を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

- 26番(原 重樹君) 今のニュアンスは全然違うように取りました。いわゆる個人給付を供給する資格があるのかどうか、その要件の1つに今回、7年度から所得制限が入るわけでしょう。それを地区協が判断するのですか。市の方がする、ということですので、今まで一生懸命してきたのですが、今の部長の答弁によると地区協が判断するの。

もう1つは、地区協にその書類が回った場合、これは50パータイルで市民税が19万3,000円か、それ以下や上やとなりますが、そこでもう所得オーバーしている人ははねられる。皆さんがつくった提出書類の説明書には、①市が発行する前年の所得証明書②ただし他制度で確認できる場合は、代用または省略することができる…とあります。これは市でやるといっても各課にまたがるんでしょう。それぞれの事業は各課がやるわけでしょう。「他制度で確認できる場合」のために各課ごとに回すんですか。そんなことは考えられませんわ。これをやるというのは、どこか1カ所に集めるということでしょう。こんなことが書けるのはね。どうですか。

- 同和対策部長(森 利治君) 他の資料を代用できる場合は代用する、というのは、そういう意味ではございません。例えば保育料金を決めるとき、その人の所得は既に原課で把握されております。そのようなものを使える場合は使っていこうという意味でして、全部代用して使っていくということではございません。

もう1点、地区協につきましては、市としては、あくまでも同和行政推進に地元の協力機関と考えておまして、当然、個人給付的事業の資格要件に合わせまして所得制限に該当するかどうか、についても一定の御判断をいただいた上で推薦をいただく。その上で市として給付を決定していく。手続的には、そのように考えております。

- 26番(原 重樹君) そうすると、市が判断するという先ほどの答弁と全く違いますね。「一定の」ということばを使いましたが、地区協でもそういう作業をするんでしょう。この人はちょっとオーバーしているとかしていないとか、この人はあかんとかいいとか判断されるんでしょう。

- 同和対策部長（森 利治君） 推薦業務をしていただいているので、当然、推薦するにつきましては、その資格要件に該当しているかどうかの御判断はしていただけるものと考えております。
- 26番（原 重樹君） つまり所得を見て判断するということですか。先ほど、何を議論したかわからないですわ。地区協でそういう判断をするということでしょう。  
もう1つ、聞いておきます。所得制限の実施方法ということで25パートタイムや50パートタイムがあって、天災その他減免になったときの特例も書いてあります。その2番目に「転職等で著しき収入が減少し、前年の税額等によることが不相当と認められる場合は、申請日現在の推定年収見込額により算定して差し支えない」。簡単に言えば、前年度でいけば所得オーバーだが、今、失業して収入が入らないから、その人は前年度にこだわらずに認めましょう、ということですね。推定の年収を出してやる、と書いてあります。これはだれが判断するの。
- 同和対策部長（森 利治君） 個人給付的事業の全体につきましては、最終的な決定は市長でございます。ただ、推薦をいただけるかどうかは地区協で御判断をいただくわけですが、決定は、あくまでも市でございます。その点ははっきりしておりますので、よろしく願い申し上げます。
- 26番（原 重樹君） そんなことを聞いてない。
- 同和対策部長（森 利治君） したがって、申請日現在の推定年収額につきましては、本人の事情聴取等も含めまして最終的に市の方で決定をしていきたいと考えております。
- 26番（原 重樹君） あんた方の言うことはおかしい。所得の証明を出させ、所得証明が出ない人には調査してもよろしい、という委任状をもらって所得を把握し、この人はだめ、この人はいける、とやる。その人の所得を見たら、25パートタイムや50パートタイムならどこまでとわかりますわ。数字で出てくる話やから事務的に言えばね。その上で推薦業務がされる。それなら前年度の証明を出したのために、私は今、無職です、と言ってもはねられる人はどうして救うの。そんなもの、救いようがない。地区協の中でそれも判断せなしようがないのんと違いませんか。あんたらのところに書類がきているときには、そんなことはさっぱりわかりませんがな。いける人だけの書類がきている。そういう流れになりませんか。
- 同和対策部次長（門林良治君） 確かにそういう形で休職した人とか個々の内容は、書類だけでは困難です。ただ、あくまでも推薦の中で一定、地区協での判断をされるという形がございます。今、職安に求職をしているとか、また、地区協の中には民生委員さんも含まれておりますので、その辺の意見も含め、現在、その人の所得が低下しているかどうかということ判断していただくということです。



○ 26番(原 重樹君) 判断していただく、ということですね。先ほど言いましたプライバシーの問題があります。公務員でもない地区協がね。地区協と言っても、実際の事務をするのは、地区協が雇っている職員と違いますの。そういう職員に所得を把握されるのが問題はないと考えているのが第1点。これは明確にお答えください。もうやろうとしているのだから問題がないと判断せなしようがないと思いますがね。

2点目は、地区協に対して推定年収見込額を出すか出さないかみたいな判断です。例えば国保を例に挙げれば、減免するかどうか調査に行っ、ケースバイケースやからとやるのと一緒ですわ。本来、行政がすべき判断あるいは決定権を地区協に渡していいんですか、この2点。いいんだったらいい、と正確に言ってくれたらいいんですよ。

○ 同和対策部長(森 利治君) まず、1点目の地区協を通じて所得把握を含め手続的に問題はないか、ということです。われわれは、地区協はあくまでも市の同和行政の協力機関という位置付けをしてございますので、その点は問題なからうと判断しております。

また、推定年収見込額の問題につきましては、一定、資格要件として推薦ができるかどうかの御判断をいただくわけですので、当然、地区協としては、本人の聴取等も行いながら推定年収を弾き出され、申請書が市の方に回ってくると考えます。そういう手続で行ってまいりたいと考えてございます。

○ 26番(原 重樹君) そういうことでやろうとすれば、そう答えなしようがない。私は、それ大いに問題があると思うから質問をしたわけです。まず、同意書なのか委任状なのか知りませんが、そういうものを取るときには形式的にどんなものがあるか、市民課に行って承諾書とか代理人選任届けなどをもらってきましたが、結局、こういうものは、自分でもいけるが、忙しかったりして行けないとき、信用できる人を代理人として選任、委任することができるんでしょう。

しかし、この個人給付の場合は、地区協でしかだめなんです。地区協に所得把握をされるのはいやや、と言う人は、もらえないんですよ。だから、自分でできるんなら、たまたま地区協という機関がお手伝いをしているだけということで済みますよ。しかし、そういう選択の自由がない。

ましてや、その人らは公務員ではない。守秘義務もない。公務員で個人情報を知り得る立場にいる人が個人情報を漏らしたら、市長の権限で処分できる。もし、地区協でそれをやられても市長の権限で処分できないんですよ。そういう人たちになぜ任すのか。

あなた方は差別とか人権だと言いますが、それは地区内と地区外を分けた上での差別論、人権論です。私たち差別されてきた人たち、あなた方差別してきた人たち、というような分け方

です。個々の1人ひとりに対する人権を考えたことがあるかどうか。今回、私が問題にしているのは、地域の中の1人ひとり、個々人の人権やプライバシーに対してどうするのか、と聞いています。いやや、と言う人のプライバシーを侵しているんでしょう。このようなことは止めるべきではないか。先ほど言いましたように市が直接やったらいいんじゃないですか。その気は全くありませんか。言われたとおり、地区協に判断をお願いしてやるのですか。

○ 同和対策部長（森 利治君） いろいろと御意見をいただいているわけですが、個人給付の事業の取り扱いは、一定、従来どおりの扱いで行ってまいりたいと考えております。今回、導入いたします所得制限も、同様の取り扱いで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 26番（原 重樹君） 直す気はさっぱりないということです。本来、市長の権限である判断も含めて地区協に願ひする。それから、同和地域内住民の個々のプライバシー、人権は無視しても地区協に所得把握をさせるということですね。それをやるというわけですから、それはやっばいはいけない、と言うだけの話ですがね。

結局、私がなぜこれにこだわるか、最初に新同和行政プランの中でちょっと紹介しましたが、「地区協の整備育成」というものが書かれているんです。今まで窓口一本化政策ですっとしてきたが、今回、それをもっともっと強化していく方法を書いているんです。その1つが既に起こっているんで質問をしているんです。つまり、市の権限も含めてすべて地区協に投げ売りをしていく。今回、所得制限を導入することで地区協が果たす役割の中でそれがやられていると言いたい。皆さんは、人権や差別そのものを問題にするが、住民1人ひとりのプライバシーや人権を無視する。それよりも地区協、もっと言えば、部落解放同盟の利益に重心を掛けていくというのが現実ではないか。

最後に、市長にお伺いをしたいのは、今までの議論ではっきりしていることは、このままだと、あの地域だけ市長の権限の及ばない特別区になる恐れがあります。それでいいんですか。今、部長がその方向を答えられましたが、市長も同意見でいくのか、確認をしておきたい。

○ 市長（池田忠雄君） 同和行政につきましては、いろいろと従来から御指摘をいただいたり、御論議をいただいております。率直な話、いよいよ同和行政も実態的な法律はあと2年でございまして、終結に向かっているわけでございます。私たちとしては、可能な限り劣悪な環境を是正をしていくという、現行の同和対策特別措置法の趣旨に基づいて終結に向かっているつもりでございます。

心理的な差別は、今なお残っているのも事実でございます。共産党さんと私たちの認識の違

いは、その差別が残っているのか残っていないのか、あるいはどの程度残っているのかによって、その解釈が分かれているのではなかろうか。現実に同和行政が終結に向かって動いていく、あるいは心理的差別や人権的な問題はなお今後の課題として残っていくという中で、いろいろと考えている点でございます。

今、いろいろと御指摘をいただいている点もあろうかと思いますが、基本的には、特別区とかそういうことでは一切ない。差別のない、人権が保障された和泉市をつくっていくための1つの過程として今後とも取り組んでまいりたい、このように思っておりますので御理解賜りたい。

以上です。

- 26番(原 重樹君) 市長は、それは特別区ではないんだ、とおっしゃってますが、改めて今回の質問も含めて紹介をします。これは地区協に関する府段階で言えば府同促や解放同盟も言ってますが、私が持っていますのは、「地区協議会の整備に当たっての基本的考え方」という府の同和対策室の文書です。そこには「同和行政の推進に当たっては、特別対策はもとより一般対策の適用についても、地区住民の理解と協力のもとに自主解放、自立を促進する必要があり、府同促方式の充実が求められている」と書いてます。

これはどういうことか。狙いは、今まで個人給付的事業で推薦業務があるが、市がやれば差別になるから私たちがやります、ということで窓口一本化政策をとってきました。私たちはそれに対して批判をしてきましたが、それはそれとして、今回、個人給付の見直しが府民や市民あるいは国全体の格差が是正されていくという大きな流れの中、手直し、見直しがされてきております。その中でも地区協は大いに活用し、強化しなければ行けないという方向を出してます。それが同和事業だけでなく一般対策も含め今後、ここを通せ、というやり方をしていこうというわけです。それが府が示している中身です。その基本を推進大綱に入れるかどうか知りませんがね。

皆さん方の答弁では、そういうものを参考にして和泉市の新同和行政プランをつくっていこうということです。そういうことがどんどんやられてくれば、市長の権限の及ばない特別区をつくることになりますよ、というのが私の警告です。今回、所得制限を導入するに当たっても、実質上、市長の権限を既に地区協に渡しているではないか、と質問をしたわけです。

最後に、確認の意味でまさかと思いますが、心配になりましたので1つだけ聞いておきます。

今回、見直しされたのですが、留意事項の中では、廃止された事業で一般対策で大いに使っていこうという事業があります。これは総論ですので、総論で答えてもらって結構ですが、例えば駆け込み生活資金も5万から10万円にするようですが、これは一般対策ですね。こういう

一般対策については、地区住民の人も申し込めますわね。義務教育の奨励費も就学援助等にかかってくると思いますが、それも地区協を通さないとかんとはならないでしょうね。その点を確認しておきます。

○ 同和対策部長（森 利治君） 御指摘の留意事項ということで特別委員会にお示した資料にあるわけですが、例えば御指摘の貸付制度の活用につきましては一般制度でございますので、一般の方に御活用いただく。ただ、地区住民の方で手続等について不案内の方につきましては、やはり地区協との相談なり指導なりがある場合もあろうかと思いますが、原則的に地区協を通じなければこの制度を活用できないというものではございません。

○ 26番（原 重樹君） それは当然の話ですわね。先ほど、私が紹介したのは、今後、新同和行政プランを検討、と言ってますのでどの程度のものができるか知りませんが、府の方向を見ていますと、一般事業も含めて地区協を通せ、ということをだんだんやってくるのではないかという非常に恐れがありますので、わざわざ指摘したわけです。今回の所得制限の導入に当たってのシステム等だけを見ましても、非常に地区住民の人権もプライバシーも無視する形になっていますので、是正すべきということを最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○

○ 議長（松尾孝明君） 次に、6番・田代一男議員。

（6番・田代一男議員登壇）

○ 6番（田代一男君） 6番・田代であります。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

本日は、大きく2題、すなわち1点目には、光明台周辺の集会所の建設について。2点目は、光明台二丁目北の開発関連について、（1）公団空き地の工事開始について（2）梅美木多の開発について、それぞれ述べさせていただきます。

まず、集会所の建設についてであります。光明台は昭和45年、新住宅市街地整備事業として都市計画決定をされ、事業着手をされ、既に25年以上経過し、緑豊かな住宅地であり、当時、転入してきた青年たちも今や熟年の域に近付きつつあり、住民同士の連帯感も生まれ、成熟した住宅地に変貌しつつあります。また、下水道、都市ガスも完備をされ、特に光明池周辺の緑地景観は素晴らしく、同じ和泉市の中でもまだまだ未整備の地域が多い中で、われわれは恵まれた環境だと改めて感謝しております。

ただ、ここにも問題があります。それは地域の集会所がないということであり。確かに公団の賃貸や分譲マンション、ガーデンハウス等は、付帯設備として設置をされておりますが、土地分譲の方はなく、老人集会所はあるものの昨今、老人会の活動の活発化に伴い使用に

に関して自治会との間にトラブルが絶えず、また、これ以外に葬儀ができる場所がない等、やはり固有の自治会館または集会所を必要とし、何とか確保したい、建設をしてほしい、これが光明台全住民の長年の夢であります。

私は、住宅地にとって地域の集会所は、今や絶対必要不可欠の施設であると信じております。確かに新住法による公団の開発、民間の都市計画法による開発許可等それぞれ両者には、地域集会所の設置義務は法的にはないことは承知をしておりますが、今や官民を問わず、大規模開発には付帯設備として設置を指導しているのが、他市を含めての現在の世の趨勢であります。例えば同じ新興住宅地の鶴山台は、人口が1万4,000人です。光明台は1万人です。大差はなく、同じ住都公団の賃貸、分譲の住宅地でありながら、鶴山台には、公団が設置した集会所が既に2つあり、光明台がゼロというのは、住民感情としてどうしても納得がいきません。

私は連合自治会長当時、これらに関して公団にも日参し、昨年は、南北両連長を同伴をして助役にもお願いをし、市長からも公団に対して要望書を出していただきました。公団の方は、「前向きに対処したい」とのことですが、その後、何ら音沙汰がございません。したがって、これらに関して公団との協議内容をお聞かせください。

2番目の光明台二丁目北の開発関連、その中でも公団空き地の工事開始についてであります。

先般、住民の方から連絡がありまして、2月19日、光明台二丁目4番の空き地の工事開始についての説明が、隣接する住民に対して公団の担当者からありました。この際、今の11区画からさらに細分化、16区画に増やして建て売り分譲をしたい、との説明であったので、当該隣接住民の方々が反発をし、それは当初の約束違反ではないか、当然、戸数が細分化すれば、不法駐車あるいはその他の住宅環境が悪化するのは必至であり、さらに、何の前触れも相談もなく、工事開始の説明会で突如披瀝するのは余りにも住民無視ではないか、これが住民の方々の言い分であります。

この二丁目4番の地区は、昭和59年の宅地処分計画において23の宅地に区分をされ、同62年、そのうちの半分の12区画が宅地分譲をされております。今回、問題となっている土地は、この残った宅地部分の分譲についてであります。なぜ公団は、宅地を細分化しなければならないのか納得ができない。したがって、市当局には当然、これらに関してあらかじめ事前調整があったのではないかと。また、これら住民の意向を受け、市は公団に対してどのようにお話をするのか、お聞かせください。

最後に、梶美木多の開発関連であります。光明台に隣接した行政区的には堺市であります。

が、梅美木多の開発が昨今、膠着状態とお聞きをしております。隣接住民とすれば、開発業者が断念をして撤退をしたのか、あるいは秘に強行しようとしているのか。また、昨今の経済状況の中でしばらく保留なのか、当該地区の住民の方々の最も関心事であり、知り得たい情報ですが、それが入ってこない。市としてもこれらの経緯、情報を入手していると思われるので、ひとつこの場において披瀝をしていただきたいと思います。

以上であります。再質問の権利を自席で留保して終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。光明台の地域集会所の建設要望につきましては、かねてから地域の自治会長さんから住宅・都市整備公団宛と本市宛に要望書をいただくなど、住民の皆さんから御要望を受けている経過がございます。市といたしましても、地域集会所は、自治会活動を初めとする地域活動の拠点として必要な施設であることを認識し、開発者の住都公団に強く要望をいたしてきたところであります。公団からは、今後の住宅計画の中で対応したい、旨の回答をいただいていたところでございますが、このたび、第14次住宅建設計画の協議が提出されてきたことから、この協議と合わせまして具体的な集会所建設につきまして、担当課等も交え詰めていきたいと考えてございます。

2点目の公団空き地の工事開始についてでございますが、場所は、光明台の北の地域美木多高校近くの未処分地の宅地のことでございます。これはただいま集会所の方で御答弁をさせていただきました第14次住宅建設計画のことでございます。現在、その内容につきまして、関係各課と協議を行っているところであります。公団といたしましては市との協議を進める一方で、近隣住民の方々にあいさつを兼ねて工事内容の説明に伺ったものでありまして、会合の状況等につきましても公団から説明を聞いてございます。

今回の計画は、16戸の建物付きの分譲でございますが、先生仰せのとおり、昭和59年処分時点では11区画となっていたものを今回、戸数を増やしまして16戸としたいものでございます。その結果、宅地規模は、平均で235㎡となるわけでございます。この点、近年のトリヴェール和泉等の分譲宅地の規模を上回っていることから、特に問題はないものと判断してございます。

3点目の美木多地区の開発についてでございます。これは堺市美木多地区20ha360戸の大規模開発でございます。申請地は、堺市の行政区域でございますことから、先生仰せのとおり、和泉市との協議は当初からございません。その後の申請の経過について堺市の方に照会いたしましたところ、大規模開発に関する堺市の意見書を大阪府に提出済みでございまして、大阪府では受理をされてございます。現在ただいまのところ、堺市の関係課との協議の詰めに入

っている、とのことでございます。具体的には、光明台側に面します緑地部分の擁壁等の設置について協議中、と伺ってございます。

以上でございます。

○ 6番(田代一男君) ただいまの答弁の中で住宅の建設計画と並行して実施をする、ということでしたが、具体的に集会所予定地の位置あるいは規模または工事開始の時期等が公団からある程度示されているのであれば、披瀝をしていただきたい。

○ 開発調整課長(上出 卓君) 集会所の具体的な内容につきましては、ただいま申し上げましたとおり、今、出されております住宅の建設協議の中で合わせてやっていきたい、ということ強くこちらから要望してございます。

ただ、具体的な場所については、できれば光明台全体を対象とした集会所ということで中心的な場所をお願いをしていきたい、と公団とも内諾をいただいております。おおむねセンター近くを予定したいと聞いてございます。

それから、規模につきましても、先生がおっしゃっておられましたとおり、例えば鶴山台辺りの集会所をおおむね頭において協議を重ねてまいりたい。いずれにいたしましても、図面が提出されました段階で議員さんも含め皆様方に御披露申し上げ、御相談を差し上げたいと存じております。

○ 6番(田代一男君) 市当局あるいは関係職員の御努力によって光明台地区集会所建設の一定の方向が示されたことに関しては、われわれ一同、感謝と御礼を申し上げます。地区住民の長年の夢でありますので、今後、公団等から具体的な計画が提示をされた段階で私どもにお示しをいただきたい。

これに関連をして若干、福祉の方にお尋ねをいたしますが、実は、地元関係者で集会所はどこに建てたらいいか、という問答をした際、大体、中心地のジャスコ周辺のセンター辺りがいいじゃないか、ということでしたが、その中の1人が、あそこもいいが、葬儀をやる時駐車場がないため車が道路上に溢れるのではないか。聞くところによると、光明台北小学校横に公団の保育用地があるが、あそこが何とかならないか、という御意見が出てきました。そこで、福祉の方にお聞きをいたしますが、あの用地は、まだ保育用地として確保するのでしょうか。

○ 福祉事務所理事(坂田平之君) 福祉事務所坂田より田代先生の保育所建設予定地の問題につきましてお答えさせていただきたいと存じます。

先生御案内のとおり、近年の出生率の低下によります乳幼児の減少、また、住宅建設事業が終結に向かっていることを考えますと、先生の御意見に一定、理解を示したいと考えてござい

ますが、今後の対応につきましては、先生の御意見を十分に参考にさせていただきますとともに、住宅・都市整備公団との協議内容、経緯並びに光明台地区の隣接に大規模開発が予定されておりますことから、今後の乳幼児の発生状況等を十二分に精査検討を重ね、関係部局とも十分協議を行い、対処してまいる所存でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 6番(田代一男君) 保育所用地の件でございますが、確かに私が調査をしましたところ、去年の段階で住都公団の方から光明台の開発がぼちぼち終焉に近付きつつある。については、例の土地に関しても決着を付けようではないか。市の方は要るのですか要らないのですか、こういう問い合わせが文書または口頭できたはずです。それに対して市の方は、引き続いて保育所用地として確保したい、という返答を口頭または文書でしているはずです。

現在、保育所の民間経営者は悲鳴を上げてます。先般、光明台のひかり保育園の園長ですか、理事長さんですかにお会いをしていろいろ話をしたところ、児童が集まらなくて光明台以外の地区から回していただいている。それでも現在、定員に対して10名前後少ない。あそこに保育所を建てられたら私のところはお手上げ倒産です、と言ってます。にもかかわらず、まだあそこに保育所を建てようとしているんでしょうか。調査したところ、いろいろ経緯があるそうです。堺市の議員さんが絡んでいるとか経緯があって、何としてもあそこを確保したい、ということのようですが、その経緯について、一番詳しい福祉事務所長からお聞かせ願いたい。

○ 福祉事務所長(中川鉄也君) 福祉事務所長に、ということでございますので、中川より御答弁申し上げます。

基本的には今、坂田理事より御答弁申し上げましたが、本市の保育行政につきましては、従来から1小学校区1保育園を原則に整備を行ってまいったところでございます。当光明台校区におきましても2か所の保育園が必要という前提で、この公団の開発当初から計画を準備いたしておったところでございます。

しかし、近年の出生率の低下による児童数の大幅減など、予想外の事態が生じてきたのも事実であると思っております。したがって、今後の光明台校区の保育園のあり方については、周辺地域の状況も含めどうあるべきか、過去の経過等についても十分掘り下げた検討が必要であると思えます。

たまたま現在、光明台で保育園を経営している方の御意見等もあるかと思いますが、われわれとしては、もっと大きな観点からこれらの検討も必要であると考えております。田代議員さんの御意見も参酌しながら、将来に問題を残さないよう十分検討したいと考えておりますので、しばらく時間をお貸し願いたいと考えております。



○ 6番(田代一男君) 所長がなぜこだわるのかよくわかりません。あの土地については、住都公団が差し上げるというただの土地ではないわけです。あそこは2,000㎡(600坪)ございます。あの周辺で時価70~80万円。住都公団が市に払い下げる場合おおむね50万円前後。そうすると、3億円のカネが要るわけです。そこへ上物が1億ぐらいかかると4億円前後要ります。今、民間にしる役所にしろ、それだけのおカネを使ってあそこに保育所を建てる必要性があるのかどうか。私は、現段階ではないと思います。

なぜ集会所とこの土地が絡んでいるかとお思いでしょうが、私どもが公団に対して集会所を何とかしてほしい、とやいやい申し上げております。ところが、住都公団も国の下請け機関であっても営利企業です。何とかそのカネを捻出をせないかんということです。それで公団の捻出方法はどうかやっているか。例えばA地区に100戸建てた。昨今、集会所の建設がうるさいので、1万円ずつ集会所の経費をオンしましょう。100戸分譲して100万円。B地区には1,000戸分譲した。1万円ずつオンして1,000万円の集会所を建てました。A地区は、100万円しか集まらないから、言ってみれば犬小屋みたいなものしか建てられない。それに対してB地区は、1,000万円集まったからそこそこの集会所を建てましょう、というやり方なんです。鶴山台辺りを見てもそういうやり方です。

ところが、光明台地区はあと250~260戸で終焉です。公団が1万円ずつ上乗せしても260万円しか集まらない。そうすると、犬小屋ぐらいのものしかできないわけです。しかし、住民にすれば冗談じゃないよ、既に1,500戸以上が終わっているじゃないか。その分を当然オンして1,500万円をプラスしてつくらないとおかしいじゃないか、と言ってます。ところが、住都公団は、既に分譲した1,500戸以上は売り払い、そのカネは他に運用してしまったからありません。残りの開発の分で捻出するしか方法がない、と言ってるわけです。公団も営利企業ですから、捻出方法がなければ、そのおカネだけで建てるしかない。

ところが、あそこの土地を市が要らない、と言うのであれば、住都公団の方にあれを売り払ってその一部を集会所の経費に補填をしてくださいよ、と言いたいわけです。ところが、先ほどから聞いていると、何か公団の土地にこだわっています。福祉の職員の方々は、もうあんな土地は要らないと思う、と言ってます。公団の方は、少子時代に入っているのが市が要るのか要らないのか、要るのであればその理由をお聞きをしたいが、その理由がもうひとつはつきりしない。

そこで、もう一度お聞きをしますが、あの北小学校の土地は将来、3億円も出して確保したいんですか、所長。

○ 福祉事務所長(中川鉄也君) 3億円とかいう金額の問題につきましては、光明台の開発

は、現在、ひかり保育園を含めまして保育所用地については無償貸し付けの原則でやっております。具体的な問題がまだ発生しておりませんが、当初の約束は、無償貸し付けが原則ということでもありますので、3億円云々については、仮定のお話かと感じます。

それと合わせまして先ほどの答弁の繰り返しになりますが、大きく状況が変わっているという客観的な変化については十分理解できます。しかし、市の福祉行政の方向を修正するとなると、いろんな前さばきの問題も含めて将来に問題を残さないような解決方法が必要であると考えますので、今しばらく時間をお貸し願いたいということでございます。その点、十分御理解願いたいと思います。

○ 6番(田代一男君) あの土地に関しては、市の方が要らない、と言っていたら、そのおカネで集会所の建設資金が補填をされるということは、大きく見れば、イコール市民の方に還元をされてくるのではないかと。だから、決定的な理由がないのにあそこに変にこだわることはないのではないかと、というのが私の意見であります。いろいろ御事情も多々あるでしょうが、早急に検討していただいて結論を出していただき、その結論を私どもが持って自治会長等と同伴をして住都公団の方に再度、お願いに上がりたい。できるだけ先ほど申し上げた方向で御検討願えないかと強く要望しておきます。

それから、二丁目北いわゆる公団の工事関連であります。もう一度簡単に説明いたしますと、二丁目4番には23区画ございます。現在、既に12軒の方々が入居されておまして、11区画が空き地の状態で残っているわけです。ところが、不思議なことに地番が1から11が空き地で、入居しておられる方は12から始まって23番までです。1から11番までは、和泉市の住宅地図に既に地番が入って載ってます。12から現在入られている方々の地番が付いているわけです。

住都公団がその11区画に無理やり5軒を入れたとなれば5軒分がずれるので、現在の12番の方に「5軒入ったので17番になってもらえないか」というふうに地番が変わってくるのかどうか。地番の付け方が、最初に入った方が1から始まればいいが、空き地の部分に11区画取ってしまったので、その11区画に無理やり5軒を入れようとするからややこしくなるのです。地番を後ろにずらすのかどうか、その問題も出てきております。

さらに、あそこの部分については、水道、ガス、下水道が11区画で区画をされてます。それをまた新たに掘り起こしてやり直すのは、非常に国税のむだ遣いではないかという感じがします。

この地番の変更について特に問題があるのかないのか、担当者の御見解をお聞きをしたい。

○ 都市整備部次長(田中武郎君) 地番問題につきまして、都市計画課田中から御答弁申し上げ

げます。

地番につきましては、光明台二丁目4番地の1から4番地の11までを合筆し、再度、16画地に分筆する方法と、現状の11までの地番の間で分筆、合筆を行い、増加分の5区画の地番を設置する両方が考えられます。最終的には、先ほどの話がありましたように戸数が確定したときに整備をしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 6番(田代一男君) 確かに現在、住まわれている方々に対して、12番のところを5戸入ったから17番にずれてくれ、というわけにはいきませんよ。中には、本籍を移転している人もおるし、郵便物等は、全部それで登録されております。今さら、ずらすことはいかない。やるとなれば、1-2とか2-1というようなやり方しかないと思います。

しかし、あの北側については、別に表示も何もしていないまだ240~250のエリアが残っているわけです。無理やり既に区分されているあそこに5軒入れなくても、まだ余分なエリアが残っているではないか。なぜそこに無理して入れなくてはいけないのかという感じがします。普通に聞いていても、何かしら住都公団のゴリ押しだという気がしてなりません。

当然、市の方には、このエリアの分譲に関して処分計画というものが住都公団の方からきていると思いますが、その辺については、具体的にそのエリアの区画等についてどうなっているのか、お示しをしていただきたい。

- 開発調整課長(上出 卓君) 開発調整課上出でございます。処分計画につきましては、確かに昭和59年の時点で告示というか発表された分がございます。その中で23区画に割られていたわけでございます。たまたま、今までその約半分が保留にされており、このたび、諸般の事情を考えて「分譲していきたい」という申し出があったわけでございます。

いずれにしても、ただいまのところ、関係課しも戸数が増えるということも含めまして協議を進めているところでありまして、公団の方からも、どういう住居表示をさせていただこうか、という問い合わせがございます。住居表示の問題だけでこの開発をお断りするということにもなりません。公団に代わって答弁を申し上げるということではないのですが、地域との調整がつけば、市としては、この開発は認めていきたいと存じております。

- 6番(田代一男君) 処分計画では既に23区画となっているが、それを大幅に5戸プラスをしたい、というような打診が市にあったのかどうか、お聞かせ願いたい。

- 開発調整課長(上出 卓君) 打診と申しますか、手続といたしましては、口頭での打診ではございません。公団法33条協議という法律に基づきます申請書というか協議書でございます。この書式をもちまして、今回の計画が私どもに発表されたということでございます。

- 6番(田代一男君) 手元に当該土地の土地分譲契約書というのがございます。下の部分、

いわゆる表の部分が既に入居されており、裏の部分は、地番から面積まで全部入っています。これは個人対住都公団の契約書であります。したがって、この時点で購入をされた人々は、裏側の形状はどうなっているか、裏側の境界線はどこを走っているかということは、既に承知をして契約をされているはずで

ところが、所有者の事情で最近、売れないとか一方的にそれを変えるのは契約違反ではないか。法律的にはよくわかりませんが、単純に考えれば、そんな気がします。所有者が、いつの間にか自分のところの都合によって住宅地に変えますよ、というふうなことと全く同じではないか、そんな感じがします。いずれにしても、この場で市の方にやいやい言っても仕方がない、工事をするのは公団ですから。

ただ、私が言いたいのは、最近の公団のやり方を見ていると、かつての安い良好な住宅を大量に市民に提供する、という設立趣旨から大幅に離れてきているような感じがします。都会では、住都公団の賃貸住宅は高いから民間に移るといふ現象も出てきています。分譲住宅もそれほど安くはない。最近の公団は、非常に営利主義に走っているような感じがします。昨年、たしか住都公団が値上げをしたい、と申請をしたところ、経営実態を見直さない、という条件で認められた。その中では、「これからは小規模な分譲事業は一切廃止をします」と言っています。100ha、200haという大規模なところをやりたいということでしょうが、ミクロ的には、大きなところを小刻みにして売るのであるから、言っていることとやっていることは全く違うではないかという感じがします。

いずれにしても、行政というのは、他市においても民間のデベロッパーに対しては強腰でものを言いますが、住都公団には弱腰です。確かに道路とか学校などいろんなものをつくっていただいているので言いにくい面はあるかと思いますが、時代が変わってきているわけです。不法な行為に対しては市として一言言わないと、最近の住都公団のやり方には腹が立つ面が多々あります。どうかこれらを受けて、この問題については、住都公団の方に担当者からお願いをできないか、ということで申し上げます。

次に、梶美木多の問題でございますが、光明台については、2カ所の開発エリアを抱えています。1つは、日商岩井であります。もう1つは、行政区は違いますが、いずれも梶美木多に隣接をしております。日商岩井のエリアは、市街化区域であります。梶美木多の方は、市街化調整区域であります。私どもの印象では、市街化区域には文句なく物件、家等を建てられるが、市街化調整区域には、原則として物件が建てられないという印象です。したがって、行政が市街化区域に物件を建てる場合、当然、マンションとか建てるにしても反対運動が起きてまいりますので、ちょっと住民の言い分も聞いてやれや、となりますが、市街化調整区域につい

ては、住民の言い分はよく聞いてやれや、とどちらかと言えば敏感ではないかという気がします。

しかしながら、日商岩井の建設問題も最近、大きなグリーンベルトの関連についても、住民の方は絶対8m欲しい、デベロッパーは4mしか譲れない、というところを市の介入によって10mにしましょう、と日商岩井の方が大幅に譲歩いたしまして、小さい問題は残っていますが、大筋では、解決の方向に向かいつつあります。私は、これは市の介入した大きな成果であると思っています。

したがって、梅美木多の関連についても現在、住民の方々とデベロッパーの間が平行線であるわけです。開発エリアが堺市ということもあって、非常に市の介入仲裁は難しい面がありますが、実際に住まわれている方々が和泉市の住民でありますので、何とか日商岩井と同じように仲介の労をとっていただけないかと思います。これに関してはいかがでございましょうか。

- 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出でございます。梅美木多の開発については、光明台から直接堺市ないし大阪府、それから当然、開発者の方々ともいろいろお話し合い、御協議をいただいている経過がございます。この中身の一番大きな問題につきましては、この間に存在する市の管理する緑地をいかにするか、ということであります。

当時、皆さん方がおっしゃっておりましたのは、この緑地の谷はさわらないでほしい、といった御要望であったように存じております。それについていろいろ議論がなされました結果、できるだけ和泉市側の緑地についてはさわらぬでおこうということで、逆に堺市側にしわ寄せという意味で擁壁をやらざるを得ないという経過で進んできたわけでございます。今のところ、まだ堺市側でいかに擁壁をつくるかについて調整中だと聞いております。

ただ、私どもとしては、もともと“万里の頂上”と言いますか、規模の大きな擁壁というのは維持管理上最も好ましくない。できれば安全な方法としては、この谷を和泉市の区域ともども埋めてしまい、新しい緑地としてつくってはどうか、という提案もさせていただいた経過もございしますが、なかなかうまく話が進まなかったということでございます。仮に皆様方から谷を含めて今回、改めて協議をしていきたい、という御要望がございましたら、再度、堺市も含めて私どもから申し入れをさせていただきたいと存じます。

- 6番（田代一男君） こういうことに関しては、非常に修羅場を潜った百戦錬磨の職員の方々が都市計画や開発調整にたくさんおられますので、何とかうまく仲裁をしていただき、穏便に解決すればいいなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それから先ほど、公団関連の工事で聞き漏らしましたが、現在、二丁目北のイズミゴルフの打ち放しの横に調整池がありますが、あの調整池の埋め立ての許可を府の方がなかなか降ろ

してくれないという情報を得ております。したがって、公団が早いこと工事を始めたいため、無理やり5戸をあそこに詰め込んだという噂もあります。あそこの調整池の埋め立てに関して知っている情報があれば教えていただきたい。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 調整池と申しますのは、開発に伴いまして下で溢水しないため、一時的に雨水をためるわけでございます。この調整池の下は堺市側の川に流れておりまして、その川の改修がおおむね終わったということでございます。基本的には、仮に調整池をつくっていたものでございますので、川の改修が終われば当然、埋め立てて宅地として利用処分をすることになっております。

公団から聞いておる話では、たまたま、その協議を大阪府としている段階で降水確率というか、水を処理する排水能力に関する計算の式が変わり、基準が厳しくなって延びているという状況でございます。これにつきましても公団側としては、できるだけ早期に調整池を埋めた上で宅地処分をし、まさに光明台の事業終結をしたいという趣旨で熱心に大阪府と詰めていただいておりますが、間もなくこの調整池をいつ埋めていいか、その結論が出るのではないかと聞いてございます。

○ 6番（田代一男君） わかりました。先ほどからるるお願いをいたしました。何とか地域住民の願いを達成させていただくよう御努力をお願いできないか、ここに伏して申かけてお願いをするものであります。どうもいろいろとありがとうございました。

○ 議長（松尾孝明君） ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

（午前11時48分休憩）

○

（午後1時00分再開）

○ 議長（松尾孝明君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

次に、18番・赤阪和見議員。

（18番・赤阪和見議員登壇）

○ 18番（赤阪和見君） 18番・赤阪和見です。質問の要旨の説明をいたします。

第1点目の公職選挙法並びに政治資金規正法改正についてであります。今回の改正は、政治資金の透明性を高め、公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、企業その他団体のする政治活動に関する寄付の制限の強化と違反者の罰則の強化が強く示されております。

私も当事者の1人として政治活動、選挙活動をする中で無事故、無批判を心得てはおりますが、法の趣旨を理解できず、知らないまま少なからず小さな違反をしたかもしれません。今日、有権者の政治に対する不信から政治離れが進んでいると言われております。今こそ、私た

ち政治家が衿を正し、信頼を取り戻すときであると思います。そのためには法の精神をまず理解し、だれ人が見ても納得できる内容にしていくべきだと考え、以下、質問をいたします。

今回の政治改革関連４法案の中で公職選挙法改正では連座制の強化がされる、ありますが、旧法との比較で強化された部分とは何か、お答え願いたいと思います。

法に「意思を通じて選挙運動をした者」とあるが、それはどのようなものであるか。例えば候補者の推薦団体、会社等も地域責任者と考えるべきかどうか、他にもあればお願いします。

また、具体的な例として選挙事務所等での飲食物の提供やジュース等による接待、選挙事務所への陣中見舞いと称して酒、ビールを持って行った場合、候補者個人への当選祝として金品並びに酒、ビールを持って行くこと、また、その酒等で当選祝賀会等を開く等はどのように考えるのか、また、違反とならないのかどうか、お答え願いたいと思います。

次に、政治資金等について今回、資金管理団体によらなければ企業、労働組合等の団体から寄付を受けられなくなった、とありますが、政治団体と資金管理団体、また、政治家個人の金銭の寄付受け入れはどのようになっているのか、また、なったのか、お答え願いたいと思います。

また、市長の後援会、政治団体は幾つあり、課税上の優遇措置の適用を受けているものがあるのか、また、あったのか、お答え願いたいと思います。

以上、１点目については、政治家、行政（選挙管理委員会）、選挙民の三者が、一致して公明正大な選挙をしていくことの大切さを心して取り組んでいかなければならないと思います。それぞれが役割を分担し、ともに信頼を取り戻すために力を合わせていこうではないかと考えるものであります。

２点目の和泉市ボランティア組織の実態と活動についてお伺いをいたします。

今回の阪神大震災で亡くなられた5,400余の人々の冥福を祈るとともに、負傷された方々、また、家屋の全半壊で被災され、いまだ避難所で生活を余儀なくされている皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

私たちは、今回の大震災を通じて多くのことを学びました。行政に関係する一人として、また、一人の人間として自分に何ができるか、何をすべきかを常々考えてきましたが、今回ほど真剣に考えさせられたことはありません。全世界から、また、全国の心ある人たちから義援金、救援物資、ボランティアと真心の支援が続々と寄せられております。

今、各地では、防災、災害に強いまちづくりが言われております。私はちょっと視点を変えて、災害に打ち勝つヒトづくりと組織づくりを組み込んだまちづくりをすべきではないかと思うものであります。それはボランティア活動の活性化によって自然のままに人間として生

きる、他を思いやる心によってつくり上げられるものではないかと思うものであります。

市長は「市政にロマンを」と市政運営方針で言われておりますが、本市において心の部分、つまりボランティアについてどこまで取り組んでいるのか、お聞かせを願いたいと思います。

1点目に、ボランティア組織の実態はどのようになっているのか。

2点目に、今回の大震災に際してどのような活動をされたのか。

3点目に、地域福祉基金、ボランティア基金等々はどのようになっているのか。

また4点目に、ボランティアセンターの設置は、府下市町村においてどのような実態で設置されているか、わかっておればお聞かせ願いたいと思います。

5点目に、市内企業ボランティア活動はどのように実態をつかんでいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

6点目に、学習指導要領の改正により奉仕活動、体験学習といったボランティア活動の啓発、奨励にかかわる教育科目が取り入れられているが、本市ではどのようになっているのか、お願いいたします。

最後の7点目に、市長、助役、教育長、収入役の皆さんはどのようなボランティアをしているのか。また、ボランティアについてどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、質問の要旨を説明いたしまして終わります。答弁いかんによっては、自席からの再質問の権利を留保いたします。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 選挙管理委員会事務局の着本でございます。4点にわたる選挙関係の御質問についてお答え申し上げます。

まず、1点目の公職選挙法の今回の改正では、腐敗防止強化の一環といたしまして、候補者本人以外の者の行為により当選を失わしめるいわゆる連座制が強化されたことに伴います御質問について、旧法との比較で答弁せよ、ということでございます。

改正前の連座対象者といたしましては、総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者の親族となっておりますが、改正後におきましては、この四者に加えまして、新たに立候補予定者の親族も含まれることになったわけでございます。さらに、候補予定者の秘書、それから、組織的選挙運動管理者も加えられたわけでございます。この組織的選挙運動管理者と言いますのは、先ほどの御質問の中にもございましたとおり、推薦団体あるいは会社、町会、PTA、婦人会等も含まれてくるわけでございます。

これらの連座制につきましては、いわゆる投票を得または得さしめるために、得さしめない



ためいろいろと選挙運動を行いますとき、酒とか料理等を出して投票を依頼することは買収供応罪ということで、こういうことを今、申し上げた本人候補者以外の方がなされましても、候補者が連座で当選をなくしてしまう、公民権が停止されることになるわけでございます。

2点目の「意思を通じて選挙運動をした者」とは、どういう者を指すのか、ということでございます。この「意志を通じる」とは、候補者や立候補予定者等が、選挙運動を行う組織の総括者との間で組織により選挙運動を行うことについて意志の連絡がある場合、連座制が適用されるわけでありまして、例えば組織ぐるみで選挙運動を行うことについて、ある会社の社長と候補者、立候補予定者が意志を通じていれば、課長など末端の管理者等は、選挙運動の実際のリーダーがそのことを知らなくても連座制が適用されることになるわけでございます。

なお、連座制につきましては誘拐罪と同じような形でございます、割の合わない罪になるということですので、十分御理解いただければ結構かと思えます。

3点目の具体的な例をお示しいただいてのお尋ねの件でございます。設問は、選挙事務所開きということでございますが、選挙運動に関して明らかであれば、何人も選挙運動に関しては酒、ビール等飲食物の提供を禁止している公職選挙法139条違反となります。これは選挙の期日前でも、選挙運動を動機として行えば、当然、この139条の飲食物の提供に当たるわけでありまして、

それから、候補者個人に当選祝として酒、ビールを持って行くのはどうか、ということでございます。当選祝となりますと、選挙の期日後でございますので、一般的には、物品の寄付として通常、認められております。ただし、公職の候補者等は、選挙区の区内にある者に対しましての寄付は公職選挙法の中で禁止されておりますので、ぜひ御注意いただきたい。これは公職選挙法199条の2で禁止されているものであります。

なお、酒、ビール等を持ち寄って当選後、当選祝賀会やいろいろと集会を開いたり料理を出したりすることは、選挙期日後のあいさつ行為の制限に違反となるわけでございます。これは公職選挙法178条第5号に違反するということでございます。

なお、酒、ビール等については、酒券、ビール券という券でございましたら、飲食物でなく商品券でございますので、金銭に当たるということでございます。

4点目の政治資金の流れについてお答え申し上げます。政治資金の流れにつきましては、1点として、政治団体から他の政治団体への寄付は自由でございます。後援会同士のカネの流れは自由になってございます。

また、個人から政党及び資金管理団体またはその他の政治団体への寄付は、それぞれ金額に制限枠はありますが、寄付はできます。

個人から政治家個人への寄付は、年間150万円の物品に限って認められております。

その他政治家個人への方は、選挙に関してのみ金銭で150万円までは認められております。

企業、労働組合等は、政治家個人に一切寄付を禁止されておりますので、その点、御注意をさせていただきます。

もう少しこの件を表を見ながら詳しく説明させていただきたいと存じます。まず、政治家個人への政治資金の流れにつきましては、個人の場合は、総枠2,000万円以内の金額につきましては、政党に対しまして寄付はできます。それから、政治家に対しては、個人から1,000万円以内で物品等に限り寄付はできます。それから、企業、労働組合からは、政治家個人に対しては一切禁止されているということでございます。

なお今回、新たにできました資金管理団体に対しましては、企業、労働組合からは、年間50万円以内で寄付はできることになっております。

以上でございますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 市長（池田忠雄君） 先ほど来、赤阪議員さんからの政治資金規正法の要点というところで市長の政治団体は幾つあるのか、ということのお尋ねでございます。4団体ございます。
- 18番（赤阪和見君） 優遇措置を受けているのは……。
- 市長（池田忠雄君） 優遇措置というお尋ねでございますが、大阪府の選管に対して届け出をしておる団体が4つあるということございまして、それが優遇措置を受けているかどうかは、私、どういう意味か、ちょっとつまびらかではございません。
- 18番（赤阪和見君） 課税上の優遇措置です。
- 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 規正法の関係でございますので、私からお答えさせていただきます。

この件については、大阪府の選管にも問い合わせたわけでございますが、課税上の優遇措置を受けられるのは、いわゆる政党の資金団体と都道府県の知事、特定市の市長の後援会だけでございますので、私どもの市長の後援会は優遇措置を受けられない、ということをお府の選管で聞きました。

- 18番（赤阪和見君） もう一度説明してください。
- 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 今、赤阪議員さんがおっしゃるのは、個人が後援会に寄付した場合の税の優遇措置かと思ひます。市長さんの後援会につきましては、例えば限度内の寄付でもだめだと記憶しております。

- 18番（赤阪和見君） これは僕の勘違いかも知れませんが、受けられるのは国会議員、都道府県知事、政令指定都市の市議会議員、市長が受けられると見ているんです。その点はいかがですか、確認しておきます。
- 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 実は、後援会等政治団体の事務受け付け一切は、府の選管で行っていただいているわけですが、こういう御質問がございましたので、私が府の選管に問い合わせたわけでございます。その中では、府の選管から今、申し上げた回答がございましたので、そのままお答えさせていただいたものでございます。
- 議長（松尾孝明君） 了解できましたか。
- 18番（赤阪和見君） 続けてやってください。その間に僕も調べますわ。
- 議長（松尾孝明君） 次。
- 企画調整課長（油谷 巧君） それでは、2点目のボランティア問題につきまして、企画調整課に関する5点につきましてお答え申し上げます。

本市では平成5年2月22日、市民参加による事業やイベントなどを所管運営する職場長を置き、企画調整課を事務局とするボランティア検討委員会を発足いたしました。以来、市職員のボランティア精神の向上や地域ボランティアの育成を図ることを目的として取り組みを展開してまいりました。

具体的には、職員対象のボランティアアンケート調査、ボランティア活動家による講演会を開催する一方、市が実施する事業やイベントなどへ市民が参加できる機会を積極的に提供して、いこうとの趣旨からボランティア活動の場ガイドを作成、それを全職場に配布いたしまして、それぞれのイベント等を所管担当する原課が直接市民対応に当たっていくというマニュアルのもとに努めているところでございます。

また、市職員の任意のボランティア組織である「ボランティアを考える会」からの提案を受け、職員が日常の業務を通してボランティア意識の高揚を図ろうとの趣旨から各職場にボランティア担当者を設置いたしまして、社会福祉協議会との連携のもと、使用済みの切手の収集回収を現在、実施をしているといったところでございます。今後におきましては、これまでの活動を踏まえ、市民との連携を深めたボランティア活動等のあり方等を検討してまいりたいと考えてございます。

また、市民によるボランティア活動の実態につきましては、社会福祉協議会の呼び掛けのもと、各校区に校区ボランティアを設置していただきまして、一定の活動を行っていただいております。そのほか福祉基金の運用益で活動されておられます民間ボランティア団体も数団体あるように伺っていますが、議員さんが御質問の趣旨の市内全体としてどのような団体があるか、

につきましては、今のところ、把握しておりません。

次に、今回の大震災に対してどのように活動をしたのか、ということですが、このたびの阪神・淡路大震災の被災地におきますボランティアによる種々の活動は、想像を絶する痛ましい震災の中で人の心、人間の尊厳というものを私たちに教えてくれたものであろうかと痛感しているところでございます。

本市におきましても、多くの市民、事業所、また、団体等から数多くの義援金や支援物資が届けられていることは、御案内のとおりであります。こうして届けられました町会、自治会を初め市民皆さんの支援の心を被災地まで届けるべく、先ほど申し上げました市職員の有志で構成する「ボランティアを考える会」によりまして、日赤の窓口届けられた支援物資、地元生産者の提供によるみかん等を初め、婦人会を中心とした方々によるおにぎりなどについても被災地へ届けるなど、市職員と市民皆さんが一体となった連携取り組みを展開してまいったわけでございます。

一方、市民皆さんが被災地と連絡を取られ、直接現地まで物資を届けられた例もたくさんあり、また、バイク隊を編成し、現地で実践のボランティア活動をされたグループなど、広範にわたる市民、事業所や団体、また、市職員の自主的な活動も種々あったように伝え聞いておりますが、これにつきましても、細部にわたる内容まで把握するまでには至ってございません。

概括的な説明でございますが、以上でございます。

3点目は、ボランティア基金の問題、4点目のボランティアセンターの設置、5点目の市内企業ボランティア活動について、一括して御答弁申し上げます。

まず、本市では、議員さんが御質問の趣旨のボランティア基金については設置してございません。また、社会福祉協議会の中に福祉関係を主体としたボランティアセンターを設置しているわけでございますが、先生がお尋ねの趣旨でのボランティアセンターにつきましては、本市には設置してございません。府下市町村の実態につきましても、詳細な把握までには至ってございません。

ただ、本市におきましては、市民のボランティア活動をしたいという欲求も多々ありましようし、ボランティア活動の活用が今後、求められていく中では、目下、策定段階の第3次総合計画の中でも研究課題の1つに掲げ、鋭意関係部局相寄りまして検討いたしておるところでございます。

また、御指摘の企業ボランティアの実態につきましても、今後の状況調査等を踏まえまして、ボランティア検討委員会での研究課題といたしてまいりたいと考えてございます。

私の方からは以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 3点目の地域福祉基金関係につきまして、福祉事務所金谷からお答えを申し上げます。

先生がおっしゃってられます地域福祉基金に相当するものとして、本市では、和泉市福祉基金を設置をいたしております。その設置の目的は、市民の積極的な社会福祉活動を振興することでございます。国の制度で積み立てることとされているいわゆる地域福祉基金分と合わせまして、5年度末現在で4億3,736万円の積み立てを行っております。その基金の運用益をもって福祉関係のボランティア活動への支援を行っているところでございます。

以上です。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 指導課長（堀川不可止君） 先生御質問の6点目、学校におけるボランティア活動について、指導課堀川がお答え申し上げます。

先生が御指摘のように現行の学習指導要領は、子供たちに必要な能力や資質及び態度の育成について、体験を通して学習させることの重要性を強調しております。私どもといたしましても体験学習の重要性を十分認識し、各学校の教科領域の学習に体験学習を取り入れるべく、授業の工夫、改善を図るよう指導しております。

先生が御質問の奉仕活動、いわゆるボランティア活動につきましても、体験学習として進めることが第一でありまして、学習指導要領では、主に特別活動という領域の中の学校行事の内容として、勤労生産、奉仕の行事が位置付けられ、明記されております。

ボランティア活動の内容は多種多様にわたりますが、大きくは3つの柱を考え、取り組むように指導いたしております。①環境美化に取り組む活動②高齢者福祉教育としての活動③障害者福祉教育としての活動の3つがございまして、

地域の実態等により何に重点を置くかは変わってまいりますが、多くの学校園で取り組まれておりますのは、まず、学校園周辺地域の清掃活動や空き缶回収活動でございまして、その中には、地域の方々と一緒に活動するといったこともございます。次に、福祉施設を訪問したり、地域の高齢者を学校園にお招きして交流を深める活動も行っております。また、近隣の障害者施設や養護学校との交流を通して、障害のある方々と触れ合う活動などがその主なものでございます。

以上でございます。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

- 議長（松尾孝明君） 市長答弁。
- 市長（池田忠雄君） ボランティア活動につきまして種々お尋ねをいただいておりますが、

私たち公務に従事いたしておるものは、ボランティアという立場ではございませんが、それなりに今回の阪神大震災におきましては、市内の皆さんに呼びかけさせていただき、義援金をお願いをさせていただいたり、あるいは物資の搬送等につきましてもいろいろとお受けをさせていただきました。また、各種団体等に激励を申し上げ、公務の中でいろいろ活動もさせていただいてまいりました。また、西宮、芦屋にも出向きまして、被災地の現状等につきましてもそれぞれ把握をさせていただき、今後に対処させていただきたい、このようなつもりで今日まで活動をさせていただいている点、率直に御報告申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 助役（田中昭一君） 今、市長から答弁をされておりましたように、私も公務の中でのボランティアということについては、それなりにやっておるつもりでございます。ただ、個人的にこれは果たして大きな声でボランティアと言えるかどうかわかりませんが、お天気の良い休みの日などには、家内を連れて内田に祠というのがございますが、そこの掃除などにも出かけているのが実態でございます。

以上でございます。

○ 18番（赤阪和見君） 今、僕が市長、助役、教育長、収入役などに聞いたのは、ボランティアについてどのようなお考えなのか、であります。その点は、後でまたお聞かせ願いたいと思っております。

最初に、政治資金規正法ですが、選挙というのは非常に難しい。有権者にお手伝いを願う方があってこそ選挙がやれるわけでして、これこそボランティアでやらしてもらわなければ、今の法を守ろうと思えばできない。今の答弁を聞いてまして、私も大きな買収や供応等はありませんが、若干、そう言われればそうかな、また、持っていかれた人もあると思います。そこには、「皆で渡れば怖くない」的な考え方があるのかとも思います。

選挙事務所でも、われわれで弁当の提供は1日45食しかできない。しかし、事務所の裏で炊き出しをされている。酒なども暑いときですから飲んでいることも事実です。もっと言えば、どこそこの知事さん、町長さん、市長さんが当選したとき、即日開票ですから、NHKで夜中の12時ごろには映ります。そこでは、必ずと言っていいほどダルマや酒樽が出て振る舞っている。この法から言えば違反ですが、それが放送という公器に乗っている。しかし、だれもつかまえに行かないし、行けない。そこに公職選挙法が3大ザル法の1つだといわれる所以があるのではないかと。

しかし、最近の政治情勢や国民有権者の政治離れ、政治不信が、金銭にまつわるものがある

ということで今回、4法が改正された。大阪府知事の資金団体並びに昨日、百条調査委員会が設置された東大阪市長の政治資金団体がやり玉に上がってきていることも事実です。

その点では、今回の改正を機に選挙管理委員会並びに議員、有権者の三者が本当に美しく正しい選挙をしよう、法を守ろうという気持ちをしかりと持つためには、だれがどのようにすればいいのか。われわれも衿を正す気持ちがあり、正していつているつもりですが、今の流れでは、なかなか正せて正せないのが現況ではないか。そこで、その心意気ぐらいを聞かせていただきたいのが1点であります。

先ほど、市長に聞きましたが、一般の市長は、税制上の優遇はありませんか。

- 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） ありません。
- 18番（赤阪和見君） それは僕の勘違いでした。わかりました。その点では、市長の後援会が4団体あるということですが、これは個人の寄付なのか会費なのか、企業、団体の寄付もあったのかどうか。

それから、1月1日から政治資金団体ができまして、市長はそれに登録をされたのか、規約、役員の変更届けを出されたのかどうか、その点だけお聞かせ願いたいと思います。

結局、私たちのカネの動きは、政治家個人への寄付行為はだめ、物品の提供もお酒はだめだ。しかし、どこの選挙事務所へ行っても賑やかに酒が並んでいるのが現実の実態です。当選後の政治家個人に対する当選祝でも金品はだめだということですね。

- 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） そのとおりでございます。
- 18番（赤阪和見君） ビール券等が持ち込まれて、また、受けておったということが少なからずあると思います。今後は、政治資金団体で受けていくような、個人で150万円、企業で50万円という形になってくる。選挙に対してはまた別である、と理解をします。

この本だけを各会派に配り、議員さんから後援者にわたしておいてや、という形ではなく、私たちの選挙を目の前に控え、衆議院も参議院もあり、府会議員の選挙もある中で私たちから衿を正していく。特に職員の皆さんからも衿を正していただかなければ、この4月9日の府会議員選挙前に各地で事務所開き等が各地で行われている中でそういうものが散見されています。1つの方向性をしっかりと選管として打ち出していただけか、その点をお聞かせ願いたい。

- 市長（池田忠雄君） 私に対するお尋ねでございますが、4団体ございまして、それぞれ政治団体としてお任せをしておりますが、適法に管理運営をしていただいているものだ、このように考えております。

それから、1月1日から政治資金管理団体というものを新しく登録しなければならない。す

すべての政治資金の出し入れは、その政治資金管理団体を通じて行う、と改正されたやにお聞きをしております。その意味合いでは現在、政治資金管理団体として新しく届け出をさせていた

だいでいるはずでございますので、お答えをさせていただきます。

○ 18番（赤阪和見君） 市長、そのように言うているから危ない。資金管理団体の代表はだれですか。

○ 市長（池田忠雄君） 私でございます。

○ 18番（赤阪和見君） そうでしょう。「私です」と言いながら、「しているやに思います」とかね。しているなら「している」ときちんと言うてもらわないといかん。あなたが代表者ですよ。それが「しているように思います」とか「4団体の後援会が適法に管理していると思います」という言い方をされると、あなたから離れたところにある。これは私たちも一緒です。あなたにもしものことがあれば和泉市の恥、私たちの恥なんですよ。もう少ししっかりした答弁をしてもらわんといけません。今のような答弁を聞いたら市民も納得しかねると思います。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘痛み入ります。政治資金管理団体として届け出をいたしておるわけでございます。

○ 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 選挙の公明、公正に向けてどのような心構えを持っているか、というお尋ねでございます。

いろいろと違反と思われる実態があることについて、選管としては、違反をなくすためにはどのように啓蒙していけばいいか、いろいろと苦心をいたさなければならないところか思います。

大変難しいお尋ねでございますが、選挙違反をなくして公明、公正な選挙を行っていくためには、まず、何が違反なのか、ということの有権者、政治家すべての方に知っていただくことが大切かと思えます。情報の提供につきましてはいろいろな方法があると思えますが、当面の方法といたしまして、今回、政治改革4法の周知を図るべく、国の方からも現在まで7冊程度の冊子が配布されてきておりますので、その目的に従いまして候補者あるいは政治家等の専門的な分野に向けまして冊子はその方に渡し、また、すべての有権者に知っていただくべき問題につきましては、各戸配布という形をとらせていただいた次第であります。

また、本市の明るい選挙推進協議会の活動を活発にさせていただき、勉強会等を通じて政治意識を高めてまいることも考えなければなりません。何を申しましても選挙違反をなくすためには、先生がおっしゃいますように有権者、政治家、行政の三者が一体となって目標に向かって努力しなければならないと思っております。よろしく願いいたします。

○ 18番（赤阪和見君） これ以上どうのこうの言うことはありません。私たちが気を付ければ



いいわけです。議員という形の中で他に惑わされることなく、市民に訴えていくという形でやればいいわけですが、全体的にそれだけでは及ばないところもあります。

今後、和泉市で行われる選挙については、立候補説明会等では、予定される事務所とか後援会事務所にはっきりわかるような大きな文書を張っていただけるよう、寄付はいけない、物品はいけない、資金管理団体へはこういう形ならいけるとか、政治家を育ててほしいという、市民有権者に対しては、選管として外へ向けてのPRを立候補者とともにしていただける形であればいいのではないかと思います。これは提案ですが、いろいろ考えていただきたいと思ひます。そこにはいろんな問題があると思ひますが、よろしくお願ひいたします。

2点目のボランティアの件ですが、全部答弁が食い違うわけです。和泉市のボランティアは、一体、どこでどのように総括してやっているのか。以前、ボランティア保険の中では、市行政としてボランティア、市民の力を集結し、利用させていただき、市民のボランティア意識、他を思いやる意識を大きく育てていってはどうか、と提案もしたことがあります。その点では今、どのようなボランティアをしているのか市全体ではわからない、という形では、本当にやる気があるのかと思ひます。

皆さん、大震災の報道を見てもわかるように、もし、和泉市があのような状態になったとき、本当にボランティアの人たちがしっかり活動ができるような体制を、ここにいる私たちがつくらなければだれもつくってくれません。まず、平時平穩なときにこそ、本当にやりたいという人の意思を尊重し、そのリーダーを育てていくのが当然ではないかと思ひます。

ボランティアの窓口について問い合わせをしたら、何か市の中に職員のボランティアがどうの、職員のボランティアは職員のボランティアでまた1つの問題があるかと思ひます。しっかりとした方向性で今後、ボランティアセンターとかの形の中で検討しなければならない時代がきているのではないか。

今の答弁では、大阪府下のボランティアセンター設置状況もわからない。今、都道府県のボランティアセンターの運営を官民一体のものとするとともに、全市町村数の約半数がボランティアセンターを設置している。全国的に見て半数しか設置していないが、そういうボランティアの方々をしっかりと把握すべきであると思ひます。

また、ボランティアの方々動くためには何が要るか、1つの組織であれば事務所も電話も要ります。その機械器具等をしっかりと手当してあげて動いていただく。もちろん、無償ではあると思ひますが、その電話や場所まで無償であるべきか、これは非常に問題があるのではないか。

そこで、1つお尋ねいたしますが、久保惣美術館にボランティアの方が何人ぐらいどのよう

な形で動いておられますか。おカネを払っておればそれで結構ですが、どのような実態の中でやられているか、お聞きをしたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 教育委員会答弁。

○ 社会教育部長（大塚孝之君） 美術館のお尋ねでございますが、ボランティアの組織で「久美会」というのがございまして、約10名の方が定例的に受け付けとか出札、館内の監視も含めてやっております。女性の方が主で、無償のボランティアでございます。

以上でございます。

○ 社会教育部副理事（中野 徹君） 続きまして、美術館の中野から実情を御説明いたします。

開館以来今日まで11名、現状は10名になっておりますが、その方々が活動してくださっております。無報酬でございます。基本的な作業としては、美術館の受け付け、監視、出札の業務と同時に、美術館の中で質問があったときの取り次ぎあるいは自分たちで説明をしていただく部分はしていただく、という内容がございますので、研修をいたしております。その研修の実費は、美術館の方で負担をしております。

大体、そのような活動でございます。

○ 18番（赤阪和見君） 1つのところでやられているわけですね。そこでは美術館というハコがあり、ボランティアの10名の方が会合し、ローテーション等を組み、館長さんやいろんな人と相談をしながら毎日、働いておられる。動く拠点があるわけですね。しかし、市民相手にボランティアをしようと思えば、その家に行く道中の費用なども要ります。全体的なボランティア活動の中でその経費を生み出していく基金が今こそ必要ではないかと思えます。

また、福祉基金の中の数団体のボランティアの実態も把握していない、と言われますが、福祉関係だけで福祉基金を使っておられるのはいかがなものか。いろんなボランティアがあります。助役さんがいみじくもおっしゃってましたようにホコラを清掃しているのもボランティアでしょう。

今回の大震災の中でどんなボランティアがあるか。寝たきりのおばあちゃんが隣近所の方、ボランティアの方におむつの取り替えまでやっていただいている。しかし、そのボランティアが「あのおばあちゃんもボランティアをしているんですよ」と言われます。というのは、朝、昼、夜の御飯は面倒を見てもらっているが、昼間の時間は、被災された方々が荷物を置いて自分の家に帰るのでだれもいなくなる。しかし、あのおばあちゃんが寝ていてくれるから、私たちは安心して家へ帰って道具を出したり片付けたりできます、とおっしゃる。寝ているおばあちゃんまでかボランティア意識があるわけです。

また、外国の話ですが、植物人間の老人が、これも一面から見ればボランティアです。世話ができる、世話をさせるだけのありがたさをボランティアに感じさせるのが自分なのだ、と訴えています。フィランソロフィーという企業ボランティアの形があります。一流会社の部長クラスが5時になるとすっと帰り、教会へ行く。そこでホームステイの方々にパンやミルクを配っている。「部長、なぜそこまでするのですか」「これがステイタスシンボルのボランティアだ。私は社会で働いて社会的地位は得た。しかし、こういうボランティアができる喜びを感じているのだ」とスリーMのフィランソロフィーの担当者がおっしゃってました。そういうボランティアが本当に生き生きと働ける場をつくるまでの機関車が行政としてのあるべき姿ではないか。

1つ私が不思議に思ったのは、この和泉市は職員数が多いのかと思いました。市役所の窓口では、2人の職員が気の毒に寒いところでストーブを背負いながら災害義援金の受け付けで座ってました。そういう形でされるならば、市内からボランティアを募ってやるのが当然じゃないか。また、大阪府からきた職員の派遣でも、土曜日、日曜日は残業が付いているじゃないですか。こんなボランティアはありませんよ。あれはボランティアとは違いますよね。和泉市の行政の中でやられているボランティアは、市役所にある一切合財車も電話も使える中での行政を代表するボランティアである。和泉市役所という企業の中から派生したボランティアである。外へ出たボランティアではありません。

というのは、和泉市の職員が盆おどりのときボランティアと称してお手伝いをしていますが、市職員が出てくるのは当たり前と市民は思っています。給料もろうてんと違うか、思っている人もいます。何かわからん形の中で職員が働かされている。それがボランティアだと思っている気持ちがあれば大変なことになると思います。

その点では、市長、助役、教育長など特別職の方が、本当に和泉市のボランティアをどのように考えておられるのか。ボランティアに対してどのような気持ち、また、こうあるべきというものを持っておられるかどうか、最後に聞かせていただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 阪神大震災におけるボランティア活動をつぶさに拝見をさせていただき、本当に胸が熱くなるような感動を覚えたわけでございます。本市におきましても、そうした事態に備える意味も込めましてボランティア活動を推進をさせていただき、お願いをさせていただかなければならないという気持ちでございます。

前々から本市といたしましては、職員のボランティア活動の推進あるいは市民の方々のボランティア意識のお願いという形で、企画調整部を通じてボランティア検討委員会を昨年度、発足をさせていただきました。いろいろと郷土のボランティアに対する市民ニーズをお聞かせい

いただき、登録をいただき、少しでもこうした部門でボランティア活動をしていただきたいという体制を取っていくように、ということでございます。

御指摘の点につきましては、本検討委員会を通じまして、市民の方々にボランティア意識をどのようにお願いをさせていただくか、また、その機運をどう醸成をさせていただくか、今後ともシビアに検討させていただきまして、いろんな意味でボランティア活動を推進を願える意識の育成を図らせていただきたい。

福祉におけるボランティアもいろいろとございますし、また、他の面における一例は美術館におけるボランティア、また、危機管理の中でのボランティアとは言えませんが、最大の協力者である350人の和泉市消防団の方々は、各地域でそれぞれボランティア的な意味合いで危機管理に対するいろんな御協力をいただいております中核体ではないか、このような位置付けも持たせていただかなければなりません。

そうした既存のものはそれなりにお願いをさせていただくとして、新しいボランティアの育成につきましては、御指摘を胸に置きまして検討委員会で十分対応させていただきたい、このように思っております。

○ 助役(田中昭一君) 赤阪議員さんからボランティアにつきましていろいろ御指摘なり御意見をちょうだいをしているところであります。ただいま市長からもる御説明を申し上げました。今後は、行政とボランティアとの関係につきまして鋭意、そこらをテーマとして研鑽を高めていきたい、かように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 教育長(杉本弘文君) 私からお答えさせていただきます。

私たちの生活の中では、旧来のまちでは、隣組組織という中で近隣とのつながりが非常に強いものがございました。お互いに助け合うという意識が強かったように思います。しかし今日、社会生活あるいは生活様式の変化等がある中、連帯意識が薄れてきたように思います。その中では、ボランティア意識が正直申し上げて非常に薄いものがあったと考えております。

しかし、そのような中、今回の震災で若者のボランティア活動が大きく感銘を与えましたし、また、感銘を受けました。これらを教訓として地域ボランティアの育成を初め、私の立場から学校教育におきましても、あるいは社会教育においても取り組みを強めてまいりたい、このように考えております。

○ 18番(赤阪和見君) 検討委員会はいつ発足され、どのぐらい登録されているのか、その辺についてお聞かせください。

○ 企画調整課長(油谷 巧君) 企画調整課油谷でございます。発足は、平成5年2月22日でございます。

検討委員会のメンバーとしましては、企画調整部長を委員長としてイベントとかいろいろな施策がありますが、その関係の課長が構成メンバーになってございます。

○ 18番（赤阪和見君） この検討委員会は、ボランティアに名を借りた行政の横流しですわ。今、答えられるようにイベントなどに対する範疇しか出ていない。本当に他を思いやるのではなく、市行政をボランティアを使ってどううまく回すかという考え方が底流にあるのではないかと思います。

いみじくも今、市長がおっしゃいました。消防団の方はボランティアでしょう。これは消防団にしてはいけないとは言いませんが、私の主張は、他のボランティアの人たちにも、傷害保険とかいろいろな形をきちんと付けていってあげるべきです。消防団は、条例によって少ないおカネですが、少なくとも身を危険にさらすためある程度のもはされてます。消防団に文句を言うことは決してありません。本当にご苦労さんでございます。

しかし、私たちも市長も一緒にアメリカの姉妹都市へ行って消防署を見られましたね。職員さんは1人、あとはすべてボランティアです。その代わり6割以上か8割以上か出席しなければ首になるが、20年やれば年金が付くという形の中で、彼らはレスキュー隊にしるヘリコプターの操縦から何から何までボランティアでやっています。

アメリカは、企業のフィランソロフィーが非常に盛んな国でありまして、民間の力が大きく行政の役割を担っております。和泉市を初め日本の国はそうではないでしょう。スイスの犬よりも総理大臣が来る方が遅かった、と話題をまいてますが、行政の1つのぼたんの掛け違いがあのような形になってくる。コンピューターのインターネットを使ってカリフォルニア州の州政府の方が早く情報をつかんでいたと言われるのも1つです。もし、消防署がつぶれるところでもあったとしたら、アマチュア無線など民間の力が大きく利用されてこそ、初めて市民の生活を守る体制がつくれると思います。

ボランティア検討委員会に登録されているとかどうのこうの言ってますが、縦割り行政の影響で横の連絡は何もない。ひとつお願いします。教育委員会にしる、建設、市民課にしる、横の線をしっかり持ったボランティア組織をつくり、悲しいことですが、阪神大震災の教訓を対岸の和泉市でものにした、と言われるよう、そこから1つの屋根が生まれたと言われるときがくるよう、私たちも協力しますのでよろしくお願いします。

以上で終わります。

---

○ 議長（松尾孝明君） 次に、25番・天堀 博議員。

（25番・天堀 博議員登壇）

○ 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。市長の市政運営方針をもとにして、幾点かお聞きをしたいと思います。

市長は、市長就任20年ということでございますが、ちょうど私もあなたの市長選挙のときに補欠選挙で当選をさせていただきました。幸いなことに無投票でありましたため、あなたは、12月2日の任期以降3日から市長でしたが、私は、12月1日から2日早く議員として末席を汚させていただきました。

この20年間、言わば議員の席と理事者の席と向かい合ってずっとお付き合いをさせていただきましたが、市長が今回の市政運営方針の中で「常に市政にロマンをモットーに」と言われてますので、20年たった今日、そういうものがどこに生かされ、あるいはどれを指してそうおっしゃっておられるのか、お聞かせを願いたい。これが1点目であります。

2つ目は、戦後被爆50周年の年になります。あの忌まわしい戦争が、アメリカが広島と長崎に投下した原子爆弾によって終結をした結果になったわけではありますが、今年の市政運営方針でも「その他の施策」で述べられておりますが、戦後被爆50周年という意義深い大きな節目になるわけであります。既に戦後生まれの子供たちの方が数が多くなってきている状況ではありますが、その状況の中ですれれば風化をしがちであります。そこで、今年の方針の中でどのようにこれを生かされようとしているのか、その点をお伺いをしたいと思います。

3つ目は、新庁舎建設の取り組みと財源の問題であります。以前にもお聞きをいたしました。現時点で庁内の小委員会で種々調査検討をされておられますが、どの程度まで進んできているのか、進捗状況というか到達線についてお聞かせを願いたいと思います。また、いまだ小委員会の範疇から外に出るという状況にまで至っていないだろうと思いますが、その辺も含めてお聞かせを願いたいと思います。

それと、建設に向けて一番大きな要は財源問題であります。財源問題についても見通しをどう立てておられるのか。これは後の議案審議の中の補正予算で減額補正をされている面もございますが、財源問題についてのお考えも合わせてお聞かせを願いたいと思います。

4番目は、副都心への行政機能についてであります。4月からの新駅のオープンに合わせまして公団案内所内に出張所ができることが「広報いずみ」でも報告されておりますし、種々委員会等でも述べられております。今までのサービスセンターより取り扱い業務範囲も多少広がっておりますし、住民票などは、今までのファクシミリによる電送方式でなく、端末機を使います即時交付になるということで、早くもなります。

そこで、まず、この出張所の広さ、職員数、開設時間について、総務委員会でもお聞きをしましたが、重ねてお聞きをしたいと思います。

次に、シビックセンターが本格的にできてくる時点です。大体、平成8年から11年には、シビックセンターに総合会館という形でいろんな施設ができてくると聞いていますが、その時点には、今回の出張所そのものが、そのままの形でこの施設に移行していくと考えているのかどうか。その程度なのかどうかも合わせてお聞きをしたいと思います。

以上、4点についてお聞きをいたしました。答弁によりましては、自席から再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんから市長の言う「市政にロマンをモットーに」とはどういうことか、という御質問でございます。率直にお答えをさせていただきたいと思います。

天堀議員さんが御指摘のように、私も昭和50年12月に就任をさせていただいてからちょうど今年で20周年に当たるわけであります。天堀議員さんも同じときに補欠選挙で出られ、奇しくも20年間、前と後ろでお付き合いをさせていただき、古い馴染だなと感慨ひとしおのものがあるわけでございます。

私の言うロマンとは、政治家が持つ夢やロマンは夢で終わらせてはならない。実現性のあるロマンを求めて山登りをさせていただいてまいりました。現実的には、いろんな対応が一杯ございましたが、これは議会や市民の御協力を得て1つずつ克服、しのがせていただいて今日に至っているわけでございます。

私は、いつもあるべき姿を求めて1つの理念を持って市政を運営してもらえればありがたい。その理念とは、この広大な面積の和泉市、間口が狭くて奥行が5里以上あり、和歌山との府県境に接している広大な面積を地形的に調和を取らせていただきたいというのが、ロマンの1つの柱でございました。

それには大きな力の導入を図らせていただき、丘陵部と市街地を調和のある発展をさせていただきたい。そのためには、真ん中に1つ泉北鉄道を延伸願い、駅を1つつくっていただきたい、これが快適に住む1つの条件ではないかと思いました。駅をつくるため、あるいは丘陵部と市街地をつなぐ地形的な調和を取らせていただくために公園を導入をさせていただき、今、トリヴェールが進行中であるわけであります。

その意味合いでは、一定、駅もやっこの4月にオープンができる。その横には、念願の学術文化の進展のためには、大和川からこちらに1つもない総合大学を引っ張ってきたいという夢も、桃大が進出してくれることによりましてその拠点の1つになる。さらに、若い人が和泉市勉強したり動くことが、市政に対する1つの活力になってくるのではないか、そういう意味合いで桃大も誘致させていただきました。議会の御協力を得て順調に進ませていただいております。

ます。

また、市街地と山間部、丘陵部の調和を取る1つの動脈は道路でございますので、和泉中央線を幾ら隘路があっても何とか上まで伸ばささせていただき、バスを走らせて停留所もつくり、1つの動脈を形づくっていききたいということも実現ができてまいりました。

また、こういう地形的な調和とともに産業面での調和も何とか図りたい。地場産業は非常に低迷しております。繊維も人造真珠も同じくであります。新しい産業の導入を図り、既存の産業との調和を取りたいというのが、府市協調のコスモポリス構想でございました。これもおかげさまで泉佐野、岸和田が低迷する中、3つある中でうちの順調にいかせていただき、やっところさ造成に漕ぎ付けるまでに至りました。これで何とか産業面での調和を取らせていただきたい、このように考えてやってまいりまして、それぞれがやっところさ1つの出発点に到達してまいりました。

私は、まちというものは、住み、働き、学び、憩うという側面が郷土の中で息吹きできましたならば、良いまちになるのではないかと考えております。そうしたロマンを求めて御協力をいただきながら20年間、歩ませていただけてまいりました。私が言うロマンとは、そういう現実的なロマンでありまして、どう調和を取っていくか、地形的な調和あるいは産業面での調和、人と人の調和はもちろん同和行政であり福祉行政でありますか、人が人として尊ばれる世の中をつかっていきたい、これも1つの私の理念であるわけであります。

いろんな意味合いで住み、働き、学び、憩うという、ただ、憩うという面では、ラーバンがちょっとおくれて恐縮でございますが、何とか和泉市の1つの側面として息吹かせていただいたらありがたい、こういう気持ちもあります。

「市政にロマンを」というのは、現実から明日を見詰めてその理念あるいは夢やロマン的なものの実現を図らせていただくのが政治であると思っております。その意味合いでは、議会、市民の御協力あるいは国・府の御支援を得ながらこの20年間、行き届かないながらも山登りをさせていただけてまいりました。そうした現実的な明日を目指しての対応を図らせていただきたい、それが私のロマンでございます。大変御協力をいただけてまいりましたことを感謝をいたしながら御答弁に代えさせていただきたい、このように存じます。よろしく願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 総務部次長（池辺 功君） 2点目の戦後被爆50周年につきまして、総務課池辺より御答弁させていただきます。

昭和58年12月市議会におきまして「核兵器廃絶平和宣言都市」の御議決をいただき、以後、



毎年、被爆平和展、平和葉書展、市民平和バス広島派遣、ピースツアー等の各種事業を実施し、平成5年度には、宣言10周年を記念いたしまして庁舎前に平和記念モニュメントを設置し、より一層啓発活動に努めているところでございます。

また、今年には戦後被爆50周年に当たり、風化しつつある戦争体験事実を厳粛に受け止め、戦争の悲惨さを語り継ぎ、今後の平和へつないでいく意味合いから、記念事業といたしまして市民平和バスの1台の増車、語り部の講演、戦時品の収集展示等を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 市長公室次長（石本博信君） 3点目の新庁舎建設の取り組みと財源問題につきまして、施策推進室の石本よりお答えいたします。

現庁舎は、昭和33年に建設以来30数年が経過し、年々老朽化が進みますとともに、人口増加や行政需要の多様化に伴う行政事務量の増大から狭隘となっております。昭和60年には、南北分室の設置に至ったものであります。その結果、市民の方々に多大の御不便をお掛けしているのが実情であります。したがって、これら問題の解消と複雑多様化、増大する行政需要に対応し得るため、その行政拠点となる庁舎整備は必要であり、21世紀に向けての課題と考えております。

御質問の現段階での取り組み状況ですが、新庁舎を考える上でまず検討しておかなければならない行政内部事務、文書事務管理、窓口事務、OA化、執務環境等々のあり方につきまして、課長補佐、係長クラスの職員による4研究部会を設置して調査検討を行い、その報告をもとに現在、関係課長で構成しております庁舎問題検討小委員会で基本構想の案を策定すべく、先進都市の事例調査もいたしながら研究検討をしているところでございます。

小委員会の範疇を出るに至っていないのか、ということについては、そのとおりでございます。現在、基本的な考え方を整理しているところであります。一定の考え方がまとまりましたから議員先生方にも御相談申し上げ、いろいろと御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

また、財源の見通しにつきましては、平成4年3月31日に和泉市庁舎建設基金条例を制定していただき、基金として一定の積み立てを行ってきたところでございますが、近年の社会経済情勢の変化により基金の積み立てが大変厳しくなっているのが実情であります。しかし、将来的に建設しなければならないため、厳しい状況ではございますが、今後も引き続き従来どおり、臨時財源を基本に基金の積み立てに努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく

お願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 企画調整部次長（今村堅太郎君） 4点目の副都心への行政機能について、企画室今村からお答え申し上げます。

まず、面積、職員数、時間ということでございます。面積につきましては約47㎡。職員数は、5人を予定しております。時間につきましては、本庁と同じく9時から5時15分という時間帯を予定しております。

次に、将来的なことかと思いますが、総合会館への移行時点での考え方でございますが、副都心における行政サービス機能を果たすため今回、設置されます出張所につきましては、最終的には、シビックセンター内に設置が計画をされております（仮称）総合センター内に移すという構想をしております。このため、この4月3日から業務を行うことになっております中央丘陵の出張所につきましては、当該施設が設置されるまでの間は、住宅・都市整備公団所有の仮設事務所を借用するという対応していくことになっております。

また、その取り扱い業務につきましては、今後も住民の利便性及び効率的な事務処理体制並びに出張所の利用実態等を勘案しつつ、引き続き取り扱い事務についての検討を進めてまいりたいと考えております。

また、スペースの問題ですが、総合会館の開設のときには、本市の出張所としての機能を果たすにふさわしい面積を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 25番（天堀 博君） 1つずつお願いしたいと思います。1番目の市長に対する質問ですが、十分お聞かせをいただきました。これで結構でございます。

2つ目ですが、市政運営方針の中でも「人権を尊び、核兵器も戦争もない平和な世界を願う」と頭しております。その点からいけば、戦後被爆50周年にはなるほどこういうことをやるんやな、ということです。ところが実際には、総務部からお答え願ったようにバスが1台から倍の2台になり、語り部の講演会ということです。これは総務部だけの問題ではなく行政全般にわたってどうか。後で市長にも聞きますが、「市政にロマンを」、夢を持って行政に携わることは政治家として必要ですが、今年の意義ある年にそれらしきことをしていくには、行政全般にわたっての考え方が大事ではないか。その点では、取り組みそのものも弱いのではないかと思いますので、まず、その点からお聞かせ願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 1点目は、お聞き届けいただきまして感謝にたえません。ありがとうございました。

2点目で叱られるのではないかと感じておりましたが、案の定、いろいろと御指摘をいただきました。まことに痛み入ります。市政も市制施行40周年という1つの節目の年を迎えております。また、戦い敗れて50周年という1つの節目の年でもあります。なるほど予算面の取り組みとしては、御指摘のように少ないということでございます。バスを増やしたり、語り部を呼んだりいたしますが、それ以外に従来、やっておりますことは、全部やらせていただくつもりでございますが、弱いのではないかと、という御指摘は痛み入ります。

私は、行政各般にわたって被爆50周年をお互いに再認識する中で、平和の尊さというものをどう噛みしめていくような市政の運営をさせていただくべきか。平和であればこそ、こうしていろいろと議論もできます。あるいは教育や福祉や都市基盤などと言っておられますが、なかなか平和でない世の中は、世界各国を考えて見ますと大変な事態だと思います。平和の尊さを市民1人ひとりが噛みしめて生きていくような風潮をどうつくらせていただくことができるかも考えております。

予算的には少のうございますが、少なくともいろいろな行事のときには、市制40周年と戦後50周年という冠の中で、市民の皆さん方にも平和の尊さを噛みしめていただくような行政各般にわたります施策も考えてまいりたい、このように率直に思っております点を御報告を申し上げます。御理解をいただきたい、このように思います。

- 25番(天堀 博君) 施策としては、いろんなイベントその他のときにはいろんな意味合いも込めてやっていきたい、と言われますが、総務部の方から、私の弱いのではないかと、という指摘に対して、それ以外に何かお答えがありますか。直接担当しているのは総務になってますのでね。念のためお聞きをしておきます。
- 総務部次長(池辺 功君) それ以外と言われますと、現在、考えておりますのは庁舎に懸垂幕を設置するとか、また、「広報いずみ」に掲載するなどを検討したいと思っております。
- 25番(天堀 博君) そういう細かい1つ1つの問題についてはぜひともやっていただきたいことと、個人によっていろいろ考え方の違いはあろうかと思いますが、戦後被爆50周年というからには、あの戦争についてどう感じており、反省をするのも大事かと思っております。私は、1943年(昭和18年)1月に生まれましたので、うろ覚えで何か防空壕に引っ張り込まれた感じはありますが、それ以外に特別に戦争の体験は、親父を戦死させたぐらいで直接的にはないわけです。市長は、兵隊に行く行かなかったは別として、私よりも多少年配であるので、戦争そのものも御体験をされていると思っております。

そこで、戦後50周年という1つの大きな節目の年として、戦争そのものについて、あるいは世界で唯一の被爆国の国民、和泉市民の代表である市長の立場から、戦争や被爆したことに對

する思いをどう持っておられるのが、お聞きをしたい。これは施策ともかかわってくるので、そういうものが根底にきちんとなければならないと思います。

- 市長（池田忠雄君） 非常に難しい問題でありますし、また、簡単な問題でもあるという気持ちでございます。天堀議員さんより少しだけ年齢が上でございますので、ちょうど小学校から旧制の鳳中学校に入りましたときに終戦を迎えました。B29から機銃掃射を校庭で受けたり、危険な目に遭った戦争の体験を中学生当時経験しております。また、戦い敗れてヤミ市等を歩きましても戦争とは悲惨なものであり、荒廃した戦後の中をどさくさに大きくなってきましたので、感慨ひとしおなものがああります。戦時中の恐ろしさ、戦い敗れた戦後の荒廃した人心、ろくに食べるものもない時代に遭遇をいたしました。

先般、阪神大震災の被災地を回らせていただいたときも、戦争の爪痕のような思いがそうした体験とだぶりまして悲惨な感じがいたしました。やはり戦争というものは、二度と再び被爆国日本としては起こしてはならない、という強い気持ちで生きてまいりました。戦後50年を迎えましての率直な心境としては、二度と戦争があってはならない、戦争は人類の最大の不幸であると考えておまして、その意味では、核兵器廃絶平和都市の議会の宣言は、和泉市民の柱として貴重なものであります。

なくしていかなければならないのは核兵器ではないか、このような気持ちも持っております。率直な気持ちとして「戦争は起こしてはならない。核兵器は持ってはならない。平和こそが尊いのだ」という所管を御披瀝申し上げ、戦後50周年の中でその思いをなお噛みしめ、市民皆さんにもお知らせをしていきたい気持ちでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

- 25番（天堀 博君） 絶対に戦争を繰り返してはならないし、核兵器も使用はもちろんのこと、持ってはならない、とおっしゃっておられます。先ほど、言いましたように市政運営方針で掲げられていること、今、述べておられることは、だてや酔狂ではないわけですので、施策の中に生かしていただきたい。どう生かすかは、幹部の皆さんが議場にお見えですし、それぞれのところでもスピーカーで聞いておられますので、その点は、行政全般にわたって十分深めていただきたい。今は、市長の姿勢と言葉を信じていきたい。決して裏切ることのないようにお願いしたいと思います。

あの戦争は侵略戦争である、とわれわれは言っていますが、その論議をしていると時間が足りなくなりますので、別の機会にしたいと思ひます。いずれにしても、日本帝国が外国に対して侵略をし、様々な残虐な行為をしてきたという反省の上にも立たなくてはならないと思うわけであります。

そこで、行政全般にわたってのいろんな施策となりますので、総務部だけに任す問題ではな

と思います。例えば子供たちの教育に責任を持っている教育委員会としても特に大事ではないか。学校教育、社会教育やその他の面では、今年はそのような年だという認識をした上での取り組みについての教育長の見解について、これは予告をしてなかったので申しわけないのですが、ひとつお願いをしたいと思います。

それからもう1つは、こういう年だからこそと思いますが、いまだにずっと申し上げておりますが、小学校の修学旅行が伊勢方面に行っておられます。6年度は済んでおりますが、実施校は何校で、どこどこへ何校行ったか、というデータがあればお示しを願いたい。

○ 教育長（杉本弘文君） 前段、私からお答え申し上げます。

御指摘のとおり教育というものは、児童・生徒の発達段階によってそれぞれの教育の中で平和の尊さというものをしっかり教え込んでいかなければいけないと感じております。

○ 指導課長（堀川不可止君） 小学校の修学旅行につきまして、指導課堀川よりお答えさせていただきます。

本年度におきましては、伊勢方面へは13校、広島方面には6校、犬山方面1校となっております。

以上でございます。

○ 25番（天堀 博君） 教育長の御答弁は、そのとおりです。先ほど、市長とも意見交換をしましたが、あの戦争に対する反省の認識の上に立って、平和の尊さについてそれぞれの発達段階で教育をしていく。単に平和がえんや、えんや、と言うだけでなく、また、外国を見てあんなことになっている、と対比するだけでなく、現実の世の中、世界的、国際的な流れの中での話としてはわかりやすいのですが、過去50年前に起きた問題についてはきちんと子供たちにも話をしていく、あるいは教育にも生かしていかなければだめだと思います。これは意見として言うておきます。

それから、このような時期ですから、1995年度の修学旅行については教育長、指導部長とも校長会にもお話をしていただきたい。先日、あるグループで長崎へ行ってきました。私は、長崎は三度目ですが、中学校では、よく長崎方面も行っておられるようです。小学校では、ぜひ平和学習を兼ねて広島方面への卒業旅行、修学旅行の計画もしていただく。こんな年やから必要ではないかと提言しておきます。結果も見たいと思います。

それから、これは時々言うとかないといついつい風化してしまいます。「おもしろ伊勢ワクワク志摩の修学旅行ミニガイドブック」、こんなものは使ってないと思いますが、確認しておいてください。例の赤福餅の餅屋さんから皆に配ったものです。ただの観光案内やったらいいんですがね。前にも指摘をしましたが、指導部長さんもかわりますので時々言うとかないと忘れ

られてしまうんです。「伊勢神宮の参拝の仕方」として「二礼二拍手一礼」という絵が載っています。赤福餅を土産に団体で申し込みをさせ、そして、これを代わりにあげるという方式をとってきた時期があります。「これは問題や」とお亡くなりになった西川教育長さんのときにやめさせる、という指示が出たようですが、その後どうなっているのか、追跡調査をしといていただきたい。これはついでにお願いをしておきます。

次は、庁舎建設問題であります。市長は平成7年をめどに、ということで、ちょうどこの前のその前の選挙でわれわれが出てきたときの最初の議会でそれをぶちかまされた。それまでは全然何も聞いてなかったのです。ところが、財源問題で行き詰まってしまい、21世紀に向けての課題というところまでかなりトーンダウンしてしまいました。答えは、社会経済情勢云々ということで、土地の値段が下がったこともその原因として言われると思います。

私は庁舎をあわてて建てる、という立場ではありません。もちろん、昭和33年に建てたこの庁舎が狭隘になった、ということはわかります。南北に分かれて市民さんやわれわれ自身も不便です。建てる必要はない、とは言いませんが、あわてて建てることはない。そんなおカネがあれば、もっとほかにもすることが一杯あると思います。しかし、市長が大きくそのときにたんかを切りまして、財源も「胸中深く秘めたるものがある」といろいろ論議をしたわけです。

そうやってきたことからすれば、なかなか庁舎を建てるめどがつかないということは、その点での政治責任も大きいのではないかと思います。その辺はどう思われるでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘のように何とか平成7年を目途にして、と申し上げてきた経過からして、社会経済情勢の変動、バブル経済が崩壊したという大きな事柄の中で財源的なめどが非常に立ちにくい。何とかと思ひ、この取り組みをしまりましたが、地価の下落の中では、議会の皆さん方の「せいて処分をしてはならんぞ」という御意見が大多数であったという報告を聞いておまして、せいて処分をするのはいかがか、ということで、土地処分の予算は、平成6年度予算は更正減させていただき、平成7年度につきましては、そういう議会の御意向も参酌をさせていただきながら、地価が上向いた時点でまた御相談をさせていただいて処分をさせていただきたい。もちろん、文化スポーツへの配慮もござりますが、財源として庁舎建設基金として積み立てをさせていただきたい、このように思っております。

当初、思っておりましたより大変ずれて申しわけないと思います。33年に建てて30余年経過、人口5万人の受け皿での庁舎でございます。今、15万5,000人を超し、間もなく中央丘陵の新住民を合わせて20万都市になろうとする本市の行政サービスの拠点としては限界であると思っております。その中では、「せかんでもええやないか」という御意見もござりますが、やはり21世紀をにらみまして、この庁舎が市民の活動の拠点としての役割からいたしますと、

建て替えていかなければならないと存じております。

しかし、その基本は、財源問題であるわけであります。臨時に財源を求めてやっていかなければ、今の厳しい社会経済情勢、和泉市行政が置かれている立場からしますと、他に財源を求めて建てていくことは至難ではないかと思っております。今、庁舎を建て替えますと、80億円から100億円の財源を必要といたします。もちろん、補助金も出ません。そうなると、半分ぐらいは自主財源を持ち、あとは起債でもってこの財源を何とかこなしながら庁舎建設に向かって進んでいかなければなりません。

当初の計画よりおくれで恐縮でございますが、このような地価の現状でございますので、折を見て土地を処分をさせていただき、財源の補填をしながら庁舎建設に向けて進ませていただきたい、このような考え方でございますのでひとつ御理解を相賜りたい、このように存じます。

- 25番(天堀 博君) 庁舎建設についてはいろんな問題があるわけでありますが、先ほどの施策推進室の答弁では、ずっと基本的な考え方の整理をしている、ということです。今までずっとそういうことを聞かされているわけですが、いつまでそれをやられるのか。もちろん、平行して財源問題があります。財源問題がバックにないのに、幾ら絵を示しても何や、となりますので、その辺の気遣いはあろうかと思います。

ところが市長、いろいろ原課でもお聞きをし、議会でも出た話ですが、一応、この場所で、ということ想定されている。庁内の小委員会でもそれを前提として考えられておりますが、この場所ということは、決まったものでも何でもなし。あなたが基本的にはこの場所で、と言われただけです。実際には、小委員会ではそれを前提として取り組んでおられるが、ほかのどの合意も何もその手立ては取ってない。

- 市長(池田忠雄君) 基本的には、この場所で、ということです。
- 25番(天堀 博君) また、場所も含めて規模にしてもどの程度のものにするか。今後、人口が増えていくという、例えば20万人を想定してどれぐらいのものが必要か、これは大体わかります。あとは、行政機能的にどんなものを持たせていくか、細かいことも言われておりましたが、これはそれほど難しい問題ではない。実務的な問題が絡んでくるだけです。何か事があれば、各市の新庁舎の機能なども視察に行ったりしているわけですが、視察に行っても行き放しで、ただ、ええな、ええな、と言うだけでどこも噛み合うことがない。その辺は問題として残るのではないか。小委員会で検討はされているが、なかなかその範疇を出ない。何かやっておられるのは事実ですが、何をしているのか、という気持ちを恐らく議会の皆さんは持ち続けておられると思います。

そこで、ネックというか要になるのは財源問題です。今、市長が言われたようにバブルが崩壊して云々ということですが、市長がぶち上げたことに対する反省なり責任はどうかとなりますと、こんな情勢やからしようがない、御理解をいただきたい、と逃げてます。今年の当初予算で出してきたときもいろいろ言いましたが、とうとうこの補正予算で減額補正が出て引っ込めてしまった。ここら辺について、だれが責任を取るのかと聞きたい。

当初予算では、議会に話もなければ何もない。あの問題を取り上げたのは私ですが、私個人に対して何もなければ、議長に対しても話もない。議会にも委員会にも何も話がないまま、あれを売るんや、しかも、坪100万円ということではんと出してきた。こんなことではだめですよ。大体、議会に対しても条件が整った時点で補正予算なり何かの形で計上してくるものだ、と言うと、これは年間予算ですから、平成7年度中にきちんと条件を整え、文化スポーツ施設の金銭的な問題はありましたが、その辺も配慮してやっていきたい、と堂々と言われていたわけですよ。

ところが、今回、減額補正をすると言う、これは非常に責任は重大だと思います。そんな安易な形で予算計上をしていいものかどうか改めて問われるし、議会を馬鹿にしている状態ですよ。その辺の責任をだれがどう取り、反省しているのか、お聞きをしたい。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘、痛み入ります。平成6年度当初予算でたしか御指摘をいただいた記憶があるわけでありまして。そのとき申し上げたのは、年間予算として組ませていただいたということ、また、そういう中で議会とのコンセンサスを得ながら、話し合いをさせていただきながら処分をさせていただきたい。平成6年度の当初の見通しでは、下半期には、幾らか地価の動向が明るいものになってくるのではないかと、という経済情勢の分析がございましたので取り組みをさせていただいた、と申し上げてきた経過がございます。

その後、秋ごろにいろいろ引き合いもございまして、処分をさせていただきたいと存じまして、総務部長を通じまして議会各派の御意見を全部聞きに回らせた経過がございます。その中では、まだ土地の価格が当初の下半期にちょっと上向くような情勢ではない。だから、もう少し考えたらどうか、というのが議会の大勢である、という私に報告がございました。

その中でせいて処分するのはいかがか、という考え方になりまして、平成6年度更正減という形で見送らせていただきました。また、平成7年度にも予算として上程するのはいかがか、と存じまして見送らせていただきました。その中では率直な話、見通しが甘かった、という御指摘についてはまことに痛み入る、遺憾であると存じておりますが、そういう経過も御理解を相賜りたい、このように存じます。

○ 25番（天堀 博君） 私は、そんな軽いものとは思ってません。あの土地を売るかどうか



かの判断は、私が御指摘を申し上げたように府の企業局との話がございました。その辺の解決というか話が一向に付いてないまま、そして、文化スポーツ施設にほんのわずか入れることだけでお茶を濁そうとされたわけです。しかし、そのことの話もどことも付いていない、議会とも付いてない。値段的にも秋には上向くかな、という安易な考え方で当初予算に計上したという、普通なら考えられないようなことをあなたがしたわけです。

ところが、秋になって上向くどころか、まだ下降線をたどるような状況です。大体、当初で計上したときから議会の皆さんもおっしゃってました。こういう一般質問や議案審議の中では言いませんが、それぞれのところでは、そんな坪100万円でもないして売れるんや、だれが買うんや、せいぜい60~70万円というのがええところやないかとね。市長自身も、恐らく秋に上向いたにしても、100万円も100万円以上にも売れるということは思っておられなかったと思いますが、軽々しく予算計上し、それを通した議会の責任もあろうかと思いますが、そのことについて一向に何のこだわりもなく、どこかに食べ物を注文しかけたが、止めとこうか、という軽い調子で減額補正をすることは、行政マンとして本当に胸を張って責任を持って行政を運営しているのか疑います。

財源の確保をしたい、というのは庁舎建設を担当している部だと思います。その財源のためにこの土地を売ろうかというのは、市長の判断だろうと思います。総務でその取り扱いをして売りに出し、財政がそれを予算計上していく。しかし、最終的には、たとい下からそれを売りたい、という話があっても、今は、議会との話もできていないし、値段もあかんから売のをやめとこう、と止めるのが本来の市長としての役割ではないでしょうか。そんな軽々しい「痛み入ります」と言うてますが、非常に問題やと思います。深く反省をしているのならいいですが、その辺で行政のトップとしての政治責任を問うているわけです。

- 市長（池田忠雄君） まことに痛み入ります、と申し上げているわけです。いろいろな経過がございましたし、いろんな思いもございました。しかし、そうした経過を通じまして、どうしても地価の現状の中では、処分はもうしばらく置いておけ、という議会の大勢の御意見を拝聴いたしまして、私なりに処分をすることは見合わせていかざるを得ないと考えたわけでございます。

いろいろ御指摘をいただく中では率直な話、私の反省事項もございまして。ただ、処分につきましては、なお今後、ちょっとでも値段が出たときには御理解をいただいて処分をさせていただき、基金に繰り入れながら庁舎建設に向けて進んでまいりたい、このような気持ちであります点、ひとつ御理解を 相賜りますればありがたい、このように存じます。

- 25番（天堀 博君） 他の議員さんもきちんと聞いておいてほしい。今の話を聞いてたら、

市長は自分の責任を横に置いて、議会の同意を得られなかった。その同意も、そんな値段で売れないぞ、という話しやったら止めた、と議会の方に振っております。最初、計上するときからの大きな問題があるのに自ら反省をしないで、議会に相談したが、値段が合わんから止めとけ、と言うから止めた、そして今回、減額補正をしたんや、というやり方は了解も理解もできません。市長は、何ほ言ってもそれで突っ張ろうとされると思いますので、一般質問は時間の制限があります。また、やることがあれば議案審議でやります。一応、この分については置いてきます。やるかどうか、まだ検討しますけれどね。

次は、副都心への行政機能です。最初に言うておきますが、これは広報広聴課に責任があるのかしませんが、「広報いずみ」（3月号No.435）に地図が出てまして和泉中央丘陵出張所が示されてます。よくわかります。私は総務委員会でも聞いてますが、規模を聞いたら47㎡です。今朝、来るときにあそこを通りますので、ついでに見てきました。シャッターが下りてましたが、ちょうど公団の案内所の方から見るとよくわかりますが、中を仕切ってます。間口が2間ぐらいです。

この地図は、どなたが書いたのか知りませんが、えらい中央丘陵出張所が公団の案内所よりも大きい。実際には、情けないことに公団の案内所に間借りをしているんですよ。こんな大きなうそを書いてます。広報がうそを書いたらいかんと思います。もっときちんとわかりやすくするなら何か方法をとるべきやったと思います。これは広報広聴課でつくったのか、市民課の所管でつくったのか知りませんが、これは指摘しておきます。答弁は要りませんが、今後は、気を付けてください。

そこで、なぜそれを引き合いに出したかと言いますと、総務委員会で辻議員さんも言われましたが、中央駅から桃山大学へ行く道、これは桃大だけでなく、緑ヶ丘やほかの人も通りますが、トンネルを掘り、3億円も掛けて立派な橋を架け、歩道を付け、身障者用のエレベーターも付け、十数億円掛かっているんでしょう。それだけ大層なことを単費でして、和泉市の副都心として新住民がどんどん入り、子供さんも増えてくる状況の中、副都心の玄関口として胸を張って、ここはトリヴェール和泉やぜ、と言えるようなものになっているかどうか。辻議員さんは皮肉でおっしゃってましたが、とにかくそんな状況です。

最初、市長のロマンをお聞きしましたが、副都心にふさわしいものに総合会館やシビックセンター内の出張所、われわれは支所の役割を果たすように、と言ってますが、今まで何度か私と私以外の議員さんの質問の中でも、副都心にふさわしいものにしていかなければならない、とおっしゃってます。これはいいことですが、現実の問題として非常に規模が小さいし、そんなものでいいのかどうか。

また、総合会館の中に移り、一定のスペースも確保したい、業務内容も動向を見ながら再検討したい、と言われてますが、単に市民課の窓口業務、教育委員会の関係も含め副都心の行政機能が単にそこへ持っていけばいいとは言ってません。副都心と言われるからには、それなりに頭の中にいろいろ描いて見たらあの辺のまちがどないなっていくか。

昨日も木村議員さんからいよいよ東部地区の着手ということでいろいろ問題点も出されましたが、どんどんまちが広がっていきます。恐らく数年後は、今の和泉中央駅ができて伏屋や室堂地域は相当変わると思います。パチンコ屋ができるのがええかどうかは別にして、いろんなものができてもっともっと変わっていくと思います。もちろん、府の水道施設などもできました。福泉和田線の周辺も相当変わってます。これは庁舎をどちらへ持っていくのどうこう以外、また、行政が好むと好まざるとにかかわらず、経済は別の形でどんどん進んでいきますから、あの辺は、本当の副都心になってしまうと思います。

そのときに行政機能という行政の頭脳がどのように働くか。和泉市の北部地域も放つてはいけませんが、今は、1つの例として挙げているのが、中央丘陵を中心として行政機能や業務機能の頭脳をどのように働かせていくか。それは単に出張所を持っていくだけでなく、そういうものに対する考え方は、今は、西の端から山手の方を見てますが、それはいかん、とあなたがロマンの中でもおっしゃっているわけです。そういうところでの発想の展開をしなければならないのに、実際には、市民課の窓口の何点かの事務を扱えるだけの小さなものをつくっておけばいいという考え方の恐れがあると思います。その辺で弱い。もっともっと行政機能を充実させる考え方を今から持っておかなければいかんと思います。

あなたの言われたことに揚げ足を取るわけではないが、夢、ロマンの中では、広大な面積を地形的に調和をさせていく。そのために和泉中央丘陵トリヴェール和泉を住都公団によって公共主導型の開発を進め、鉄道が延伸され、上まで道路を伸ばしてバスを走らせるということです。あの道路がまだ上まで行ってない。途中で糞詰まりになってます。いつも他の議員さんも南部地域の問題を取り上げて言うておられますが、私もかねてから道路問題について言うてきました。それぞれ住んでいるところを基準にして物事を見ますからね。

地元住民の方々もそうです。今、横山や南横山、南松尾地域へ行きましたら、どんどん下手の方で道ができているので、南部地域にも道がずぼんと通ってくるのが当たり前やと思うているんですわ。それを聞かれます。いや、そんな計画はないぜ。あるのはいつできるやできんやらわからん“幻の道路”と言われる池上下宮線だけや。私は以前、そんな計画は改めなさい、と言いました。もっと中央線なら中央線をずぼんと抜くような計画づくり、そういうもの見方に立って行政の機能、頭脳というものを副都心づくりの方にきちんと据えていく必要がある

から言うているんです。そうでないと、あなたが言う調和も片手落ちになりますよ。昨日も木村議員さんから提言がありました。和泉中央線を外環状線国道170号線に接続をすることがあなたの道路が問題や、ということからすれば調和を取るために最も重要なことです。

青葉台中央線にしても、私は何も直接の地元やないですが、今回の道路があそこまでできる段階でできておらないといけないはずやと思います。バスにしてもずっと回らなくてはいけませんよ。あれができておればずっと行けるものをね。桃大、桃大と言うてます。確かに桃大は大事かもしれませんが、同時にあの道についても、既存住民に対する手当は先にきちんとしていくことについて、副都心に対する行政の機能、頭脳が欠けていると思います。その辺にもっと重点を置くべきだと考えます。それが今回の出張所についてのあらわれでもあると思いますので、あなたのロマンと合わせてどうか、もう一度聞かせてください。今回は、あなたの出番をたくさんつくっているんです。

○ 市長(池田忠雄君) たくさんおつくりいただいて感謝を申し上げます。

天堀議員さんの御指摘は、私が冒頭、申し上げましたロマンとの関連性のある副都心に対するお尋ねだと思います。今、十分聞かせていただきました。問題は、とりあえず一度にいきませんので、和泉中央駅を中心とした道路網の整備ということでの答えをいたしました。考え方の基本としては、山間部と下脇の調和を取らせてほしい、というのが私の考え方でございます。

昨日、木村議員さんから要望もいただいておりますが、光明池春木線から外環への中央線の延伸問題は、大きな課題だと受け止めております。第3次総計の中できちんと位置付けをして置くように、という話もしておりますのが現状であるわけでございます。その意味合いも込めまして漸次、副都心のまちづくりに伴います施策の充実については、これからの課題として重く受け止めさせていただいております。

出張所の問題も当初、小さいではないか、という御指摘でございますが、総合センターの中できちんと位置付けをして充実をさせていただき、副都心としての対応もとらせていただきたいと思っております。今後とも漸次、頑張って調和を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 25番(天堀 博君) やはり市長、あなたはそういうロマンを持っておられますが、実際にそれに携わっていくのは職員さんです。人数が多いやないか、という批判も出てますが、肝心なところでは、優秀な頭脳を持つ職員が足りない。これは将来、未来にかかわる問題ですからね。今の人たちは非常によくやっていますが、やることが一杯あって、未来、将来を見詰めてやるのはなかなか難しい。全部コンサルに任さないとしようがない状況になってきた

ら、和泉市の創意は発揮されていかないと思います。

その点では、いろいろ話をしていたらまだまだ頭が固いです。今、サービスセンターが何か所ができますが、行政とはそんなものかな、と思ってきました。最初、出張所をつくれ、言いましたら、亡くなられた西川さんが公室長かるときですが、各役場にありました出張所などを廃止してきた経緯がありまして、とか言われました。この問題で何回やったか、大きな金槌で頭を殴って殴って殴り倒さんと頭が柔らかくならないぐらいその当時から頭が固い。

ここに市役所があり、どうしてもここから物事を見ていく。市長は、調和が大切、と言いますが、実際には、北部地域や南部地域がありまして、現実には調和が取りにくいいろいろな問題がありますよ。全部がうまくいくとは言いませんが、なかなかうまく進みにくい。どうしても今の状態に籠ろうとする気がありますからね。職員さんもその点は頑張ってください、もっともっと頭をオープンにしていきたい。

本日、取り上げたのは、副都心の行政機能はそこを基本に考えないと、何かよそから物事を見ていてはだめですよ、ということです。そのあらわれとしての出張所問題ですので、もっときちんとした形のをぼんと構えていく。私から言わせれば、庁舎を中央丘陵部分に持っていくか、あるいはそれに代わるぐらいのものを持っていくぐらいの考え方がないと、これからの副都心での行政需要等に対応できません。これは提言をしておきます。

これで終わります。ありがとうございました。

---

○

○ 議長（松尾孝明君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして予定より早く終了できましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き、明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

（午後3時25分散会）

---

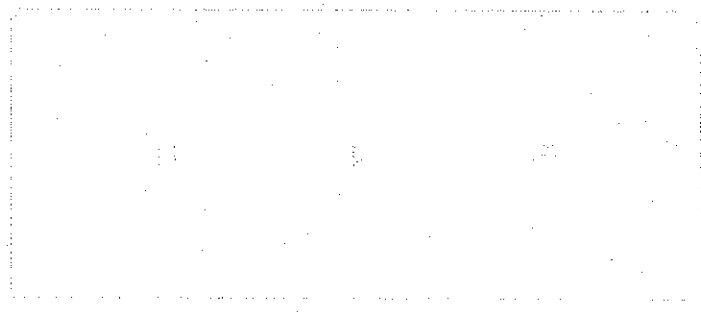
○

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes the need for transparency and accountability in financial reporting. The second part outlines the various methods used to collect and analyze data, including surveys, interviews, and focus groups. The third part presents the findings of the study, highlighting the key trends and insights. The final part concludes with recommendations for future research and practical applications of the findings.

The study was conducted over a period of six months, during which data was collected from a diverse group of participants. The results indicate that there is a significant correlation between the variables studied, suggesting that the findings have important implications for the field. The data shows that while there are some similarities in behavior across different groups, there are also notable differences that warrant further investigation. The overall conclusion is that the research provides a valuable contribution to the understanding of the phenomenon being studied.

In conclusion, the findings of this study are both informative and actionable. They provide a clear picture of the current state of affairs and offer practical suggestions for improvement. The research also identifies areas where further study is needed, paving the way for future work in this area. The authors hope that these findings will be useful to researchers and practitioners alike, and that they will contribute to a better understanding of the complex issues at hand.

第 4 日





平成7年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功博
助役	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和对策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同次長兼広報聴課長	池辺一三	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同次長兼人事課長	戸口泰明	同副理事(解放総合センター担当兼指導課長)	山本襄
同人権啓発室長	明坂文嘉	市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事(環境整備ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
企画調整部長	逢野博之	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	福祉事務所長	中川鉄也
同企画室長	今村堅太郎	同理事	坂田平之
同施策推進室長	石本博信	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介
同理事兼財政課長	阪豊光	同理事	白樫通有

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
参与兼都市整備部長	富田宏之	同理事	谷上徹
同理事(再開発担当)	盛尾久和	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長(再開発担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	高宮武男
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事	一ノ瀬喜広
同次長兼公園課長	山下喬三	同次長兼消防署副署長	池野透
コスモポリス推進部長	中屋正彦	土地開発公社事務局長	北野喜平
同理事	田中拓夫	教育委員長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教育長	杉本弘文
建設部長	奥村富彦	教育次長兼管理部長	生田稔
同理事(道路担当)	谷俊雄	同次長兼学事課長	着本直幸
同次長兼住宅課長	西岡政徳	指導部長	西川義徳
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	社会教育部長	大塚孝之
下水道部長	藤原清司	同次長	田丸勝之
同次長	中野英二	同副理事兼久保惣記念美術館長	中野徹
同副理事(ふるさと緑地課担当)	岸本孝二	収入役室長	藤木意継
改良事業部長	中辻寿夫	選挙管理委員会委員長	松井一雄
同次長兼用地課長	栴田嗣夫	同事務局長	着本善夫
水道事業管理者	田中稔	監査委員	庄司清
水道部長	仲田博文	同事務局長	吉田陽三
同次長	西尾浩	農業委員会会長	森口義忠
同次長兼総務課長	池野文一	同事務局長	農端小一
同次長兼営業課長	城前伊佐雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	河原茂隆
次長	井阪和充
参事	西垣宏高
議事係長	田中康弘
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年9月分)	別 冊 P. 1
2	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年9月分)	別 冊 P. 11
3	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年9月分)	別 冊 P. 17
4	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年10月分)	別 冊 P. 22
5	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年10月分)	別 冊 P. 32
6	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年10月分)	別 冊 P. 38
7	監査報告 第7号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年11月分)	別 冊 P. 43
8	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年11月分)	別 冊 P. 53
9	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年11月分)	別 冊 P. 59
10	監査報告 第10号	定期監査(平成6年度第二次分)結果報告	別 冊
11	報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて (住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例)	P. 56
12	議 案 第10号	財産取得について (和泉市立いぶき野小学校校舎及び体育館)	P. 16
13	議 案 第11号	市道路線の廃止及び認定について (和泉市環境改善整備事業地区内路線)	P. 18
14	議 案 第12号	市道路線の認定について (唐国町側道1号線ほか1路線)	P. 29
15	議 案 第13号	市道路線の認定について(小野田町1号線)	P. 31
16	議 案 第14号	和泉市中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する市道唐 国久井線の街路事業の直接施行同意について	P. 35
17	議 案 第15号	二級河川の指定に関し意見を述べることについて (芦田川分水路)	P. 38
18	議 案 第16号	和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する 条例制定について	P. 42

日程	種別及び番号	件名	摘要
19	議案第17号	和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例制定について	P. 50
20	議案第18号	平成6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	追加 P. 1
21	議案第19号	平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)	追加 P. 13
22	議案第20号	平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	追加 P. 18
23	議案第21号	平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	追加 P. 22
24	議案第22号	平成6年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	追加 P. 30
25	議案第23号	平成6年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	追加 P. 44

(午前10時03分開議)

- 議長(松尾孝明君) おはようございます。議員各位には、何かとお忙しい中御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席されている議員さんは21名でございます。欠席届の出ている議員さんはございません。須藤議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21名でございます。
- 議長(松尾孝明君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

監査報告第1号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成6年9月分	P. 1
監査報告第2号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成6年9月分	P. 11
監査報告第3号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成6年9月分	P. 17
監査報告第4号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成6年10月分	P. 22
監査報告第5号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成6年10月分	P. 32
監査報告第6号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成6年10月分	P. 38

監査報告第7号 例月出納検査 収 入 役 扱 平成6年11月分 P. 43

監査報告第8号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 平成6年11月分 P. 53

監査報告第9号 例月出納検査 市立病院企業出納員扱 平成6年11月分 P. 59

監査報告第10号 定期監査（平成6年度第二次分）結果報告

○ 議長（松尾孝明君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長（松尾孝明君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第10までは、例月出納検査及び定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第10までの報告を終わります。

○

○ 議長（松尾孝明君） 日程第11「専決処分の承認を求めることについて」（住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例）を議題といたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

○ 参与兼都市整備部長（富田宏之君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました報告第1号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容につきまして、都市整備部富田より御報告申し上げます。改正が必要となります条例を所管する部課が8課にわたりますので、住居表示を担当しております都市整備部の方から御説明を申し上げます。

なお、まことに恐縮に存じますが、議案書の一部にミスプリントがございますので、お手元

に御配付いたしております正誤表により訂正のほどをよろしくお願い申し上げます。

平成6年第3回定例市議会におきまして、幸町を廃止し、その幸町の全域と旭町、山手町、尾井町、王子町、伯太町及び池上町の一部の区域をもって幸一丁目、幸二丁目及び幸三丁目を新設する、旨の町の区域及び名称の変更について御可決をいただきましたので、これに基づく届け出により当該処分の効力を発生させるため、大阪府知事による告示が昨年11月30日付で大阪府告示第1808号によりなされ、本年2月26日から町の区域の変更と同時に当該区域に係る住居表示を実施いたしております。

このことにより当該区域内にある公共施設の所在地の表示を改める等関係条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会に御提案するいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいた次第であります。

それでは、住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の概要を御説明申し上げます。

まず、第1条では、この条例の目的として、幸地区の住居表示の実施に伴い関係条例を整理することといたしました。

第2条では、和泉市立隣保館条例の一部改正により、幸会館の所在地の表示を改めるものがあります。

第3条では、和泉市保育所設置条例の一部改正により、幸保育園、ひまわり保育園及びあさひ保育園の所在地の表示をそれぞれ改めるものでございます。

第4条では、和泉市老人デイサービスセンター条例の一部改正により、老人デイサービスセンターの所在地の表示を改めるものでございます。

第5条では、和泉市同和地区老人解放センター条例の一部改正により、同和地区老人解放センターの所在地の表示を改めるものでございます。

第6条では、和泉市立身体障害者解放会館条例の一部改正により、身体障害者解放会館の所在地の表示を改めるものでございます。

第7条では、和泉市営住宅条例の一部改正により、和泉第一団地、幸団地、幸第二団地、旭第一団地、旭第二団地、山手団地及び永尾団地の所在地の表示をそれぞれ改めるものでございます。

第8条では、和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正により、幸小学校の所在地の表示を改めるものでございます。

第9条では、和泉市立幼稚園条例の一部改正により、幸幼稚園の所在地の表示を改めるものでございます。

第10条では、和泉市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区及び各選挙区において委員の数を定める条例の一部改正により、選挙区の区域の町名を改めるものでございます。

以上が、住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する専決処分の理由及びその改正条例の概要の説明でございます。

なお、60ページから65ページにそれぞれ参考資料といたしまして新旧対照表を提示させていただいておりますので、何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決しました。

---

#### 議案第10号

#### 財産取得について

和泉市立いぶき野小学校校舎及び体育館として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1 財産の所在地、種別、数量 | 和泉市いぶき野三丁目3番1号     |
|                | 校舎                 |
|                | 鉄筋コンクリート造 3階建 822㎡ |
|                | 体育館                |
|                | 鉄筋コンクリート造 平家建 919㎡ |
| 2 取得の方法        | 随意契約               |
| 3 取得予定価格       | 校舎 183,923,435円    |
|                | 体育館 261,896,593円   |
| 4 取得の相手方       | 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  |
|                | 住宅・都市整備公団 関西支社     |
|                | 理事・支社長 四方大中        |

○ 議長（松尾孝明君） 日程第12「財産取得について」（和泉市立いぶき野小学校校舎及び体育館）を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第10号「財産取得について」、提案の理由並びにその内容につきまして、総務部神藤より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本案は、住宅・都市整備公団の立て替え施行により建設し、平成4年4月より開校いたしております市立いぶき野小学校校舎及び体育館を相手方住宅・都市整備公団との契約により取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

それでは、内容について御説明を申し上げます。議案書16ページをお願いいたします。

場所は、和泉市いぶき野三丁目3番1号。構造及び面積については、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、822㎡、普通教室6室、教材室1室等。

また、体育館につきましては、鉄筋コンクリート造平家建、919㎡でございます。

取得の方法は、随意契約でございます。

取得予定価格は、校舎1億8,392万3,435円。財源内訳といたしましては、国庫補助金7,899万4,000円、地方債5,920万円、一般財源4,572万9,435円であります。

また、体育館は、取得予定価格2億6,189万6,593円。財源内訳といたしましては、国庫補助金1億752万3,000円、地方債8,060万円、一般財源7,377万3,593円でございます。

取得の相手方は、大阪市城東区森之宮一丁目6番85号 住宅・都市整備公団関西支社理事・支社長 四方大中でございます。

なお、取得予定価格の支払方法につきましては、今年度において国庫補助金及び地方債相当額を住宅・都市整備公団に支払い、残り一般財源相当分につきましては、平成14年度から33年度までの20年間で半年賦元金均等償還をいたしていくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。



お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。



議案第11号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 廃止する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
王子町7号線	76.70	2.00～3.90	王子町98番地の3先	王子町98番地の1先	
王子町8号線	75.00	2.60～4.20	王子町204番地の9先	王子町97番地の6先	
王子町12号線	177.00	1.50～3.40	王子町218番地先	王子町396番地先	
役場前1号線	97.20	3.70～3.90	幸町17番地の1先	幸町21番地先	
役場前2号線	170.50	2.80～3.80	幸町120番地	幸町183番地の1先	
中筋線	100.90	3.90～4.20	山手町109番地の2先	幸町94番地先	
阿千里宮の前線	393.50	2.40	山手町60番地先	旭町112番地の1先	
空池十ノ坪線	393.50	1.20～3.70	幸町46番地の1先	幸町181番地先	
無名線一 号	64.00	2.00～2.90	山手町48番地先	山手町17番地先	
北山一 号線	232.60	1.30～4.90	山手町129番地先	山手町158番地先	

路線名	延長(m)	幅員(m)	起	終	重要な経過地
小栗街道線支線	204.60	1.20 ~ 3.00	山手町90番地先	山手町66番地先	
北山二号线	208.60	2.00 ~ 3.20	山手町129番地先	山手町202番地先	
旭町1号線	110.00	5.40	旭町174番地の1先	旭町159番地先	
旭町2号線	80.00	5.40	旭町305番地先	旭町311番地先	

2. 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起	終	重要な経過地
幸1号線	98.60	5.40	幸二丁目174番地の6先	幸二丁目159番地の1先	
幸2号線	51.70	4.90	幸二丁目162番地の5先	幸二丁目162番地の3先	
幸3号線	69.60	4.90	幸二丁目155番地の1先	幸二丁目167番地の4先	
幸4号線	108.80	5.40	幸二丁目149番地の1先	幸二丁目151番地先	
幸5号線	144.80	4.90	幸二丁目292番地先	幸二丁目307番地の17先	
幸6号線	47.60	4.50	幸二丁目308番地先	幸二丁目310番地の1先	
幸7号線	82.10	5.40	幸二丁目316番地先	幸二丁目309番地の5先	
幸8号線	131.40	2.20 ~ 7.60	幸二丁目109番地先	幸二丁目91番地先	

路線名	延長(m)	幅員(m)	起	終	点	重要な経過地
幸9号線	20.00	2.10～2.60	幸三丁目96番地の1先	幸三丁目96番地の1先		
幸10号線	363.60	5.40～7.00	幸三丁目60番地の1先	幸二丁目112番地の1先		
幸11号線	142.30	4.40～6.10	幸二丁目12番地先	幸二丁目128番地の2先		
幸12号線	379.70	2.70～8.20	幸二丁目96番地先	幸三丁目62番地先		
幸13号線	101.10	4.10～4.70	幸二丁目22番地の1先	幸二丁目24番地先		
幸14号線	86.60	5.00～6.10	幸二丁目19番地先	幸二丁目1番地の2先		
幸15号線	62.30	4.90	幸二丁目1番地の4先	幸二丁目10番地の4先		
幸16号線	188.60	4.90～5.50	幸三丁目230番地の2先	王子町381番地の1先		
幸17号線	31.40	5.00	幸三丁目400番地の2先	幸三丁目399番地先		
幸18号線	94.80	2.50～4.00	幸三丁目396番地の1先	幸三丁目393番地の3先		
幸19号線	141.50	5.40	幸三丁目230番地の2先	幸三丁目181番地の2先		
幸20号線	148.60	1.90～4.60	幸三丁目89番地先	幸三丁目72番地先		
幸21号線	141.10	5.40～7.20	幸三丁目158番地先	幸三丁目79番地先		
幸22号線	53.30	4.90	幸三丁目163番地の18先	幸三丁目164番地の2先		
幸23号線	30.00	4.90	幸三丁目125番地6先	幸三丁目125番地の5先		

路線名	延長(m)	幅員(m)	起	点	終	点	重要な経過地
幸 24 号 線	124.30	5.40	幸三丁目163番地の20先		幸三丁目132番地先		
幸 25 号 線	45.90	1.80 ~ 2.30	幸三丁目129番地の1先		幸三丁目130番地先		
幸 26 号 線	114.20	5.40	幸三丁目129番地の1先		幸三丁目133番地の2先		
幸 27 号 線	160.90	4.90 ~ 7.80	幸三丁目131番地先		幸三丁目163番地の17先		
幸 28 号 線	46.00	4.90	幸三丁目202番地の18先		幸三丁目202番地の1先		
幸 29 号 線	184.00	4.90	幸三丁目202番地の18先		幸三丁目202番地の7先		
幸 30 号 線	35.20	4.00	幸三丁目390番地の1先		王子町389番地先		
幸 31 号 線	128.40	3.90 ~ 5.00	幸三丁目115番地の1先		幸三丁目172番地の1先		
幸 32 号 線	39.00	4.90	幸三丁目157番地の14先		幸三丁目157番地の17先		
幸 33 号 線	53.00	4.90	幸三丁目157番地の4先		幸三丁目157番地の32先		
幸 34 号 線	58.00	4.90	幸三丁目157番地の10先		幸三丁目164番地先		
幸 35 号 線	22.00	4.90	幸三丁目110番地先		幸三丁目112番地先		
幸 36 号 線	44.00	4.10 ~ 4.20	幸三丁目121番地の2先		幸三丁目121番地の1先		
幸 37 号 線	253.00	5.40	幸三丁目125番地の3先		幸三丁目157番地の4先		
幸 38 号 線	423.70	11.00 ~ 11.70	幸二丁目68番地先		幸二丁目109番地先		

路線名	延長(m)	幅員(m)	起	点	終	点	重要な経過地
王子町7号線	115.90	6.00 ~ 7.20	王子町99番地の3先		王子町203番地の4先		
王子町8号線	37.20	3.00	王子町94番地の4先		王子町94番地の3先		
王子町18号線	147.30	9.00 ~ 9.30	王子町127番地の3先		王子町194番地の4先		
王子町19号線	101.50	4.90 ~ 5.20	王子町188番地の2先		王子町188番地の1先		
王子町20号線	194.40	4.50 ~ 5.00	王子町69番地の1先		王子町58番地先		
王子町21号線	80.80	4.50 ~ 7.30	王子町37番地の4先		王子町77番地の1先		
王子町22号線	143.00	4.50 ~ 4.60	王子町80番地の11先		王子町43番地の3先		
王子町23号線	53.20	4.90	王子町82番地の10先		王子町82番地の17先		
王子町24号線	16.10	4.60	王子町58番地先		王子町58番地先		
王子町25号線	178.80	5.40 ~ 5.80	幸三丁目400番地の2先		幸三丁目185番地先		
王子町26号線	34.80	4.90 ~ 9.20	王子町417番地の1先		王子町417番地の1先		
王子町27号線	29.30	4.90	王子町264番地の2先		王子町262番地の2先		
王子町32号線	20.00	4.90	伯太町四丁目934番地の4先		伯太町四丁目936番地の1先		

○ 議長（松尾孝明君） 日程第13「市道路線の廃止及び認定について」（和泉市環境改善整備事業地区内路線）を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第11号「市道路線の廃止及び認定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書18ページから28ページまでを御参照願います。

本件は、環境改善整備事業として地域一体の道路整備を行ってまいりましたが、このたび、計画の決定も含めほぼ道路の整備が完了しつつあります。また、平成7年2月26日付にて町の区域及び名称の変更が実施されたことから、従前の認定道路を一たん全面的に廃止をし、改めて市道として認定をお願いしようとするものであります。

次に、その内容でございますが、廃止路線といたしましては、王子町7号線 起点王子町98番地の3先から終点王子町98番地の1先まで、延長76.7m、幅員2m～3.9m外旭町2号線までの計14路線、総延長2,384.1mを道路法第10条の規定に基づき一たん廃止をいたしまして、改めまして幸1号線 起点幸二丁目174番地の6先から終点幸二丁目159番地の1先までの延長98.6m、幅員5.4m外伯太町32号線までの51路線、総延長5,603.4mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いしようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではありますが、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 1番（友田博文君） 別にこの件についてどうこうではないのです。1つ教えていただいたのですが、市道の認定で市道になりますと、どこまでどういう責任を持っているのか、その点を教えていただきたい。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 市道の認定に伴います道路の権利と言いますか、及ぶ範囲でございますが、一応、建設省の方からも通達がございますが、道路法という法律に基づきまして、一定、認定された道路につきましては、それぞれの所管する管理者を認定するわけでございます。それに伴いまして道路の用地の取得、築造、管理といったものに対するそれぞれの権限を有することが大きな内容かと思えます。

以上でございます。

○ 1番（友田博文君） いろいろと市道についてはあるのですが、管理の問題については、ど

ういう範囲のことを管理と言うのか、その辺をお願いいたします。

○ 道路課長（関 和直君） 管理と申しますと、用地の権限の及ぶ範囲、それから、構造物としての通行の安全性の確保といった面が主な作業かと思います。

○ 1番（友田博文君） この通行の安全性については、これをもって市道とか府道、国道はその形でいいと思います。和泉市にはいろいろ市道がありますが、こういった市道の中でどこまでの安全性を見ていっているのか、それをものすごく懸念をしております。現在、おかげさまで側川町におきましては、大変落石で危険性の多いところを何とか危険を少なくするように、ということで手配していただいておりますが、市道に関連をしてそういった面でいろんな問題があるように思います。

ちょっと話がこの市道の関係から飛ぶかもしれませんが、今回の大震災におきまして道路についてどうか、関心を持ってわれわれの地域の中でも考えております。火災が起こった場合、あるいは崖崩れや落石問題が山積しておりますが、こういった問題については、今日は、認定の話の中で申しわけないんですが、その辺では、どういった市道の安全管理の面で今後、考えていこうとしているのか。この大震災を見てどのように考えているのか、お願いをしたいと思います。

○ 道路課長（関 和直君） 道路管理者が管理しております区域内の交通の安全性の面につきましては、当然、安全の確保の観点からメンテナンスを含め常に安全パトロールをしながら通行の安全を確保していくのは、道路管理者に課せられた義務と認識しております。

ただ、道路区域外、例えばお話のありました側川町の落石の問題といった道路管理者の権限が及ばない区域も含めての安全管理となりますと、過去に司法が難しい判断をしてきているかと存じます。

また、災害に対応する安全性の確保という部分になりますと、当然、その時代、時代の道路構造物の経緯、発達あるいは道路構造そのものに関する技術力の開発がこれに深くかかわってくるのではないかと思います。

ただ、今の段階では、道路の特にアスファルト構造物、コンクリート構造物といった安全性の確保という部分では、全国的なレベル、また、国際的なレベルから判断しますと、それなりの構造基準で築造されていると判断せざるを得ない。ただ、今後の技術革新という部分では、今回の神戸の震災を含めて当然、われわれも努力をしていかなければならないと思っておりますので、どうか御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 1番（友田博文君） 端的に聞きますが、市道の中で欠陥道路があったとしますと、どういう責任を負うことになるんですか、それを先に教えてください。



○ 道路課長（関 和直君） 当然、技術的な問題の欠陥という部分と、管理者としての管理不十分という欠陥の二通りが考えられます。ただ、先生がおっしゃっている趣旨がどちらに及ぶのかわかりにくいところがありますが、当然、構造的な欠陥については、通常、管理をしております安全性、例えばアスファルト舗装部分で穴が開いているが、その穴の開き方についても、通常、100人が通って99人まで危険性を察知して回避したとなりますと、司法判断を仰がざるを得ない。ただ、99人あるいは100人ともそこで事故を起すような状況であれば、その時点の判断としては、道路管理者の瑕疵があったとなるかと思えます。道路構造物それ自体の安全管理という部分では、そういう判断かと思えます。

ただ、道路上に道路管理者が察知できない部分、例えば落下物があつたという管理の瑕疵については、かなり難しい判断になるのではないかと思います。

以上でございます。

○ 1番（友田博文君） 具体的に市道の中で欠陥があつた場合、技術的な問題は別にして、穴が開いている、石が落ちたという形の中では、すべての人がどういうことになるかわかりませんが、事故が起こるといふものは想定できると思えます。私が知っている範囲では、外環状線で道路の地盤が下がってもものすごく段差ができていふという点があります。これは技術的な問題だと思えます。

横山でも府道関連でお願いをしておかなければなりません、坪井町の橋の付近でよく事故が起こります。市道、府道、国道は、道路形態に合わせて斜めにしたりしているようですが、今、言っているところは平坦で角度がないということで、カーブの地点で実際よく事故が起きているんです。その辺のところは、依然として改善されてません。警察の方も行ってもらってないと思えますが、その辺は、見といてもらいたいと思えます。

現在の市道については、道路パトロールをして和泉市一円を走ってますね。こういった中では、年に道路パトロールの上で安全性を守るため、実態的に窪みを見付けたとかグレーチングが外れているなどいろいろあると思えますが、それがどれくらいあるのか。

また、道路パトロールというのは、市道ばかりでなく府道に関連したところも走ってますが、府道で危険性を見付けたときはどないしているのか、その辺をお願いします。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁については簡単に。また、よく質問の内容をつかんで議事進行に御協力いただきたいと思います。

○ 道路課長（関 和直君） わかりました。まず、パトロールの毎日の作業でございますが、府道部分も含めて1日90Km近く走行しております。1日に7～8件の窪み個所の修理を行いながらパトロールをしております。危険個所の報告を受けた際、すぐに維持係の方で処理をさせ

ていただいていますし、府道部分については、大阪府の鳳土木事務所の方に報告をさせていただいております。

以上でございます。

○ 1番(友田博文君) 大変いろいろと市道に関連しては、パトロールも気を付けてやっていただいているということです。皆さん方の不断の努力のおかげで、われわれは安心を保ちながら走れると感謝をしております。そういった管理の面については、市道に認定していくと大変な面がございますが、十分気を使っていただき、市民の安全を守っていただきたいと思えます。

後でもう一度言わせていただきますが、防災に関連して道路はどうするのか、という考え方を聞きたかったんですが、ここで今、出ませんでしたので、次の久井線のところで話をいたします。これに関連した部分では終わっておきます。

○ 議長(松尾孝明君) 他に。

○ 18番(赤阪和見君) ちょっと勉強させてほしいのですが、先ほど、住居表示がありました。丁目番号という形になりますね。道路の場合は、丁目番地号になりますが、その点では、土地と区画整理の番地と号はどう違うのですか。認定のところにある番地号というのですね。

○ 議長(松尾孝明君) 答弁。

○ 道路課長(関和直君) 認定と廃止の二通りございまして、廃止するのは区画整理ではなく住居表示の関係です。

○ 18番(赤阪和見君) それはわかりました。この前、委員会で「これは変わってないやないか」「いや、変わっている」とね。僕がなぜ錯覚したかと言えば、認定の方も「番地」となっています。この「番」と「番地」はどのように使い分けをしたらいいのか。土地の場合は、番地の部分の後に「号」が付くのかどうか。家の場合は、号と付きますがね。

○ 議長(松尾孝明君) 質問の要旨をよくとらえて答弁願います。

○ 都市計画課参事(西口隆三君) 住居表示の場合、家の位置をあらわす丁目番というのは、街区番号をあらわしています。号というのは、建物の入り口の番号ですが、下の地番とは別個のものでございます。

○ 18番(赤阪和見君) この専決処分であったやつについて参考までに聞きますと、地番というのは全然違うわけですね。それは建物をあらわしているだけであって、土地は、やはり丁目番地号となるわけですか。道路ですから上がありませんね。番地先というのは、どちらの番地ですか。

この「府中町二丁目7番5号」というのは市役所の番地ですね。この下の土地は 丁目 番地 号なのか。この地先というのがちょっとわかりません。われわれは勉強して知っておかないとあかんのでね。

- 道路課長（関 和直君） まず、路線認定の起点と終点のとらえ方でございますが、この番号につきましては、起点から終点に向かって左側の地番をとらえて認定を掛けてございます。
- 都市計画課参事（西口隆三君） 役所の住所は、先ほども申しましたように二丁目の7番街区の中に建っておりますので、「府中町二丁目7番5号」となってます。役所の入り口の部分は、ちょうど街区の中で20mピッチでフロンテージを打っていくのですが、その5つ目にあるということで入り口が5番ということです。その底地につきましては、何筆もあると思いますので、住居表示をしているときは、下と上とは全然別個のものと考えていただいたらいいと思います。
- 18番（赤阪和見君） それは法務局の土地が変わらないと理解したらいいんですか。今まで1000番地の5が三丁目になったとしたら、下の土地は1000番地の5ですか、そのように解釈したらいいんですか。この1000番地というのは、全く動かないと理解したらいいんですか。
- 都市計画課参事（西口隆三君） 底地番については変わりません。上の二丁目という新たな町ができると、その部分だけの表題部が、例えば府中町1000番地の3であったものが、府中町二丁目1000番地の3ということになります。
- 18番（赤阪和見君） 馬鹿念ですが、土地の方は、二丁目というのが上に付くだけと解釈したらいいんですね。
- 都市計画課参事（西口隆三君） そうです。
- 議長（松尾孝明君） 他に。
- 21番（辻 正治君） 1点、道路についてお尋ねいたします。

道路というのは、生活の営みに最も大切なものであり、また、道路によって地域が栄えていくのは当然のことだと思います。ここで廃止されている路線は、例えば「役場前1号線」とか「空池十ノ坪線」「小栗街道」など歴史のある名前が消えていく。その次の認定のところで「幸1号線」から「幸38号線」という号数で記載されていきます。道が人に親しまれ、大切にされている大事な名称をなくしていくのか。

先日、池田市に行く機会がありました。御承知のように池田市には、黒鳥山公園と類似した五月山公園という桜にふさわしい地名があります。元の大阪教育大学の跡地の中に幅員30m以上、わずか2Kmですが、素晴らしい「桜通り」という道路が計画されていることを聞かせていただき、嬉しく思いました。ちょうどその上が五月山公園に連結され、171号線から元の大

阪教育大学の跡地にすばっと一直線に入ってます。国体で使う計画道路として、全国から選手や役員が来られたとき、国体にふさわしい道路としてつくっており、「桜通り」という名称にも嬉しく感じました。

和泉市にも桜の季節にはたくさんの人が桜の木の下に集い、親しまれていくような道路が欲しいと感じました。今、小栗街道という、全国でも1つしかない思い出のある歴史的な名前の道をなくしていくことについてどうお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 今回の資料の27ページから28ページに「議案第11号参考資料その3」がございます。基本的には、路線名は、すべて道路管理上、一定の号線で付番をしていくのが管理もしやすいし、事務手続もやりやすいという方向で昭和58年、認定路線すべてについて訂正を行っております。ただ、おっしゃっておりますように既存の愛称名についてはできるだけ存続をしていけるよう、地元とも調整をしながら進めております。

今回の認定には入ってございませんが、既存の認定をしております路線、例えば市道縦溝線、西植平線、先ほど、先生がおっしゃいました旧小栗街道ですが、これは通称旧小栗街道という名前は残っておりますが、当初から市道舞伯太府中線という路線で経過地を表示した呼び方になっております。いろいろ地元の方ともある程度話し合いをさせていただき、存続する路線については残しておりますので、どうかよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 21番（辻 正治君） 今、聞かせていただきましたように、管理者の立場からできるだけ愛称を残していくようお願いしたい。私どもの町にもたくさん思い出の道路がありましたが、すっかり変えられました。地元との協議の上、とおっしゃいますが、どこでどのような協議がされたのか、全部新しい道路番号で言われております。「あそこが傷んでるんや、修繕してほしい」と言われても何号線かわからず、地域の年配者も戸惑いを感じています。できるだけ地域の良い愛称は残していただきたいと思います。

もう1つ、道路で関連してお尋ねいたしますが、ここに出てきております小栗街道ですが、これは阿倍野から熊野街道に向かって行くのですが、今は、飛び飛びになってほとんど管理がされていない、本当に旧道の路地裏みたいになってます。和泉市の先になりますが、私どもの和気町を通り、旧河川の遊歩道をつくっていただいている松尾川がありますが、その裏に小田公園がございます。そこから再び岸和田に向いて春木川まで行くわけです。その間、毎日牛乳の裏の小栗街道は、昔、子供の時分に岸和田に行くときはそこを通りましたが、今は、松尾川から小田公園の裏手の小栗街道が岸和田の春木川のところまであるのかないのか、何ぼ残っているのか、道路管理者をお願いします。

- 道路課長（関 和直君） 旧小栗街道につきましては従来、毎日牛乳の一部分、最終部分と言いますか、岸和田の領域との交差部分まで路線が認定されておりました。ただ、現在は認定が変更になりまして、毎日牛乳の寮のあるところまでがたしか認定区間ではなかったかと記憶しております。

それから先の区域につきましては、昨年、地元小田の町会長さんからも現在、毎日牛乳の中の敷地のような存続形態になっておりますので、この中についても何か整備ができないだろうか、というお話がございました。われわれもできるだけ歴史的な道路部分の存続につきましては、今回、旧河川の整備を行っている中で、以前の議会にも歩道橋を設置する、というお話もございます。そういったところから合わせて整備を図っていただければいいかなと思っております。

以上でございます。

- 21番（辻 正治君） 確かな答弁ももろうてないと思います。ほとんどわかってない。昔から「里の道」として親しまれて通ってきた道が、ほとんど力関係でなくなってしまっておりまして、そして、何か明示するときに何ぼあった、とごたごたしているような実態です。ましてや、小栗街道の先が道路課で管理されていないという悲しい実態では、道が泣いていると思います。どこから言われたからどうのではなく、皆さんに親しまれてきた道を道路管理者の立場でしっかり管理をしていただきました。厳しいようですが、一言、お願いしておきます。

以上で終わります。

- 議長（松尾孝明君） 他に。
- 5番（上田育子君） どこへ質問したらいいのかわかりませんが、市道の管理と市道に関連する国道ないしは府道の管理の範囲について、防災対策との関連で質問したいと思います。

例えば33ページにある市道小野田町1号線と国道170号線の接続といったとき、市道の範囲で災害が起こったとき、神戸南部自身の場合のように国道、府道などを和泉市ないしは和泉市警察がストップをさせる権限を持っているのか、お聞かせを願いたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 答弁。
- 道路課長（関 和直君） 道路の法律につきましては、道交法、道路法の2つがございます。道交法の適用につきましては、所轄署が警察権限で行います。道路法は、道路を築造をして管理をするという構造面の安全管理の部分を司っておりますので、当然、道路が傷んだり危険性を察知した場合は、道路管理者がストップを行います。それから、通行上の安全性の確保の部分では道交法の範囲になるので、所轄署の警察権限で行います。

以上でございます。

○ 5番（上田育子君） 結局、権限が及ぶのかどうか、今の答弁ではよくわからなかったのですが、神戸に関しては、少なくとも43号線と2号線が「マル緊」の救援物資を運ぶ車が通行できるのかどうか、2月19日以降どうなるのか、と和泉市の警察に問い合わせたところ、国でまだ決まってないのではっきりしない。神戸の警察に問い合わせても、やはり国で決まってないのではっきりしない、という答えが返ってます。

例えば救急車が入れなくて命をなくした、あるいは消防車が入れなくて火災が大きくなったということが続出していますが、地方分権の意味から、和泉市で災害が起こった場合、和泉市内の国道も含めた道路を通行するための権限を和泉市の警察署が持っているのか。持っていない場合は、今後、どのような対策を考えておられるのか、お願いします。

○ 道路課長（関 和直君） 道路管理者の権限の及ぶ範囲を越えた答弁になろうかと思えます。まず、総括的に緊急体制の場合は、それぞれの消防法も含めたいろんな法律の中で当然、緊急時の緊急体制の中で権限の及ぶ範囲をそれぞれの所管が判断をし、最終決定をどなたかが行っていくと思えます。

○ 5番（上田育子君） その最終決定をだれがするの、ということを聞きたかったのです。少なくとも和泉市の権限で最終決定ができないのではないかと受け止めます。道路の確保ということが、当該住民の死活にかかわる重大な問題でありますので、この点は十分研究し、地方分権に則った緊急体制における道路の管理ができるよう善処されることを強く要望しておきます。

○ 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

議案第12号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
唐国町側道1号線	914.50	5.68	内田町2005番地の2先	唐国町1319番地の16の9先	
唐国町側道2号線	521.00	7.18	内田町1319番地の19先	岸和田市稲葉町2765番地の2先	

○ 議長（松尾孝明君） 日程第14「市道路線の認定について」（唐国町側道1号線ほか1路線）を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第12号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書29ページから30ページまでを御参照願います。

本件は、近畿自動車道と歌山線として昭和45年6月、建設省の基本計画に基づきまして、日本道路公団が昭和48年10月に施行命令を受け、用地取得及び工事施行を行ってまいり、平成5年9月25日に本線部分である近畿自動車道松原さすみ線の供用開始をしたところでありまして、地元地権者の要望等によりまして、本線の側道を日本道路公団大阪建設局が築造してまいりました。このたび、完了いたしましたので、引き継ぎを受けるものでございます。

次に、その内容でございますが、路線名は、唐国町側道1号線。起点内田町2005番地の2先から終点唐国町1319番地の16の9先までの延長914.5m、幅員5.68mと、唐国町側道2号線起点内田町1319番地の19先から終点岸和田市稲葉町2765番地の2先までの延長521m、幅員7.18mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたすものでございます。

また、唐国町側道1号線では、914.5mのうち235m、唐国町側道2号線では、521mのうち81.4mが岸和田市域であるため、道路法第8条3項の規定によりまして、岸和田市より平成6年12月9日付により承諾を得ております。

以上でございます。まことに簡単でございますが、提案の理由並びにそのないようについて御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（赤阪和見君） この近道関係の側道について、供用開始という部分においてどうなのか。和泉中央線でも、工事の関係で認定は早くして開通準備をされてます。ただ、認定をしているということで、伏屋の方でも片方から入っていくと出口が閉まっているんですね。そこでぐるっと回ってくる。また、夜間にそこへ入っていくと車が2、3台止まってどうのこうのとか、使用が非常にあいまいです。特に生活道路として使っている人はよくわかってますが、右へ出られる、出られないとか、ついつい迷ってしまうのが現況ではないか。

そこで、こういう新增設された道路については、何らかの形で周知できるような、そこに住む地域に住む人からの要望もありますので、いつごろからここがこれだけ通れますよ、という供用の実態についてですね。今回の議案の場合もこの間はどうか、既にやってあるとか、一杯



あると思います。1本の線を区切りに認定をするときには、必ず参考資料の中でつなぎの部分  
を点線で「既認定」とかの形で出していただきたい。そうでないと、そこだけぼつんとなっ  
ていると、そこまで行く途中がどうなっているかわからないと思いますので、お願いと要望をし  
ておきます。

- 議長（松尾孝明君） 他に。
- 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。側道の議案はこれで結構なんです。前にも議会では  
ないのですが指摘をしました。特に岸和田市との境目で側道が当たってますと、ここが公的  
な粗大ごみの処分地になりやすい。ただし、ここに出ている唐国1号線と2号線については現  
状、確認していないので断定はようしませんが、今まで稲葉辺りであったはずで。

関連してたしか6日の夜やったと推察しますが、和泉中央線の榎尾川の橋の上、上り線の反  
対側に乗用車1台が投棄してありました。ナンバープレートを外してました。私が7日朝に気  
が付いた時点では、ナンバープレートがそのままやっただけで、帰りが遅くなったので車の中  
で寝ているのかな、窓ガラスは全部スモッグが入って中が見えませんでした。8日朝になると、  
和泉市道路課の赤の撤去のポスターが張ってくれてありました。昨日もありました。今朝は確  
認はしていません。

和泉中央線という和泉市のメインストリートにこれを投棄したというのは、この人の人間性  
を疑うわけです。もっと早く直ちにこういうものは整理できないか。放っておくと、気移り  
というか、あんなこともいけるんやな、わざわざ処理料金を出してやらなくてもええな、とな  
ると思います。いろんな法律があると思いますが、もっと早く処理をする方法はないでしょ  
うか。

もう1つは、最近の新聞紙上に出ていたと思いますが、来年からは、空き缶とかペットボ  
トルはメーカーの責任で処理をさせる、という法律ができるやにあったと思います。この自動車  
となると、プレートもはっきり付いてますし、エンジンナンバーなども調べていけばわかる  
と思います。こういうものは、うちだけではなく、自治体で何とか処理する方法がないものか  
と痛切に感じます。今なら、まだガラスも割れてないし、タイヤも外されてません。簡単に移動  
ができると思います。後、どのように処理をされるのか、参考のため、また、将来的なお考え  
についても申し述べていただけたらと思います。

- 議長（松尾孝明君） 答弁。
- 道路課長（関 和直君） 今、お話がございました中央線の放置自動車につきましては、3  
月3日付でわれわれは認知しております。それで一定の張紙をさせていただきました。旧来だ  
とすぐに撤去する法律はございませんでしたが、先般、法律が改正されて、危険な個所で

の放置自動車についてはすぐに撤去できるとなっておりますので、今日明日中に撤去するよう  
にしております。ただ、撤去しても処分はできないので、一定期間、所定の場所で保管をしな  
がら、最終的に処分を考えていきたいと思っております。

それから、メーカーの負担のお話でしたが、メーカーが出資をしながら助成金を私  
どもの方に降ろしていただく方法がございます。今、撤去費用としては1万円を必要としてお  
りまして、その分については、メーカーの出資会社から1万円の助成金をいただくことで処理  
をしております。これからもそういう取り扱いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

○

議案第13号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
小野田町1号線	443.00	4.90	北田中町511番地の1先	小野田町188番地の1先	

○ 議長（松尾孝明君） 日程第15「市道路線の認定について」（小野田町1号線）を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第13号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書31ページから33ページまでを御参照願います。

本件は、国道170号線の開通に伴いまして、地元住民が交通の緩和並びに国道170号線への乗り入れ路線として大阪府に対して強い要望をしまして、大阪府が用地の取得並びに道路の築造整備を行い、和泉市が引き継ぎを受けるものでございます。

次に、その内容でございますが、路線名として小野田町1号線。起点北田中町511番地の1先から終点小野田町188番地の1先までの延長443m、幅員4.9mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたしますのでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容について御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をくださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

---

議案第14号

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する市道唐国久井線の  
街路事業の直接施行同意について

和泉市中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する市道唐国久井線の道路新設及び改築工事につき、住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第34条第1項の規定により、住宅・都市整備公団が直接施行することに対し、同意するについて、同法第34条第3項の規定により市議会に付議する。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 施設の種類及び名称 市道唐国久井線
- 2 工事の区間 起点 和泉市唐国町1120番地の1先  
終点 和泉市唐国町1319番地の31の1先
- 3 工事の種類 道路新設及び改築工事

○ 議長（松尾孝明君） 日程第16「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する市道唐国久井線の街路事業の直接施行同意について」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村です。お許しをいただきまして自席から、ただいま上程をいただきました議案第14号「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する市道唐国久井線の街路事業の直接施行同意について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書35ページから37ページまでを御参照願います。

今回、トリヴェール部分の整備ブロックのうちの住宅・都市整備公団が特定業務区域として大阪府立新産業技術総合研究所を初めとする先端技術産業の研究所や情報関連施設、宿泊、研修、厚生施設等の産業空間を形成しようと事業を進めてまいりまるところの都市計画道路唐国久井線のうち、泉州山手線から光明池春木線までの区間を国の補助を受けて事業認可を申請することとなっております。この申請に当たりまして、住宅・都市整備公団が道路法による道路事業を行う場合、住宅・都市整備公団法第34条第3項により市議会の同意を求めよう規定されておりますので、お願いをいたすものであります。

次に、工事の内容について御説明申し上げます。

工事の名称は、市道唐国久井線。工事区間は、唐国町1120番地の1先から唐国町1319番地の31の1先までであります。工事の種類は、道路新設及び改築工事で延長1,900m、幅員25m。工事期間は、平成7年度から平成10年度までの予定であります。

以上、まことに簡単ではありますが、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 1番（友田博文君） この唐国久井線は25m、都市・整備公団がやってくれる大変結構な道路だと思います。この道路が先へ伸びてほかの道路も関連するのですが、先ほども市道の関係でお尋ねさせていただきました。そこで、言ってほしかったことは、これからの道路を考えると、現状の計画道路の幅員そのものでいいのか、という話をしたかったわけです。現在、い

ろいろの道路を計画されていますが、この大震災を目の当たりにして、道路計画を再検討していくことが必要ではないかと思えます。そういった話が一切出てきませんので、今後、どういう形で道路を計画していくのか。

例えば現状の道路のところには活断層が走ってないのかどうか、それによって道路形態そのものも考えていく必要があるのではないかと。この奥には、コスモポリスがあるかもわかりません。これをどのような計画をされているのか、という中では、新しく現状に合う道路の考え方、形態にしていく。今後、いろんな道路について幅も含めて検討していかなければならない、といった話が余り出てこないで、この場をお借りして、これからの道路事情、道路計画と方向性についてお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 今後の道路の企画という話になるかと思えます。主要な都市計画幹線については、都計法に基づいて道路幅員の決定をしていただき、私どもの方で整備をおこなっていくものでございます。震災における道路の果たす役割、防災上の面からも緑の部分とか保水の問題などを再認識すべき時期ではないかと思えます。例えば上空を占有している電柱の問題、今後、地下化のキャブシステムを導入することなども含め、われわれは一定、道路整備の考え方についてこれから取り組んでいかなければならないと認識してございます。

ただ、今の段階では、被災地において生活道路がどうだったか、まだ道路の応急復旧的な考え方しか出てございません。その意味からも私どもの市にもかなり狭い道がございますので、災害時の道路の確保については、今後、検討していきたいと思えます。

○ 1番（友田博文君） この唐国久井線を見ながら、本当にこのままでいいのか、という考えもござります。幅員は25mですから、和泉市では広い感じがしますが、実際的にこの道路は、何も考えずにこれで決定していいのか、という疑問が起こります。その辺は、ここまで活断層が伸びているかどうか知りませんが、そういった面も含めながらこれから十分検討していかなければならないと思えます。

これは道路課になるのか都市整備になるのか知りませんが、道路そのものを考えていくとき、和泉市としては、府道、国道も含めてこういう形に持っていかなくてはいけない、という方向をきちんと付けてほしい。上から言われるままに「はい、そうですか」ではなしに、市民の安全性を考えて道路管理者としてきちんとしていかななくてはいけない。生活道路だけでなく、防災も含め滞りなく通行できるような状況をつくっていただきたい。そのためにはどうすればいいか。新しい形の中で7年度が始まり、これからの新しいまちづくりの中で考えていただきたい。市長を含め皆さん方の中でこの道は狭いな、6mよりも10m道路にしなくてはいか

んな、という形の中で十分検討していただくよう要望して終わります。

- 議長（松尾孝明君） 他に。
- 5番（上田育子君） 昨日も調和とロマンの話が市長からありました。この唐国久井線の内容について、少し教えていただきたいと思います。

この道路は、車線と歩道、自転車や車椅子、視覚障害者が通行できるような道路標示がそれぞれどのようなスペースで確保されているのか。また、緑の配分についても、もし説明ができればお答え願いたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 答弁。
- 道路課長（関 和直君） 幅員構成でございますが、一応、2車対応の道路で両側に歩道がございます。基本的にこの街区は、新産業都市基盤という整備の区間でございまして、コスモポリスも含めほとんど人口的には夜間人口が張り付かない道路でございます。昼間にお仕事に通う労働者の通行という部分では、特にこの付近は、道路以外にも緑のラインを宅地側から3m提供していただくということで地区計画にも策定されてございますので、かなり潤いのある道になるのではないかと。また、暫定的ではございますが、道路については無柱化を図り、材質としては当然、車道部分はアスファルト舗装でございますが、歩道部分については、インターロッキングなり潤いのある舗装を配置することを住宅・都市整備公団からお聞きをしております。

また、障害者対策でございますが、当然、全体的な流れの中で必要な障害者対策については配置することになっております。例えば点字ブロック、スロープの問題については行っていきます。

- 5番（上田育子君） 点字とスロープについては理解できますが、この前も自転車条例で言いましたが、やはり自転車を愛するまちをつかっていくためには、自転車道を独立して確保した方がいいし、新しいまち開きのところでは、どんどん行われているような他市の実態もあるかと思えます。自転車の流れ、車椅子、人の流れはそれぞれテンポも違いますので、その辺は、21世紀に向け人や自転車、障害者が重視されるロマンを持って市道づくりの中に十分反映していただくことを要望して終わります。

- 議長（松尾孝明君） 他に。
- 9番（讃岐一太郎君） 議事進行の都合もございまして、くどくど質問する気はございません。端的にお聞きをいたします。

今の議案の市道唐国久井線についてはすべて公団でしていただく、結構なことだと思います。これを和泉市でやろうとすれば大変だと思います。ただ、少しお聞きしたいのは、これは

光明池春木線で止まっています。多分、これはうちがやっておりますコスモポリスに伸びていくと思いますが、これから先の事業はどうなるんですか。和泉市でやるのですか、公団でやるのですか、お伺いをいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 道路課関でございます。唐国久井線の南進部分、西部地区境からコスモポリスの間、延長にして530m、道路幅員16mの整備区間でございますが、現在、用地の確定測量の作業をさせていただいております。本年度から買収予定でございましたが、一部地籍の混乱があったり地権者の同意が得られなかったりしましたので、平成7年度から買収を行ってまいります。買収面積は、約9,000㎡の予定でございます。

○ 以上でございます。

○ 9番（讃岐一太郎君） これは本市でやるわけですね。

○ 道路課長（関 和直君） 本市で取り扱いをしております。

○ 9番（讃岐一太郎君） とにかくこの和泉市全体の現状の道路については、大変大きな成果を上げていただいているということは、ほとんどの主要な道路は、住都公団にやっていただいていることは市長の手腕だと思います。敬意を表します。

○ ただ、自分のところでやらなくてはいけない計画路線、この後には光明池春木線もあるわけですが、ここまできていることでもございます。平成7年度から延伸について買収をしていく、ということでございますので、大いに期待をするところでございます。

○ なぜなれば、コスモポリスについては、和泉市にとっては大きな事業です。どんなことをしても成功させなくてはなりません。これが失敗をするようなことがあれば、和泉市の大きな恥です。いずれ将来に向けて大きな財源になると想定してコスモポリスが行われていると思いますので、その道路についても、早期に図っていただくよう強く要望して終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

○ お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

○ （「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 御異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

○



議案第15号

二級河川の指定に関し意見を述べることについて

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第4項の規定により大阪府知事から求められた意見を次のように述べるにつき、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

意見

次表のとおり、二級河川の指定を行うことについては、異議がない。

二級河川指定内容

河川名	区		間		備考
	上	流	下	流	
芦田川分水路	左岸	高石市東羽衣五丁目143番地の4先	芦田川合流点に至る		芦田川流域面積 6.68km <sup>2</sup>
	右岸	高石市東羽衣五丁目143番地の4先			

○ 議長（松尾孝明君） 日程第17「二級河川の指定に関し意見を述べることについて」（芦田川分水路）を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

○ 下水道部長（藤原清司君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第15号「二級河川の指定に関し意見を述べることについて」、提案の理由並びにその内容につきまして、下水道部藤原より御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本件は、去る1月18日付で大阪府知事より芦田川分水路を二級河川に指定するに当たりまして、河川法第5条第4項の規定に基づき、和泉市長に意見の聴取を求める照会がございました。市といたしまして、「異議なし」との回答をいたしたく存じておりますが、河川法第5条第5項の規定によりまして、市議会の議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、当分水路の本川であります二級河川芦田川につきましては、本市の上代町、小野町の一部を流域区域といたしまして、堺市の鶴田を源に堺市に注いでおります。その最下流の南海本線付近におきましては浸水の常襲地帯となっているところから、かねてより大阪府が抜本的な改修工事を進めてまいっております。このことからこのたび、新しい分水路が完成したことに伴いまして、今後、維持管理におきまして適正かつ合理的な運営を図るため、今般、本市の意見を求められたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきたいと存じます。

なお、位置図等参考資料を40、41ページに掲載してございますので参照いただき、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

○

#### 議案第16号

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間を超えない範囲で規則で定めるものとする。

2 任命権者は、職務の特殊性により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、別に定めることができる。

第3条第1項中「6時間をこえる場合においては」を「6時間を超える場合においては少なくとも」に、「8時間をこえる場合においては」を「8時間を超える場合においては少なくとも」に改め、同条第2項を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

（週休日及び勤務時間の割り振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 任命権者は、第2条に規定する勤務時間を月曜日から金曜日までの5日間において割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

第6条の見出しを「（週休日の振替等）」に改め、同条中「第4条の規定による勤務を要しない日」を「第4条第1項及び前条の規定により週休日とされた日」に、「第5条」を「第4条第2項及び前条」に、「勤務を要しない日に変更して」を「週休日に変更して」に、「同条本文の規定により」を「第4条第2項及び前条の規定により」に改める。

第8条の見出しを「（休暇の種類）」に改め、同条中「有給休暇の種類」を「休暇の種類」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 介護休暇

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「(和泉市職員の勤務時間等に関する条例(昭和32年条例第29号)第4条第1項に規定する日を除く。)」を「和泉市職員の勤務時間等に関する条例(昭和32年和泉市条例第29号)第4条第1項及び第5条に規定する日を除く。)」に改める。

第18条第3項中「(同条例第4条の規定に基づき毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が勤務を要しない日に当たるときは、規則で定める日)」を「同条例第4条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が週休日に当たるときは、規則で定める日)」に改める。

理 由

国家公務員の「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」が平成6年9月1日から施行されたことに伴い、本市職員についても一定の規定整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(松尾孝明君) 日程第18「和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

○ 議長(松尾孝明君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室理事(鹿島賢昌君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第16号「和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が平成6年9月1日から施行されたことに伴い、本市職員についても一定の規定整備を図る必要があることから所要の措置を講ずるものであります。

次に、その内容でございますが、議案書43ページでございます。

第2条の改正は、勤務時間の上限設定について、従来、1週間につき44時間と規定していたものを、労働基準法の規定に照らし合わせる国の制度に準じて、「4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間を超えない範囲」とするものでございます。

また、同条第2項の改正は、いわゆる変則勤務者の勤務時間の特例規定でございます。

次に、第3条第1項の改正は、労働基準法の規定に照らし合わせ「少なくとも」という文言を挿入したものでございます。

次に、第4条第1項の改正は、従来、「日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日」と規定していたものを、国に準じて「週休日」と改めようとするものでございます。

また、同条第2項及び第5項の改正は、現条例の再編整備でございまして、今まで勤務を要しない人、勤務時間の割り振りを個々に規定していたものをまとめて規定しようとするものでございます。

次に、第6条の改正は、第4条及び第5条の改正に伴う文言の整備でございます。

次に、第8条の改正は、国でも新たに整備された介護休暇の新設でございまして、内容につきましては、従来の休暇同様、規則で定めることとなっておりますが、その主な内容は、職員の家族が疾病などで日常生活を営むことに支障があり、職員がその家族を介護する必要がある場合に一定期間、最高6カ月、無給で休暇を与えようとするものでございます。

なお現在、同様の制度を長期看護休暇として要綱で規定しているものの、今回、国の制度導入を機に条例規定しようとするものでございます。

次に、附則関係でございまして、第1項は、施行期日に関する規定でございまして、平成7年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、第2項は、和泉市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う規定及び文言の整備のための改正でございます。

以上、まことに簡単でございまして、議案第16号につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。45ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 5番（上田育子君） 第2条に関しまして、まず、労働時間の関係ですが、労働時間の短縮に伴う非常勤、パート、アルバイト労働者との均衡についてお尋ねをしたいと思います。

労働大臣は、パート法を定めて以降、時間短縮が正職員で行われた場合は、パート労働者についてもその日を有給にするか、あるいはまた時間当たり賃金に跳ね返るよう均衡を保つような指導をしております。和泉市におきましては、非常勤、パート、アルバイトについて、この時短に伴う均衡をどのように図られているのかが第1点です。

2点目は、最後の8条の介護休暇であります。家族が疾病をした場合、最高6カ月まで無給ということですが、本市においても、非常勤、パート、アルバイトが契約を繰り返して

て更新をしている人たちが大半であります。その人たちの家族が疾病した場合、そのことに対する介護の必要の大小は全く違わないと思いますが、この最高6カ月については、いかなる均衡を保たれて非常勤、パート、アルバイトに適用されようとしているのか、それが2点目であります。

3点目は、昨日もボランティアの問題が出ておりましたが、幾つかの公共団体におきましては、ボランティア休暇というものが認められていると聞いていますが、今後、和泉市においても、このボランティア休暇の制度化を考えているのかどうか。

以上、3点についてお願いをいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 人事課参事（山本 晃君） 人事課山本より上田先生の御質問について回答いたします。

まず、1点目の今までの非常勤職員の待遇等も含めてどうか、ということでございます。非常勤職員については、1週間当たりの勤務時間が人事院規則等で4分の3以下となっておりますので、短時間あるいはそれに準じるような労働者については、介護休暇は該当しておりません。

2点目の例えば複数の介護者が出た場合あるいは多数にわたる疾病が出た場合などいろいろな内容がございますが、これについても一定、現行の要綱では最長6カ月以内、という介護期間を設けているわけでございます。今後、介護休暇等の条例規定をしようとする内容については、規則で委任していきたいと考えているところでございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 市長公室次長（戸口泰明君） 人事課戸口でございます。2点目のパート、臨時職員の介護休暇の適用でございますが、本来、介護休暇は、職員が長期介護休暇に従事しなければならないという状況となり、その結果、退職がやむを得なくなる状況の中で一定期間、職務から開放することによって、そのことが退職につながらないということを含めて採用したもので、もともと短期並びに臨時につきましてはそぐわないことになっておりますので、適用いたさないことにいたしております。

3点目のボランティアにつきましては、今後、検討したいと思っております。

○ 5番（上田育子君） 時短については、パート、非常勤、アルバイトに賃金換算をするのか、あるいは有給の休日として均等に与えるのか、その点についての御回答をお願いします。

○ 人事課参事（山本 晃君） パート、非常勤については、月額報酬をもって支給していただくものでございます。換算には、該当しないのではないかと考えております。

○ 5番（上田育子君） 昨年7月、ILOでパート条約が採択され、日本政府は棄権、経営者

側は反対、労働者側は賛成、しかし、圧倒的に国際的に採択されました。今、日本が国際水準で世界と肩を並べて女性の人権、働く権利を守りながら平和的に国際競争を行っていくのかどうか。そのことについては、日本がいつ批准をするのか、その人権感覚が世界中から見守られていることをお互いに十分認識をしなければいけない、ということが1点あります。

それから、土曜日の時間短縮で多くの労働組合のある職場におきましては、正社員が時間短縮をしたら、当然、労働省が指導するようにパートも有給の休日を1日与えるという施策をとっているところが、ほぼ100%出てきているのではないかと思います。

和泉市におきましても、パート、非常勤、労働組合を持っている部分が多いかと思えますし、また、あってもなかっても、この少子化対策あるいは高齢化社会をどうするのか、という問題を抱えている社会的な必然性の中で、働く女性たちを守っていき、高齢化社会でお年寄りの介護を在宅でしていく、そういう働く場の条件整備をしようということで、時短の問題であれ、介護休暇の問題であれ、出てきたのが社会的背景であります。そのことを十分認識をした上で、パート、非常勤、アルバイトに関する均衡待遇をどうしていくのか、という質問をさせていただきますと、考えております。

ところで女性施策、女性プランもそろそろ策定をされる。市長の市政方針では、「策定された」というように述べられておりましたが、男女差別がある中でやむなくパート労働をしなくてはいけない女性が、そのことをもって働く場での身分的な差別あるいは経済的な差別に何らつながるものではない、また、つながってはいけない、パート法を守っていき、そういうことがこのプランの中でもうたわれていると思います。

和泉市のパート、非常勤、アルバイトが毎年、契約更新をし、そして、退職金の制度化までするという10年勤続、20年勤続が増えてきている状態の中で、少子化対策としてつくられてきた背景もある時短問題あるいは高齢化対策としてつくられてきた介護制度の問題、これらの制度を今後、適用することを十分検討する必要があると思いますが、市長のお考えを聞かせてください。

○ 市長公室理事（鹿島賢昌君） 人事の鹿島からお答えいたします。

以前から何回も短時間労働者雇用管理改善法制定等がございまして、パート、非常勤問題について御質問を受けてきたわけでありまして、これらの部分は、公務員には適用しないわけですが、努力をしてやっけていこうということで、非常勤については、一定の制度化が図られてきたわけでありまして。

なお、アルバイトと申しましょうか、それらにつきましては、法的には6カ月しか雇用できない。もし、雇用したとしてもあと6か月、合計1年であります。実態に則していろいろの取

り扱いはしておりますけれども、残念ながら、そうした法令の根拠は守っていかねばならないという制限があるわけでございます。

さらに、非常勤につきましては、法律ではありませんが、人事院規則等で4分の3以内の時間、和泉市で言いますと30時間以内ということで、5日のうち1日を休んでいただいているという状況でございます。これからどんどんそういった要求も出てくるだろうと思っておりますので、努力はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 5番（上田育子君） 市長の答弁ということですが、具体的に女性施策をどのように職員規定に反映させていくか、という考え方を市長は現在のところ、持っていらっしやらないと判断せざるを得ません。非常に残念なことであります。

格差を是正するということは、単純に小学生でもわかることですが、1週44時間で月給幾らであるか、それが40時間になっても月給が全く変わらない。そうすると、1時間当たり単価について、正職員とパート労働者でどのぐらいの格差が出てくるか、計算すればすぐわかることでもあります。

格差を解消しようという世の中の動き、社会的な努力に対して、具体的には、1時間当たりの格差が拡大されてくるわけです。もし、非常勤職員の1時間当たりの賃金を高めるとか、あるいは有給の休日を同じように与えない場合、格差が拡大するわけです。働く女性が主婦であるが故に、家事、育児をするが故に非常勤職員しかできない。その人たちの負担がさらに大きくなっていく。そのことが改善をされない和泉市の施策は、非常に残念だと思います。

先ほど、地公法をもって説明をされましたが、1年以上の雇用を約束していない。しかし、1年限りの非常勤職員が、実際には10年も20年も非常勤職員として法の網を潜って活用されている現実を、お互いにいい方向で改善をしていかなければならないという現実の中で、自分たちの都合のいいことだけをもって、事実はその法は、既に崩壊をしている。中身としては、看護婦さんにしても保母さんにしても、1年を限った雇用ではなく、もっと長期雇用をしてほしい。それは利用者も患者さんも理事者もそう思っているのです。それがまた、実態であります。その実態を十分計算に入れても、この格差はおかしいと思います。そのことを1日も早く気が付いて、市長が、まず、自分の権限で改善をしていく方向での試案をつくられることを強く要望して終わりたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 他に。

○ 1番（友田博文君） 週40時間ということが国の方向で決まってきたものです。日本の進む方向としては結構かと思えます。週4時間が切られるわけです。今、関連して上田さんからパ



一労働者に関して質問がありましたが、この4時間というものを和泉市の職員に換算すると、どのぐらいの人数と時間になるか、教えていただきたい。

それから、国から言われてきて条例を改正しなければいけない、ということはわかりますが、この4時間というのは、仕事の上でクリアできるのか。クリアできないとなれば、国からどんな対策、方策を示されているのか。それとも、それを和泉市独自でやるならば、どういった方向で4時間分を補っていくのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 人事課参事（山本 晃君） 人事課の山本よりお答えいたします。

1週間当たりの勤務時間が44時間から40時間になった、4時間減ったらどういう1日当たりの労働方式になっていくか、ということです。今、完全週5日制です。4時間ということは240分ですので、5日で割れば、1日当たり48分の短縮になるうかと考えます。

ただし、当市の勤務時間条例では、1週間当たり現行38時間45分ということですので、今回の勤務時間の改正に基づく法定労働時間が44時間から40時間になったよりも、現時点では、1時間45分短いということの条例でございます。48分云々については今後、研究はしていかなければならないかと考えております。

○ 1番（友田博文君） 44時間を40時間にする条例を出してありますが、それなら、38時間45分の条例を出したらいいのと違いますか。

○ 人事課参事（山本 晃君） 勤務時間等に関する条例の中では、もともと44時間を超えない範囲、ということで設定しておりますので、現状、44時間以内になっております。それを今回、国の方で40時間と規定しましたので、それに合わせたということでございます。現行の勤務時間が、その範囲の中に入っているということでございます。

○ 1番（友田博文君） ちょっとわからないのですが、国、大阪府、それから各市の状況は、すべて和泉市の38時間45分という実態になっていると考えてよろしいのですか。

○ 市長公室理事（鹿島賢昌君） 市長公室の鹿島からお答えいたします。

国におきましては、官執勤務者でございますが、8時30分から17時まででございます。勤務時間では1日8時間、週40時間、実働1日7時間30分、週37時間30分でございます。

大阪府におきましては、9時から17時45分まで、1日8時間、週40時間でございます。

和泉市の場合は、超えたらいけないのは、国と同じ40時間にしていますが、8時45分から17時15分ということで週38時間45分、実働は37時間30分ということで、国の官執勤務者と同じでございます。

公務員の給与とか労働条件につきましては、他の地方公共団体や国との均衡を保つというの

が法律の趣旨でございますので、ひとつよろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

---

議案第17号

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例制定について

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（案）

（目 的）

第1条 この条例は、道路交通の安全と円滑化を図り、自転車等を利用する市民の利便に供するため、市が設置する自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車又は原動機付自転車をいう。

（名称及び位置）

第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和泉府中駅前自転車等駐車場	和泉市府中町一丁目1番21号
信太山駅前自転車等駐車場	和泉市池上町一丁目6番2号
北信太駅前自転車等駐車場	和泉市太町61番地の6

(利用車種)

第4条 駐車場に駐車することができる車種は、駐車場の構造に応じて、自転車又は原動機付自転車とする。

(利用の許可)

第5条 駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の種類)

第6条 利用許可の種類は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、利用許可の期間を変更することができる。

- (1) 定期利用許可 1月(月の初日から末日までをいう。)を単位とする。
- (2) 一時利用許可 1日1回を単位とする。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しないことができる。

- (1) 利用許可の申請者の数が、駐車場に駐車できる自転車等の数を超えるときその他駐車場の構造上駐車させることができないとき。
- (2) 駐車場の施設、設備等を汚損又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自転車等に危険物を積載しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第8条 駐車場の利用料金は、別表に定める額とする。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第10条 利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 施設その他工作物及び駐車中の自転車等を汚損し、又は破損すること。
- (3) みだりに騒音を発すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼす行為をすること。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 利用許可の申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(利用権の譲渡禁止)

第12条 利用者は、駐車場を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の禁止)

第13条 市長は、駐車場の整備その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を禁止することができる。

(損害賠償)

第14条 駐車場の施設又は設備に損害を生じさせた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市の免責事項)

第15条 駐車場において利用者が受けた盗難、破損、利用者相互の接触その他の第三者の行為に起因して生じた損害又は不可抗力による損害については、市はその責任を負わない。

(管理の委託)

第16条 市長は、駐車場の管理運営に関する事務を、公共団体又は公共的団体に委託することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

利用料金

利用車種	駐車場の構造		一時利用	定期利用	
			1日1回	1か月定期	3か月定期
自 転 車	立 体	1・2階	120円	2,500円	7,000円
		3階		1,500円	4,000円
	平 面	屋根なし		2,000円	5,500円

原動機付自転車	立 体	1 階	250円	4,500円	13,000円
	平 面	屋根なし		3,500円	10,000円

理 由

自転車等駐車場が、本年度末をもって市に移管されるため、駅周辺の放置自転車等対策の一環として、自転車等駐車場の適切な管理を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 日程第19「和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例制定について」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 産業部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第17号「和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について、産業部萩本より御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、近年の鉄道駅への交通手段として、自転車等の利用が年々増加し、駐車場施設の利用が高まる中で、本市では、昭和56年よりJR北信太駅を初めとして信太山駅、和泉府中駅に財団法人自転車駐車場整備センターに依頼し、駐車場の整備を行ってまいりました。

これらの施設につきましては、同センターが建物償還完了まで所有することから、現在まで和泉交通安全協会が同センターより運営委託を受け、駐車場の利用収入により建物償還等を行ってきたものであります。これら3施設のうち北信太駅、和泉府中駅については既に償還を終え、また、本年度末をもって信太山駅が償還を完了することとなりますので、3施設の一括譲渡を受け市に移管するとともに、適切な管理を行っていかうとするものであります。これに伴い、ここに本条例を御提案申し上げる次第であります。

次に、その内容であります。第1条は、目的として道路交通の安全と円滑化を図り、市民の利便に供するため、市が設置する自転車等駐車場について必要な事項を定める、としております。

第2条は、駐車場の利用対象である自転車、原動機付自転車及び自転車等について定め、第3条は、和泉府中、信太山、北信太各駅の駐車場施設の名称、位置を、第4条より第15条までは、当該施設の利用についての条件等について規定をいたしております。

まず、第4条は、駐車場を利用できる車種は、自転車または原動機付自転車とし、第5条

は、駐車場を利用する者は、市長の許可を受けなければならないとし、また、第6条は、駐車場の利用の種類について、定期と一時預りとしております。定期につきましては1月。一時預りについては1日1回を単位とし、また、この利用の期間を変更することができる、としております。

第7条は、駐車場の利用の制限について、駐車場の管理上支障がある第1号から第4号に該当するときは許可しないことができる、としたものでございます。

第8条は、駐車場の料金について、55ページの第8条関係別表のとおり、自転車につきましては一時預りが120円、1カ月定期では、1階と2階が2,500円、3階が1,500円、平面の屋根なしで2,000円。原動機付自転車につきましては、一時預りが250円、1カ月定期は1階で4,500円、平面の屋根なしで3,500円。

なお、3カ月定期につきましては、それぞれ500円を減額した額としております。

第9条は、利用料金の還付について、納めた利用料金は還付しないこととし、第10条は、駐車場における禁止行為について、他の利用者の妨害や管理上支障となる行為については禁止するものとし、第11条は、利用許可の取り消しについて、禁止行為に違反した場合等については、取り消し停止することができる、としたものであります。

第12条は、利用権の譲渡禁止について、利用者が駐車場を利用する権利の譲渡、転貸をしてはならないとし、第13条は、利用の禁止について、駐車場の整備その他管理上必要なときは利用を禁止することができる、としております。

第14条は、駐車場に損害を生じさせた者は、損害賠償をしなければならないとし、第15条は、市の免責事項について、駐車場で利用者が盗難、破損等の損害を受けても市は責任を負わないもの、としております。

第16条は、管理の委託については、公共団体又は公共的団体に委託をすることができる、と定めたものでございます。

第17条は、委任について、本条例で定めた事項以外の必要な事項は規則で定める、としております。

なお、附則でございますが、この条例は、平成7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第17号「和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例制定について」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

○ 議長(松尾孝明君) ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

(午前11時55分休憩)

議案第18号

平成6年和泉市一般会計補正予算(第4号)

平成6年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ△983,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,406,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

I. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 国庫支出金		5,362,098	209,517	5,571,615
	2. 国庫補助金	2,363,616	209,517	2,573,133
13. 財産収入		2,223,502	△2,000,000	223,502
	2. 財産売払収入	2,000,000	△2,000,000	
14. 寄附金		651,000	1,060,000	1,711,000
	1. 寄附金	651,000	1,060,000	1,711,000

15. 繰入金		3,617,080	△430,500	3,186,580
	1. 基金繰入金	3,617,080	△500,000	3,117,080
	2. 特別会計繰入金		69,500	69,500
16. 諸収入		4,019,389	2,714	4,022,103
	5. 雑収入	2,434,748	2,714	2,437,462
17. 市債		3,876,946	174,300	4,051,246
	1. 市債	3,876,946	174,300	4,051,246
歳入合計		49,390,452	△983,969	48,406,483

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,096,623	37,013	5,133,636
	1. 総務管理費	3,622,169	37,013	3,659,182
3. 民生費		12,948,797	17,853	12,966,650
	1. 社会福祉費	5,817,363	17,853	5,835,216
4. 衛生費		4,922,735	47,000	4,969,735
	1. 予防衛生費	2,345,466	47,000	2,392,466
7. 土木費		11,314,935	△474,866	10,840,069
	1. 土木管理費	1,335,457	△500,000	835,457
	4. 都市計画費	4,949,381	25,134	4,974,515
8. 消防費		1,393,926	2,714	1,396,640
	1. 消防費	1,393,926	2,714	1,396,640
9. 教育費		4,704,243	326,317	5,030,560
	2. 小学校費	1,431,814	326,317	1,758,131
11. 諸支出金		2,703,000	△940,000	1,763,000
	2. 基金費	2,696,000	△940,000	1,756,000
歳出合計		49,390,452	△983,969	48,406,483



第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	借入先	利率	起債の方法	借入先
都市計画 整備事業	203,100	普通貸借 又は 証券発行	府 政 行 銀 行 其 他	年8.0% 以 内	普通貸借 又は 証券発行	府 政 行 銀 行 其 他
義務教育施設 整備事業	183,500	同上	同上	同上	同上	同上
計	3,876,946				4,051,246	

(午後1時00分再開)

- 議長(松尾孝明君) 午前に引き続き、会議を開きます。

日程第20「平成6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

- 議長(松尾孝明君) 提案理由の説明を願います。

- 総務部理事(阪 豊光君) 総務部阪でございます。自席からお許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第18号「平成6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、退職者の増に伴います退職手当並びに病院事業補助金、国庫補助金の確定に伴います事業の追加、庁舎建設基金積立金の更正減、公共施設整備基金積立金の補正、各特別会計に対する繰出金等の補正、公共用地先行取得資金貸付金の補正などがおもなものでございます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容を御説明申し上げます。追加議案書の1ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算からそれぞれ9億8,396万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を484億648万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から説明をさせていただきます。7ページでございます。

総務費では、退職手当の追加といたしまして3,701万3,000円を計上いたしました。

民生費では、老人保健事業特別会計に対する繰出金1,785万3,000円を追加いたしました。

衛生費では、病院事業に対する補助金4,700万円の追加。

土木費では、4億7,486万6,000円を更正減いたしました。内容につきましては、黒鳥山公園整備事業費で7,006万3,000円の追加。また、和泉市土地開発公社に対する光明池春木線の道路用地先行取得資金貸付金を用地買収のおくれから5億円、さらに、公共下水道事業特別会計への繰出金4,492万9,000円をそれぞれ更正減いたしましたものでございます。

次に、消防費では、消防団員の公務災害に対する補償金271万4,000円の追加。

教育費では、国庫補助金の確定に伴いましていぶき野小学校整備事業費3億2,631万7,000円を追加計上いたしました。

諸支出金では、9億4,000万円を更正減いたしました。内容につきましては、公共施設整備基金積立金で8億6,000万円の追加並びに庁舎建設基金18億円を更正減するものでございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。5ページでございます。

国庫支出金2億951万7,000円、寄附金10億6,000万円、雑収入271万4,000円、市債1億7,430万円につきましては、それぞれの歳出予算に関連する特定財源でございます。

また、財産収入では、土地価格の下落や社会情勢を鑑みまして市有財産処分を保留し、20億円を減額するものでございます。

繰入金につきましては、公共施設整備基金繰入金を歳出の貸付金減に相当する5億円の更正減並びに公共用地先行取得事業特別会計からの繰入金6,950万円を追加補正いたしました。

以上が、今回、御上程をいただきました議案第18号「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 11番（井坂善行君） 11番・井坂でございます。1点だけ端的にお尋ねをいたします。

例の庁舎建設基金18億円の積み立ての更正減についてであります。一般質問で天堀議員さんから御質問がありましたが、私の立場からも一応、経緯と今後についてお尋ねをいたします。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 昨日、天堀議員さんから本件に対する一般質問がございました。そこで、お答えをさせていただいたわけでございます。当初では、18億円、2億、20億円について、下半期には、幾らか地価が上向くのではないかという経済的な見通しもございましたので、計上させていただいた次第であります。

御案内のとおり、庁舎建設は、私どもにとりましては大きな課題でございます。それに対する財源の手当といたしましては、光明台の土地を処分する代金を基本にして庁舎建設をしようというのが私たちの考え方でございまして、その意味合いで一定の計上をさせていただいたわけでございます。

下半期には、なかなか地価の上昇が認められない中ではございますが、いろいろ引き合いもございましたので、処分に踏み切らせていただけたらと存じまして、所管でございます総務部長を通じまして、議会各派に処分についてコンセンサスを得るべくお願いに上がった経過もご

ございます。

その結果、まだまだ土地上昇が認めにくい中では見送ったかどうか、というのが各派のほぼ大勢であった、という報告がまいりました。議会のコンセンサスを得ながら処分をさせていただきたいと思っておりましたが、一応、見送らせていただかなければならないということで、更正減の取り扱いをさせていただきました。

また、平成7年度につきましても、地価上昇の機運がなかなかつかみにくい現状でございます。また、上昇したときに処分をさせていただかなければならないと思いつつ7年度は、計上を見送らせていただいたという経過でございます。昨日、お答えをいたしましたとおりでございます。地価上昇のめどがなかなか付きにくい中での更正減でございます。まことに恐縮に存じますが、御理解を相賜りますればありがたい、このように存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 11番（井坂善行君） 行政の予算、決算等については、私は、まだ十分精通しておりませんのでなかなか難しい面はありますが、平成6年度の当初予算では、厳しい経済情勢の中で合計800億円を超える前年度対比9.1%増という積極型予算を組まれました。私自身も市民さんからその内容等を聞かれる中で、当然、新しい庁舎を建設する18億円の積み立てがその中に計上され、場所はどこであるかはわかりませんが、市有地を売却してその資金に充てるということ等を、私の立場からは、聞かれた市民さんには説明をしております。それが今、市長がおっしゃるように地価の状況が厳しいので見送らざるを得ないということです。

それでは、その20億円の更正減については、市民さんにどのようにして知らせるのか、まず、お尋ねをしたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 財政課参事（林 和男君） 財政課林からお答えいたします。

補正予算の内容について、市民への周知方法といたしましては、補正予算成立後、「広報いずみ」を通じ、歳出面の主な内容について掲載をいたしております。

○ 11番（井坂善行君） ちなみに昨年4月号の「広報いずみ」に目を通したんですが、平成5年度の補正予算について議会の議決を得た、という記事があります。追加事業が、主な内容として掲載をされております。たしか平成5年度にも8億円の庁舎建設基金の積み立てが凍結と言いますか、流れておりますが、それは一切掲載をされておられません。

今回は、その中の18億円という大きな歳入が積み立てられないということが起こっているわけですが、補正予算案が議決を得たというだけでなく、その主な内容のところに庁舎積立基金18億円の減について広報に載せるつもりがあるのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

- 総務部長（神藤恒治君） 総務部神藤よりお答えいたします。

御承知のように広報に載せる場合、従前は、重要な追加事業が掲載されております。減額の場合は、一般的には、3月31日まで予算執行の期間がございますので、ものによっては最終的に減額せず、年度が終わってから処理をしたケースも多々ございます。

ただ、今回のように政策的な事柄については、年度の途中で財産処分をしない。したがって、基金に積み立てをしない、という方向が明確に決まりました関係上、市の広報に載せる問題につきましては、従前は載せておりませんが、こういった市の重点施策にかかわる問題についての減額でございます。御意見を帯して、広報の掲載までに内部で十分検討を進めてまいりたい、このように考えている次第でございます。

- 11番（井坂善行君） その点につきましては十分検討していただき、広報に掲載していただくことを強く要望するわけです。

原点に戻りますと、この14日から予算委員会がありまして各委員さんにいろいろと御審議をいただくわけですが、もっと責任ある予算ということにおいては、腹を括って出してきていただいているわけです。その点では、神藤部長に大変申しわけない言い方になりますが、神藤部長が各会派を回られてもう少し先に見送ったらどうか、という市長への報告で20億円の予算を執行しないというのはいかがかと思えます。

たまたまこの7年度には、庁舎建設の積み立て基金が計上されていないのでこれ以上は追及しませんが、それを市民さんに知らせないということは、恐らくこれまでに30億円ぐらいの庁舎建設基金が計上されているはずで、予算に計上するだけして何もたまってない。何も売れないのでたまっていない。その売れない理由は、市長の説明でよくわかりますが、そのことを市民さんに知らせることが責任ある予算の執行ではないかと思えますので、その点を強く要望して終わります。

- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第19号

#### 平成6年和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

平成6年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,035,482千円とする。

2 歳入歳出予算の改正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		5,470,735	△ 25,569	5,445,166
	1. 支払基金交付金	5,470,735	△ 25,569	5,445,166
2. 国庫支出金		1,628,086	71,409	1,699,495
	1. 国庫負担金	1,628,086	71,409	1,699,495
3. 府支出金		408,466	17,853	426,319
	1. 府負担金	406,917	17,853	424,770
4. 繰入金		413,761	17,853	431,614
	1. 一般会計繰入金	413,761	17,853	431,614
歳入合計		7,953,936	81,546	8,035,482

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 医療諸費		7,914,738	81,546	7,996,284
	1. 医療諸費	7,914,738	81,546	7,996,284
歳出合計		7,953,936	81,546	8,035,482

○ 議長（松尾孝明君） 日程第21「平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

- 総務部理事（阪 豊光君） ただいま御上程をいただきました議案第19号「平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、老人医療費の追加に伴う補正並びに支払基金と公費負担の財源構成の変更でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容を御説明申し上げます。追加議案書の13ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,154万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億3,548万2,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

今回の補正につきましては、医療給付費といたしまして8,154万6,000円の追加計上をいたし、また、これに充当いたします歳入予算でございますが（15ページ）、財源構成の変更も含めまして、支払基金交付金2,556万9,000円の更正減。国庫支出金7,140万9,000円の追加。府支出金1,785万3,000円、一般繰入金1,785万3,000円をそれぞれ追加いたしました。

以上、簡単でございますが、今回、御上程いたしました議案第19号「平成6年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

---

○  
議案第20号

平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成6年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ403,437千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 財産収入			69,500	69,500
	1. 財産売払収入		69,500	69,500
歳入合計		333,937	69,500	403,437

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			69,500	69,500
	1. 一般会計繰出金		69,500	69,500
歳出合計		333,937	69,500	403,437

- 議長（松尾孝明君） 日程第22「平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
  - 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
  - 総務部理事（阪 豊光君） ただいま御上程をいただきました議案第20号「平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容を御説明申し上げます。
- 今回の補正予算は、先ほど、御説明申し上げました一般会計黒島山公園整備事業に関連いたしまして、本会計所有の先行取得用地の事業化に伴い一般会計に譲渡するものでございます。それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。18ページでございます。
- まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億343万7,000円といたすものでございます。



歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、19ページをお願いいたします。まず、歳入予算といたしましては、財産売払収入6,950万円を計上いたし、また、歳出予算では、諸支出金で土地売却収入を一般会計へ繰り出すべく同額を計上いたしました。

以上、簡単でございますが、議案第20号「平成6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案どおりに可決されました。

○

#### 議案第21号

##### 平成6年度和泉市公共下水道特別会計補正予算（第4号）

平成6年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,002,106千円とする。

2 歳入歳出予算の改正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		53,732	62,703	116,435
	1. 負担金	53,732	62,703	116,435
3. 国庫支出金		1,021,000	284,600	1,305,600
	1. 国庫補助金	1,021,000	284,600	1,305,600
5. 繰入金		1,722,641	△44,929	1,677,712
	1. 一般会計繰入金	1,722,641	△44,929	1,677,712
7. 市債		1,814,800	△188,500	1,626,300
	1. 市債	1,814,800	△188,500	1,626,300
歳入合計		4,888,232	113,874	5,002,106

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 下水道事業費		3,366,279	113,874	3,480,153
	1. 下水道総務費	617,807	13,132	630,939
	2. 下水道整備費	2,748,472	100,742	2,849,214
歳出合計		4,888,232	113,874	5,002,106

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費	2. 下水道整備費	公共下水道整備事業	615,488

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			補			正			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度
公共下水道整備事業	1,814,800	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 行 其 他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,626,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 行 其 他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,626,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 行 其 他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,626,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 行 其 他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,626,300

- 議長（松尾孝明君） 日程第23「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） ただいま御上程をいただきました議案第21号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、南大阪湾岸北部流域下水道事業等負担金の補正並びにNTT無利子貸付金が国庫補助金に変更されたことに伴う財源構成の変更、下水道事業の繰越明許費の設定等でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。22ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,387万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億210万6,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費といたしまして、公共下水道事業において肥子2の9号線外13件の工事期間が平成7年度にまたがるため、経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めるもので、内容につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございますが、内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から内容の御説明を申し上げます。28ページでございます。

下水道総務費では、受益者負担金納期前納付報奨金並びに泉北環境整備施設組合分担金合わせて1,313万2,000円を追加いたしました。

下水道整備費では、1億74万2,000円を追加計上いたしました。内容につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金並びに和泉中央丘陵下水道整備事業負担金をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算でございますが、26ページに戻らせていただきます。

多少前後いたしますが、まず、国庫補助金につきましては、2億8,460万円の追加計上いたしました。公共下水道整備事業でNTT資金が国庫補助金に変更されたことに伴い追加計上いたしましたものでございます。

市債につきましては、NTT貸付金の国庫補助金への変更に伴いまして同額を更正減いたし、また、歳出予算に伴います市債の追加9,610万円を差し引きいたしまして、1億8,850万円を更正減いたしたものでございます。

次に、分担金では、受益者負担金として6,270万3,000円を追加計上いたしました。この特定財源の追加に伴いまして一般会計からの繰入金4,492万9,000円を更正減いたすものでございます。

以上、簡単でございますが、今回、御上程いただきました議案第21号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○  
議題第22号

平成6年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成6年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成6年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「1,002,894千円」を「902,554千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（ 既決予定額 ）		（ 補正予定額 ）		（ 計 ）
	収	入	収	入	
第1款 水道事業収益	3,200,604千円		970千円		3,201,574千円
第1項 営業収益	2,933,505千円		△ 1,030千円		2,932,475千円
第2項 営業外収益	267,089千円		2,000千円		269,089千円
			支 出		
第1款 水道事業費用	3,110,523千円		△ 61,835千円		3,048,688千円
第1項 営業費用	2,770,113千円		△ 64,350千円		2,705,763千円
第2項 営業外費用	338,210千円		2,515千円		340,725千円

第4条 予算第4条本文括弧書を、資本的収入額が資本的収支出額に対し附則する額「2,820千円」は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,476,010千円	△ 102,379千円	2,373,631千円
第1項 企業債	821,000千円	△ 82,500千円	738,500千円
第2項 工事負担金	1,634,000千円	△ 12,875千円	1,621,125千円
第3項 負担金	21,000千円	△ 7,004千円	4,996千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,487,735千円	△ 111,284千円	2,376,451千円
第1項 建設改良費	2,303,277千円	△ 111,284千円	2,191,993千円

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり改める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	拡張事業	1,678,082	5	888,890
				6	789,192

但し、北部受配水場施設建設工事に限る。

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額、拡張事業「812,500千円」を「730,000千円」に改める。

第7条 予算第7条中原水及び浄水費「1,312,070千円」を「1,289,440千円」に、支払利息及び企業債取扱諸費「315,715千円」を「313,715千円」にそれぞれ改める。

第8条 予算第10条中たな卸資産の購入限度額「684,096千円」を「642,096千円」に改める。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(松尾孝明君) 日程第24「平成6年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。
- 議長(松尾孝明君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部長(仲田博文君) お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第22号「平成6年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)」について、水道部仲田

より提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書30ページでございます。

今回、補正いたします主な理由は、決算見込み額に基づき、収益的収支並びに資本的収支について、それぞれ所要の補正措置を行うものでございます。

まず、第2条では、業務予定量について、第1項第4号中拡張事業10億289万4,000円を9億255万4,000円に減額し、第4条と関連するものでございます。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

第1款 水道事業収益既決予定額に97万円を増額、計32億157万4,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 営業収益では、給水収益の増加と受託工事収益の減少を差し引きした結果103万円を減額。第2項 営業外収益では、受取利息及び配当金で200万円を追加計上いたしました。

一方、支出でございますが、第1款 水道事業費用既決予定額から6,183万5,000円の減額を行い、計30億4,868万8,000円といたすものでございます。

その主な内容は、第1項 営業費用においては、受水費、受託工事費等で6,435万円の減額。第2項 営業外費用では、支払利息の減少と消費税の増加を差し引きし、251万5,000円を追加計上いたしました。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。

第1款 資本的収入既決予定額から1億237万9,000円の減額を行い、計23億7,363万1,000円といたすものでございます。

その主な内容は、第1項 企業債では、工事繰り延べ等で8,250万円の減額。第2項 工事負担金では、原因者負担工事の減により1,287万5,000円。第3項 負担金は、水質検査機器の一部購入延期により700万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

一方、支出でございますが、第1款 資本的支出既決予定額から1億1,128万4,000円の減額を行い、計23億7,645万1,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 建設改良費で拡張事業の工事繰り延べと改良工事及び中央丘陵水道施設建設事業の増減によるものであります。

次に、第5条の継続費については、工事完了に伴う清算により事業総額、年割額を改めるものであります。

第6条では、起債の限度額。

第7条では、流用金額。

さらに、第8条では、たな棚資産購入限度額について、それぞれ今回の補正措置に伴い改め

るものでございます。

なお、以上の結果、平成6年度決算見込み額は、損益収支において約1億3,600万円の利益が生じ、累積欠損金が1億2,500万円に減少する見通しであります。

以上が、今回、上程させていただきました平成6年度水道事業会計補正予算(第3号)の概要でございます。これら詳細につきましては、32ページ以下に記載いたしておりますので御参照賜り、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長(松尾孝明君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○

#### 議案第23号

#### 平成6年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成6年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成6年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

#### 【収 入】

第1款 病院事業収益 6,100,657千円 47,000千円 6,147,657千円

第1項 医業外収益 554,154千円 47,000千円 601,154千円

#### 【支 出】

第1款 病院事業費用 6,235,334千円 50,000千円 6,285,334千円

第1項 医業費用 6,062,534千円 50,000千円 6,112,534千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「3,306,180千円」を「3,356,180千円」に改める。

第4条 予算第9条中、「531,058千円」を「578,058千円」に改める。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(松尾孝明君) 日程第25「平成6年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。



- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局理事（谷上 徹君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第23「平成6年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」につきまして、市立病院事務局谷上より提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。追加議案書44ページでございます。

今回の補正は、収入におきましては、一般会計からの補助金の増額による補正。支出につきましては、職員の退職者の増加等によりまして給与費の補正が必要となり、御提案申し上げたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

第2条でございます。本条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

まず、収入でございますが、第1款 病院事業収益に4,700万円を追加し、補正後の病院事業収益を61億4,765万7,000円といたすものでございます。

その内容でございますが、第2項の医業外収益に増額された一般会計からの補助金4,700万円を追加し、6億115万4,000円といたすものでございます。

次に、支出でございます。病院事業費用に5,000万円を追加し、補正後の病院事業費用を62億8,533万4,000円といたすものでございます。

その内容でございますが、第1項の医業費用中給与費において報酬で1,000万円の減額。退職者の増加により不足額が生じた退職給与金で6,000万円を追加し、差し引き5,000万円の補正をお願いし、医業費用の補正後の額を61億1,253万4,000円といたすものでございます。

以上の結果、平成6年度末において医業収支で5億6,603万1,000円の損失が、また、医業外収支で4億3,035万4,000円の利益が生じ、予備費を含めた病院事業収支は、1億3,767万7,000円の欠損金が生じる見込みでございます。

次に、第3条でございます。本条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を33億618万円から33億5,618万円に改めるものでございます。

第4条は、予算第9条に定めた一般会計から病院事業会計へ補助を受ける金額を5億3,105万8,000円から5億7,805万8,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付してございますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第23号の提案理由並びに内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

す。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（松尾孝明君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、明11日より27日までは休会とし、28日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

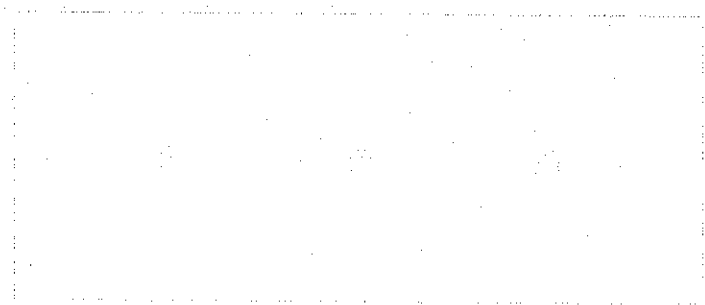
また、予算委員さんには14日から予算委員会を開催願ひ、御審査をお願いすることとなっております。委員の皆さんには、大変御苦勞でございますが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

（午後1時35分散会）

○

最 終 日



平成7年3月28日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文	16番	竹下義章
2番	森悦造	17番	須藤洋之進
3番	若浜記久男	18番	赤阪和見
5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和对策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同次長	門林良治
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同次長兼人事課長	戸口泰明	同副理事(解放総合センター担当)兼指導課長	山本襄
同人権啓発室長	明坂文嘉	市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
企画調整部長	逢野博之	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	福祉事務所長	中川鉄也
同企画室長	今村堅太郎	同理事	坂田平之
同施策推進室長	石本博信	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介
同理事兼財政課長	阪豊光	同理事	白樫通有

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
参与兼都市整備部長	富田宏之	同理事	谷上徹
同理事(再開発担当)	盛尾久和	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長(再開発担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	高宮武男
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事	一ノ瀬喜広
同次長兼公園課長	山下喬三	同次長兼消防署副署長	池野透
コスモポリス推進部長	中屋正彦	土地開発公社事務局長	北野喜平
同理事	田中拓夫	教育委員長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教育長	杉本弘文
建設部長	奥村富彦	教育次長兼管理部長	生田稔
同理事(道路担当)	谷俊雄	同次長兼学事課長	着本直幸
同次長兼住宅課長	西岡政徳	指導部長	西川義徳
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	社会教育部長	大塚孝之
下水道部長	藤原清司	同次長	田丸勝之
同次長	中野英二	同副理事兼久保惣記念美術館長	中野徹
同副理事(ふるさと館事務担当)	岸本孝二	収入役室長	藤木意継
改良事業部長	中辻寿夫	選挙管理委員会委員長	松井一雄
同次長兼用地課長	席田嗣夫	同事務局長	着本善夫
水道事業管理者	田中稔	監査委員	庄司清三
水道部長	仲田博文	同事務局長	吉田陽三
同次長	西尾浩	農業委員会会長	森口義忠
同次長兼総務課長	池野文一	同事務局長	農端小一
同次長兼営業課長	城前伊佐雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆  
次長 井阪和充  
参事 西垣宏高  
議事係長 田中康弘  
議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月28日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	(平成6年) 請願第1号	教育条件の改善を求める請願 (産業文教委員長報告)	
2	議案第8号	和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 1
3	議案第9号	和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 12
4	議案第1号	平成7年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
5	議案第2号	平成7年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
6	議案第3号	平成7年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
7	議案第4号	平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
8	議案第5号	平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
9	議案第6号	平成7年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
10	議案第7号	平成7年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
11	報告第2号	和泉市土地開発公社平成7年度事業計画書類の提出について	P. 66
12	議員提出 議案第2号	いじめ問題に関する意見書	別紙
13	議員提出 議案第3号	阪神・淡路大震災からの復興と防災対策に関する意見書	別紙
14	議員提出 議案第4号	老健法に基づく成人歯科健診の早期実施を求める意見書	別紙
15	議員提出 議案第5号	福祉の拡充と自治体への抜本的な財源保障、権限委譲を 求める意見書	別紙
16	議員提出 議案第6号	地方分権の推進に関する意見書	別紙
17	議員提出 議案第7号	核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書	別紙

○

(午前10時00分開議)

- 議長(松尾孝明君) おはようございます。議員各位には、何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席されている議員さんは25名でございます。欠席届の出ている議員さんはございません。上田議員さんから遅刻の届け出がございます。現在、25名でございます。
- 議長(松尾孝明君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(松尾孝明君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(松尾孝明君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「教育条件の改善を求める請願」を議題といたします。

本件については、産業文教委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を原委員長にお願いいたします。

(産業文教委員会委員長登壇、報告)

- 産業文教委員会委員長(原 重樹君) 平成6年12月14日開会の第4回定例会において、当産業文教委員会に付託されました「教育条件の改善を求める請願」について、去る2月17日委員会を開催し、審査いたしました結果の概要について御報告申し上げます。

まず、理事者より本請願に対する5項目について、市としての考え方について説明があり、第1項目の『教育予算を大幅に増やして「学級費」「教材費」など父母負担を軽減してください』ということについては、平成5年度より計画的に予算の増額に努めており、引き続き予算の増額に努めてまいりたい、との説明がありました。

第2項目の「学校にもエアコンを各教室に入れて学習に集中できる環境を整備してください」ということについては、具体的には、事業費として30億円以上必要であり、実現は困難である。しかし、教育環境の充実という点から今後、検討していく予定である、との説明がありました。

第3項目の「学校図書室を充実し、専任の職員を配置してください」ということについて、



平成6年度より1校当たり5万円を増額しており、今後とも図書充実に向け努力してまいりたい。また、専任職員の配置についても努力してまいりたい、との説明がありました。

第4項目の「学校給食への公費負担を大幅に増やして給食内容の充実、食器の改善等を行ってください」ということについては、物資購入面や食事環境の改善等に向け努力してまいりたい、との説明がありました。

第5項目の「老朽校舎の補修をしてください」ということについては、建築後20年を1つの基準として昭和60年から大規模改修を実施しており、今後とも実施していく予定である、との説明がありました。

次に、質疑、意見等の内容であります。第1項目の「学級費」「教材費」はどのような内容で、父兄の負担はどのぐらいか、という質問に対し、学級費はどのような内容で、父兄の負担はどのぐらいなのか、という質問に対し、学級費は、修学旅行と給食費を除いて小学校年間平均1万5,700円、中学校では平均3万8,000円の負担となっている。教材の範囲は、通常は副教材で、個人所有になるものである、との答弁がありました。

第2項目のエアコン問題については財政的に困難である、とのことであるが、地域性からいって本当に必要なかどうか、との質問に対し、図書室とか職員室等の個別の教室については一定、必要があると考えるが、全教室ということでは、7月20日から8月末が夏休みとなり、エアコンを利用する期間が非常に短いので、今のところ必要ないと考えている。しかし、これからの検討課題である、との答弁がありました。

第3項目では、学校図書室は専任の職員ではなく、生徒の自主管理を基本として考えるべきではないか、との質問に対し、各クラスの図書委員が昼の時間や放課後等を使って貸し出しを行い、できるだけ生徒の手に委ねている傾向である。

また、読書離れについてどう考えているか、との質問に対しては、図書担当先生方の交流を行い、読書意欲の高揚の討議がされている、との答弁がありました。

学校図書の充実にについては、生徒の自主管理を基本として考えるべきである、との意見がありました。

第4項目で給食制度等についての考えは、との質問に対し、現在の食事の多様化という現状の中で、子供の健康面を考え合わせながら食事の充実に努めている、との答弁があり、空き教室等の活用で楽しい形での学校給食がされる創意工夫が必要ではないか、との意見がありました。

第5項目で空き教室に対する改修事業の対応はどうか、との質問に対し、大規模改修事業は起債対象事業であり、教育効果をまず優先して改修しております。なお、今後、十分検討して

まいりたい、との答弁がありました。

次に、本請願の取り扱いについてお諮りいたしましたところ、請願項目の1番、3番、4番、5番については、全員異議なく採択することに決し、2番については、審査未了とすることに決しました。

以上で当産業文教委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○ 議長（松尾孝明君） ただいま委員長より詳細な報告がありました。委員長報告に対する質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本請願を委員長報告どおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を委員長報告どおり採択することに決しました。委員の皆さんには慎重御審査、まことに御苦労さんでございました。



○ 議長（松尾孝明君） 日程第2「和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定について」より日程第10「平成7年度和泉市病院事業会計予算」までの9議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月3日の本会議において予算審査特別委員会に付託し、慎重審査をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を友田委員長から御報告願います。

（予算審査特別委員会委員長登壇、報告）

○ 予算審査特別委員会委員長（友田博文君） 去る3月3日の本会議におきまして、平成7年度和泉市一般会計予算、4特別会計予算及び2企業会計予算並びに関連議案2件についてが上程され、その審査を予算審査特別委員会に付託されました。慎重に審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る14日から17日までの4日間にわたり委員会を開催いたしました。

なお、審査内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、結果のみの報告にとどめたいと存じます。御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計並びに関連議案2件について採決いたしましたところ、議案第1号「平成7年度和泉市一般会計予算」について反対意見があり、本件については、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第8号「和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定についておよび議案第9号「和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は別に異議な

く、原案どおり可決されました。

次に、議案第2号「平成7年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」について採決の結果、反対意見があり、本件については、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第3号「平成7年度和泉市老人保健事業特別会計予算」について採決の結果、反対意見があり、本件については、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」及び議案第5号「平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」についてそれぞれ採決いたしました結果、別に異議なく、いずれも原案どおり可決されました。

次に、議案第6号「平成7年度和泉市水道事業会計予算」については、別に異議なく、原案どおり可決されました。

次に、議案第7号「平成7年度和泉市病院事業会計予算」についても、別に異議なく、原案どおり可決されました。

なお、今回の審査に当たっては、4日間を通じ非常に多岐にわたり質疑が展開されました。本市の第3次総合計画に関するまちづくりについて、国体の開催について、老人福祉、障害者福祉を含め福祉対策について、また、阪神大震災の教訓から本市の防災対策について、その他多くの強い要望、意見、指摘が出されました。したがって、理事者におかれましてはそれらに十分意を配し、市民サービスの向上に創意と工夫をもって努力し、実践していただくことを強く要望するものであります。

以上で本委員会の報告を終わります。

- 議長（松尾孝明君） ただいま委員長から詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、これより討論を行います。まず、反対討論からお願いいたします。天堀議員。

- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。ただいまの委員長報告に対しまして、日本共産党議員団を代表して反対討論を行いたいと思います。

平成7年度一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、老人保健事業特別会計予算については、反対をいたします。その他の公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び病院、水道の2企業会計予算、さらに、議案第8号、第9号については、賛成の立場であることを表明し、委員長報告に対して反対の意見を述べたいと思います。

まず、一般会計であります。第1に同和問題について、市長は、市政運営方針で区切りと

しての20年を述べていますが、同和行政に解同言いなりでヒトもおカネも注ぎ込み、行政の主体性を放棄してきた20年間だったと思います。

平成7年度予算案も、個人給付の事業で一定の見直しはあるものの、地区協に同和地域住民の所得を把握させ、事業の適否判断も委ねるというように、行政としての主体性をますます放棄しようとしています。

また、本来、同和行政の終結こそが求められているにもかかわらず、解放同盟言いなりになって法期限後も同和行政を続けるため、新同和行政プランの検討をしようともしています。

さらに、具体的な予算内容でも、例えば同和関連施設の冷暖房工事に補助金のないものも含めて一般財源1億5,000万円余を投じる一方で、一般地域には、中学校の暖房費900万円さえ予算化しないなど、相変わらずの同和優先予算となっております。

第2に開発の問題であります。市長は、大規模開発が実を結ぶ年であることを強調し、今後も4大プロジェクトを強硬に推進する立場を明らかにしています。しかし、コスモポリスに関して、出資者であるゼネコンが担保なしには造成費の後払い方式を渋っている状況が予算委員会審議で明らかになりましたが、こうした厳しい社会情勢にもかかわらず、当議員団の見直しの提案も無視をし、あくまで4大プロジェクト強行推進の姿勢であります。これは今後の市政運営に重大な結果をもたらす可能性が高いわけですし、有能でやる気のある職員さんに対しても、全く無責任な態度であります。

次に、福祉の問題でも、国が次々と補助金カットを行い、民間委託などを主導してくる中で、市長もこうした政治姿勢に迎合する態度であり、予算委員会でも「和泉方式」ということが出てまいりましたが、補助金が付かないものは、どんなささやかな市民要望もなかなかやろうとしない態度であります。わずか40万円足らずでできる母子家庭の入院給食費の無料化さえもしようとしません。また、市営住宅の家賃の値上げやごみ問題でも有料化を含めた検討をしておるなど、市民への負担も増大させようとしております。

最後に、今回は、市長の今後の政治家としての立場が明らかにされないという非常に不安定な中での予算編成となったわけですが、特にこうした中で第3次総合計画も作成しようとしていることは、市民に対しても、市職員に対しても無責任な態度であることを指摘し、一般会計予算案に反対の意見といたします。

次に、国民健康保険事業特別会計についてであります。まず、補助金の一般財源化や保険料の応益応能割合への攻撃など、国からの保険者、被保険者への攻撃があるもの国からの冷たい指導をそのまま受け入れ、市民、被保険者に負担を強いる態度であることが、遡及賦課問題でも明らかになりました。

また、基金保有額と平成6年度決算見込みでの黒字額とで約7億円もの余裕がありながら、高い保険料の値下げはもちろん、一般減免の措置も緩和しようとしていません。さらに、年々増え続ける同和減免については、当面、継続していく方針が明らかにされるなど、到底、市民の納得が得られるものではないわけであります。

以上の理由で本会計にも反対をいたします。

次に、老人保健事業特別会計については、昨年10月から入院の食事代1日600円が患者負担となり、平成7年度は、通院の1カ月1,000円が物価スライドにより1,010円の負担となるなど、患者負担が増大してきております。本来、この会計は、福祉や医療の改悪の突破口とされてきた会計でもあり、本会計にも反対をいたします。

最初に申し上げましたようにその他の会計、議案には賛成をいたしますが、委員長報告全体に対し、共産党議員団としての反対討論といたします。

以上です。

○ 議長（松尾孝明君） 次に、賛成討論をお願いいたします。

○ 6番（田代一男君） 6番・田代であります。私は、平成7年度予算並びに関連議案について、賛成の立場から意見を申し述べたいと思います。

まず、一般会計予算についてであります。引き続き景気低迷と住民税減税等により本市の財政環境は、極めて厳しい状況下であろうかと認識するものであります。このような状況のもと、本市の都市基盤整備として特に光明池春木線、唐国久井線等の幹線道路並びに上代伏屋線、伯太放光池丸笠線等、新旧市街地での道路網整備に積極的に取り組まれています。

さらに、迫り来る高齢・少子社会への対応として、ホームヘルプサービスやデイサービス事業並びに寝たきり老人入浴サービス等の充実、さらに、民間デイサービス施設建設への助成など、在宅福祉施策を民間活力の活用により積極的に推進されていますが、今後、ますます高齢化が進む中、心の通った福祉施策の充実を望むものであります。

その他児童福祉や教育についても、和泉保育園の総合園としての開園や小中学校の大規模改造を昨年に引き続き実施するほか、池上曽根遺跡での「古代ロマン再生事業」の着手及びごみ焼却場の余熱を利用した温水プールの建設など、今日のニーズに即した施策を積極的に実施されています。

しかし、本年年明け早々の阪神・淡路大震災に見られるように、防災対策は市民の生命と財産を守る上で欠かせないものであり、そのためにも早急に防災体制の確立と災害に強いまちづくりに取り組まれることを要望するものであります。

以上のような施策も含め財政基盤の脆弱な本市において、限られた財源をもって都市基盤整

備や高齢者施策を推進される姿勢を評価いたしますが、本予算においては一般財源不足が生じ、昨年度に引き続き地方債と基金に依拠する硬直化した予算編成であり、早急に行財政運営の見直しを図り、効率的な運営と国・府に対しては地方財源の拡充を要請し、もって市民福祉の向上に努められることを望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算については、高齢化の進展による医療費の増高等により年々、運営状況が厳しくなろうかと思われませんが、そのようなもとで、今後とも国に対し抜本的な制度改正による財政基盤の確立を強く要望し、健全な運営を維持できるよう期待するものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算については、市街化区域での下水道整備を積極的に推進されることを評価をいたしますが、とりわけ、既存の住宅地での污水管整備をより一層積極的に実施され、普及率の向上に努められることを望むものであります。

その他老人保健事業特別会計予算並びに公共用地先行取得事業特別会計予算についても、事業目的に積極的に取り組まれ、適正な予算であると評価をいたします。

次に、水道事業及び病院事業の企業会計予算については、病院事業については本館の老朽化、水道事業についても、災害時におけるライフラインの確保等の課題も含め大変厳しい状況下にあります。採算性を基調とし、事業目的の推進に努力され、市民サービスの向上に努められることを望むものであります。

以上により平成7年度一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算並びに関連議案について、要望、意見を付して賛成するものであります。

○ 議長（松尾孝明君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本9議案のうち3議案について反対意見がありますので、これを先に採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号「平成7年度和泉市一般会計予算」、議案第2号「平成7年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第3号「平成7年度和泉市老人保健事業特別会計予算」の以上3議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本3件を委員長報告どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第1号、第2号、第3号の3議案は原案どおり可決されました。

○ 議長（松尾孝明君） 次に、残り6議案についてお諮りいたします。議案第8号「和泉市特別職の職員の給与に関する条例制定について」、議案第9号「和泉市職員の育児休業等に関する

る条例の一部を改正する条例制定について」、議案第4号「平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」、議案5号「平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」、議案第6号「平成7年度和泉市水道事業会計予算」並びに議案第7号「平成7年度和泉市病院事業会計予算」の以上6議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本6議案を委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第8号、第9号、第4号、第5号、第6号並びに第7号の6議案は原案どおり可決されました。

予算委員の皆さんには連日にわたる御審議、まことに御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

---

報告第2号

和泉市土地開発公社平成7年度事業計画書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成7年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年3月3日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長(松尾孝明君) 日程第11「和泉市土地開発公社平成7年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。
- 議長(松尾孝明君) 報告の説明を願います。
- 土地開発公社事務局長(北野喜平君) 土地開発公社事務局長北野でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました報告第2号「和泉市土地開発公社平成7年度事業計画書類の提出について」を御説明申し上げます。

当公社の運営につきましては、平素から格別のご指導、ご支援を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

公社の事業計画は、さきに御議決賜りました平成7年度和泉市一般会計予算等に基づき作成したものでございます。それでは、その内容を御説明申し上げます。別冊公社予算書1ページでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

まず、収入では、第1款 事業収益15億323万5,000円を計上いたしました。

その内容は、第1項 公有地取得事業収益で、公有地の譲渡による収入でございます。

第2款 事業外収益491万6,000円を計上いたしました。

その内容は、第1項 受取利息8万9,000円と、第2項 雑収益482万7,000円でございます。

以上、収入合計は、15億815万1,000円でございます。

次に、2ページの支出でございますが、第1款 事業原価14億3,312万8,000円を計上いたしております。

その内容は、第1項 公有地取得事業原価で、譲渡予定の公有地の原価でございます。

第2款 販売費及び一般管理費として6,522万2,000円を計上いたしております。

その内容は、職員給与費その他の経常経費でございます。

第3款 事業外費用100万円を計上いたしております。

その内容は、第1項 支払利息で、短期借入金の利息でございます。

次に、第4款 予備費は、前年度同様300万円といたしております。

以上、支出合計は15億235万円で、収益的収入及び支出の差引額は580万1,000円と相なり、これが当年度純利益と相なるものでございます。

次に、3ページでございます。第3条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございまして、収入は、主として本年度取得予定の公有地取得事業資金等の借入予定額。支出は、本年度の公有地取得事業費並びに借入金の元利償還金の支出予定額を定めたものでございます。

まず、収入でございますが、第1款 資本的収入は、第1項 借入金及び収入合計ともに同額の34億4,206万1,000円を計上いたしております。

次に、支出でございますが、第1款 資本的支出48億7,518万9,000円を計上いたしております。

その内容は、本年度取得予定の第1項 公有地取得事業費26億9,206万円。第2項 借入金償還金21億8,312万9,000円でございます。

以上、支出合計は、48億7,518万9,000円と相なり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14億3,312万8,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、4ページでございます。第4条は、公有地取得費等の資金に充てるための借入金の限度額を34億4,206万1,000円と定めたものでございます。市一般会計並びに特別会計予算の債務負担と債務保証に基づくものでございます。

続きまして、事業計画について御説明いたします。8ページでございます。



まず、本年度の先行取得計画について申し上げますと、環境改善整備事業用地といたしまして、851.23㎡を3億5,786万円で。また、公共用地では、都市計画道路光明池春木線用地外公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買収用地等で、3万603.52㎡を23億3,420万円で取得する計画であります。

以上、合わせて公有地取得計画面積は3万1,454.75㎡、取得事業費は26億9,206万円と相なります。

次に、公社保有の公有地譲渡処分計画について御説明いたします。9ページでございます。

一般公共用地では、前年度に引き続き光明池春木線道路用地の譲渡を初めその他道路、公共下水道用地など7,928.90㎡を5億7,680万円で。また、環境改善整備事業用地として道路用地など1,545㎡を4億683万2,000円、合計いたしまして市への譲渡は、9,473.90㎡を9億8,363万2,000円を予定しております。

また、大阪府には、都市計画道路岸和田南海線用地外1,891.64㎡を3億2,539万4,000円で譲渡する計画でございます。

次に、環境改善整備事業を円滑に進めるための受け皿として、換地対策事業用地として1,599.22㎡を1億4,425万円で各権利者へ譲渡。

また、その他一般処分用地として、469㎡を4,995万9,000円で譲渡を計画しております。

以上、合わせて譲渡面積1万3,433.74㎡、譲渡総額15億323万5,000円を予定いたしております。

10ページ以下に資金計画、平成6年度及び平成7年度の予定損益計算書、予定貸借対照表、15ページには予算説明書を添付いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成6年度の決算見込みでございますが、平成6年度予定損益計算書のとおり、当年度純利益1,651万円余を予定いたしておりますので、御報告いたします。

以上、簡単ですが、報告第2号「和泉市土地開発公社平成7年度事業計画書類の提出について」の説明を終わります。今後とも経費節減、低金利資金の導入、保有資産の譲渡処分の促進等、公社経営の健全化に努める所存でございますので、一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 26番（原 重樹君） 26番・原です。報告事項ということでもありますし、私は委員会等にも出ておりますので、簡単にお聞かせ願いたいと思います。

いつも問題にしておりますサントリー横の分ですが、今、名前が変わって伯太一丁目という

ことですが、委員会等で意見を申し上げましたし、質問もいたしました。その進展等も含めて御説明をお願いしたいのと、下水管布設問題も絡んでおり、阪和東側の土地の権利者との話もあると思いますので、その辺も含めまして御説明をお願いしたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 土地開発公社事務局長（北野喜平君） 公社北野でございます。いわゆる伯太一丁目の用地につきましては、平成6年度中に処分をしたい、という方針を持っております。しかし、御案内のとおり地価低迷が続いております。昨年6月の公社特別委員会におきましても、今、この時期に特に売り急ぐ必要はないのではないか、との御意見が相次いで出されました。これらの御意見も踏まえ、さらには、地価動向も見極めながら、今後、慎重に対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

- 総務課長（植田真人君） 開発公社植田でございます。2点目の阪和東側線よりの進入路の進捗状況でございますが、権利者5名、面積にいたしまして363.09㎡でございます。そのうち4件が御協力賜りまして契約いたしました。その面積が353.96㎡でございます。残り9.13㎡につきましては、今後、精力的に交渉を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 土地開発公社事務局長（北野喜平君） 下水管理設の件であります。下水道部の方でお聞きをしましたところ、平成8年度以降に計画がある、と聞き及んでございます。

以上です。

- 26番（原 重樹君） 下水管については8年度以降に計画がある、ということです。以降ですからいつかわかりませんが、7年度にはない、ということです。

先ほどからの説明だけを聞いておりますと、地価低迷で云々と言われておりますが、それでは、地価の社会状況がよくなったら売れるのか、となると、なかなかそうはなっていないのが、議員さんも御存じの解放同盟から待った、ロックが掛かっているという中身だと思っております。その意味では、委員会等で地価低迷で売り急ぐ必要はない、という意見も確かに委員さんから出たことも事実ですし、前の委員会で市長もそれを理由にされていたわけです。

しかし、これは売る時期であるか時期でないか、ということとロックを外す問題は別次元の話だと思っております。前回の委員会でも地価低迷を理由にして、解放同盟と話を付ける問題がかなり後に回されてきているという印象を持ったので、改めて質問をしているわけです。

そこで、市長にお答えを願いたいんですが、その辺で本当に話を早急に付けていく気持ちがあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 原議員さんの御質問に対し、市長よりお答え申し上げたいと存じます。

先ほど、公社の局長より御答弁をいたしたとおりでございます。重ねてのお尋ねでございます。この土地については、何とか処分をいたしたいと考えておりますが、地価低迷が主な原因でもございます。一面、原議員さんが御指摘のように本件は、同和対策用地として取得した経過がある関係上、この件につきましては、支部とよく話し合っただけで話を付けさせていただきたい、このように考えております。したがって、別問題であるということは御指摘のとおりですが、支部と話を付ける、処分をしていくということは、一体的なものとして今後とも対応してまいりたい、このように考えております。

- 26番（原 重樹君） 今までからこの問題についての見解は申し上げておりますので、くどくど申し上げるつもりはありません。今までの経過からしますと、売るという段階までいきながら待ったが掛かったわけですから、それ自体がおかしいわけです。行政として、あるいは土地開発公社の理事長である市長としては、経過を見れば当然処分できるものなのに、それが改めてロックが掛かっている状況ですので、それ自体がおかしいわけです。ロックを外す、それで支部と話をしている、ということですが、それは早急にしていただかなくてはあかんということで、その点は、強く意見として申し上げておきます。

ただ、1つだけ確かめておきたいのですが、雨水管を通すという計画があるわけです。今、8年度以降みたいな話が出ましたが、これはロックと関係があるのかどうか。ロックが外れなかったら、下水管は布設できないという考えなのか。いや、それは関係なく下水管は入れます、ということなのか、その点の確認だけをして終わりたいと思います。

- 土地開発公社事務局長（北野喜平君） 先生が御指摘のとおり、下水管を埋設することについては、いわゆるロックとは直接関係はございません。
- 26番（原 重樹君） いわゆる土地処分問題云々で部落解放同盟和泉支部との話が付かない中でも下水管は布設できると理解していいですね。それを確認して終わります。
- 市長（池田忠雄君） そのとおりであります。そうした経過はありますが、周辺全体の下水道整備の推進を考えた場合その話は関係なく、下水管は下水管として、下水道部との話の中で埋設してまいりたい、そういう考えでございます。
- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。

平成7年3月28日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員 赤阪和見

同 友田博文

同 若浜記久男

同 田代一男

同 池田秀夫

同 柏富久蔵

同 竹下義章

同 穴瀬克己

同 西口秀光

同 天堀博

いじめ問題に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第2号

いじめ問題に関する意見書

子どもたちの間において、人格・人権を侵害する陰湿的・暴力的な「いじめ」があとを絶たない。中でも、愛知県の中学生による痛ましい事件を契機として、重大かつ深刻な社会問題となっている。

最近の「いじめ」は悪質化・多様化しており、また、「登校拒否」「中途退学」「校内暴力」等の問題ともあいまって、その解決を一層困難なものにしている。

未来を担う子どもたちが、楽しく充実した生活を送るべき時に、「いじめ」によって、暗く、惨めな生活に陥るばかりでなく、自らの生命を絶つような悲劇は絶対にあってはならない。

よって、本市議会は、政府に対し、こうした事態の再発防止に向けて、教育活動のあらゆる場で人権尊重の精神を徹底させると共に、学校・家庭・地域社会の連携を強化し、社会全体で「いじめ」を根絶するための実効性ある施策を早急に講じ、子どもたちの健全育成に万全を期されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣  
文部大臣  
自治大臣

宛

- 議長（松尾孝明君） 日程第12「いじめ問題に関する意見書」を議題といたします。  
意見書を朗読させます。  
（事務局職員朗読）
- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

平成7年3月28日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤阪和見
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏富久蔵
同	竹下義章

同 穴瀬 克己  
同 西口 秀光  
同 天堀 博

阪神・淡路大震災からの復興と防災対策に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第3号

阪神・淡路大震災からの復興と防災対策に関する意見書

平成7年1月17未明、兵庫県南部を中心に発生した地震は大都市直下型地震であったため、5,400人を超える尊い命を奪い家屋の倒壊、電気・ガス・水道など生活に深く直結するライフラインを破壊し、神戸市や阪神間の各都市にも甚大な被害をもたらした。

このため、多数の住民が集団的に避難生活を余儀なくされるなど、不自由な生活を強いられ、地域の社会経済の各般にわたり極めて深刻な影響が生じている。

本市においても、あらゆる対策を講じているところである。

しかし、戦後最大規模といわれている今回の大地震は、今なお数多くの被災者に避難所等での不便な生活を強いるなど、地域社会に深刻な事態を引き起こしているばかりでなく、産業、交通、物流施設などに壊滅的な打撃を与え、我が国の経済にも深刻な影響を及ぼしている。そのため、被災者の救済・支援、地域の復興に向け、住宅・雇用の確保や産業基盤整備等、国をあげての取り組みが強く求められている。

よって、政府におかれては、緊急の救援対策はもとより、中・長期的な災害復旧・復興対策を行い、さらに近畿圏を含め全国の地震観測・予知体制の整備・強化等の防災対策の確立を図るため、速やかな予算措置をはじめとする強力な財政・金融措置を講ずるとともに、対処困難なものについては新たな立法措置を行うなど、災害に強く安心して生活できる都市づくりと地域の復興に向けて、万全の対策を強力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣  
大蔵大臣  
自治大臣  
地震対策担当大臣

宛

- 議長（松尾孝明君） 日程第13「阪神・淡路大震災からの復興と防災対策に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしく願います。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

平成7年3月28日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤阪和見
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏富久蔵
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

老健法に基づく成人歯科健診の早期実施を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第4号

老健法に基づく成人歯科健診の早期実施を求める意見書

昨今、高齢者の入れ歯に対する不満とともに、入れ歯にならないための歯科保健・予防に対する国民の要望が高まってきた。政府は平成元年の成人歯科保健対策検討委員会報告において、8020（ハチマルニイマル、80歳で20本の歯を残す）運動を提唱したが、指定モデル地区での調査事業以外、何も行われていない。

老健法による一般成人健診が実施されてから10年を経過した。同法が成立した際の衆参両院の付帯決議では、歯科健診の早期実施を謳っているが、いまだに歯科健診は未実施のままである。

よって政府は、医科歯科のバランスのとれた成人健診制度の確立のために、早期に以下の事項の実現を図るよう、強く要望する。

1. 老健法に基づく基本健診の必須項目に歯科健診を追加すること。
2. 対象疾患は、う蝕、歯周疾患、顎関節症などとする。
3. 歯科健診の制度化に対応して、健診前後の健康教育、保健指導等を充実させるとともに、そのためのマンパワーを確保すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣	}	宛
厚生大臣		
大蔵大臣		
自治大臣		

- 議長（松尾孝明君） 日程第14「老健法に基づく成人歯科健診の早期実施を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。
- 18番（赤坂孝明君） 事務局朗読のとおりでございます。議員皆様方の御賛同をよろしくお願いたします。



○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第4号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

平成7年3月28日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員 若浜 記久男

同 友田 博文

同 田代 一男

同 池田 秀夫

同 柏 富久蔵

同 竹下 義章

同 穴瀬 克己

同 西口 秀光

福祉の拡充と自治体への抜本的な財源保障、権限委譲を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第5号

福祉の拡充と自治体への抜本的な財源保障、権限委譲を求める意見書

本格的な少子化・高齢社会をむかえ、福祉社会実現のための大幅な施策拡充と抜本的な体制づくりなど条件整備が国民的課題となっている。

そのためには、健やかにこどもが育ち、お年寄りや障害者が安心して暮らせる地域づくりに向けて、住民に身近な地方自治体の積極的な役割と施策の拡充が求められている。

また、そのための地方自治体に対する抜本的な権限委譲と財源の保障が必要となっている。

一方で、政府も、福祉ビジョン、新ゴールドプラン、エンゼルプランを策定し積極的施策の推

進を図ろうとしているが、その実施に向けた財源確保が緊急の課題となっている。  
十分な予算確保が行われない場合、各自治体が進めている老人保健福祉計画の後退を余儀なくされるだけでなく、今後の子育て支援策の推進にも大きな影響を与えることが予想される。

よって政府は、本格的な少子化・高齢社会に向けた福祉の拡充と自治体への抜本的な財源確保、権限委譲を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣  
厚生大臣  
大蔵大臣  
自治大臣  
総務庁長官

宛

- 議長（松尾孝明君） 日程第15「福祉の拡充と自治体への抜本的な財源保障、権限委譲を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。
- 3番（若浜記久男君） ただいま議会事務局朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第5号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

平成7年3月28日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤阪和見
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏 富久蔵
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀 博

地方分権の推進に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第6号

地方分権の推進に関する意見書

地域の特性に応じた個性あるまちづくりを進めるためには、現行の国と地方との関係を根底から組み替え、国の権限を大きく地方公共団体に移行させる必要がある。

しかし、政府が2月28日に閣議決定し、国会に提出した地方分権推進法案によれば、機関委任事務などについては廃止を明示せず、分権の核となる具体的な権限委譲の基本原則も示されていない。

地方分権の推進を真の実効あるものとするためには、さらに国の役割を限定し、国と地方との税財源の配分を抜本的に見直すとともに、機関委任事務制度や国の自治体に対する関与を極力廃止することなどを明確にすることが必要である。

よって本市議会は政府に対し、このような趣旨を踏まえて法律を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣  
自治大臣  
大蔵大臣  
総務庁長官

} 宛

- 議長（松尾孝明君） 日程第16「地方分権の推進に関する意見書」を議題といたします。  
意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。
- 6番（田代一男君） 地方分権の早期実現は、昨今の国民の多くの声であります。それを受けて議員皆様方の御賛同をよろしくお願いをいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第6号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

平成7年3月28日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤 阪 和 見
同	友 田 博 文
同	若 浜 記久男
同	田 代 一 男
同	池 田 秀 夫
同	柏 富久蔵
同	竹 下 義 章
同	穴 瀬 克 己

同 西口 秀 光

同 天 堀 博

核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第7号

核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書

本年は、戦後50年目という歴史的に大きな節目の年です。また、世界で初めて広島、長崎へ原爆が投下されてから50年になる。

一瞬にして、二つの都市を壊滅させ、多くの人命を奪い、未だにその後遺症で苦しんでいる人達も数多くおられます。また、戦後の世界各国での核実験による被害をみても、核兵器全面禁止と核廃絶は必然のものである。

しかし、それを願う諸国民の願いに反し、アメリカ、ロシアなどの核保有国には、今なお広島型原爆の40万発～50万発にも匹敵する核兵器が保有されているとされている。

更に、21世紀に入っても広島型原爆の20万発以上に相当する核兵器が残される計画である。

本市は、さきに「核兵器廃絶平和宣言都市」宣言を行い、すべての核保有国に対し核兵器の廃絶と軍縮を求めている。

よって政府は、唯一の被爆国として核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵など的一切を禁止する「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」を一日も早く締結するよう、関係諸外国に対し格段の努力を尽くすことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣

自治大臣

外務大臣

宛

○ 議長(松尾孝明君) 日程第17「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） 核兵器の全面禁止・廃絶はわれわれの願いであります。どうか議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第7号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（松尾孝明君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

去る3日、本年第1回の定例市議会をお願いを申し上げ、平成7年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算と、それに関連いたします条例制定等多数の重要議案を御提案をいたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず、長期間にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

また、予算審査特別委員の皆様方には、お疲れのところ連日にわたりまして御審議を相賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、本会議を通じまして、あるいは予算審査特別委員会の御審議の過程におきまして、御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望等につきましては十分尊重させていただきます。私はもとより、職員一体となって遺憾なきを期してまいるとともに、予算執行に当たりましても慎重を期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきま

して今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せをいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

今年は、市制施行40周年というまことに意義深い年でございます。私にとりましても、市長就任20年という区切りの年でもございます。さらなる市政の発展を期しまして、来る4月2日には、御案内のと通りの竣工式とまちづくりフェスタを開催をいたしたいと存じておりますので、ぜひとも御来席のほどを心からお願いを申し上げる次第であります。

ようやく寒さも和らぎまして、陽春の季節と相なっております。議員皆様方には、ますます御多忙のことと存じますが、気候の変わり目でございます。何とぞ御自愛をいただきまして、御健勝で市政発展のため御尽瘁を相賜りますよう心から念願をさせていただきます、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての心からなる御礼のごあいさつとさせていただきます。長期間にわたりまして本当にありがとうございました。

(議長登壇、閉会挨拶)

- 議長(松尾孝明君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

平成7年度当初予算を初め関連する諸議案の審議に当たり終始熱心に御審議を賜り、無事終了することができましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、新年度も行財政にますます厳しさが加わる中、定例会並びに予算委員会を通じ議員からの御指摘、御要望が多々ありましたが、これを十分に尊重し、苦しい財源の中で創意と工夫を凝らし、市民の信託にこたえられるようお願いいたします。

それでは、これもちまして、平成7年第1回定例会を閉会いたします。長期間、まことにありがとうございました。

(午前11時03分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

松尾孝明

同 署名議員

讃岐 一太郎

同 署名議員

天堀 博

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the integrity of the financial system and for the ability to detect and prevent fraud. The document also highlights the need for transparency and accountability in all financial dealings.

In addition, the document outlines the various methods used to collect and analyze financial data. It describes the role of different departments in the process and the importance of collaboration between them. The document also discusses the challenges faced in the collection and analysis of financial data and provides suggestions for how to overcome these challenges.

The document concludes by emphasizing the need for continuous improvement in the financial system. It suggests that regular audits and reviews are necessary to ensure that the system is up-to-date and effective. The document also encourages the use of technology to improve the efficiency and accuracy of financial data collection and analysis.